令和７年

島本町議会１２月定例会議
島本町議会１２月臨時会議

会　議　録

令和　７　年１２月１５日（月）
令和　７　年１２月１６日（火）

……

令和　７　年１２月２５日（木）

島　本　町　議　会

令和７年

島本町議会１２月定例会議　会議録

令　和　７　年１２月１５日　開　議
令　和　７　年１２月１６日　散　会

令　和　７　年１２月１５日（第１号）

令　和　７　年１２月１６日（第２号）

島　本　町　議　会

令和７年島本町議会１２月定例会議会議録目次

第　１　号（１２月１５日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 4
○会議録署名議員の指名…… 4
○諸般の報告…… 4
○一般質問…… 8
・河上議員…… 8
・月足議員…… １７
・東田議員…… ２５
・西山議員…… ３３
・永山議員…… ４５
・ナカジマ議員…… ５６
・山口議員…… ６２
・川嶋議員…… ６８
○延会の宣告…… ７６

第　２　号（１２月１６日）

○出席議員…… ７９
○議事日程…… ８０
○開議の宣告…… ８２
○一般質問…… ８２
・中田議員…… ８２
・すえおか議員…… ９４
○第　９　号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について……１０３
○第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて１０３
○第６９号議案　工事請負契約の変更について……１０３
○第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について……１０４
○第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について……１０６

○第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について……１１５
○第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について……１２０
○第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……１２８
○第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……１２８
○第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……１２８
○第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について……１２８
○第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）……１２８
○第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）……１２８
○第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）……１２８
○第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）……１２８
○第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）……１２８
○第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）……１２８
○修　正　案　第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正案……１４２
○第８４号議案　訴えの提起について……１５５
○第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）……１５５
○散会の宣告……１５７

※付議事件の議決結果……１６０

令和７年

島 本 町 議 会 １ ２ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　１　号

令 和 ７ 年１２月１５日（月）

島本町議会１２月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和７年１２月１５日（月）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	ナカジマ洵智	２番	大久保たかゆき	３番	すえおか友行
４番	月足　まさや	５番	河上　りさ	６番	東田　まさき
７番	清水　貞治	８番	福嶋　保雄	９番	山口　博好
10番	西山　ようこ	11番	中田　みどり	12番	永山　優子
13番	川嶋　玲子	14番	野口　日利美		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	石原　誠之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	杣木　利徳	健康福祉部次長	根本　康也	健康福祉部次長	大辻　泉

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会１２月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１２月１５日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸般の報告

日程第３　一般質問

河上議員　１．島本町の交通環境について
２．大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌水質汚染の危険性
３．特定検診と人間ドックについて
４．ＳＮＳの脅威と自治体

月足議員　１．島本高校跡地について
２．熊の出没への現在と今後の対策と対応について

東田議員　１．スポーツを通じた町の賑わいづくりについて②
２．認知症条例の制定について

西山議員　１．認知症予防とオレンジカフェの取り組みについて
２．島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備について

永山議員　１．駅前地図の撤去は本当に必要か
２．未来に向けた戦没者追悼式のあり方を考える

ナカジマ議員　町立新体育館の温水プールにおける熱源について

山口議員　里親を活用した子育て短期支援事業について

川嶋議員　手話言語条例について

中田議員　児童数予測について

すえおか議員　１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について
２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現
３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実
４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して

日程第４　第９号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第５　第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ

とについて

日程第６　第６９号議案　工事請負契約の変更について

日程第７　第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第８　第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

日程第９　第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

日程第10　第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について

日程第11　第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　第８４号議案　訴えの提起について

第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

（午前10時00分　開議）

大久保議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和７年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から12月16日までの２日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、お願いいたします。

また、島本町議会では、令和７年10月から、本会議や常任委員会等において、議員及び職員が貸与されているタブレット端末やノートパソコンを議場に持ち込み、会議の内容に関わって使用することを正式に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますよう、お願いします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは、電源をお切りいただくか、マナーモードにして、音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、この議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますよう、お願い申し上げます。なお、テスト放送を行っている映像につきましては、ユーチューブにより試行的にライブ配信しており、カメラの角度によっては傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

お諮りいたします。

本定例会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、第84号議案及び第85号議案を除き、あらかじめ原稿を配付することによって朗読されたものとし、取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認め、そのように取り扱いいたします。なお、傍聴用資料には、巻末に原稿を綴じております。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、３番　すえおか議員及び13番　川嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より順次御報告いただきます。

まず、総務建設水道常任委員会委員長から御報告いただきます。

中田委員長（登壇）　改めましておはようございます。

総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月23日に「ごみ減量対策について」をテーマに、東京都小金井市へ、翌10月24日に「新しい公園利用のルールについて」をテーマに、東京都杉並区へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、総務建設水道常任委員会委員７人と随行した議会事務局長の計８人でございます。

まず、東京都小金井市は、東京都のほぼ中央に位置し、面積は11.30平方キロメートル、令和７年12月１日現在の人口は12万5,960人の市です。都心に近いながらも、豊かな自然環境に恵まれた都市であり、また、市内には多くの大学・研究施設が設置され、文教都市としての性格も有しています。

小金井市は、平成18年10月１日付で「ごみ非常事態宣言」を宣言されました。これは、調布市、府中市、小金井市で構成された二枚橋衛生組合焼却場で可燃ごみを焼却していたものの、施設の老朽化が著しく、全焼却炉の運転が停止された平成19年３月末以降に、多摩地区の多くの自治体に可燃ごみの焼却処理を依頼することになったことから、ごみの減量が急務となり、市民に協力をお願いするため、宣言されたものです。

ごみ減量のために行われた主な取組といたしましては、平成17年８月からの家庭ごみの一部有料化の実施のほか、ごみ分別の細分化、家庭用生ごみ処理機購入の補助制度、乾燥生ごみの回収、剪定枝の回収、シュレッダーごみをはじめ衣類や紙コップ、紙皿等の資源ごみとして回収などがあり、回収後に資源化できるものは資源として活用しておられます。

その後、令和２年４月から、日野市、国分寺市、小金井市で構成される浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設が本格稼働し、13年続いた近隣の多くの自治体での焼却処理は終了いたしました。

令和３年４月には、「ごみ非常事態宣言」に代わる新たなスローガンとして、リデュース・リユース・リサイクルの３Ｒの中でも、リデュースを最優先項目として、「ごみを出さないライフスタイル」を日常生活に定着させることを目指して、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』～ごみを出さないライフスタイルへ～」を設定されました。

ごみの減量を進めるに当たり、一番効果的だったことは、有料化にしたこととのことで、小金井市の場合、本町のような収集場所を決めた拠点収集ではなく、個別収集のため、誰がそのごみを出したのかが分かることも要因となっていたようです。しかし、有料化には賛否様々な意見があり、中でも有料ごみ袋の価格が高いという意見が多いとのことでした。

本町も、リユース促進に向けた連携協定の締結、家庭用廃食油や使用済小型充電式電池の回収など、様々なごみ減量の取組を行っておりますが、ごみの問題は、住民への影響も大きく、また、老朽化の進んだ清掃工場の広域化を含めた今後の在り方も含め、本町に適した処理の方法を検討していく必要があると思われます。

続いて訪れた東京都杉並区は、東京都23区の西部に位置し、面積は34.06平方キロメ

ートル、令和７年11月１日現在の人口は58万3,177人です。都心から近い好立地にありながら、水と緑に恵まれた住宅都市となっております。杉並区では、公園・児童遊園・遊び場を区民の方々に気持ちよく譲り合って利用していただくために、令和６年１月から２月にかけて、区に多くの要望が寄せられる「喫煙」「犬の連れ込み」「ボール等の利用」「自転車の乗り入れ」「花火の利用」についてアンケートを実施されました。実施する際は、大人の意見に偏らないよう、質問の表現をやさしくした子供用アンケートも実施されております。

公園利用者の中には、静かに過ごしたい人や、思い切り遊びたい子供、利用頻度の多い人や少ない人など様々な人がおられ、また、公園近隣住民の考えも様々あることから、アンケート結果を基にしつつ、最多の回答と既存のルールの間を取り、新しいルールを設定されております。

具体的には、これまで基本ルールで「可」としていた喫煙は、新しいルールでは分煙施設のある公園以外は「不可」となりました。また、これまで基本ルールで「不可」としていた犬の連れ込みは、基本ルールは「不可」のままですが、何か所かの公園では、犬の連れ込みを「可」とされております。ボール等の利用、自転車の乗り入れ、花火の利用についても、これまで基本ルールで「不可」としていたものの、ボール等の利用であれば、球技場での利用や小学校低学年までの柔らかいボール利用、１人で行うボールを使った練習、自転車の乗り入れであれば、保護者が付き添って乗るための練習、花火の利用であれば、夏季、手持ちの花火、少人数等、それぞれ条件をつけて、利用を認めておられます。

そして、令和６年７月からの試行期間を経て、令和７年４月から新しい公園ルールを実施されており、今後も利用者や近隣住民の意見を聞きながら、必要に応じて見直しを行っていくとのことです。

本町は住宅開発に伴い、人口の増加、特に子育て世代の流入が多くなっております。公園利用に関する意見や要望は、本町も同様に考えられることもあり、各公園に特色を持たせて運営する杉並区の取組は、非常に参考になるものと感じました。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等につきましては、議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

大久保議長　続いて、民生教育消防常任委員会委員長から御報告いただきます。

福嶋委員長（登壇）　民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修について御報告いたします。

去る10月27日に「高齢者の移動支援について」をテーマに、愛知県日進市へ、翌10月28日に「介護予防と健康施策の先進事例について」をテーマに、新潟県見附市へ出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、民生教育消防常任委員会委員６人と議長、随行した議会事務局長の計８人でございます。

まず、愛知県日進市は、愛知県のほぼ中央に位置し、面積は34.91平方キロメートル、令和７年11月１日現在の人口は９万4,568人です。市内には多くの教育施設があり、また、名古屋市に隣接していることから、ベッドタウンとして人口も増加傾向になっております。

日進市は、鉄道駅を拠点とし、民間事業者及び名古屋市営バスの路線があるほか、市役所を拠点に、市内循環バス「くるりんバス」を７コース運行しております。くるりんバスは、通勤・通学をはじめ、住民の身近な交通機関として重要な役割を果たしておりますが、路線のない郊外に住む高齢者の移動手段の確保が課題となっておりました。

そのため、愛知県の「高齢者のいきいきと輝くまちづくりモデル事業」として、令和２年度から高齢者移動支援推進事業を開始されました。背景には、市内の高齢者人口の増加、運転免許証返納後の移動手段の不足があり、また、くるりんバスだけではニーズに対応しきれていない点があったとのことです。高齢者にとっては移動支援だけでなく、ごみ出しをはじめ、日常生活の中で多くの困り事があり、また、地域によっても内容は異なります。地域支援を検討するに当たり、行政の基本心構えとして、住民のやる・やらないを含む選択を尊重し、決定したら全力支援する形で進められ、移動支援が地域づくりや見守りのきっかけとなっている点が特徴です。また、生活支援コーディネーターが地域との調整を担い、移動支援が難しい地区では、移動スーパー誘致など、代替策を模索しております。

そして、外出支援に対するモデル実施地区を選定し、地区で協議され、住民主体による家事等支援と一体として、買物や病院への付添いを行う「家事支援一体型タイプ（マッチング型）」、時間や停車場所を決め日常生活で必要な移動支援を行う「定時定路線タイプ（巡回型）」、運転者が買物に行く際に希望者が同乗する「ついで支援タイプ」の３タイプで、地域の事情に応じて取り組んでおられます。

モデル事業が終了した令和５年度以降も、地域福祉基金を活用して高齢者移動支援専用車を購入し、継続して車両の貸出しを可能としたほか、日本赤十字社愛知県支部と共同で高齢者健康生活支援事業を実施し、移動支援車両の無償貸与を続けるなど継続的な支援を行っておられます。しかしながら、どの地区でもドライバー不足が共通の課題となっており、人材の確保が難しい状況となっております。

本町における高齢者の公共交通による移動手段は、民間の路線バス及び町の福祉ふれあいバスがありますが、運行路線及び運行本数等、利用しにくい部分もあると思われます。高齢者の移動支援を考えるに当たり、日進市の取組は参考になるものが多く、大変有意義であったと感じております。

続いて訪れた新潟県見附市は、新潟県の中央に位置し、面積は77.91平方キロメートル、令和７年11月１日現在の人口は３万7,545人です。南北に長い新潟県の中央に位置し、豊かな自然、新潟県内でも有数の田園地帯を保有しており、四季折々の風情を味わうことができるまちとなっております。

見附市では、2050年の高齢化率を44％と予測し、今後の超高齢化を見据え、平成11年度に全国初の試みとして、いきいき健康づくり事業を開始し、健康運動教室事業などを展開されました。平成23年３月には、平成18年３月に策定された第４次見附市総合計画の後期基本計画を策定し、９項目から成る重点プロジェクトが設定されました。９項目の一つに、「スマートウエルネスみつけの推進」があり、「健幸＝ウェルネス」――ここでは健康の康の字は幸を使用しておりますが――その中核としたまちづくりを推進され、平成26年３月に見附市健康づくり推進計画を策定されておられます。この計画におきまして、住んでいるだけで健やかで幸せに暮らせるまちを実現するため、食生活、運動、生きがい、心の健康、健（検）診の４分野を中心に展開したものです。運動分野に特化し、健康運動教室を市民対象に展開し、指導員を配置しておられます。費用は国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計から負担を工夫しております。

また、平成26年度に、国の社会実験に合わせ、「健幸ポイントプロジェクト」が開始されました。歩くこと、運動すること、健康教室に参加することでポイントが貯まる仕組みとなっており、住民が健康づくりに取り組む大きなきっかけとなったものです。現在も健幸ポイントの取組が続いており、貯まったポイントは市内の店舗で使用できる共通商品券への交換、学校や地域コミュニティ等への寄附に使用できるものです。

しかしながら、当初は先進的な取組として補助金を受け進められていましたが、現在は対象外となるものもあり、健康増進施設での機器の交換の際には、購入ではなく事業の縮小を検討としていることや、参加者の伸び悩み、運動未実施層へのアプローチ難、店舗活性化の温度差等、今後の課題も見受けられます。

今後、高齢者が増える中、本町におきましても、住民主体の支え合い、生涯元気に暮らすまちづくりとしまして、誰もが健康でいられるよう取り組む必要があり、見附市における先進的に様々な取組は非常に参考となるものでした。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等につきましては、議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

大久保議長　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、一般質問を行います。

通告の順によりまして、河上議員、月足議員、東田議員、西山議員、永山議員、ナカジマ議員、山口議員、川嶋議員、中田議員、すえおか議員の順で行います。

それでは最初に、河上議員の発言を許します。

河上議員（質問者席へ）　おはようございます。

それでは、12月定例会議、日本共産党　河上りさが一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

第１、島本町の交通環境について、伺います。

65歳以上の方、40歳から64歳で要介護認定を受けておられる方、障害者手帳をお持ち

の方、妊婦の方等、対象者の買物、通院、公共施設の利用などを支援する福祉巡回バスとして運行されている福祉ふれあいバスですが、停留所の乗り場の明示について、分かりづらく、利用をちゅうちょしているという方が幾らかいらっしゃるようですが、島本町としてこういった声は把握されていますでしょうか。また、対策を講じることは可能でしょうか、教えてください。

健康福祉部次長　それでは、河上議員の一般質問に御答弁申し上げます。

島本町の交通環境についてでございます。

福祉ふれあいバスの停留箇所の明示についてですが、停留箇所を明示できないかというお声は、これまでもお電話や意見フォーム等でいただいたこともあり、把握しております。

しかしながら、福祉ふれあいバスは、その運行形態から、一般的なバス停を設置することが法令上できないという事業であり、また、停留箇所に目印等をつけることも、当該場所の所有者や管理者の同意や掲示後の管理等の課題があり、実施は難しいと考えております。そのため、担当部局に問合せ等があった場合には、現状の運行ルート図、また、停留所の場所を地図に落とした資料を活用し、丁寧に御案内することを心がけております。

一方で、現状の運行ルート図では、停留箇所の記載が大まかであることから、特に、町外や遠方から転入されてきた方々にとっては、具体的にどこで待てばよいか分かりづらいという課題があることも認識しており、対策が必要であると考えております。

今後につきましては、町ホームページにおいて、個別の停留箇所の写真を掲載するなど、より分かりやすく、具体的な場所を明示する方法を検討し、福祉ふれあいバスの停留箇所を多くの方に正確に認知していただけるよう努めてまいります。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

宅地開発の進む島本町西側や島本高校跡地も今後どうなるのかは未知数です。75歳以上の高齢者の方が多く住む東大寺・江川・桜井等、移動困難や狭隘な道路環境における自家用車での移動と歩行者、自転車との交通トラブルなど、町民から不安の声も多く聞かれます。こういった状況を解消するための一つとして、福祉ふれあいバスの利用率向上が重要であると考えます。停留所の明示に加え、福祉ふれあいバスの利用対象者の拡充は可能でしょうか。

また、コンパクトなまちに細い道の多い島本町において、福祉ふれあいバスのサイズ感について十分に役割を発揮できているものと考えていますか。また、運転手確保の観点から、バスの小型化など、どのように考えられますか、教えてください。

健康福祉部次長　福祉ふれあいバスの利用対象者の拡充につきましては、地域の他の交通機関、公共交通機関への影響や、現状におきましても、乗車率が満員に近い状態で運行するルートもございますことから、現行の運行形態では、さらなる利用対象者の拡大は

難しいものと考えております。

福祉ふれあいバスの車両につきましては、現状のマイクロバス車両は多人数の移動が可能であることから、乗降者数が多い地域間を結ぶ移動手段としては最適であると考えております。一方で、道路が狭隘な地域では運行が難しいことから、通行したり、停留箇所を設けることができないという地域もあるなどの課題がございます。

マイクロバス車両など、乗車定員11人以上の車両につきましては、中型自動車に該当することから、運転には中型免許以上の免許が必要となり、運転手が限られております。一方、乗車定員10人以下の車両の場合は普通免許で運転が可能であり、運転手はより確保しやすくなるものと考えられます。しかし、本町の福祉ふれあいバスの場合は、現状では一度に10人以上乗降される停留箇所もあることから、現行の１台の運行体制では車両を小型化することは難しいと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

交通空白について伺います。交通空白の定義について教えてください。

都市創造部長　公共交通空白地域の定義についてでございますが、一般的に鉄道駅やバス停から一定の距離以上にあり、公共交通機関による移動が困難な地域のことを指します。

なお、距離の定義につきましては一律に定められておらず、本町におきましては、令和７年３月に策定いたしました島本町立地適正化計画において、国土交通省が示す「都市構造の評価に関するハンドブック」を参考に、鉄道駅から800メートル、バス停から300メートル圏外を公共交通空白地域として定めております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

交通空白の定義について教えていただきました。公共交通空白地域は、交通空白地や交通不便地域とも言われ、公共交通の便利さの指標の一つになります。具体的には、駅やバス停が一定の距離の範囲内にない地域のことを指すとのことでした。島本町内ではこの定義に照らした場合、交通空白に該当する地域はありますでしょうか。

都市創造部長　本町におきましての交通空白に該当する地域でございますが、公共交通の徒歩圏内における人口カバー率は99.3％と高いものの、主に市街化調整区域である大沢地区などが公共交通空白地域に該当するものと認識いたしております。

このような地域につきましては、本町におけるタクシーチケットによる配車サービスや、民間のゴルフ場や大型ショッピングモールの送迎バス等により補完している状況となっております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

公共交通空白地はあるものの、行政からの支援や民間のサービスで一定の支援はなされているということは分かりました。しかしながら、大沢では、現状病院への通院すら

行き控えをしている状況であると伺っています。大沢地域以外に住む町民と同様に、日常生活が送れないという状況にあります。

また、駅から離れている公共交通不便地域については、現状民間の路線バスにより交通がカバーされていますが、近隣市町村の減便・廃線の状況を見るに、島本町も決して他人事ではないと考えます。島本町の交通環境について、将来を見据えた現状に縛られない対策が必要ではないかと述べて、次の質問に移ります。

続いては、大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌・水質汚染の危険性について、伺います。

島本町山間部の大沢・尺代地域における府道734号線沿いに不法投棄された大型家電や塗料缶などが水無瀬川に流れる河川を覆う形で放置されており、放置されたごみによる土壌や水質への影響を心配される声も聞きます。不法に投棄されたごみと、それらが土壌や水質に及ぼす影響に関して、島本町の認識を伺います。

都市創造部長　続きまして、大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌・水質汚染の危険性についてでございます。

不法投棄につきましては、投棄されたごみが新たな不法投棄を生み、廃棄物が放置されることで、悪臭や害虫の発生を招き、地域の皆様の生活環境に悪影響を与えるものと考えております。また、廃油や有害物質による土壌や水質の汚染、さらには、プラスチックごみの流出による生態系への影響など様々な環境汚染につながるものと考えております。

このことから、本町といたしましては、このような不法投棄の連鎖を防止すべく、本町が管理する水路などの公共用地で不法投棄が発生した際には、早急に撤去を行うとともに、不法投棄の誘発につながることが想定される場合には、各関係機関と情報共有・連携し、啓発看板の増設やバリカー設置の検討、また、警察への通報や巡回頻度の増強等、様々な視点から適切に対応することが重要であると考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

ＰＦＯＡやＰＦＯＳについて、大沢や尺代に特化した検査は可能でしょうか。また、土壌に関する検査も可能でしょうか。島本町独自で難しい場合は、連携機関等と共同で行うことは可能かどうか、お聞かせください。

都市創造部長　大沢地区や尺代地区に特化したＰＦＯＡ及びＰＦＯＳの水質検査や土壌調査についてのお尋ねでございます。

ＰＦＯＡ及びＰＦＯＳに係る水質検査につきましては、令和６年度から新水無瀬橋、新川、水無瀬川の名神高速道路高架下と水無瀬川上流に位置する尺代地区の東光寺川の４地点で実施いたしており、いずれの地点も国の基準値内となっておりますが、大沢地区での検査は、現時点では未実施となっております。

しかしながら、山間部における不法投棄等の現状を踏まえ、本町が管理する各水路の

分岐点などにおいて、効果的な計測地点を検証する必要があるものと考えております。

なお、土壌調査につきましては、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合には、土壌汚染対策法第５条に基づき、都道府県知事の命令において、原則として、土地の所有者が実施するものとなっております。このことから、調査予定地点の状況を確認した上で、必要に応じて土壌汚染対策事務を所管しております大阪府と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例第21条では、「占有者等は、容易に処分できる一般廃棄物を、生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。」とあります。一方、同条例第25条では、特別管理一般廃棄物に指定されている物などを処分するときは、「町長の指示に従わなければならない。」とあります。

尺代・大沢地区における不法投棄について、ここで言う占有者とは、土地所有者であるという認識で間違いないでしょうか。さきの答弁にありました土壌汚染による健康被害が疑われる場合、土地の所有者が土壌調査を行うとありましたが、自主的な実施が困難な場合はどのようなフローになるのでしょうか。また、投棄された廃棄物が特別管理一般廃棄物であると認識された場合は、島本町はどのような形で廃棄物処理に介入するのでしょうか、教えてください。

都市創造部長　不法投棄に関するお尋ねでございます。

条例第21条における占有者等につきましては、その土地において廃棄物を占有・管理する立場にある者を指しており、具体的には、土地所有者及び管理者、利用者を含むものでございます。

次に、土地所有者による自主的な調査が困難である場合につきましても、原則として所有者が責任を持って実施すべきものでございますが、所有者による調査及び対応が困難であると判断され、かつ、町所管の水路等の管理用地に重大な影響が懸念される場合には、本町が調査等を行い、後日、所有者に対し、その費用を請求することが考えられます。

続いて、特別管理一般廃棄物を含む不法投棄された廃棄物が確認された場合の処理につきましても、土壌汚染調査の対応と同様の条件であれば、本町が調査等を行い、所有者に対して、その費用を請求することが考えられます。

なお、土壌汚染調査や不法投棄の処理を本町が実施する場合につきましては、行政代執行法をはじめ、各関係法令に基づき実施する必要がありますことから、慎重な対応が重要であると考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

現状においては、ＰＦＯＡ・ＰＦＯＳに係る水質検査は全ての地点で国の基準値内であるとのことですが、現実に大沢・尺代地区における不法投棄された廃棄物は、水無瀬川に流れ込む河川に覆いかぶさる形で放置されたままになっています。今現在、問題がなくても、今後もそうであるとは限りませんし、計測地点により結果が異なる可能性もあります。何かしらの問題が発生してからではなく、事前に問題が起こったとき、スムーズに対応できるよう、関連する法律や他市町村などの事例の研究等の実施とフローの再確認等をお願い申し上げまして、次の質問に移ります。

次の質問は、特定健診と人間ドックについて、伺います。

がん、心疾患、脳卒中の三大疾患、これらは、日本人の死因のうち上位を占める病気です。令和６年人口動態統計月報年計の概況の統計表、主な死因別によると、2024年、大阪府で亡くなられた方の主な死因として人口10万人当たり悪性新生物、――これはがんですね――がんは315人で最も多く、続いて心疾患で202人、ほかに脳血管疾患で66人だったそうです。

９月の議会で、特定健診の検査項目について質問した際、令和６年度から11年度までの特定健康診査等の実施に関する計画の策定に際し、高槻市医師会と協議し、特定健診の検査項目として、総コレステロール、貧血検査、血清アルブミン、尿潜血を町独自で追加したとお答えいただきました。

特定健診について、町民の方とお話しさせていただく中で、特定健診に心電図は必要ではないのかとお声を伺います。心電図について選定されなかったのはなぜでしょうか、教えてください。

健康福祉部次長　続きまして、特定健診と人間ドックについてでございます。

特定健診の町独自検査項目として、心電図を追加しなかった経緯でございます。

検査項目の追加に際しましては、高槻市医師会所属の医師と本町で追加すべき項目につきまして、意見交換や検討を行った上で、適切な項目を決定いたしております。その過程で、医師から「症状がない方に心電図を測定しても効果は薄い」との御意見をいただいたため、特定健診の全対象者に対して、心電図検査を実施する項目として設定しないとの判断をいたしました。

しかしながら、心電図検査につきましては、国の基準で医師の判断により、追加項目として実施が可能となっており、収縮期血圧140ミリメートルエイチジー以上又は拡張期90ミリメートルエイチジー以上の方や、問診等で不整脈が疑われる方につきましては、医師の判断により無料で心電図検査を受けていただくことができます。この仕組みにより、必要性が認められた方には、心電図検査を適切に実施しているところでございます。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

特定健診の町独自検査項目として、心電図を追加しなかった経緯について教えていただきました。

特定健診の目的は、生活習慣病のリスクを早期に見つけることとされています。生活習慣病には、がん、心疾患、脳血管疾患などの病気が含まれると政府広報オンラインでも示されています。問診等で不整脈が疑われる方などには、医師の判断により無料で心電図検査を受けられるとありますが、自覚症状がないまま心筋梗塞に至るケースもあります。そういった方に対して生活習慣病の予防になっていると言えるのでしょうか。このような状況は、特定健診の目的でもあるリスクの早期発見という目的にも反しているのではないでしょうか。

健康福祉部次長　厚生労働省令の「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び厚生労働大臣の定める項目及び基準では、高血圧以外の方で、不整脈の自覚症状及び医師の診察による他覚症状のない方に対して、心電図検査は実施しないことになっております。

国の基準において、心電図検査を基本検査項目としないことには一定の理由があるものと考えており、その理由の一つ目として、全数検査の多大なコストに対し、健診で得られる情報が限られており、得られるメリットが他の検査項目に比べて相対的に小さいこと。二つ目として、無症状の人には有用性が低く、ほとんどの健常者には特別な異常がないため、無症状であれば検査をしても異常が見つかる可能性は低く、さらに、心電図に異常があっても、それが必ずしも病気を意味するわけではなく、過剰診断や過剰治療を避けるためにも、リスクの高い集団に絞って行うべきものであるということでございます。

特定健康診査では、一般的にメタボリックシンドロームや生活習慣病を早期に発見し、予防することが目的です。これらの病気は、血圧や血糖、脂質の検査結果からある程度予測できるため、心電図よりもこれらの指標を重点的にチェックすることが優先されます。心電図はあくまでも心臓に関連する問題を特定するものであり、特定健診の目的である生活習慣病の早期発見とは異なる位置づけになるものと認識しております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

特定健診に心電図を含まないということはよくよく分かりました。

現状でも特定健診や人間ドックへの助成はなされていると思いますが、９月議会で特定健診の受診率向上について質問させていただきましたように、受診率向上には周知の在り方をよりよいものにしていくということは当然必要であると考えます。しかし、健診の中身のさらなる充実にも目を向けることも必要ではないかと考えます。２度目から助成が初回の半分以下になる人間ドック助成の現状などもあります。これらに関しまして、引き続き別の機会で質問させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、ＳＮＳの脅威と自治体について、伺います。

近江八幡市魅力発信課がエックス（旧ツイッター）に開設している公式アカウントが

2025年９月19日頃、第三者からの不正アクセスにより乗っ取られたという事件が発生いたしました。個人情報の流出や二次被害は確認されなかったが、公式アカウントという信頼性を悪用される可能性があり、深刻な事態であるとし、ホームページでも注意喚起がなされる事態となりました。

このような自治体のＳＮＳアカウント乗っ取り事件は、近江八幡市だけではありません。攻撃者にとって、公的機関のアカウントは高い信頼性を持つため、フィッシング攻撃やマルウェア配布の踏み台として格好のターゲットと言われます。島本町もフェイスブック、エックスでは災害情報、消防本部はインスタグラムを運用されています。情報発信について、島本町ではＳＮＳによるアカウント乗っ取り事案等に対する対策や問題が生じた場合の備えなどは、現状どのような取組がなされているのか、教えてください。

総合政策部長　続きまして、ＳＮＳの脅威と自治体についてでございます。

ＳＮＳを活用した情報発信につきましては、本町ではライン、フェイスブック、タウンメール、災害情報エックス、消防本部のインスタグラムでの情報発信を行っております。御質問にある乗っ取り事案への対策といたしましては、パスワードの定期的な変更はもとより、例えば、ラインやフェイスブックの二要素認証など、設定によるセキュリティ強化を実施しております。

万が一、乗っ取り事案が発生した場合においては、一般的に取り得る対応として、開設者に削除依頼を行うことやホームページ等で注意喚起を行うこと、また、必要に応じて、報道機関等への情報提供を検討することなど、迅速な対応が求められるものと認識をいたしております。

なお、現時点でアカウントの乗っ取りなどの事案に対応するための方針で明文化されたものはございませんが、他団体の事例を参考に対応基準の作成等、その対応を明記することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

先ほどの答弁から、アカウントの乗っ取りなど事案に対応する方針で明文化したものがないということが分かりました。現時点では、消防本部・危機管理室・政策企画課それぞれが、それぞれのＳＮＳ媒体を用いて情報発信をされており、現時点ではアカウントの乗っ取り、そのほかにも、炎上やネットリンチ、なりすまし、虚偽情報等もＳＮＳ運用における脅威と現時点では十分な備えがない状態で隣り合わせになっていると言えます。各部署におけるＳＮＳ運用とトラブル発生時の対応・対策について、伺います。

消防長　消防本部のインスタグラムについての御質問でございます。

消防本部では、令和２年１月15日からインスタグラムの運用を開始し、運用ポリシー、ＳＮＳ運用要領により、ＳＮＳの即時性を生かし、幅広く住民へ広報しているものでございます。

基本、投稿する内容等は各係で判断しますが、最終の文面等の確認は係長とし、なお、

係長が不在、もしくは、判断が困難な場合及び係長本人が投稿する場合は、管理職が確認するなど、投稿内容のチェックへの配慮を行うとともに、原則コメントへの返信を行わないこととしているものでございます。

いわゆる炎上やアカウントの乗っ取りにつきましては、インスタグラム管理会社における利用規約を活用し、対応を相談するものとなります。事案が発生した際には、直ちに事実確認と対策をし、本庁部局への報告や相談が必要となりますが、明確な対応策は定めていないことから、対策を協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長　危機管理室では、令和元年度から、エックス（旧ツイッター）により、公式島本町災害情報の運用を開始しております。登録者数の多さや、他のＳＮＳに比べ、特に高い二次拡散性を生かし、災害時などの緊急時に幅広く活用しています。

投稿する内容などにつきましては、島本町での災害発生時などの緊急性の高い避難情報などがメインとなりますが、訓練などの際にも情報発信しております。最近では、南海トラフ地震における臨時情報（巨大地震注意）の呼びかけ、あわせてその地震への備え、また、大阪880万人訓練実施、台風発生時の警報発令、避難所開設など、実際の災害発生時の重要情報を主たる内容としているものでございます。

アカウントのセキュリティ対策については、乗っ取り防止策として、ログインパスワードを複雑化するとともに、二段階認証としてメールを設定するなど、データにアクセスできないよう対策を講じており、現在のところアカウントの乗っ取りなどの事象は発生しておりません。万一、第三者にアカウントを乗っ取られた場合には、ログインパスワードを変更するなどの対応を予定しておりますとともに、平常時には偽アカウント事案により住民に恣意的な誤情報が拡散されてしまうことのないよう、注意深くウェブ上の点検を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

各地で熊の被害が相次ぐ中、街中に熊が現れたとする出没情報や、遭遇した人が熊に餌づけをしたり、追っ払ったりする内容など、生成ＡＩでつくられたと見られる偽の動画がＳＮＳで拡散され、多いもので数十万回再生された動画もあったり、本物の動画かどうか判別しにくい内容もあり、実際はさらに多い可能性もあると読売新聞にて紹介されていました。

人の不安につけ込み、広く拡散されることを期待して、遊び半分で動画を制作・公開している人がいると見られるといいます。熊が出没している具体的な地名を挙げたものもあるといいます。そういった情報により不利益を被るのは地域住民です。アカウントの乗っ取り、そのほかにも炎上やネットリンチ、なりすまし、虚偽情報等、何でもありの状態に適切な対応が追いつかないのが今のＳＮＳの状況です。しっかりとした対策の必要性を述べて、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

大久保議長　以上で、河上議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前10時51分～午前11時05分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、月足議員の発言を許します。

月足議員（質問者席へ）　皆様おはようございます。

令和７年12月定例会議、月足まさやからの一般質問を通告に基づき行います。

まずは、島本高校跡地についてと題し、質問いたします。

大阪府立島本高校は、本年３月に惜しまれつつ閉校となり、現在、校門前には石碑が建立され、ふれあいセンター２階には数多くの賞状やトロフィーが展示・保管されております。私自身も卒業生の１人でございますが、この場所は多くの町民にとって、島本の歴史と思い出が詰まった特別な場所であります。令和７年８月、有志議員とともに、大阪府教育委員会を訪問し、跡地の現状と今後の見通しについて確認もさせていただきました。

それでは、質問させていただきます。

令和７年12月現在、大阪府と島本町の間で島本高校跡地に関する事務折衝や新たな動きはございましたでしょうか。現段階において、活用方針は依然として白紙であると理解してよろしいでしょうか。

総合政策部長　それでは、月足議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目、島本高校跡地についてのうち、府との折衝状況などについてでございます。

島本高校につきましては、令和３年８月30日の大阪府の教育委員会議で、阿武野高校への機能統合が承認され、令和７年３月31日をもって閉校されました。この間、本町といたしましては、令和３年12月22日に大阪府の教育長を町長が訪問し、校舎等の建物及び跡地の利活用については、町の意向をお聞きいただき、有用な活用を図っていただきたい旨の要望書を提出したほか、令和６年度の府政要望において、本町が地区計画や用途地域、高度地区等による建築物の高さ制限等を設ける場合には、地権者として協力いただきたいことなどを要望いたしました。こうした経緯を踏まえ、現在は当該地に建築物の高さ制限をかけることについて、大阪府に事前の相談・協議を行っているところでございます。なお、活用方針は未定の状況でございます。

以上でございます。

月足議員　詳細を御説明いただきまして、誠にありがとうございます。

町では、跡地の活用について、町民の皆様から、個人や自治会単位で様々な御意見、御要望をお聞きになっていると存じます。どのようなものがあるか、お示しください。

総合政策部長　次に、跡地活用に関する御意見、御要望についてでございます。

まず、地元自治会からは、本年４月に桜井台自治会長から、大阪府知事宛てに嘆願書

が提出され、その内容は大きく４点で、１点目は、多くの車両利用が前提となる施設や建物を避けること。２点目は、跡地の利活用に伴う校舎等の取壊しや新たな施設の建設工事に当たる工事関係車両は住宅内を通行しないこと。３点目は、閉校後の空き校舎や敷地の治安維持について十分な配慮を行うこと。４点目は、土地整備を行う場合には、住宅地への直接または間接の影響を避けることでございました。その後、５月には、町長宛てに嘆願書を提出したことと、地元自治会の要望に対して、高配と側面支援のお願いがございました。

また、本年11月に本町関係部局の職員が当該自治会の皆様と意見交換をさせていただいた際にも、特に、通過交通の増加に関する御心配が強く、本町に対しては、高さ規定の設定はもとより、用途地域の変更を検討することも含めた御要望がありました。

なお、個人の方からの御意見としては、広聴制度として設置しております意見フォームを通じて、跡地にアウトレットやショッピングモール、遊園地など商業施設の誘致を希望される御意見が複数ございましたが、現状の用途地域及び地元自治会の御要望に適合していないことから、実現は困難であると考えております。

月足議員　ありがとうございます。

昔、私も島本高校に毎日登校していましたが、決して道幅が広いとは言えないエリアでございますし、通過交通の増加に関する御心配についてはよく分かります。様々な御意見を広く聞くことは言うまでもなく重要でございますが、特に当該自治会の皆様と関係部局職員での直接の意見交換を行っていただいたことは大変評価いたします。

この実際の利活用に伴いまして、町全体に影響のあることでございますし、大変関心のほう寄せられておりますエリアでございますが、とりわけ大きな影響を受けます島本高校跡地周辺の当該地域の桜井台自治会長から、大阪府、そして町長に宛てて提出された嘆願書の内容は強く重視せねばならないと考えますが、この思いは当然行政側も同じであるという認識でよろしかったでしょうか。御確認だけさせていただきます。

総合政策部長　桜井台自治会長から大阪府知事宛てに提出された嘆願書の内容につきましては、本町といたしましても重く受け止めております。また、本年11月に当該自治会と意見交換をさせていただいた際の御意見等も踏まえ、引き続き大阪府への相談・協議を行ってまいりたいと考えております。

月足議員　御確認させていただきまして、ありがとうございます。

次に、少し視点を変えてお伺いいたします。

当町は近年、人口が顕著に増加しております。総務省の人口動態調査によれば、令和７年１月１日時点の社会増加数は、全国の町村で第１位となりました。新たな住民の皆様に島本を選んでいただいていることは誠に喜ばしいことでございます。

一方で、人口急増に伴いまして、交通環境の課題、待機児童の増加や学校の過密化、特に、第三小学校は児童数の増加に対応し切れるのかといった課題もございます。私自身は、開発や人口の増加そのものに反対しているわけではございません。新たに転入さ

れる方も、既に長くお住まいの住民の皆様も、共に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があると考えております。この認識は行政の姿勢、そして町長のお考えと共有できるものと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

総合政策部長　次に、安心して暮らせるまちづくりについてでございます。

島本高校の跡地活用については、地元自治会をはじめ、住民の皆様の関心事であり、本町としても、交通環境や第三小学校等への影響など諸課題の解決に向けて、これまでも大阪府に当該地域の実情等を説明させていただき、都市計画上の制限を設けることについても一定の御理解をいただいてきたところでございます。

引き続き、大阪府への相談・協議を進め、議員のお考えと同じく、新たに転入された方々、以前より本町の住民として暮らしておられる方々、双方にとって安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

島本高校跡地は第三小学校校区内に位置しております。仮の話ではございますが、ここに大規模マンションが建設された場合、児童数がさらに急増し、現行の教育環境では対応し切れなくなることが懸念されます。繰り返しとなりますが、周辺の道路は決して広いとは言い切れず、車両往来の増加、交通渋滞の深刻化などを鑑みて、先ほど答弁の中にもございましたが、不安の声も多数お聞きしますし、そういった様々な課題が想定されております。

令和６年に実施されました「建築物等の適正な高さ規定に関するアンケート」では、アンケート内、およそ約４分の３の方々が高さ制限の導入に賛成と回答されており、景観や住環境への強い懸念が示されました。現時点で、人口急増に対する受皿は十分に整備されているとお考えでしょうか。

また、島本高校跡地において、容積率や高さ規制などの抑制策が仮に講じられないまま、大規模マンションが建設された場合に想定される課題について、町はどのように認識されているか、お聞かせください。

都市創造部長　次に、跡地開発に係る課題についてでございます。

周辺道路環境につきましては、桜井台地区をはじめとする住宅開発や名神高速道路の拡幅に伴い実施された道路整備により、一定の整備はなされているものの、島本高校跡地から町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線や町道広瀬桜井幹線といった主要な幹線道路までの区間においては、道路幅員が狭隘となっており、また、歩道の整備がなされていないことから、今後増加が予想される交通量や大型車両のアクセスにおいて課題があるものと考えております。

このことから、仮に大規模な集合住宅などの建設を実施する場合におきましては、主要な幹線道路からのアクセス道路について、状況に応じて道路拡幅や歩道整備などハード面での整備を検討するとともに、用地買収を伴うなど、道路拡幅などの対策が困難な

場合につきましては、交通量が比較的少ない道路への通行啓発や交通安全表示などのソフト面での対策も併せて検討していく必要があるものと考えております。

なお、先ほどの御質問にもございました「建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務」におきまして、島本高校跡地を含む地域につきましては、高さ規定の方針を「20mまでの範囲で新たな高さ制限の設定や、必要に応じ用途地域を変更する予定」として素案を作成し、本日12月15日から実施しておりますパブリックコメントにて御意見をお伺いしているところであり、御指摘の課題に対する都市計画上の指標による対応についても検討している状況でございます。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

課題についてのハード面・ソフト面での対応の必要性を認識いただきまして、あわせまして諸処の課題を抑制するための都市計画上の手法による対応も検討いただいているとのことでありがとうございます。検討、そして、その次にある具体的な実行について何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、町長に強くお願い申し上げます。

高さ規定につきましては、地域ごとのありようは当然様々でございまして、住んでいる方の資産価値や今後のマンション改修等への影響、町の景観、市街地の成り立ちや特性を考え、しっかりと地区・地域ごとの適正な対応を、検討業務を通じて慎重に考えていかねばならないことと理解しております。

令和６年度の「建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務報告書」におきましても、「導入によって今後の土地活用に支障が生じることや人口増加の抑制につながること、地域経済への影響等が懸念されており、現状の建物高さと同じ程度の高さの建物は建てられるようにするなど過度な制限とならないように留意する必要がある」との一文がございます。私も同じ認識でございます。

しかしながら、繰り返しとなりますが、この島本高校跡地は町民の思い入れ・関心が特に強い場所でもございますし、ここに大規模開発が行われますと、さきに挙げまして答弁にもいただきました様々な課題も生じるおそれがあることを含め、新しく島本にお越しになられた住民の方々、そして古くからお住まいになられていらっしゃる住民の間に、深刻な亀裂が生じるおそれがございます。町としてできることにも限界があることは承知しておりますが、地域特性に応じた高さ規制の導入、交通グランドデザインの策定、教育環境の整備など、町長が施政方針でおっしゃった方向性に沿って、今、打てる手は全て打つという姿勢を明確に示していただきたく思います。

新しく来られる方も今お住まいの皆様も共に安心できる島本町にするため、島本高校跡地を含む地区においては、適正な高さ規制を確実に導入するなど、必要な手だてを講じるという、町民の不安を払拭するような力強い御答弁を心から期待しております。よろしくお願いいたします。

町長　次に、島本高校跡地に係る高さ規制などの対策についてでございます。

先ほど来、各担当部長が御答弁を申し上げておりますとおり、今、地元自治会における通過交通の増加に対する御心配や、第三小学校の教育環境に与える影響などを踏まえまして、現在、当該地における建築物の高さ制限などの都市計画上の規制について、大阪府との協議を行っているところであり、引き続き必要な調整をしっかりと重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

町長からも地元自治会における通過交通の増加に対する御心配、そして、第三小学校の教育環境に与える影響等を踏まえて協議・調整を重ねてまいりたいとの考えをいただきまして、当該地域の今後の在り方について真剣に受け止めていただいていることと理解させていただきます。

今回は、島本高校跡地について主に話をさせていただきましたが、本日より実施されておりますパブリックコメントは当然といたしまして、当該エリアのみならず、意見交換や広報、あらゆる手段に基づきまして、皆さんの声を丁寧に受け止めた検討業務を引き続きお願いいたします。御理解と御説明なくして適切には進められない業務であると認識いたしますので、いま一度何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、熊の出没への現在と今後の対策と対応について、お伺いいたします。

全国的に大きな話題となっております熊の出没への現在と今後の対策なんですけれども、大阪府域にはいないとされていた熊でございますが、周辺地域、そして島本町でも目撃情報が相次ぎました。町の皆様からも熊についての質問を多数受けておりまして、それほど不安に感じる案件なのかと受け止めております。町の方から質問いただいた際、都度直接環境課に問合せさせていただいたこともございましたが、こちらについても町の皆様関心の強い案件でございますので、質問させていただこうと考えております。

熊の目撃通報があった場合の町の初動対応と調査手順をお伺いいたします。現在までに島本町内での目撃情報で、熊であることが確定的と判断された事案はございますでしょうか。また、通報後の対応と調査についてお示しください。

都市創造部長　続きまして、大きな２点目の熊の出没への現在と今後の対策と対応についてのうち、熊であることが確定的であると判断された事案についてでございます。

本町における目撃情報につきましては、今年度におきましては、８月31日に椎尾神社の北側の登山道での目撃情報をはじめ、10月30日には東大寺二丁目地内の名神高速道路付近、また、11月３日には大沢地区の釈迦岳周辺において、熊らしき動物の目撃情報について情報提供をいただいております。しかしながら、いずれの目撃情報につきましても熊と断定できるような情報や痕跡がないことから、確定的な判断には至っておりません。

また、目撃情報の通報があった際の対応等につきましては、まずは、目撃された方からの情報収集を行い、その後、速やかに職員が現地に赴き、ふんや足跡、また、樹木に刻まれた爪痕など状況把握を行うとともに、関係行政機関、狩猟グループへ情報提供を行い、地域住民の方々に対しましても、ホームページやライン、タウンメールにより注意喚起を行うべく、啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

熊が出たかもしれない現地に赴くというのは、仕事と言いましてもポジティブな気分では行けないのではないかと思います。職員の皆様におかれましては、体を張った調査をいただき、心より感謝申し上げます。また、町内山中、「クマ出没注意」の看板を各所に取り付けていただいているのを私自身の目で確認しております。現地対応いただきまして誠にありがとうございます。

答弁によりまして、いずれの目撃情報につきましても、熊と断定できるような情報や痕跡はなかったということも御確認させていただきました。万一、目撃されたものが熊であると確定した場合、現行のただいま御答弁いただきました目撃情報への対応から変更となる点はございますでしょうか。

都市創造部長　次に、熊であると確定した場合の対応についてでございます。

熊であると確定した場合の目撃情報があった際の対応につきましては、住民の生命・身体等への被害の発生が考えられることから、大阪府で策定されております「大型野生獣出没等対応マニュアル」をはじめ、本町で策定いたしております「緊急情報の共有等に関する要綱」、また、鳥獣被害防止計画等の体制に準じて、その内容の重大性及び緊急性を踏まえ、被害防止に努めるため、速やかに行政関係機関や狩猟グループと連携・協力を図りながら、捕獲等の対策を適切に講じていく必要があるものと考えております。

具体的には、警察署や周辺自治体などの関係行政機関と情報共有や対応についての協議を行い、捕獲活動や周辺地域への対応等の優先事項の内容を決定することや、地域の方々や農林業従事者、ハイカーなどへの注意喚起を目的に、防災行政無線の活用をはじめ、広報車、回覧板、立て看板の設置に加え、教育・社会福祉施設等に対しましても、安全確保に必要な情報を積極的に提供すること、さらには、大阪府とも協議を行った上で、狩猟グループ協力の下、捕獲檻の設置や監視体制の強化、麻酔銃の適切使用など様々な具体的な措置について、慎重かつ迅速に実行していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

今いただきました答弁にもございました当町の島本町鳥獣被害防止計画によりますと、「対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項」があり、町内の狩猟グループ、そして関係行政機関――た

だいま御答弁いただきましたが、具体的には高槻警察署、大阪府北部農と緑の総合事務所、そして、島本町とそれぞれに役割を分担しながら対応に当たることが記載されています。

この対象鳥獣は、「イノシシ、シカ、カラス、サル、アライグマ」とあり、熊が明記されておりませんが、熊が人家に侵入するなど生命・身体に危険が及ぶ恐れが生じた場合でも、こちらの計画に記載された対象鳥獣と同様の連携体制で対応は可能であると考えてよいでしょうか。同じクマとつきますが、例えばアライグマと熊では、当然ながら危険性、特殊性は大きく違うわけですので、現行の体制で実効性のある対応が可能か、見解をお聞かせください。

都市創造部長　次に、鳥獣被害防止計画に基づく対応についてでございます。

御指摘のとおり、現時点におきまして、熊は当該防止計画の対象鳥獣には該当しておりませんが、イノシシや鹿、アライグマなどと比較しても、その凶暴性や危険性、行動の特殊性が異なることから、より実効性のある体制が必要であると認識いたしております。

そのため、大阪府の「大型野生獣出没等対応マニュアル」や警察署等の専門機関の御意見を踏まえた体制整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

最初にも申しましたが、大阪府域にはツキノワグマは生息していないと考えられてきた時期もありまして、熊の目撃についても非常に稀な話でしたので、なかなか実際の運用について掘り下げる機会も今まで少なかったのではないかと思います。それは当然のことかと思いますので、今後、島本町鳥獣被害防止計画の見直しや具体的な対応指針の作成について、検討を進めていただく。その際に挙がる話かと思いますが、国は11月14日の関係閣僚会議で、クマ被害対策施策パッケージを決定し、熊への各種対策において交付金等による速やかな支援について打ち出しました。また、本町の鳥獣被害防止計画はおおむね３年ごとに見直すこととされています。

今回の全国的な熊出没状況や国の支援策を踏まえ、計画への熊対策の追加、そして見直しを検討するお考えはありますでしょうか。

都市創造部長　次に、計画への追加見直しについてでございます。

令和７年11月14日付でクマ被害対策等に関する関係閣僚会議で決定されましたクマ被害対策パッケージについては、本町も認識いたしており、環境省関連では、緊急銃猟制度の着実な理解促進や自治体の緊急対応体制整備への支援など、指定管理鳥獣対策事業交付金を活用した様々な支援策が打ち出されております。

本町といたしましては、今後熊に関連する具体的な対応指針の作成や計画の見直しについて、当該パッケージを踏まえた各自治体の動向を注視しつつ、その必要性を検討してまいります。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

ぜひ、計画の見直し、具体的な対応指針作成、何とぞよろしくお願いいたします。

この検討に際して具体的なお願いでございますが、仮に熊が出没被害発生した場合、住民及び現場対応する職員の安全を最優先で確保する必要があります。これについては思い一致していることかと思います。他自治体の事例や町内猟友会との協議を踏まえ、実際に必要な装備品、例えば、鈴一つでも、今年11月、他の議員に御紹介いただきまして、実際に山に赴かせていただいたのですが、入山前、事前に安全のため近所のホームセンターに熊よけの鈴を買いに行きましたが見当たらず、店員に尋ねましたら、「売り切れている。入荷も未定。」だと言われまして、周辺地域に広がる不安を体感いたしました。前もって熊対策用の備品を備えておかなければならないと個人としても痛感いたしました。

この内容については、他の議員からも今まで指摘があったのではないかと思います。対策に必要な備品などの準備、事前配備、予算配置、国交付金の活用も含めて、研究・検討の予定についてお示しください。

都市創造部長　次に、装備品等の事前対策についてでございます。

本町といたしましても、仮に熊が出没し、被害が発生した場合のケースを想定した備品等の準備などについては、重要であると考えております。先ほど御答弁申し上げましたとおり、クマ被害対策パッケージにおける支援対策の内容について、本町として活用できる内容を検討し、必要に応じて予算要求なども行ってまいりたいと考えております。

今後も引き続き、本町の対応策などの広報・啓発の強化を行い、地域の皆様に安心していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

月足議員　ありがとうございます。

ツキノワグマは、およそ11月下旬から春先にかけて冬眠期に入るそうです。冬眠しない個体も一部はいるようですが、騒動は沈静化していくかもしれません。しかしながら、今年だけの問題で終わるかどうかは分かりません。

国のクマ被害対策パッケージに盛り込まれております各種対策は、交付金等による速やかな支援として挙げられておりますものとして、ハンターへの手当等の捕獲推進に係る費用、クマ対策関連資機材など、多岐にわたります。国が対策強化に向け、大きく前向きであることがうかがえますので、今はまさに対策を固めておける絶好のタイミングであると考えます。

種々具体的な内容については、これからの協議・検討によるものと認識しておりますので、今回私からは、でき得る限り準備万端にしていただきまして、町の皆様の不安を払拭できるような体制づくりと、計画、予算の整備を進めていただくことを強く要望いたしまして、以降、具体的な進捗状況についても、御確認させていただきたいと考えて

おります。

これにて質問を終わります。誠にありがとうございました。

大久保議長　以上で、月足議員の一般質問を終わります。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ）　通告に基づき、一般質問を行ってまいりたいと思います。

スポーツを通じた町の賑わいづくり②について、お伺いします。

本年10月11日に行われました全日本小中学生ダンスコンクールに第一中学校ダンス部が出場され、銅メダルを獲得されました。しかしながら、この快挙は情報が乏しく、広報しまもとに掲載されたものの、事後報告となるものでした。私は保護者の方から聞くことができ、実情を知ることができましたが、ほとんどの方はこのことを知らず、一部の方しか知らないまま、生徒たちは東京へと向かいました。

他の自治体では、学校に誇らしげに垂れ幕がかかり、全国大会出場等をお知らせし、町全体で応援するような光景を見かけます。令和元年12月定例会議において、同様の趣旨で一般質問を行い、その際、他市町村における担当部署や対応の実施状況、予算措置の在り方なども含め検討はさせていただく必要があると、このような答弁をいただいております。その後の検討状況はどのようなものだったのか、お伺いいたします。

総合政策部長　それでは、東田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

スポーツを通じた町の賑わいづくりについてでございます。

住民の方などがスポーツ大会などで優秀な成績を収められた際の対応につきましては、令和元年12月議会での議員の御質問を踏まえ、当時検討した結果、町長への表敬訪問を従前以上に幅広く、かつ積極的に受け入れる運用とし、その際の様子を写真なども交えて、広報誌にて広く住民の皆様にお知らせすることにより、御活躍をたたえる取組を実施しております。

横断幕の設置につきましては、近隣市の庁舎における取扱いといたしまして、明確な基準は設けられていないものの、オリンピックなど国際大会への出場を一定の目安とされているところが多く、作成費用についても公費で対応されている事例がございます。本町におきましても、新庁舎においては、以前よりも横断幕を設置しやすい環境となっておりますので、広場棟の完成以降、オリンピックなど国際大会への出場の御報告を受けました際は、出場される御本人・団体及び関係部局とも調整の上、公費での掲出を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　町長の施政方針をはじめ、島本町総合計画、都市計画マスタープランや島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略、島本町立地適正化計画など、様々な計画の中で、まちのにぎわいという文言が使われています。また、にぎわい創造課でも積極的にまちのにぎわいづくりのため事業を展開しています。商工業や観光もまちのにぎわいづくりに必要なものであるとは思います。

一方で、島本町の生徒・児童たちがスポーツに限りませんが、優秀な成績を残し、全国大会へ出場する。そして、これを町としてみんなで応援する、これは立派なまちのにぎわいづくりになるのではないかと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

都市創造部長　商工業や観光の活性化に加え、町に住む人の活躍が、住民のシビックプライドの向上につながり、まちのにぎわいづくりが促進されるものと認識いたしております。

これまでも本町の魅力発信の一つとして、世界大会でも優秀な成績を残しているダブルダッチをテーマにした「島本ダブルダッチフェスタ」というイベントが企画・開催されるなど、優秀な成績を収めた団体と連携したにぎわいづくりに取り組んでまいりました。

個人や団体等の優秀な成績を住民の皆様が認知し、応援することは、まちのにぎわいづくりに寄与するものであると考えており、引き続き多様な手法を検討しながら、魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　第一中学校ダンス部の生徒たちが、校長先生と一緒に表敬訪問に役場に訪れていた際、たまたま私も役場の帰りに見かけて、校長をはじめ生徒の皆さんと少し話をさせていただきました。

表敬訪問は結構だと思うんですが、「申入れがあった際に受け入れる」は少し受身な印象を受けます。全国大会出場などの報告は、町としてどのように取り扱われているのか、お伺いいたします。

教育こども部長　中学校の部活動の全国大会出場に関する報告の取扱いについてでございます。

中学校の部活動の全国大会等への出場、また、結果報告といたしましては、各団体から直接教育委員会へ報告いただく取扱いとはなっておらず、各学校から教育委員会に情報提供いただくことで情報把握する流れとなっております。

各中学校から全国大会への出場の報告があった際には、表敬訪問について、教育委員会から学校に提案することとなっており、その後、学校において、当該生徒等の意向確認の上、学校と当該生徒が希望した場合に表敬訪問を設定することといたしております。

以上でございます。

東田議員　各学校から教育委員会へ報告があった際には表敬訪問の有無にかかわらず、庁議の場で情報の共有をしていていただきたいと思います。

そして、そのような祝便があれば、庁議に参加されているメンバーからも、町として何かすべきだではないのかというような意見が出たのではないかと思いますが、これについても検討していただきたいと思います。

そして、次の質問に移ります。

広報しまもとへの掲載で住民の皆さんにお知らせするのは、大変結構だとは思います。

しかしながら、これでは事後報告になってしまいます。公式ラインへアップするなどすれば、タイムリーな情報発信ができるのではないかと考えますが、どのようにお考えか、お伺いします。

また、全国大会出場などは保護者の方へ費用などの面でも負担も大きいと思います。公式ラインを通じ、寄附を募るなどの取組についても検討していただきたいと思いますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

総合政策部長　まず、広報しまもとへの掲載とともに、公式ラインでもタイムリーに情報発信してはどうかとのお尋ねにつきましては、工夫次第で活用可能であるものと認識しており、情報の収集の方法や対象者の意向確認の方法など、今後、近隣自治体の取組も参考に検討してまいりたいと考えております。

次に、費用負担に係る取組といたしましては、教育こども部において、町立小中学校の児童・生徒が近畿大会規模以上の大会に出場する際には、同一の個人又は団体に対し、１年度に１回となりますが、大会参加費、交通費及び宿泊費の補助を行っております。

具体的には、大会参加費及び交通費につきましては、児童・生徒が実際に負担する金額を全額補助し、宿泊費につきましては、町の一般職の職員が宿泊する額と同額である１万1,000円を上限に補助を行っております。

なお、寄附の募集につきましては、全国の一部の自治体ではスポーツ振興のための資金を集める目的で、ふるさと納税を募っている事例は確認しておりますが、特定の大会に出場する特定の個人のために行政が寄附を募ることや限られた期間内での対応となることから、実務上難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

東田議員　いずれにせよ、現状では学校サイドに任せっきりになっており、その都度の対応にばらつきがあると考えています。

学生時代の短い期間に全国大会出場というチャンスは一生に一度かもしれません。スポーツや文化、ジャンルを問わず優秀な成績を収め、全国大会出場などの際には、まちづくりの一環であると定め、町を挙げて応援する。このためには、町として考え方を明確にする必要があり、その上で、一定の基準や仕組みが必要であると考えます。これについて見解をお伺いいたします。

総合政策部長　中学校での部活動が全国大会に出場した際の横断幕の作成につきましては、これまで学校の判断に委ねられておりましたが、教育こども部において、近隣他市においても横断幕等の作成については公費で対応されている状況を把握しておりますので、今後、本町におきましても、公費での対応を視野に検討してまいりたいと考えております。

また、町長への表敬訪問及び広報誌への掲載につきましては、全国大会への出場を一定の目安としつつ、引き続き柔軟な対応に努め、新たに公式ラインの活用につきましても検討いたします。あわせて、庁舎における横断幕の掲出につきましても、オリンピッ

クなど国際大会への出場を一定の目安として取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　先ほども申し上げましたが、学生時代の短い期間で、一生に一度あるかないかのチャンスを掴んだ際、町全体で応援してあげることができれば、選手たちの励みにもなると思います。そして、良い思い出づくりになると思います。それは先ほど答弁にもございましたシビックプライド、地域への誇りや愛着の向上、まちのにぎわいづくりにもつながると思いますので、前向きな検討をお願いして、次の質問へ移りたいと思います。

続きまして、認知症条例の制定について、お伺いいたします。

全国的な超高齢社会の進展の中、本町においても例外ではなく、高齢化率は、現在人口が増加傾向にあり、生産年齢人口の流入により、抑制傾向にはございますが、高齢者人口自体は増加傾向にあることは変わりはございません。介護が必要な方も年々増加をしています。

昨年度の数字になりますが、要支援・要介護の方の合計が1,862名。その10年前の2014年では1,283名と、大きく増加をしているのが実態となっています。介護が必要な方が増えると必然的に介護に関わる方も増え、その中には、いわゆる老老介護も多いと思います。報道等でも、介護疲れによる痛ましい事件などが多く報道されていますが、これについても年々増えていっている印象を受けます。

この介護疲れについてですが、大きく分類すると、身体的負担や経済的負担に加え、意思疎通の難しさや、将来介護の終わりが見えないことなどへの不安による精神的負担、認知症による負担は、意思疎通の困難さに加え、行動への対応など、特に精神的な負担が大きいものとなっています。

私自身、過去に認知症で徘回されている方を保護し自宅に送り届けた際、御家族の方が心配のあまりきつく叱っていたのを目の当たりにしたことをきっかけに、認知症高齢者等見守りネットワークの創設を求め、一般質問を行いました。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、我が国の認知症高齢者の数は2012年で462万人と推定されていたものが、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約５人に１人が達することが見込まれているとされています。今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

現在、島本町では、認知症ケアパスや認知症高齢者等見守りネットワークをはじめ、様々な施策を展開されていますが、現状への認識と課題について、まずはお伺いいたします。

健康福祉部次長　本町の認知症に関する施策の現状認識と課題についてでございます。

まず、認知症施策の現状についてですが、本町では、地域や認知症の方を支援するための仕組みとして、認知症ケアパスを活用したガイドブックや、地域で協力機関が認知症の方を見守る認知症高齢者等見守りネットワークを運用しています。また、認知症へ

の普及啓発、理解促進を目的とした認知症サポーター養成講座や、そのステップアップ講座、また、気軽に相談や交流ができる場としての認知症カフェ、認知症の早期対応を行う認知症初期集中支援チームの活動など、様々な施策を展開しております。これらにより、認知症の方が地域で安心して生活できる環境づくりについては、一定の取組が進んでいるものと考えています。

次に、課題といたしましては、令和５年に公布された認知症基本法において、これからの認知症施策を展開する際には、認知症の方御本人や御家族の方の視点を取り入れる必要性が明示されております。このため本町としても、こうした声を施策に反映するための仕組みや体制づくりを課題の一つと認識しております。

なお、令和８年度に策定を予定している第10期保健福祉計画及び介護保険事業計画では、認知症基本法において、各市町村で策定が努力目標とされている認知症施策推進計画を包含した計画として策定する予定としております。このため、計画策定に当たり、町内の実情等を把握するため、今後実施するアンケート調査におきまして、認知症に対する理解や認知症施策の認知状況、認知症になっても地域で暮らすために必要な事柄などの設問を設け、その結果も踏まえまして、本町の認知症施策の課題を明確化し、今後の施策展開につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　私自身義父の介護にも携わり、行政をはじめ、関係者の方々には大変お世話になり、感謝申しているところでございます。そして、私自身の年齢もあるのでしょうが、友人や知り合いなどに会うと介護の話などが非常に多くなってきています。

その中でも、認知症を患っている方の介護に携わっている方は、非常に疲れていて、精神的にまいってしまっている方も多いと感じています。様々な施策を展開され、施策面では一定充実していると感じています。また、昨年富田林市にお邪魔して認知症条例はじめ、認知症施策の勉強をさせていただきましたが、施策面で本町が劣っているというふうに決して感じておりません。

その上で、今求められているのは、精神面での支えをさらに推し進める必要があると感じますが、これについての見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　議員御指摘のとおり、介護に直面している家族等にとっては、今後の見通しや終わりが見えず、徐々にできないことが増えていく状況に対応する必要もあるなど、身体的にも精神的にも大きな負担や不安に悩まされるものであり、とりわけ、認知症の介護におきましては、精神的な負担感はより強く感じると言われております。

介護者の精神的な負担を軽減する方策の一つとして、介護されている方が悩みや困り事等について相談する人や場所がない、頼れるものもないという状況にならない、そうした環境をつくる「孤立の防止」があると考えております。これにつきましては、介護者に限らず、今後さらに増えてくると予測される単身高齢者や高齢者のみの世帯の方にとっても重要なキーワードとなると認識しております。

令和８年度に策定する第10期保健福祉計画及び介護保険事業計画では、この介護者や高齢者本人の孤立を防止するための方策により一層力を入れていく形で施策を進めていけたらと考えております。

以上でございます。

東田議員　令和４年度版の厚生労働省白書―社会保障を支える人材の確保―の中での日本の世帯数の将来推計は、2018年のデータですけども、全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合は、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合で2015年の32.6％から2040年では40％へと上昇するとされています。

現在の社会保障制度は、この家族を前提に制度設計がされており、これが今後立ち行かなくなることは明白であると思います。共生社会の実現を推進するための認知症基本法の目的の第１条「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めることにより、認知症施策を総合的に推進し」、そして、ここが重要だと思いますけども、「もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力がある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的」とあります。

そして、この目的であります共生社会実現のため、大阪府内においても、令和３年７月１日施行、河内長野市認知症と共に生きるまちづくり条例、そして、令和４年10月１日施行、富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例、そして、令和７年４月１日施行、共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例と三つの自治体が認知症条例を制定されています。本町においても、共生社会実現のため、認知症条例を制定すべきであると考えますが、これについて見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　認知症条例につきましては、議員御紹介のとおり、大阪府内でも制定されている自治体の事例があることは承知しております。制定されている自治体の条例内容を見ますと、いわゆる理念条例として、認知症施策の実施に関する行政の責務、認知症の理解等を進めるための住民の役割、また、関係機関や事業者の役割などが規定されているものではございます。これらはいずれも、令和６年１月から施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法におきましても、地方公共団体の責務、国民の責務、事業者の責務といった形でそれぞれ定められていることから、策定時期が認知症基本法の施行前、また施行後にかかわらず、条例はその内容を補完、詳細化する形で作成されているものとなっております。

このことから、本町において、すぐさま独自の条例制定をしなければならないものではないと考えております。しかしながら、認知症基本法の施行以降に条例制定された泉

南市の事例では、法律がある中、条例制定を目指した理由として、認知症基本法に定める認知症施策推進計画だけでは、認知症施策実施の推進力が弱いと考えられ、これらの施策を着実に実施するため、条例が必要と考えられて、制定に至ったということでお聞きしております。

本町におきましては、令和８年度に策定する第10期保健福祉計画及び介護保険事業計画で、認知症基本法に定める認知症施策推進計画を包含する形で策定を予定しているところでございます。まずは、当該計画をしっかり作成し、その議論の中などにおいて、様々な方の御意見もお聞きした上で、条例制定等の必要性の判断をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　全国の自治体で認知症高齢者等個人賠償責任保険事業が実施されているところもございます。認知症の人が日常生活における偶然の事故などで第三者に対し、法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合、御本人や御家族の負担を軽減するための保険です。

富田林市を例に挙げますと、対象者は、40歳以上の方、富田林市高齢者等見守りＳＯＳネットワーク事業に事前登録している方、在宅生活をしている方（介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所している人、病院または診療所に入所している人は対象外）、日常生活に支障をきたすような認知症の症状があり、自身で外出可能な人となっております。加入費用自体は自治体の負担となっています。このような制度は、認知症の方やそして御家族の方の負担軽減につながるものであり、制度導入についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長　認知症の方の個人賠償保険の公費負担に関する事業につきましては、以前に一度検討したことがございましたが、本町の担当課等に寄せられた認知症の相談の中では、賠償保険に関する相談事例はなく、また、全国的に見ても、実施自治体が非常に限られていたことなどから、当時具体的な制度化は行わず、認知症の早期発見の体制整備や普及・啓発を進めていくことで、地域の見守り体制を整備し、その中で認知症の方の事故などを未然に防ぐという施策に力を入れていくとした経緯がございます。

これまでのところ、認知症の賠償保険の公費負担に関する相談については、現在まで直接聞いている事例はございませんが、最近では、大阪府内でも当該事業を実施する自治体が増えてきており、北摂地域でも開始された自治体もございます。令和８年度に策定する第10期保健福祉計画及び介護保険事業計画では、先ほども御答弁したとおり、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画を包含した形での策定を考えていることから、当該計画策定の際に、実際に認知症の介護をされている御家族や支援者の方の意見や、他の自治体での導入状況等の情報収集を行い、本町での実施の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　分かりました。

そして、次に、さきの答弁で御紹介されましたとおり、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、昨年１月１日に施行されています。この中で国の責務、地方公共団体の責務が述べられています。本町においても、今後、認知症施策推進計画を包含した内容で、第10期保健福祉計画及び介護保険事業計画が策定されるとのことですけども、認知症基本法の基本理念の中の「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の方が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会にあらゆる分野において活動に参画できる機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。」、そして、「五　認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。」、このようなものは、地域住民の協力なくして実現することはできないと考えています。

本町においても、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを展開していますが、高齢者の方たちと話をしていると、もっと高齢者の方に寄り添ってほしいというような声もよく聞きます。そして、世代によって不公平感を持っておられる方もおられるように感じています。

法律があり、それにのっとり施策を展開するのは当然です。そして、基礎自治体として、認知症の方や御家族に寄り添う気持ちを表し、認知症の人を含めた全ての国民が互いに支え合いながら共生する社会の実現を目指す。そして、そのために島本町としての考え方を明確にし、認知症基本法の目的を達成するために、また、島本町として、さらに推し進めるため、認知症条例の制定は有効な手段であると考えますが、改めて見解をお伺いして、私の質問を終わります。

健康福祉部次長　先ほどの御答弁の繰り返しにはなりますが、本町におきましては、まずは認知症基本法の理念・規定を踏まえ、次の介護保険事業計画に認知症施策推進計画を包含する形で策定し、その計画に基づいて、認知症施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

計画の策定過程等において、認知症の当事者を含む高齢者や御家族などの御意見をお聞きした上で、独自条例の必要性等について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時07分～午後１時10分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、西山議員の発言を許します。

西山議員（質問者席へ）　令和７年12月定例会議一般質問、大阪維新の会、西山ようこ、一つ目の質問といたしまして、認知症予防とオレンジカフェの取り組みについて、質問いたします。

初めに、認知症の早期発見と予防策について、どのような事業の在り方と見解をお持ちか教えてください。

健康福祉部次長　それでは、西山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目、認知症予防とオレンジカフェの取り組みについてのうち、認知症の早期発見と予防策についてでございます。

認知症につきましては、その予防のためには、運動や食事、社会交流、主に生活習慣病をはじめとする持病のコントロールなどが重要と言われております。また、早期発見により、その進行を緩やかにすることが可能であるとも言われております。このことから、本町では認知症の予防にもつながる取組として、筋力づくり、生活習慣病のコントロール、社会交流の場であるいきいき百歳体操の取組を進めております。また、令和６年度からは、管理栄養士がいきいき百歳体操の会場を訪問し、参加者の栄養相談を受けることができる体制も構築しております。

早期発見に関する取組といたしましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業として実施しております健康測定会において、物忘れの相談の機会を設け、すぐに受診が必要と思われる方は、受診勧奨、そうでない場合には、いきいき百歳体操など、予防の取組への参加を働きかけるという仕組みを令和６年度に試験的に行い、今年度も継続して実施を予定しております。

以上でございます。

西山議員　運動や生活習慣病のコントロール、社会交流という観点からお答えいただきました。

令和６年度事務事業成果報告書からも、いきいき百歳体操参加者数は増加傾向にあるとみています。高齢者が体を動かすことを日常に取り入れることは、認知症や介護予防のみならず、心肺機能、身体機能、精神的健康の向上、脂肪量の減少につながると、令和５年文部科学省・スポーツ庁の研究報告に記載があります。社会交流の場を通じて孤立を防ぎ、身体活動を取り入れ健康増進を図り、高齢者がいつまでも生き生きと暮らせる地域社会を形成する事業を図りたいと考えています。

その一つといたしまして、認知症予防施策について着目し、質問いたします。

今年９月に島本町で開催されました認知症サポーター養成講座を受講いたしました。その中で、ＭＣＩ（軽度認知障害）の段階では、日常生活での支障が少なく、本人が自覚して不安を感じたり、家族が気づいたりすることが多いとのことです。また、早期発見、早期対応により、脳の活性化や生活習慣の改善に取り組むことで、必ずしも認知症

に移行するとは限らず、進行を遅らせたり、正常な状態への回復も期待できるとのことでした。そのためにも、地域でのネットワーク、サポーターの活動が効果的と考えます。

続きまして、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催趣旨と内容についてお聞かせください。

健康福祉部次長　次に、各種講座についてでございます。

認知症サポーター養成講座につきましては、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、できる範囲で認知症の方やその家族を手助けしていただく方の養成を目的として実施しています。講座の内容といたしましては、認知症の基礎知識、症状と対応や工夫例、若年性認知症、認知症の治療と予防、医療や介護の相談窓口の紹介、社会資源の紹介、当事者の声、グループミニワークなどの内容となっております。

次に、ステップアップ講座につきましては、認知症の方やその御家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、認知症サポーターとして一歩進んだ形で認知症の方やその家族ニーズに合った具体的な活動をするために、認知症の方や家族と関わる場面での、より実践的なスキル、知識を習得していただくことを目的としております。講座の内容といたしましては、認知症サポーター養成講座の復習、コミュニケーション方法、オレンジパートナーの役割、活動を考えるグループワークなどの内容を実施しております。

以上でございます。

西山議員　オレンジパートナーとして活動されている方と、高浜公会堂で行われているオレンジカフェでお会いいたしました。カフェに来られた方と積極的に会話され、皆さん和やかに過ごされていました。講座で得た知識があると自信につながり、パートナー同士の活動の輪も広がります。支援を行う側も受ける側も刺激になると感じました。

それでは、高齢介護課における認知症に関するサポート体制について幾つかお伺いいたします。

島本町地域包括支援センターとの連携内容をお伺いいたします。現在、認知症に悩まれる方、相談窓口などの行政のサポート体制をどのように構築されているかをお聞かせください。

健康福祉部次長　次に、地域包括支援センターとの連携内容についてでございます。

高齢者の様々な相談についての窓口は、地域包括支援センターが担っていることから、認知症に関する相談も、まずは地域包括支援センターが受けることになります。その中で、認知症で医療や介護につなぐ支援が難しい方などについては、必要に応じて町職員も包括支援センターの職員と一緒に支援を行い、支援の状況を確認し、支援を必要としながらも、支援につながっていない場合には、こちらから積極的に働きかけるなどの対応を行うとともに、ケースによっては、町と地域包括支援センターの職員共にチーム員となっております認知症初期集中支援チームによる対応につなぐなど、連携体制を構築

しております。

以上でございます。

西山議員　認知症初期集中支援チームの仕事内容、役割について、お伺いいたします。

健康福祉部次長　認知症初期集中支援チームにつきましては、チーム員、認知症地域支援推進員、高齢介護課職員、地域包括支援センター職員、すこやか推進課職員で構成した認知症の方に対する対応を行うチームであります。医療や介護につなぐ必要があるが支援が難しいという方、認知症症状が強く、家族や支援者の対応が難しい方などに原則半年間の期限を設け、短期集中的にケース支援を行ってまいります。

また、月１回チーム員会議を開催し、チーム医からの助言の下、介入したケースの支援状況の報告と今後の活動の方向性の議論を行い、最終的に、ケアマネジャーや地域包括支援センターなどに引き継ぐところまでを担う役割を持っております。

以上でございます。

西山議員　認知症高齢者等見守りネットワークの仕組みと登録者数について、お伺いいたします。

健康福祉部次長　次に、見守りネットワークについてでございます。

認知症高齢者等見守りネットワークにつきましては、認知症の方が地域で安心して暮らしていただくための見守り体制の構築を目的に、認知症で徘回等の可能性がある方で、希望される方に登録していただき、その方が行方不明になったときには、町に協力機関として登録していただいている関係機関に早期発見のための情報提供と捜索等の協力を呼びかけるというネットワークを構築しているものでございます。

なお、登録者につきましては、令和７年12月１日時点で54名の方が登録されております。

以上でございます。

西山議員　当事者と介護者の孤立を防ぎ、心理的負担を軽減すること、社会参加と心身機能の向上を目指すこと、そして、地域全体の認知症理解を深め、支援体制を構築することの一つとして、認知症カフェは効果的であると考えます。

島本町内の認知症オレンジカフェとして登録されている件数と取組内容を教えてください。

健康福祉部次長　オレンジカフェにつきましては、認知症の方やその家族、地域住民や支援者など、誰でも参加でき、認知症についての学びや悩みを相談したり、情報交換や交流を行うことを目的として開催されているものとなります。

現在、町内では、オレンジカフェとして２か所ございますが、そのうち１か所は休止中でございまして、活動されている１か所としては、医療法人清仁会が実施しておられる地域サロン＆しまもとオレンジカフェ「すまいる」があります。当該オレンジカフェにつきましては、高浜公会堂で毎月１回開催されており、内容としては、地域サロンとオレンジカフェを兼ねたもので、地域の方も、認知症の方も、認知症の御家族の方も自

由に参加できる形で運営されており、月ごとのイベントやお茶タイムの実施、認知症の方の個別相談に応じることができるよう、医療法人清仁会の専門職や町の認知症地域支援推進員も出席しております。

以上でございます。

西山議員　茨木市では「いばらきオレンジかふぇ」を社会福祉法人や病院などが運営主体となって、現在市内26か所で展開されています。一概に数が多いほどがよいとは言えませんが、島本町内では現在高浜で１か所のみの開催です。山崎から高浜まで自転車で参加されている方もいました。御答弁にもありましたとおり、地域サロンも兼ねた内容になっているので、毎回楽しみにされているようでした。今後、オレンジカフェの拡散は必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　オレンジカフェにつきましては、認知症の方やその家族を支援するため、また、広く住民に認知症への理解・啓発を進めていく場所として有効なものであると考えておりますので、町内でも複数箇所開設されるようになることが望ましいと考えております。一方で、運営主体として開設登録を希望される団体が出てきていないことから、箇所数が増えないことは課題であると考えております。

議員が御紹介いただきました茨木市の事例につきましては、オレンジカフェに対する行政の支援等は本町と大きく異なっている点はございませんが、介護・医療・福祉に関連した様々な主体が運営されていることから、箇所数の増加に関することなどについては、情報収集させていただき、参考とできるものがないかなど検討していきたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　オレンジカフェの拡散、周知に向けた働きかけはされているのでしょうか、お伺いします。

健康福祉部次長　オレンジカフェの周知につきましては、町で作成している認知症の方が症状に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかなどの情報を網羅した冊子「認知症あんしんガイドブック」、いわゆる認知症ケアパスに掲載しているほか、オレンジカフェの周知用に作成されたチラシを役場等で配架しているところでございます。

また、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座でも当該取組についての紹介を行うなどの形で周知しております。

以上です。

西山議員　認知症あんしんガイドブックには、相談窓口として、地域包括支援センターをはじめ、役場、若年性認知症コールセンター、社会福祉協議会、認知症初期集中支援チームの所在が明記されています。バックアップ支援先が豊富にあると感じられるのはよいと思いますが、いざというときの最初の窓口が分かりにくく感じます。いかがでしょうか。

健康福祉部次長　認知症あんしんガイドブックに記載しておる相談窓口につきましては、議員御指摘のとおり５か所掲載されております。基本的な認知症に関する相談は、町の高齢介護課、もしくは地域包括支援センターでありまして、65歳未満の若年性認知症に関することについては、別途、全国的なコールセンターが設けられております。この三つが、そちら主たる相談窓口ということになるということで記載しておりまして、その他、この三つを相談窓口としていますところは、近隣の高槻市、茨木市の認知症ケアパスを見ても同様でありますので、一般的なものであると考えております。そして、それ以外の窓口につきましては、参考としての掲載ということになります。

これらの認知症に関する相談のすみ分けや分担について、より分かりやすくなるよう、次回の改定の際には、記載方法の見直しも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　他市の事例より、商業施設の場所を利用してオレンジカフェを設け、広く周囲に認知を促す手法も取られています。現在、コープ島本の一角でもコミュニティカフェが開催されておりますが、このようなオープンスペースで開催は可能でしょうか。例えば、ふれあいセンター、新庁舎などの公共施設での実施は可能でしょうか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　オレンジカフェの実施場所につきましては、町内であって高齢者が集いやすいようバリアフリーへの配慮を行うこと。誰もが気軽に立ち寄り、安心して過ごせる場所であること。そして、参加者同士の相互交流及び情報交換ができる場所であることを要件としております。

このことから、オープンスペースでの開所も可能と考えておりますけども、参加者の相談や情報交換については、ある程度配慮ができる場所であることが望ましいと考えております。

なお、実施場所については運営主体に用意してもらうという形式になっておりまして、運営主体で所有している施設以外で実施される場合は、その場所を借りていただく必要がございます。町施設で実施ということを希望される場合につきましては、実施内容を踏まえ、部屋やスペースの貸出し等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　島本町内のオレンジカフェの件数拡大は必要だと考えますが、開催場所の確保、費用など留意すべき点を踏まえ、見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　次に、オレンジカフェの件数拡大についてでございます。

オレンジカフェは、町内に活動拠点のある民間の団体等が運営主体となって、町に登録していただく形の事業でございます。登録する際の要件として、定期的な開催、また、設置場所は町内でバリアフリーであることや、認知症サポーターなど認知症の知識と経験のある方が必ず１人以上スタッフとして常駐していることなどを要件としていることから、開設場所や運営主体は限られてくるものとなります。

このことから、オレンジカフェの件数拡大も一つではありますが、最近では、地域で高齢者が気軽に集まれる場所づくりの一環として取り組んでおりますコミュニティカフェの場におきまして、ステップアップ講座を受講された方と協力して、認知症の方への支援の取組というのがモデル実施されるなど、オレンジカフェに準じた形での取組ということも出てきております。

町としては、オレンジカフェに限らず、認知症の方やその御家族が身近な地域で気軽に参加や相談することのできるという場所が増え、そこから必要に応じて、町や地域包括支援センターの専門職などの支援につながる、それによって地域で孤立することなく、安心して生活を送っていただく環境づくりが重要と考えておりますことから、今後も地域の方々と協力し、様々な形で認知症の方の地域生活を支援する活動が増えていくよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　御答弁ありがとうございます。

最後の質問になります。

社会福祉協議会の働きかけにより、現在13か所でコミュニティカフェが開催されています。誰もが気軽に立ち寄り、参加できる地域の場所として、飲物のほか、手品やバルーンを披露されたり、傾聴ボランティアとも協力されたりと、工夫を凝らして取り組まれています。

ただ、参加するには、御自分の足で開催場所まで行ける手段があることが前提となりますが、オレンジカフェの場合、御自分の力でだけでは参加が不安な方もいて、周囲の理解と協力が必要な場面も想定されます。これらを鑑みて、行政の強みである専門的なフォロー体制と、相談窓口を兼ねたオレンジカフェの差別化も必要かと考えますが、見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　コミュニティカフェにつきましては、高齢者の生きがい・居場所づくり等を推進し、高齢者の地域での生活を支える資源を増やす取組であります生活支援体制整備協議会の事業の一つとして実施されています。また、オレンジカフェにつきましては、認知症施策の一つとして、認知症の方やその家族の方、支援者等が認知症についての悩みや情報交換、学びなどを深めていただくための場所として実施しているものであり、双方同じ事業として実施していく方向では考えておりません。

両事業ともに、参加者を限定しているものではございませんが、認知症の方の相談や参加という視点で見た場合、オレンジカフェについては、認知症に関する知識と対応経験があるスタッフがいるということで定期開催されていまして、場合によっては、個別相談にも応じることができるという体制がある一方で、運営主体が限られていることから箇所数は限られたものとなっております。

一方、コミュニティカフェにつきましては、２～３人の気の合う方同士からでも地域で気軽に始められるということができるものでありますことから、町内でも箇所数は増

加しておりまして、一方で、認知症に関する相談等には必ずしも対応できるものではないということで、それぞれに特性がございます。

町といたしましては、オレンジカフェの複数箇所での実施と併せて、より認知症の方も含めた高齢者がより身近な地域で気軽に実施、参加できるという場所から、必要に応じて、町や地域包括支援センターなどの専門的な相談につながるという流れを構築していくことで、オレンジカフェ、コミュニティカフェ、それぞれの長所を生かした形で認知症高齢者を支援する環境づくりが進めていけたらと考えております。

以上でございます。

西山議員　ありがとうございました。

次の質問に移ります。島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備について。

有害鳥獣といえば、今年は熊の出没状況や注意喚起のニュースをたくさん聞かれたことと思います。私の下にも、住民の方々から不安のお声をいただきました。

島本町には、熊は本当に生息しているのかという疑問の声もしかり、鹿やイノシシといった他の野生動物を含め、島本町の森林山間部において、野生動物が生息する環境を調査し、農作物や民家への被害が深刻化する前に、適切な対策と森林整備が重要と考えております。

島本町の自然と調和した美しい景観と心豊かな暮らしを持続するためにも、森林環境を保全し、適切に整備していく、その努力が必要です。この有害鳥獣の問題は、野生動物を捕獲するだけで解決できる問題ではなく、森林環境の管理と並行して考えていかねばならない地盤となる地域社会の問題として捉えています。

それでは質問いたします。

熊らしきものの目撃情報について、本当に熊は島本町に生息するのか、見解をお伺いいたします。

山間部の土地の所有者の方と山に入り、十方山のルートを歩きました。イノシシの土を掘った足跡などは確認できましたが、熊が生息しているかは分かりませんでした。島本町に熊の生息に適した環境条件があるのか。例えば、餌となる木の実など豊富にあるのでしょうか、お伺いいたします。

都市創造部長　続きまして、大きな２点目の島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備についてのうち、本町域内での熊の生息についてでございます。

本町における目撃情報につきましては、今年度におきましては、８月31日に椎尾神社の北側の登山道での目撃情報をはじめ、10月30日には東大寺二丁目地内の名神高速道路付近、また、11月３日には大沢地区の釈迦岳周辺において、熊らしき動物の目撃情報について、情報提供をいただいております。いずれの目撃情報につきましても、熊と断定できるような情報がなく、目撃情報の通報があった際、まずは、目撃された方からの情報収集を行うとともに、その後、速やかに職員による現地確認を行っておりますが、ふんや足跡、また、樹木に刻まれた爪痕などは確認できていないことから、確定的な判断

には至っておりません。

また、餌となる木の実などにつきましては、山間部の管理状況にもよりますが、比較的少ないものと認識いたしております。

以上でございます。

西山議員　山を歩きましたときに、地点を表す標識に職員の方が周囲を歩いてつけてくださいました黄色い熊の注意喚起の看板が掲示されておりました。住民の方への熊の注意喚起について、また、情報共有の在り方について、お伺いいたします。

都市創造部長　次に、住民に対する注意喚起について、でございます。

目撃情報の通報があった際の地域の皆様への注意喚起につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、まずは、目撃された方からの情報収集を行った後、速やかに職員による現地確認を行い、ふんや足跡、また、樹木に刻まれた爪痕など、現地の状況把握を行った上で、各関係行政機関や狩猟グループと情報共有を行い、地域住民の方々に対しましても、ホームページやライン、タウンメールにより注意喚起を行うべく、啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

西山議員　ライフルの使用について、住民の方からも御質問がございましたので、お伺いいたします。

環境省の緊急銃猟ガイドラインにより、鳥獣保護管理法の一部が改正された内容によれば、「大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ等について、緊急銃猟の主体は地域に精通した市町村長が行うこととなっており、安全確保等を講じた上で、銃猟を捕獲者に委託して実施することができる」とされています。島本町での取扱いについてお聞きいたします。

都市創造部長　次に、ライフルの使用についてでございます。

イノシシや鹿等の捕獲につきましては、本町に在住する狩猟グループの方に委託いたしており、狩猟グループの方々の中には、ライフル銃が使用できる第一種猟銃の許可をお持ちの方はおられ、使用することは可能ですが、実際の現場ではライフル銃は使用されておらず、空気銃のみ使用されております。使用方法といたしましては、箱わな等に捕獲されたイノシシや鹿に止め刺しを行う際、空気銃により気絶させる際に使用されているのが実情でございます。

以上でございます。

西山議員　同じくガイドラインには、「なお、クマ等の出没時には、必ず緊急銃猟をもって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察しながら、追い払い等の手段の中から適切な手段を選択し、クマ等の出没に対応されたい」と記載があります。使用する側にも大きなリスクのある猟銃を使用しなくても済むことを願っております。

続きまして、生息する野生動物、イノシシ、鹿、アライグマなどを含めまして、昨年の捕獲頭数についてお伺いいたします。

都市創造部長　次に、昨年の捕獲頭数についてでございます。

令和６年度事務事業成果報告書に記載いたしておりますイノシシやシカについての捕獲頭数の変動についてのお尋ねでございます。

まず、イノシシにつきましては、令和５年度の50頭と比較して７頭増加しておりますが、考えられる要因といたしましては、令和５年度はイノシシが感染する豚熱が流行し、イノシシがおりで捕獲される前に、山間部で息絶えているケースもありますが、令和６年度は、その豚熱の流行が収束に向かったことで、捕獲数が増加したものと考えております。

また、シカにつきましては、令和５年度の105頭と比較して38頭減少しておりますが、近年の傾向で申しますと、令和５年度が特化して多い状況となっており、過去５か年の平均では約50頭から60頭程度を推移している状況となっております。

以上でございます。

西山議員　捕獲器の設置などに係る国からの費用助成はあるのか、お伺いいたします。

都市創造部長　次に、捕獲器の設置、費用助成についてでございます。

有害鳥獣捕獲業務に係る費用助成につきましては、農作物の被害防止を図るべく、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、これまでイノシシ、鹿の捕獲のための箱わな、くくりわな、イノシシ・鹿侵入防止のための防護ネット柵、さらには、わなにかかった際に狩猟者に通知する発信機・受信機を購入し、効果的かつ効率的な対策を実施してまいりました。

今後につきましても、農林業従事者や狩猟グループとの情報共有を重ね、より効果・効率的な取組内容を検証した上で、交付金を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　捕獲に係る費用をお伺いいたします。

捕獲のための箱わな、くくりわなは民有地にも設置していると聞いております。住民の方の協力を得て成り立っていることでございますので、協力者に対する捕獲に使用する箱わなに入れる餌代を補助金としてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　有害鳥獣捕獲に伴う費用についてのお尋ねでございます。

有害鳥獣捕獲業務に係る予算といたしましては、年間24万円を予算計上し、狩猟グループに委託いたしております。

現在、餌代につきましては、議員御指摘のとおり、箱わなを設置している土地所有者の方々に御負担いただいている状況でございます。餌代につきましては、イノシシや鹿等を捕獲する上で主要な経費でありますことから、大阪府や近隣自治体の餌に係る経費に関する考え方や手法を参考に、本町の委託内容についても検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　続きまして、人と野生動物がすみ分けする共生社会の実現性について、野生動

物が生息する豊かな自然環境を維持しながら、安全な住民居住地域も維持していかねばなりません。地形的な要素も踏まえながら、今後の取組について、質問いたします。

島本町の山での動物生殖状況と、山から降りて民家や農地への被害を防ぐ対策についてお伺いいたします。

都市創造部長　次に、生息状況と被害対策についてでございます。

動物の生息状況については、先ほどの捕獲頭数を見ると大きく変わっておりませんが、餌不足などの様々な理由により市街地に降りてくるということも全国的に報道されていることから、本町においても同様の状況である可能性は否定できないものと考えております。また、有害鳥獣を人里に寄せつけないための対策につきましては、令和７年11月に農林水産省の「鳥獣被害の現状と対策」によると、生息環境の管理、物理的な侵入防止対策、個体数管理の三つが主な取組として挙げられております。

まず一つ目、生息環境の管理については、野生動物が人里に降りてくる主な理由が、餌場があることと身を隠せる場所があることであることから、餌となるものをできる限りなくすため、農作物管理を徹底し、生ごみなどの適切管理をすることや、野生動物が身を隠せるような雑草が繁茂した遊休農地を減らすなど、有害鳥獣を人里に寄せつけない環境づくりが必要であるとされております。

二つ目、物理的な侵入防止対策については、農作物を直接守るため、イノシシやシカなどの野生動物の生態や行動特性に合わせ、電気柵やワイヤーメッシュ柵などを設置することや、煙火等による追い払いなどが効果的であるとされております。

三つ目、個体数の管理については、被害状況や生息状況を調査し、群れの利用頻度が高い場所に箱罠などを設置することで計画的な捕獲が可能となることから、農林業従事者、狩猟グループと協議の上、罠の設置を行っていく必要があるとされております。

今後につきましても、引き続き、農林業従事者、狩猟グループと連携・協力を図りながら、効率的・効果的な取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　御答弁いただきました三つ目の個体数の管理について、生息状況の調査は必要と考えますが、島本町域内の調査の工程はどのようなものでしょうか。調査に係る人件費、費用等をお示しください。

都市創造部長　個体数の管理に関連する調査の必要性についてのお尋ねでございます。

被害状況や生息状況の把握につきましては、先ほど御答弁申し上げました農林水産省の「鳥獣被害の現状と対策」の中で考え方が示されており、本町としても、その考え方を踏まえながら取り組んでいるところでございます。

具体的には、山間部での大規模な個体数調査は、費用対効果等を勘案し実施しておりませんが、狩猟グループへの委託業務の中でイノシシやシカの獣道や有害鳥獣が樹木に体をこすり付けた痕跡などを確認し、効果的に捕獲できる場所に箱わなやくくりわなを設置しており、生息状況を捕獲頭数から適宜把握しているところでございます。これを

踏まえ、議員お尋ねの人件費等の経費につきましては、先ほど御答弁申し上げました年間24万円の当該委託業務の中で対応いたしております。

今後も引き続き、山間部における環境変化も踏まえながら、効果的な有害鳥獣対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　森林の環境整備について、現状の整備体制についてもお伺いいたします。

都市創造部長　森林の整備につきましては、様々な関係団体と連携を行いながら、整備を進めております。具体的な連携内容といたしまして、サントリーホールディングス株式会社が実施する天然水の森事業による協定地の整備、大阪府が実施する保安林の整備やおおさか環状自然歩道周辺の整備、町内の森林ボランティア団体による町内各地の森林整備、町内森林所有者や大阪府森林組合等の森林関係者による森林整備がございます。

また、各関係団体の整備箇所となっていない森林につきましては、町が森林整備実施計画に基づき、風倒木処理といった災害抑制につながる整備を優先して取り組んでおります。

以上でございます。

西山議員　森林保全について、サントリーホールディングス株式会社が実施している天然水の森事業による協定地の整備など、広葉樹林化へ努めておられるようですが、島本町では、まだ針葉樹林が多いようにお見受けいたします。まずは、風倒木の回収を進められるのが先決ではないでしょうか。先日、山に入りました折にも、竹林での折り重なる風倒木が数か所目につきました。森林ボランティアを含め、多くの団体の方が整備事業に加わっていただいているようですが、民有地所有者との連携も含め、年間でどれぐらいの範囲で回収を進めているのでしょうか。かかる費用についてもお伺いいたします。

都市創造部長　令和５年度に実施しましたデジタル技術を活用した森林調査にて、本町の森林の約７割が広葉樹、約１割が竹林、残りの約２割がスギやヒノキといった針葉樹となっております。

平成30年度に発生しました台風により、町域内の各所にて風倒木が発生いたしましたが、サントリー天然水の森事業及び大阪府保安林事業の区域においては、一定風倒木処理の対応が完了したとの報告を受けております。さらに、それらの事業範囲外の場所の局所的な風倒木について、本町にて、令和６年度から優先的に整備を進めております。

なお、民有地所有者による風倒木の回収に関する具体的な範囲や費用につきましては、本町では詳細を把握しておりませんが、これまでも森林ボランティアの皆様の御協力により、ハイキング道などの風倒木対策も行ってまいりました。現在も風倒木が残っていることは認識いたしておりますが、整備や運び出しに多額の費用を要する場合もあり、今後につきましても、森林保全整備実施計画に基づき優先順位をつけながら継続的な対応を行ってまいります。

以上でございます。

西山議員　島本町森林整備実施計画の事業料算定におきまして、優先順位の高い桜井地区、広瀬地区での整備がどの程度進んでいるのか、また、どれくらい年数があとかかるのか、お伺いいたします。

都市創造部長　森林整備実施計画に基づき整備を進めた広瀬地区の森林につきましては、対象となる0.62ヘクタールの整備を行い、対象範囲の整備を完了いたしました。

次に、桜井地区の森林でございますが、令和７年度に0.45ヘクタールの範囲を整備する予定であり、残った範囲につきましては現在の事業規模にて、おおむね２年から３年ほどの整備期間を要すると想定いたしております。

以上でございます。

西山議員　里山と町をつなぐ資源循環型林業のモデル形成は可能かどうか、お伺いいたします。災害に備える安全面のためにも、倒木の回収作業とハイキングコースの整備の実施状況など、また、森林の活用方法について、木製チップ、木炭、家具などの材木利用で新たな産業創出につなげる事業などについて、見解をお願いいたします。

都市創造部長　次に、資源循環型林業についてでございます。

本町の森林整備におきましては、風倒木の発生が集中した箇所の倒木整備といった安全性の確保を優先に整備を進めております。倒木処理の主な方法は、倒木を適度なサイズに切り分けて、歩行等の支障とならない場所に残置して処理しております。

ハイキングコースの整備につきましては、倒木等による歩行が困難な事象が発生した際には、各関係機関と連携し、早急に対応するよう努めております。

森林の活用や木製・竹製チップの作成、木炭・竹炭の作成、家具などの木材利用など、新たな産業創出につながる取組の方法について、実際に事業者へヒアリングや現地調査を行っておりますが、本町は急峻な斜面に位置する森林が多く、木材や竹等を回収するためには多額な費用がかかるため、一部の森林において竹炭や木材の活用等の実績はございますが、広範囲における森林資源の活用手法として発展しておりません。限られた財源の中で森林整備を継続できる手法を各関係機関と連携しながら、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　御答弁ありがとうございます。

島本町の山の急な斜面に森林があり、竹などの回収に費用がかかるとの御説明でした。急な斜面というのはマイナス面ではなく、その地形を生かした取組も必要かと思います。例えば、有酸素運動を目的としたハイキングコースやアスレチック体験ができる広場など、ニーズに合った取組も考え得るかと思います。新たな森林土地活用へ発展させていく事業への今後の森林保全や管理も含めまして、最後の質問でございます、見解をお伺いいたします。

都市創造部長　町域内の森林の多くが民有地であり、災害抑制に係る森林整備につきましては、本町が土地所有者と連携して行ってまいりますが、土地の管理や活用につきまし

ては、所有者の下で適切に行っていくことが原則であると考えております。

一方で、町が保有する森林用地である旧町立キャンプ場跡地においては、令和６年度から目的外使用許可の受付を進めており、多様な利活用事例を収集しております。これまで個人及び団体のキャンプ利用や、チェーンソー講習、島本ジビエの体験イベント、アスレチックイベント、重機講習といった多様な利活用が実施されてまいりました。これらの事例を参考にしつつ、引き続き森林土地活用の検討を進めてまいります。

以上でございます。

大久保議長　以上で、西山議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時58分～午後２時15分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員（質問者席へ）　それでは、通告に基づき、2025年（令和７年）12月定例会議、永山優子、一般質問を行います。

まず一つ目の大きな質問から、駅前地図の撤去は本当に必要かについてです。

2025年６月定例会議で、ＪＲ島本駅、水無瀬駅、山崎駅に設置されている駅前の地図を、町全体をイメージしたイラストに取り替える事業について質問をいたしましたが、はかばかしい答弁が得られず、指摘した課題の幾つかはまだ解決がされていないことから、再度質問を行います。

まず振り返りといたしまして、駅前広場に地図ではなく、イラストを設置することが必要であると考えた理由はどこにあったのかを確認いたします。

都市創造部長　それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目、駅前地図の撤去は本当に必要かのうち、イラスト設置の必要性についてでございます。

地域再生ビジョンにおいて、対住民へのシビックプライドの高揚、対近隣へのマイクロツーリズムの誘発、対広域への地域ブランドの確立を図り、「島本」に対するイメージの形成を促すことを目的に取り組むこととして、駅前観光案内板の改修もこれらの目的に対して取り組むものでございます。

地域再生ビジョンを作成する際に、来訪者による町内周遊が乏しいことを地域課題の一つとして議論しており、観光案内を目的に設置している既存の観光案内板が地域課題の解決に至っていないことから、表示内容を見直し、主としてすぐに行くことが決定している場所への案内のための媒体ではなく、まだ魅力を知られていない場所を町全体の雰囲気も印象付けながら認知していただき、誘導するためなどの媒体として改修することが必要であると考えたものでございます。

以上でございます。

永山議員　複数の目的が述べられましたけれども、来訪者による町内周遊が乏しいことが

課題であるとも述べられています。サントリー山崎蒸溜所を訪れ、そのまま立ち去ってしまいがちな観光客に町のほかの地域に足を運んでもらうということが事業の目的の軸であると理解をしてよいのか、再度伺います。

都市創造部長　先ほどの御答弁でも申し上げましたとおり、地域再生ビジョンにおいて当初想定していた地域課題の一つとして、サントリー山崎蒸溜所を訪れる来訪者を町内へ周遊させるにぎわいの創出が必要であると認識しております。実際に、多くの町外からの来訪者が蒸溜所見学のみを目的として訪れる傾向があることからも、町内周遊への動機づけを行うことが主な設置目的の一つであると考えております。

ただし、御指摘の目的にとどまるものではなく、写真や文字では伝わりにくい情報を、ブランドイメージを具現化するイラストなどを活用して伝えることで、来訪者の理解を深め、感情に訴えかける形で記憶に残りやすい仕組みをつくることも重要だと考えております。この取組により、蒸溜所以外の場所を訪れる来訪者や町内在住者に対しても、町の魅力を幅広く周知し、その結果として周遊促進だけでなく町のブランド価値を高める様々な効果をもたらすことを目的としております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきまして、観光客の町内周遊を促す目的にはとどまらない、町のイメージづくりという抽象的な目的も設置の目的の一つであるということは分かりました。ただ、町のブランド価値を高めるという情緒的で曖昧なものに事業全体が引きずられ過ぎていること、この問題が核にあるのではないかという印象を受けました。

次に、イラストの一部見直しについてをお伺いします。

11月５日に開催されました令和７年度第１回島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会で示された資料では、駅前案内板のデザインが６月に明らかにされたものと比べまして一部見直しがされておりました。見直しの理由と変更点について、説明をお願いいたします。

都市創造部長　次に、イラストの一部見直しについてでございます。

当初は、設置する観光案内板全体に町の魅力が伝わるイラストとＱＲコードを設置し、観光案内板の視認性を向上させ、観光案内板の前で来訪者の会話を誘発することのみの内容として、デザインの検討をしておりましたが、令和７年６月定例会議にて、地図機能や各地域資源の説明が不足しているといった御指摘を受けたことから、改めて設置するデザインを見直すこととといたしました。

具体的には、町の魅力が伝わるよう作成したイラストに加え、町内の各地域資源の説明、大まかな位置関係を把握できるマップ、詳細の地図情報を確認するためのＱＲコードの設置をすることで、課題の解決を図ることといたしました。なお、令和６年度に作成しました「ＳＨＩＭＡＭＯＴＯ　ＴＯＷＮ　ＭＡＰ」とデザインを合わせることで、統一したデザインを複数媒体で発信し、各媒体の相乗効果のある取組に努めるものでございます。

以上でございます。

永山議員　駅前の地図を排除して、ふんわりとした１枚のイラストだけにするというのはあまりに行き過ぎた発想であったというふうに受け止めておりましたし、見直しをした点については、評価いたします。

ただ、先ほどの審議会で添付された資料を見ますと、その内容について、多少は地図的な要素が増えたものの、肝腎の地図そのものについては、今の観光案内板の地図が縮小されていて、小さく目立たなくなっていると受け止めました。これは、イラストの世界観を壊さないように、目立たないように配慮したのではないかという印象を受けています。

ここで、確認のために、案内板につけられる新たな地図情報について、実際の地図の大きさは縦横何センチくらいになる予定でしょうか。また、地図の配置される高さは道路面から何センチの高さになりますか。もう一点、地図上の文字情報、つまり文字の大きさはどの程度になるか、その予定について御答弁を求めます。

都市創造部長　設置箇所によって媒体の大きさに違いがございますが、位置関係を把握できるマップにつきましては、縦横約30～40センチ四方を予定しており、配置される高さにつきましては、設置時の状況により変動する可能性がございますが、道路面から約60～120センチを見込んでおります。文字情報につきましては、各地域資源の説明に関する文字の大きさを約８～10ミリ程度、地域資源のタイトルについては３センチ程度、媒体のタイトルについては10センチ程度に設定する予定でございます。

いずれの場合も、御覧いただく方々にとって視認性が高く、理解しやすい配置やサイズとなるよう、地図や文字の大きさについて配慮を重ねてまいります。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきました。

文字の大きさについては、国土交通省が定めています「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」は、地図などの案内標識に用いる文字は視距離50センチ程度を前提とした上で、５ミリ以上を推奨するとされておりますので、配慮を重ねてまいりますという御答弁でしたので、その範囲になるように進めていただきたいと思います。

しかし、地図そのものが30～40センチというのはかなり小さく、より見やすく分かりやすくという、本来あるべき地図による情報提供の機能というのが、やはり町のブランド価値を高めるということに劣後しているのではないかという印象を受けたということを改めて述べておきます。

ここからは、島本駅と水無瀬駅に絞って状況の確認をいたします。

まず、島本駅について、ＪＲ島本駅の案内板については、デザインが見直されることによってどのようになるのか、どのような対応がされるのか、伺います。

都市創造部長　次に、ＪＲ島本駅の対応についてでございます。

ＪＲ島本駅には、観光案内板及び周辺地図を表記した案内板を２か所設置しておりま

す。今回の改修にて、観光資源の詳細な説明が書かれた観光案内板は撤去し、周辺施設を表記した地図の案内板は改札前に移設いたします。撤去する案内板については、阪急水無瀬駅及び山崎駅にて設置している観光案内板と共通したデザインとなっており、スマホの普及により地図機能の代替性が一定担保されている状況にあることを前提に、これまでの地域課題が解決に至っていないという点と、定期的な地図更新といった維持管理のコスト面、本改修と一体的に行うことで、国の交付金を活用した町の自主財源を抑えた整備が可能といったことから、適用を行うことといたしております。

以上でございます。

永山議員　ただいま御答弁をいただきましたけれども、その内容について、理解し難い部分がありますので、再度、ＪＲ島本駅の対応について、お伺いいたします。

島本駅は、ハイキングの起点として利用される方が多く、撤去を予定しているという地図には、おすすめのルートなど詳しい情報が盛り込まれております。そもそも周遊を促すことが課題と言っているのであれば、この周遊に役立っている地図をなぜ取り去ろうというのか、それは不合理ではないかと受け止めました。

また、撤去の理由についても、情報の更新などに維持管理のコストというのを挙げておられますけれども、これは、ここまでＱＲコードを使って、地図情報の補足ができることなどを挙げておられるのであれば、ＱＲコードを使って最新情報に更新していくということも工夫ができるのではないかと思います。コストの問題、あと撤去ありきの理由づけは、もう理由のための理由にすぎないのではないかというふうに受け止めます。

ここでも町のブランドイメージの構築という目的が、また行き過ぎているのではないかという感覚が否めません。今申し上げた点につきまして、改めて御答弁を求めます。

都市創造部長　島本駅をはじめ、駅をハイキングの起点として利用される方が多くおられるものの、これまでハイキングをされた方が、案内板により町内の観光資源への周遊動機につながったとの声を伺う機会がなく、現観光案内板が地域課題の解決として改善の余地があると考えており、ハイキングの方も含めた町外来訪者に対し、より視認性の高い掲示内容に改修することといたしました。

一方で、以前にイラストだけでは各地域資源の説明が不足しているとの御指摘を頂戴したことから、視認性の向上を図りつつ、各地域資源の説明や地図情報を掲示するよう修正し、まずは、魅力を認知いただき、周遊等を促すという目的に沿って改修を行うものでございます。

また、島本駅については地図情報の掲示物が２種類掲示されておりますが、西口と東口の方向を示された地図については、現在改札から離れた場所に設置されており、改札前に移設することで、より有益な機能を有すると判断したことから、撤去せずに改札前に移設した上で、今後も維持管理を行うこととし、より掲示物の機能を強化することといたしております。

以上です。

永山議員　御答弁をいただきましたけれども、周遊につながったという声を伺う機会がないと述べられましたけれども、住民の方から周遊につながっているという声も届いております。様々な声があることは、ここで申し述べておきたいと思います。

もう時間がありませんので、阪急水無瀬駅の対応について、どのように行われているのか、こちらについてもお伺いいたします。

都市創造部長　次に、阪急水無瀬駅の対応についてでございます。

阪急水無瀬駅についても、島本駅と同様の理由により改修を行う予定でございます。阪急水無瀬駅に設置している既存観光案内板の地図機能の代替措置としまして、改修するデザインに地図情報も含む予定で改修を進めることに加え、阪急水無瀬駅改札内に紙媒体の観光マップを設置する予定でございます。

以上でございます。

永山議員　御答弁をいただきましたけれども、ここで改めて問いたいと思います。

国土交通省では、高齢者や障害のある方の移動円滑化を図るために、移動・行動の起点となるような場所、例えば、交差点とか、駅前広場といった場所での地図の在り方というものについて、ガイドラインを定めており、詳細にガイドラインほか資料をホームページにも上げています。これを見ると、案内標識や地図については、例えば、公共施設などの著名な施設に関する情報提供が必要であるということや、地図については、誰にでも見やすいようなデザインとするように細かな配慮を求めています。

また、道路標識設置基準がございますが、これを見ても、駅前広場に地図が設置されていることを前提として、より分かりやすい地図になるような基準というのを細かく示しています。このことは、何が言いたいかといえば、地図は欠かせない公共の資源であるということが明らかにされているのだと思います。

ここまでの答弁の中では、現状の地図が周遊に結びついていないというふうな御答弁がありましたけれども、今申し上げましたとおり、地図というのは周遊の案内に資するためのものではなくて、誰にでも分かりやすく道案内ができるもの、それが前提なので、周遊に結びつかないのは、ある意味当たり前ということを考えています。

今回の地図の駅前地図の撤去は、やっぱりデザイン、イメージアップを優先し過ぎているのではないかと、私は受け止めました。現在、工事の入札が行われておりますけれども、いま一度、地図機能の回復に向けた検討の機会はないものかについて、伺います。

都市創造部長　駅前地図は、複数の地域課題の解決に向けて取り組むためのものであり、イメージアップのみを優先しているものではございませんが、御指摘の内容を踏まえまして、現在地の表示や公共施設の記載等、改めて掲示内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきましたことに、さらに付け加えますと、島本町では、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を設けています。この中の第

30条では、交差点、駅前広場その他の移動方向を示す必要がある箇所には、高齢の方や障害のある方が見やすい位置に必要な案内標識を設けることとなっています。この趣旨を改めて鑑みて事業を行っていくようにお願いしたいと思います。弱い立場そういう方に寄り添うというのが政治の役割であるというふうに考えます。

もう１個聞いておきます。

ＱＲコードのことを最後にお伺いする予定でした。ＱＲコードはここまで何回も取り上げられています。この事業について、ＱＲコードをつけて、どこにリンクを貼っていくのかについてお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

都市創造部長　次に、ＱＲコードのリンク先についてでございます。

ＱＲコードのつながる先については、島本町のトップページと島本町の地域資源の場所を登録したグーグルマップのページを予定しております。デジタル媒体と連携し、これらのページにアクセスしていただくことで、島本町に関する情報やルート表示ができるようになり、町内周遊の活性化を図るものでございます。

以上でございます。

永山議員　ＱＲコードの話をしましたので、管理責任というものについてもお伺いしたいと思います。

最近、既存のＱＲコードに別のＱＲコードを貼り付けて、違うサイトへ誘導する事案、詐欺被害も報道されております。公共空間でのＱＲコードの盲点を突くものであると思います。ＱＲコードといえども、公共空間に配置する以上、適正な管理が必要であると考えますが、この点について御答弁をお願いいたします。

都市創造部長　駅前掲示物については、事業者に委託してアルミ複合板に印刷するものであり、掲示物に別のＱＲコードを貼り付けている場合、目視で不正行為を把握できるものでございます。詐欺被害等の事例もございますが、万が一そのような事案が発生した場合においては、警察等との連携を適宜行うとともに、ＱＲコードは必要な情報を手軽にアクセスできる手法として様々な媒体でも利用されていることから、詐欺被害を誘発することのないよう、適正に管理に努めてまいります。

以上でございます。

永山議員　もう一点、この大きな質問の中でこの場を利用してお伺いしたいと思っておりました質問があります。通告していた分ですので、前後いたしますが、お伺いします。

イラストによって周遊につなげていくという発想、ここまで何度も述べられましたけれども、どのように周遊に結びついたことを効果・検証・確認していくお考えなのかについて、お伺いいたします。

都市創造部長　次に、効果・検証についてでございます。

駅前観光案内板の改修については、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して実施しております。当該交付金を申請する際に、作成した実施計画にて目標値を設定しており、一つ目、資本金等の額1,000万円以下及び従業者数50人以下の均等割

と法人税割を納める法人の数、二つ目、ふるさと納税の出店数、三つ目、新聞掲載件数、四つ目、ランディングページ年間ページビュー数の四つの目標値を設定しております。それら目標に関して、担当課で検証を行いつつ、毎年、島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議にて御報告し、指標の達成・未達成だけでなく、各取組に対して総合的な御意見を各委員より頂戴しながら、外部からの事業効果の検証、確認を併せて行っております。

以上でございます。

永山議員　御答弁をいただきましたが、少し伺いたい内容とずれていたので、改めて詳細に聞いていきます。

今、御答弁いただきましたのは、まちの魅力の創造発信事業の中で設定されています重要業績評価指標を述べていただいたのだと思います。私が確認したかったのは、シンプルにこのイラストの案内板が観光客の町内周遊に結びついたということを、何をもって判断していくのかという点に絞ったことです。地図機能を減少させてまで、イラストを設置するからには、そこに一定の効果が見込まれないといけませんので、これをどのように判断するのか、その予定について御答弁をお願いします。

都市創造部長　御指摘いただいた限定的な事業効果に関する検証についてですが、山崎蒸溜所の見学を目的に本町を訪れた方が、現在の観光案内板を利用して、どの程度町内を周遊されているかを調査し、さらに内容を変更することで、来訪者がどの程度行動変容を示したかを比較することなどが想定されると認識いたしております。このような指標に基づき効果を検証する方法としては、例えば、調査員を一定期間配置し、山崎蒸溜所の来訪者数を把握した上で、現在の案内板や地図情報によって、別の町内スポットへ足を運ぶきっかけが生まれたかどうかを定量的に分析する手法があります。また、案内板を御覧になった方へのインタビューを実施し、案内板の内容やデザインに関する印象を収集するなど、定性的な手法を併せて活用することも有効であると考えております。

しかしながら、このような方法による検証については人的資源や費用対効果などの課題が多く、現時点での実施には困難が伴う状況でございます。そのため、先ほど御答弁申し上げましたように、案内板の設置目的を多角的に捉え、限定的な効果検証に留まらず、より広範囲な事業効果を目指す手法の一環として、国の事業計画に位置づけ、それらを検証することが望ましいと判断したところでございます。

なお、これまでの業務経験や現状の利用状況を踏まえますと、当該案内板が道案内としては一定程度活用されているものの、来訪者が目的地以外への周遊を促される動機づけには十分つながっていない可能性が高いと評価しております。このような課題を解決するため、今回案内板の内容の見直しを行うものでございます。

設置後においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会をはじめ、幅広い御意見を頂戴しつつ、ＧＰＳ情報やグーグルマップの閲覧情報などを活用した、より効率的かつ効果的な新たな指標についても導入を検討するなど、適宜効果検証を行ってまいりた

いと考えております。

以上でございます。

永山議員　しっかりと効果検証を行っていただきたいと思います。

ここまで質問いたしましたけれども、行政が新しい取組を行うこと、積極的にそれに取り組むこと自体を否定するものではありません。ただ、途中で申し上げましたけれども、政治は弱い立場の人に寄り添っていく、それが本来の役割です。そのバランスを崩さないようにしっかりと取組をしていただきたい、このように思います。

二つ目の大きな質問、未来に向けた戦没者追悼式のあり方を考えるについて、質問してまいります。

戦没者追悼式について、さきの戦争では、戦争・戦闘で亡くなった方だけではなく、空襲や原爆などで多くの民間人が命を落としました。総務省のホームページには、空襲などによって戦災に遭われた一般戦災死没者の方々を追悼する全国の自治体での式典の開催情報が紹介されています。戦後80年を迎え、戦争体験者など高齢化、減少が進んでおり、平和への思いを次世代に継承していくことが、ますます大切になっています。

島本町でも毎年11月に追悼式が行われていますが、式典費用を決算額から見てみますと、2016年（平成28年）で約61万円だったものが、2020年（令和２年）からコロナ禍を経て、2024年（令和６年）は約28万円と、半分以下となっております。島本町では、戦没者追悼式について、特に要綱や要領などを定めていないということですけれども、コロナ禍を経て、どのように移り変わっているでしょうか。現状について、コロナ禍前後の式典規模、出席者の構成・人数、あわせて献花に参加した人の数について、伺います。

健康福祉部次長　それでは、追悼式の現状についてでございます。

本町における戦没者追悼式につきましては、令和元年度までは多数の来賓や関係機関・団体を招き、現在と比較すると規模が大きな式典を開催しておりました。令和２年度は、コロナ禍の影響を受け中止といたしました。そして、令和３年度及び令和４年度におきましては、感染拡大防止を最優先とし、町長、議長、遺族会役員のみがふれあいセンター敷地内にある平和塔への献花を行うという形に縮小いたしました。そして、令和５年度からは式典を再開いたしましたが、出席する来賓や関係者を縮小し、式次第も簡略化することで、式典の時間を短縮し、簡素な式典と、その後の一般献花を組み合わせた内容で実施しております。

出席者につきましては、コロナ禍以前は近隣地区の自治体や遺族会関係者のほか、国会議員、大阪府議会議員、町議会議員、また、町内外の各種関係機関、団体など多数に出席案内を送付しており、町職員も含め100名以上が参列しておりましたが、令和５年度からは、式典出席の来賓関係者は、町長、議長等や大阪府及び北摂地区の遺族会会長に限定して御案内していることから、町遺族会の御遺族も含めて約30名程度となっております。

また、実施時間につきましても、以前の式典につきましては、次第手順も多く、追悼

の辞などの御挨拶も６名の方が行い、多数出席している数十名の来賓や関係者を１名ずつ読み上げ、それぞれが順に献花を行うというスタイルのため、式典終了まで90分程度かかっておりました。現在の式典では、高齢化して移動にも支障を来している御遺族の負担軽減を図るため、式次第の簡略化と出席者の縮小により、時間も30分程度に短縮しております。なお、献花の人数につきましては、現在も以前も出席者全員が行っており、現在の方式では式典出席者以外の関係者や住民は、式典後の一般献花において、献花を行っていただいております。

以上でございます。

永山議員　戦争の当時子供だった方でも、現在は80歳を超えていて、お孫さんも50代・60代になっている中で、継承していくのが難しくなっているということが分かりました。本町として、こうした変化についてどのように受け止めておられるのか、お考えを伺います。

健康福祉部次長　変化についての受け止めでございます。

戦没者追悼式はコロナ禍を経て、大規模な式典から現在の縮小した形へと変更いたしました。この変更については、町の遺族会と協議・調整し、高齢化や会員減少に伴う御遺族の負担の軽減を図るため、決定したものでございます。

現状の式典規模の変化は、時代の流れとして必然的な側面はあるものの、追悼の思いや平和の尊さを伝える場としての意義は決して軽んじず、持続可能な形で実施していくことが重要であると受け止めております。

以上でございます。

永山議員　ただいま御答弁いただきましたように、時が流れても平和の尊さを伝えるという意義は決して色褪せません。新しい戦後と言われるようになり、勇ましい声ばかりが目立つような空気を私自身は感じています。今、平和への思いの次の世代への継承がなおさら大事になっているのではないでしょうか。

そこで、平和への思いを次世代につないでいくことの意義とその必要性について、まずは、教育のトップにある教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

教育長　次に、今後どうあるべきか、平和を次世代につないでいくことの必要性についてでございます。

戦後80年が経過し、戦争体験者が減少していく中、学校教育において、子供たちが平和について深く考える平和学習の取組は非常に重要であると認識しております。

本町の各小中学校におきましては、学習指導要領前文の「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」に基づき、国語科・社会科の歴史的分野、道徳科等で戦争の悲惨さを扱った題材や単元を学習しております。また、小学校では６年生の修学旅行の際に、事前学習を行うとともに、平和に関する展示施設を訪問し、平和への思いを深める学習を実施しております。さらに、修学旅行で学んだことを全校集会等において１

年生から５年生に報告する取組を行っております。

中学校では、校外学習において平和に関する施設を訪れている学校もありますが、先ほど申し上げましたとおり、関連する教科において系統的に学習に取り組み、平和への思いを深めております。単に歴史的事実を知るだけでなく、戦争の悲惨さや生命の尊さ、国際協調の重要性を肌で感じ、平和を自らの課題として捉えられるよう、発達段階に応じた丁寧な指導に努めているところでございます。

本町は、昭和62年に議会決議により、「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行い、町の将来を担う子供たちの未来が永遠に平和であるよう願うという趣旨の下、継続して平和意識の啓発に努めてまいりました。この宣言の理念に基づき、今後につきましても、学校教育の場において、次世代に平和への思いを伝えていけるよう、平和学習に取り組んでまいります。

以上でございます。

永山議員　しっかりと御答弁いただきました。

次に、行政のトップである町長にも、平和を次世代に引き継ぐことについてのお考えを伺います。

町長　恒久平和の実現は、人類共通の願いであると考えておりますが、世界に目を向けますと依然としてウクライナでの戦争など、憂慮すべき状況が続いており、ニュースに触れるにつけ心が痛みます。本年は戦後80年という節目の年であり、いま一度平和について考える大切な機会でございます。我が国は世界で唯一の核の被爆国であり、被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界に向けて訴え、平和の実現や核兵器廃絶に向けて積極的な役割を果たさなければなりません。

平和を次世代につないでいくことにつきましては、本町といたしましても大変重要であると考えており、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えることは、私たちの使命であると認識しております。

ただ、遺族会の会員が減少し、参加者の高齢化が進む中では、簡素化などの負担軽減を図りつつ、可能な範囲で実施していく必要があるものと考えております。今後も、遺族会をはじめ関係者の意見を丁寧に伺いながら、戦没者を追悼し、平和を守る意識を次の世代につなげていく取組の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　ただいま御答弁いただきまして、式典を今後も継続して次世代につなげていくということでございますが、そのための一つのありようとして、他の自治体など、今回様々に調べましたけれども、遺族会の方に限らず、一般参加、児童・生徒の参加を取り入れている自治体を散見することができました。今後、このような参加者の裾野を広げる取組はできないものでしょうか、お考えについてお伺いいたします。

健康福祉部次長　次に、一般参加、児童・生徒の参加についてでございます。

追悼式の式典の在り方につきましては、御遺族の御意向を尊重しつつ、検討する必要

があるものと考えております。現状では、式典の規模拡大を図るという方向ではなく、簡素化しつつ継続する方向で考えており、一般の方も献花に参加しやすいよう周知を行うなど、小規模ながらも、町民の皆様が戦没者を追悼し、平和への思いを共有できる場を設けていきたいと考えております。

なお、児童・生徒の参加につきましては、各学校において判断すべき課題と考えますが、現在の式典が簡素化の方向にあるため、一律の参加や多数の参加については難しいものと考えます。

以上でございます。

永山議員　ここまでの答弁の中で、御遺族の高齢化についても触れられました。この高齢化という点については、突き詰めていけば、将来御遺族がいなくなる日が必ずやってまいります。かつて、田中角栄元首相は戦争を知らない世代がこの国の中核になったときが怖いと言っていたと言われています。戦争は最大の人権侵害でもあり、二度と再び戦争を繰り返すことがないように、平和への思いを継承し続ける取組が必要です。

その一つとして、自治体は追悼式や、これに代わる平和祈念――祈るという漢字ですね――平和の祈念の機会について考えていくべきだと思いますけれども、この点について、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

町長　今月６日に、ふれあいセンターで開催いたしました「人権のつどい」では、「長崎追想」と題し、演劇や映画、資料展示などの様々な活動を通じ、長崎における被爆の歴史を語り継ごうと取り組む人々を紹介する講演と映画上映を行いました。そこでは、生存する被爆者の方々が年々少なくなる中、被爆の記憶をいかに公正に語り継ぐかがテーマの一つとなっており、私たちの世代が工夫を重ねながら、平和の尊さを次世代につないでいく責任やその重要性について認識を新たにしたところでございます。

戦没者追悼式につきましては、遺族会など関係者の御意見を伺いながら継続いたしますが、今後、将来的に御遺族の方々による活動が困難になった際につきましても、行政として何らかの形で定期的に追悼や平和祈念の機会を設けていくことは必要と認識しております。

いずれにいたしましても、学校での平和学習など、本町における他の啓発事業と併せて、核兵器廃絶・平和都市宣言の趣旨を踏まえ、活動を将来にわたって続けていくことが肝要であると考えております。

以上でございます。

永山議員　一昨年のノーベル平和賞で被団協がこの賞を受賞いたしました。この被団協という言葉も広く世界に知れ渡ったと認識をしております。一方、この被団協の各地の支部が活動を取りやめたり、中止するところが増えているということも、つい最近の新聞で報じられました。戦争の記憶が薄れるほどに、さらにより強く平和と平和の尊さを心に刻んでいく必要があるということを今回の質問、この場を通して皆様と共有したと私は思っております。ここまでの質問を通して皆さんと共有できたということを確認いた

しまして質問を終えたいと思います。

以上です。

大久保議長　以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、ナカジマ議員の発言を許します。

ナカジマ議員（質問者席へ）　それでは、令和７年12月定例会議、ナカジマより一般質問をさせていただきます。

内容は、町立新体育館の温水プールにおける熱源についてです。よろしくお願いいたします。

現在の町立体育館は建設から40年以上が経過しており、施設・設備の老朽化が進行しています。その中で、島本町新体育館等整備基本計画が出され、水無瀬川緑地公園内にあるはらっぱ広場やちびっこ広場を整備し、新たに町立体育館をつくることが発表されました。基本・実施設計、建設工事、工事監理などを含む概算事業費は約34億4,000万円を見込んでおり、本町の財政規模からすると、新庁舎建設に並んで連続した大きな事業となります。

そこで、まず質問させていただきます。潤沢とはいえない財政状況の中、新体育館建設に踏み込んだ理由をお答えください。

教育こども部長　それでは、ナカジマ議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目、町立体育館の温水プールにおける熱源についてのうち、新体育館建設に踏み込んだ理由についてでございます。

まず、町立体育館につきましては、平成28年度に実施した耐震診断の結果、第１体育室が耐震性能を満たしていないことが判明したことや、借地であること、施設・設備ともに老朽化が進行していることなどの課題がございます。これらの課題解消が必要である中、役場新庁舎の建設などの優先課題に一定のめどがついた昨年度に、従前から整備予定地としておりました水無瀬川緑地公園に体育館と温水プールを整備すべく、島本町新体育館等整備基本計画を策定したものでございます。

以上でございます。

ナカジマ議員　ありがとうございます。

今の時期に新体育館を建設する理由が分かりました。４年後の2029年度中に運営開始を目指すことになるかと思いますが、世界的に物価上昇が続き、日本でも政策金利の利上げに伴い、長期金利の上昇といった世界の流れに沿った政策が打たれつつあります。新庁舎建設でも、建設当時の見込みの建設費よりインフレスライド条項によって予算が大きく膨らみました。

それと同じように新体育館建設においても、予定の建設費を大きく上回るリスクを抱えていると推察します。見込みの段階で事業費が約34億4,000万円と出ており、本町の財政から鑑みると、かなり大きな事業になると判断せざるを得ませんが、新体育館建設に舵を切った財政的な根拠をお示しください。

また、当初の予定予算を大幅に上回った場合の資金のやりくりをどのようにしていくのか、併せてお答えお願いいたします。

総務部長　次に、新体育館建設に係る財政負担についてでございます。

新体育館建設については、教育こども部長から御答弁いたしましたとおり、必要性がある一方、現時点での見込みとして、現行のランニングコストから年間9,000万円の増加を見込むほか、交付税措置を勘案した公債費負担費として、年間7,100万円の町負担を見込んでおります。これらの財政負担は大きく、今後の財政運営においては、このような町負担の増加を見据え、引き続き事業の優先順位を精査するとともに、財源確保に努め、収入の範囲内でその他町事業を執行してまいりたいと考えております。

また、今後、事業費が上振れた場合につきましても、新体育館に係る施設の規模、設備の精査や維持、運用経費の見直しをはじめ、他の事業につきましても、先ほど御答弁いたしましたとおり、事業の見直しなど、行財政改革方針に基づいた取組を進め、町政運営に必要な財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

ナカジマ議員　町立新体育館の建設における財政的な根拠を示していただきました。全国的に見ても老朽化に伴う体育館の建て替え等は様々な自治体で行われており、本町と同等レベルの体育館が建設されています。さきの答弁でも現在の町立体育館では、老朽化や耐震といった問題からも、建て替えは必要と判断しますが、本町の場合、プールを併設することによって建設コストが大幅に上がってしまうということにも目を向けていかなければなりません。

むしろ、緑地公園内に新しい体育館を建設するに当たっては、温水プールをどのように設計し、また、運用後は維持管理していくことが最も注力すべき事案になると考えられます。建設コスト面からも運用面からも、温水プールをつくるということは財政を圧迫する大きな要因になりますが、町立新体育館に温水プールを併設することを決めた理由をお答えお願いいたします。

教育こども部長　次に、温水プールを併設する理由についてでございます。

まず、学校プールにつきましては、その多くが昭和40年代から昭和50年代に整備されており、ろ過装置等の機械設備や建築物・建築設備の老朽化が進んでいることから、本施設を維持し、引き続き利用していくためには、今後、大規模な施設改修等が必要となります。

そして、水泳授業の実施時期である６月から７月までにかけては、梅雨時期であることや、近年の猛暑による熱中症の問題など、屋外の学校プールでの水泳授業は天候や気温の影響を受けることも多く、計画的な実施が難しくなっております。また、教職員には、プール清掃、薬剤投入、ろ過装置の操作などの水質管理や施設設備の安全管理などが負担になっていることから、全国的にも学校プールの外部委託化が進んでおり、国においても、令和６年７月10日付、文部科学省の発出文書、「学校における働き方改革に

配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」において、「地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられる」と通知されております。

そのため、水無瀬川緑地公園内に学校プールを集約化し、新たに屋内プールを整備することにより、気候等にとらわれず、安定的に事業ができ、専門的なインストラクターの水泳指導による児童・生徒の泳力の向上などの面に配慮した水泳授業を行うことができるようになる。そして、教員の働き方改革の推進など、メリットは大きいものと考え、学校プールを集約化することとしたものでございます。

また、空いている時間は、住民の皆様にも御利用いただけるようにすることにより、体力維持と健康増進の向上に寄与することができる施設として、住民の皆様にも喜んでいただけるものと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員　ありがとうございます。

各学校がプールの老朽化やそれに係る改修費用の見込み、また、暑さ指数によって水泳授業を計画的に実施しにくいといったことが分かりました。また、令和６年７月10日付、６文科初第885号の「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について」において、「地域の公営・民営プールを活用した水泳指導を行うことも考えられる」とされている点や、鹿島市や芽室町といった水泳事業を前提とした公営プールの先進事例から見てみても、今回の行政の決断は大きく評価したいと思います。

また、町内には町営プールがなくなってしまったということもあり、年間を通じて利用できる温水プールは、町民の健康や体力の維持向上という視点から見てみても必要なものであると判断いたします。

今の答弁で、学校プールを集約化することによる金銭的なメリットは理解しましたが、温水プールを運営するに当たって、最も懸念されているのが、ランニングコストをどのようにするかです。町立新体育館は、まだ建設予定段階であり、分からない点が多くあるとは思いますが、島本町は新体育館等整備基本計画における年間事業収支では、管理運営費の支出で9,000万円、利用料金収入などの収入で2,500万円となっています。利用人数や民間事業者との金銭的なやり取りや見込み、維持費や修繕積立費といった、相対的に見た数字の根拠を詳細にお示しください。

教育こども部長　次に、島本町新体育館等整備基本計画における年間事業収支の数字の根拠についてでございます。

島本町新体育館等整備基本計画におきまして、「ランニングコストおよび利用料金収入」という項目で、年間事業収支をお示しさせていただいております。なお、これら基本計画でお示ししている数字につきましては、施設の機能や利用方法、利用料や減免等により大きく変わり、現時点においては、詳細な施設内容や運営方法が未定であるため、本金額はあくまで目安であることを御了承ください。

まず、管理運営費9,000万円につきましては、運営企業や建設企業といった複数の民

間事業者に対するヒアリングや、同規模程度の先行事例より算出したものでございます。なお、本管理事業費は、運営や保守管理、清掃、警備などの費用であり、光熱水費や小中学校の水泳事業に係る費用は含まれておりません。

次に、利用料収入の2,500万円につきましては、運営企業や建設企業といった複数の民間事業者に対し、１年当たりの利用料金収入の想定をお聞きした結果から算出したものでございます。

以上でございます。

ナカジマ議員　現時点においては、詳細な施設内容や運用方法等が未定であることから、管理運営費の9,000万円については、あくまでも概算であることは一定理解したいと思います。しかしながら、長期運用することとなる町立新体育館においては、ランニングコストを少しでも下げることが財政においても必要不可欠であり、極力努力していくべきと強く考えます。今後も、先進事例や最新設備等を研究し、運営コストのダウンを目指していただけたらと思います。

さて、今までの新体育館に関する質問を何点かしてきましたが、ここで表題にある町立新体育館の温水プールにおける熱源についての質問を、今までの流れの中でしていきたいと思います。なお、今から質問することは、あくまでも希望的観測であり、実現可能かどうかは分かりませんが、もしも話がうまく進めば、温水プールのランニングコストを大きく下げることができると、私個人的には考えております。

温水プールにおいて最もコストがかかるものの一つが、水道光熱費であることは周知の事実だと思います。他の温水プールの事例から計算すると、本町が予定している６レーン25メートル、温水プールの年間水道光熱費は約2,500万円かかってきます。当然本町においても新体育館が整備され、温水プールが運用されれば、同規模の水道光熱費が毎年かかってきます。しかしながら、あるニュースをきっかけに、この年間2,500万円かかる水と熱源を民間企業から安価で提供していただくことが可能ではないのかといった疑問が湧いてきました。

それは、サントリー山崎蒸溜所における蒸留熱の活用です。詳しい説明は省きますが、ウイスキーをつくる際の工程で水によって蒸留熱を冷ます工程があります。他の蒸溜所や、同じように熱が出るそういった工場では、その熱を利用して、例えばウナギの養殖をしたり、温室なビニールハウスで野菜を栽培したり、その熱を最大限利用しています。

しかし一方で、利活用せずにそのまま温水を工業排水として下水道に流してしまっている企業も数多く存在します。そこで、サントリー山崎蒸溜所はどのような活用をしているのか調べてみた結果、次のような記事が見つかりました。

1984年と古い記事になりますが、企業間エネルギー共同利用に関する研究といった記事の中に、サントリー株式会社と大阪染工株式会社の事例が出ており、その内容はサントリー山崎ディスティラリーの蒸留塔から発生する約60度の温排水を大阪染工に提供して、大阪染工はその温水を使って織物加工やニット加工の洗浄用水として使用し、ボイ

ラーの燃料使用量を削減するといったものです。

今から40年以上前の記事であり、今現在どのような運用方法になっているかは分かりませんが、先日のニュースで、ユニチカが大阪染工を清算し、サントリーホールディングスに工場跡地を売却するといったことが発表されました。大阪染工が撤退されれば、今まで利用されてきたサントリー山崎蒸溜所の蒸留塔から出る温排水を隣接する町立新体育館の温水プールに分けていただけないかと、期待せずにはいられません。もし、それが可能であれば年間2,500万円かかる温水プールの水道光熱費を大幅に削減することができます。また、島本町としても、地下水100％のプールということで、多少なりとも宣伝効果が期待できます。

そこで何点か質問したいと思いますが、まず行政はサントリー山崎蒸溜所の蒸留熱に伴う温排水の現在の活用内容を把握していますか。また、把握しているのであれば、その運用方法や仕組みなど、詳しい説明をお願いいたします。

教育こども部長　次に、サントリー山崎蒸溜所の温排水の活用についてでございます。

サントリー山崎蒸溜所と大阪染工株式会社の間で昭和55年から異業種によるエネルギー交換をされていることは、本町としても承知いたしております。

具体的な運用方法や仕組みにつきましては、企業間の取決めの中で運用されていくことですので、本町から詳細な説明は差し控えますが、サントリー山崎蒸溜所で使用された温排水を大阪染工に送水され、施設内で使用されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

ナカジマ議員　ありがとうございます。

企業間の取決めの中で運用されているとの御答弁ですが、分かる範囲内で結構ですので、情報として提供していただけたらと思います。

それでは、どのような方法でサントリーと大阪染工は温水と地下水の交換をしているか。また、どのくらいの量の温水が排出されるのか。行政として把握している範囲内で結構ですので、お答えお願いいたします。

教育こども部長　温水の交換方法やその量についてでございます。

先ほど御答弁いたしましたとおり、サントリー山崎蒸溜所で使用された温排水を大阪染工に送水され、施設内で使用されていることは聞き及んでおりますが、具体的な使用方法や仕組みにつきましては、企業間の取決めの中で運用されているものであることから、本町からの詳細な説明は差し控えさせていただきます。

以上です。

ナカジマ議員　ありがとうございます。

企業間の取決めの中での運用であり、詳細な説明は控えるとのことですが、それでは、設備の状態を確認したいと思います。

昭和55年から運用しているとの御答弁でしたが、その老朽化具合はいかほどなのか。また、その設備は今後長期にわたっての使用は可能か。これも分かる範囲内で結構です

ので、御説明お願いいたします。

教育こども部長　設備の状態についてでございます。

サントリー山崎蒸溜所と大阪染工の間で、温排水利用により、異業種間によるエネルギー交換を開始されたのは1980年頃とお聞きいたしておりますので、スタートから約45年が経過しているものと思われます。この間、どのようなメンテナンスが行われたかなどの実態というものは、本町としては把握いたしておりません。

また、再度の御答弁となり、恐縮ではございますが、温排水利用に関する具体的な運用方法、仕組みにつきましては、企業間の取決めの中で運用されているものでございますので、本町から詳細な説明というものは差し控えさせていただきます。

ナカジマ議員　了解しました。温排水利用に関する具体的な運用方法や仕組みについては、企業間の取決めの中で運用されているものなので、詳細な説明は差し控えるとのことですが、サントリー山崎蒸溜所と大阪染工との温水交換の詳細な内容については、ぜひとも把握しておいていただけたらと思いますので、把握していないのであれば、サントリー山崎蒸溜所に問合せをするなど、前向きに動いていただけたらと思います。

さて、全国の温水プールの事例を調べていくと、例えば高槻にあるクリンピア前島のように、ごみ焼却場の熱源を利用した温水プールは数多く存在します。そのほとんどは行政管理の施設から熱源を確保しており、一民間企業から自治体に対して、熱源を提供していただくということは、事例としては少ないかもしれません。

しかしながら、サントリー山崎蒸溜所は本町においても歴史ある企業であり、行政とのつながりもとても深いものであると認識しています。その上で、行政においてはぜひともサントリー山崎蒸溜所に大阪染工に提供していた温水を町立新体育館の温水プールに利用させていただきたい旨のお伺いを立てていただきたいが、どのように考えますか。

教育こども部長　サントリー山崎蒸溜所から出る温排水を活用し、町立体育館の温水プールの熱源として利用することにつきましては、サントリー山崎蒸溜所も前向きに考えていただいております。そのため、実現可能であれば、光熱水費の縮減や温室効果ガスの排出量の削減など、環境面でメリットがあるものと考えております。なお、既に両事業所には訪問させていただき、本町の事業計画を説明させていただいた上で、現状の温排水の活用内容等をお聞きするなどの取組を進めているところでございます。

本町といたしましては、今後施設整備に求める要求水準書や施設整備事業者の行う設計等において、具体的な整備内容を検討する中で、サントリー山崎蒸溜所にさらに詳細なお話を伺いするなど、温排水活用の実現可能性について、前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

ナカジマ議員　ありがとうございます。

サントリー山崎蒸溜所から出る温排水を活用し、町立新体育館の温水プールに活用することについて、サントリー山崎蒸溜所も前向きに考えていただいているとのことで、

大変うれしく思います。それに必要な設備や運用方法などを今後も詰めていくことが多々あるかと思いますが、仮にこれが実現すれば、ランニングコストの大幅なコストダウンを見込めることになり、そのアドバンテージは計り知れません。ぜひとも実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

町立新体育館は事業規模としても大きく、本町にとってはとても大事な事業となっています。その必要性については答弁いただきましたとおりであり、多くの町民にとって有意義な施設になるものと考えています。しかしながら、本施設は40年、50年と継続して運用していく施設であり、現実問題、財政面から見ていくと、一抹の不安は隠せません。

今回は、サントリー山崎蒸溜所の蒸留熱を何とか温水プールに利用させていただけないかといったところから、一般質問をさせていただきましたが、水道光熱費以外でもコストダウンできる項目がたくさんあるかと思います。様々なアイデアを出し、実現可能かどうかを模索することによって、今出している年間9,000万円プラスアルファのランニングコストは下げることが可能と考えます。前向きに検討しますと御答弁いただきましたとおり、ぜひとも、島本町にとって良い返事をいただけますよう御尽力いただきますようお願いいたしまして、私、ナカジマの一般質問を終えたいと思います。

大久保議長　以上で、ナカジマ議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

（午後３時22分～午後３時50分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員（質問者席へ）　よろしくお願いします。里親を活用した子育て短期支援事業について。

子育て短期支援事業は、児童福祉法第６条の３第３項に規定する市町村が実施する事業について、子育て短期支援事業実施要綱を定め、令和６年４月１日から適用することになりました。この事業は、「保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合及び経済的な理由により急遽一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設又は里親、保護を適切に行うことができるものとして市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者において一定期間、養育・保護その他の支援を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的」としています。

質問に移ります。

１番目、子育て短期支援事業の短期入所生活援助（ショートステイ事業）、夜間養護等（トワイライトステイ事業）について説明をお願いします。また、本町の現状の利用実績はどのような状況ですか。

健康福祉部次長　それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

里親を活用した子育て短期支援事業についてのうち、事業内容と利用実績についてでございます。

子育て短期支援事業は、保護者が疾病等の事由により家庭において養育を行うことが困難となった児童を、児童養護施設等において、養育及び保護することで、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としております。

このうち、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病や育児疲れ、冠婚葬祭等を事由とし、原則として１週間の範囲内において、児童及び母子を児童養護施設等に入所させ、養育する事業でございます。また、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる場合に、児童養護施設等に児童を通所させ、生活指導や給食の提供等を行う事業でございます。

これらの利用実績でございますが、ショートステイ事業は、令和５年度が利用者３人、延べ日数11日、令和６年度が利用者６人、延べ15日、本年度が12月１日時点で利用者７人、延べ30日となっており、本年度は例年より多くの方が利用されています。また、トワイライトステイ事業につきましては、令和４年度において、４人が延べ４日利用されていますが、それ以降、現在まで利用実績はございません。

以上でございます。

山口議員　保護者の疾病や一時的に家庭において養育することが困難となった場合など、町に住民の方から相談があれば、町はどのように進めますか。流れについて説明をお願いします。

健康福祉部次長　子育て短期支援事業の御利用に際しては、事前の相談が必要となりますので、保護者の方からまず御連絡いただき、利用希望日時やお子さんの状況等をお伺いし、町が施設と利用調整を行っております。利用可能な場合は、こども家庭課まで来所いただき、申請手続を行っていただく流れとなります。

以上でございます。

山口議員　町は、家庭において養育で困っている方の潜在的なニーズをどのように把握していますか。

健康福祉部次長　潜在的なニーズの把握でございますが、家庭児童相談員や保健師等を含む関係機関における相談支援において、保護者やお子さんの状況を把握する中で、必要な方にはショートステイ事業の利用について御案内しております。

以上でございます。

山口議員　ショートステイ事業とファミリー・サポートとの違いを説明してください。

健康福祉部次長　次に、ファミリー・サポートとの違いについてでございます。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）とファミリー・サポート・センター事業は、どちらも子育て家庭を支えるための取組でございます

が、それぞれ目的や運営方法、利用の仕組みが異なります。

まず、子育て短期支援事業では、保護者が病気や仕事、育児負担の一時的な増加、緊急事態などにより、子供を養育することが難しくなった場合に、子供を施設などで一時的に安全に預かることを目的とした事業でございます。利用方法は、あらかじめ町に申請していただき、町の決定が下りれば、指定した児童養護施設等を利用することになります。

一方、ファミリー・サポート・センター事業は、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、子育て支援を促進することを目的とした事業で、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と援助をしたい方（提供会員）が相互に連携し、協力する形で支援を行います。利用場所は、会員の自宅や子供の安全が確保できる場所など、会員同士の合意により決定いたします。ただし、宿泊を伴う預かりは行っておりません。

以上でございます。

山口議員　現在、施設型ショートステイ、トワイライトステイに依存している割合と活用状況について、どのように把握していますか。

健康福祉部次長　次に、依存割合と活用状況についてでございます。

現在、ショートステイ事業の実施施設は５か所、トワイライトステイ事業の実施施設は２か所で、いずれも施設のため、施設型の割合としては100％でございます。

活用状況につきましては、利用ごとに施設から報告されますので、その都度把握しております。今年度は全て町内の施設２か所にお願いしている状況でございます。

以上でございます。

山口議員　現状のショートステイ事業、トワイライトステイ事業の実施体制で、保護者からのニーズに十分対応できていますか。緊急時や短期間の預かりに対応できる柔軟な仕組みが不足していると思いますが、町はどう認識していますか。

健康福祉部次長　次に、緊急時などの対応についてでございます。

ショートステイ事業やトワイライトステイ事業を委託している児童養護施設等においては、全国的にも児童虐待の増加や養育困難などによって社会的養護を必要とする児童が増加していることなどにより、施設に入所する児童が増加しております。このため、委託する施設の空き状況や施設の人員不足等により、保護者の利用希望に添えない場合もございます。また、利用希望者が多くなれば、緊急性が高いときでも受入れが難しいケースが発生する可能性もございます。

ショートステイ事業やトワイライトステイ事業は、基本的に一定の基準で運用されているため、短時間預かりや夜間対応が制限されているなど、保護者の個別の事情に対応する柔軟な仕組みが不足していると考えております。現状では、利用希望者がそこまで多くありませんので、そのような状況は発生しておりませんが、一定程度の施設数の確保は必要であると考えております。これまで４か所の施設と委託契約をしておりましたが、うち２か所は堺市と京都市にあり、距離的な課題があることから、本年11月に茨木

市にある事業所１か所と、新たに委託契約を締結いたしました。

以上でございます。

山口議員　町内の委託契約をしている施設はどこですか、施設名を教えてください。また、定員数は十分でしょうか。

健康福祉部次長　現在契約している施設名でございますが、町内の施設は、大阪水上隣保館の遙学園と乳児院でございます。町外の施設は、茨木市にある救世軍希望館、堺市にあるハピネスハーク、京都市伏見区にある桃山学園で、委託施設は計５か所となっております。各施設における当該事業の定員数は、乳児院が１名、その他は３～４名程度となっており、島本町以外の自治体とも契約されていることから、利用に際しては、施設側の受入体制を確認する必要がございます。

先ほども御答弁いたしましたとおり、施設の空き状況により、保護者の利用希望に添えない場合もございますが、町内に施設があることから、保護者の利用希望を踏まえて調整いただくなど、御協力いただいているところでございます。

以上でございます。

山口議員　障害児や発達特性のある子供の受入体制をお尋ねします。

健康福祉部次長　障害のあるお子さんや発達特性のあるお子さんの預かり希望がある場合は、障害福祉サービスの短期入所事業を利用する場合もございます。また、施設に子供の特性をお伝えし、利用調整を行った上で、子育て短期支援事業を利用する場合もございます。

以上でございます。

山口議員　他の自治体において、ショートステイ事業を里親に委託する取組をされていますが、町として把握されていますか。先進自治体等の取組について、把握されていたら御紹介ください。

健康福祉部次長　次に、先進自治体の取組についてでございます。

議員御紹介のショートステイ事業を里親に委託する取組につきましては、大阪府が実施する研修やこども家庭庁のホームページの情報で把握しており、本町でも事業実施が可能かどうか、現在他自治体の取組状況について情報収集をしているところでございます。こども家庭庁発行の「子育て短期支援事業　ヒアリング事例集」に先進的な事例が掲載されていますので、御紹介させていただきます。

まず、福岡市では、児童養護施設の不足や都市部から遠い地域があることを背景に、里親を活用して、供給量の確保に取り組んでおられます。里親に預かりのメリットを丁寧に伝えることで、利用促進を図り、さらに傷害保険の加入によって、里親が安心して活動できる環境を整備しています。

次に、尼崎市では、令和６年７月から里親ショートステイ事業を開始しています。里親支援センターが里親と利用者のマッチングを行い、市のケースワーカーが利用受付や子どもの情報共有を行っています。また、利用者と里親の事前顔合わせを実施し、保護

者や子どもが安心して利用できる仕組みを整備されています。

また、事例集には掲載されておりませんが、大阪府内において、北摂地域では、豊中市が里親支援機関に委託し、里親を活用したショートステイ事業を実施されていると聞き及んでおります。

以上でございます。

山口議員　里親家庭を活用することで、子供にとってより安心、家庭的な環境を提供できると考えますが、町の見解をお尋ねします。

健康福祉部次長　次に、里親家庭の活用についてでございます。

地域の里親家庭をショートステイ事業の委託先として活用することは、受入施設が不足する中で、受入先の増加、利用選択肢の充実を図り、受入れの安定化につながるものと考えております。また、子供にとっても安心で家庭的な環境を提供する有効な方法であり、家庭的な生活体験により、子供の心の安定が期待できるものと考えております。ただ、里親への支援体制やショートステイ期間中の緊急時対応などの課題がございます。

以上でございます。

山口議員　里親ショートステイ、トワイライトステイを導入する場合、町としてどのような支援体制、研修や相談窓口、経済的補助を整える必要がありますか。

健康福祉部次長　次に、里親ショートステイ等を導入する場合の支援体制についてでございます。

里親については、里親登録の際に児童対応等について、一定の研修を受講されていますが、ショートステイ事業を委託する際には、事業内容や注意事項等についての説明を行う必要があるものと考えております。

里親と利用者のマッチングや、緊急時の対応、里親からの相談対応などについては、担当課で直接行うのか、他の専門機関との連携や委託が可能か、検討して対応する必要があります。

また、里親に支払う委託料につきましては、現行の単価をベースとして設定することが想定されます。

以上でございます。

山口議員　大阪府の委託を受けて、里親支援事業を実施している里親支援センターおむすびや児童相談所等の既存の地域施設との連携をどのように位置づけますか。

健康福祉部次長　次に、里親支援センター等との連携についてでございます。

地域施設との連携は、里親を活用したショートステイを実施する場合は、非常に重要な要素となります。特に、里親支援センターおむすびにつきましては、里親ショートステイの実施時に、里親と利用者のマッチングや緊急対応等を行う委託先として想定されます。また、町が直営で実施する場合においても、本事業の委託を希望される里親を御紹介いただくなど、十分に連携を図る必要があるものと考えております。

また、児童相談所においては、児童の一時保護を里親に委託される場合もございます

ので、事業の導入に際しては、本町を管轄しております児童相談所（大阪府吹田子ども家庭センター）とも情報共有する必要があるものと考えております。

以上でございます。

山口議員　島本町として里親を活用したショートステイ、トワイライトステイ制度を導入する考えはありませんか。

健康福祉部次長　次に、里親ショートステイ等の導入についてでございます。

ショートステイ事業を里親に委託することで、子供たちが施設所在地ではなく、住み慣れた地域で生活することが可能であり、また、保護者の送迎にかかる負担が少ないなどのメリットに加え、里親制度全般の周知啓発にもつながるものと考えております。

しかしながら、先ほども御答弁いたしましたとおり、導入に際しては、里親への支援体制や緊急時対応などの課題がございます。具体的には、まず、専門機関に委託する場合の委託費用の確保が必要となり、費用対効果についても十分検証する必要があるものと認識しております。次に、町が直営で実施する場合には、利用者と里親とのマッチングや調整を職員が行う必要があり、夜間や休日の対応も含め、職員体制の確保が必要であると認識しております。また、預け先が利用者宅と近所になる可能性もあることから、里親のプライバシー確保の観点からも、個人情報保護などの対策を十分に検討する必要がございます。

今後、これらの課題解決に向け、他自治体の取組を参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　里親ショートステイを本町で導入する場合、受皿となる里親は、どの程度いるのか把握されていますか。また、導入に際しては、委託手法などの課題について十分検討が必要であるとのことですが、委託が可能な場合、委託機関に支払う費用はどのくらいかかるのか。これらの課題解決については、実現可能であるか、再度お尋ねします。

健康福祉部次長　里親制度の実施機関は大阪府となっており、大阪府に登録している本町の養育里親は現時点で３名であると、吹田子ども家庭センターからお聞きしております。

専門機関に委託する場合の委託費用につきましては、現時点で具体的な費用の算出はしておりませんが、主にコーディネート役を担う人件費に係る費用負担が必要となることから、本町の規模では高額な費用負担が生じるものと考えております。

繰り返しになりますが、導入に際しては、専門機関に委託するのか、町が直営で実施するのか、まず、実施手法について検討を行う必要があるものと認識しております。他自治体の取組を参考とし、里親制度の実施機関である吹田子ども家庭センターとも協議を行うなど、課題解決に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員　短期預かりに協力できる里親を募集・周知するための具体的な施策はありますか。

健康福祉部次長　次に、里親募集等の具体的施策についてでございます。

本町が里親ショートステイを導入する場合には、里親支援センターおむすびに協力していただき、ショートステイ事業を受託できる里親を確保していくことが考えられます。

また、本町ホームページでの里親制度の周知や里親制度に係るイベントの際に、ショートステイ事業における里親活用について併せて周知することで、里親制度を身近に感じていただき、里親になることへのハードルが下がるなど、里親制度全体の推進につながるものと認識しております。

以上でございます。

山口議員　島本町内では施設が２か所あり、現状では不足はないと思いますが、本町の子育て世帯は増加傾向にある一方で、育児負担・孤立・緊急時の受皿不足が課題になりやすいと思います。町内施設に不足が出た場合、町外施設へ長距離移動をすることになり、保護者にとって負担となるのではないでしょうか。

ショートステイ事業において、登録里親を活用することは、子供にとって家庭的で安心できる養育環境を確保でき、保護者にとって利用の心理的ハードルを下げることになります。育児疲れ・病気・出産・突発的事情の際に早めに支援を求めやすく、支援が遅れることによる虐待や家庭崩壊等の深刻化を防ぐ効果もあると考えます。

町が直接行うのか、他の専門機関との連携や委託が可能か検討する必要もあり、委託した場合の費用や、里親数の限界やショートステイ期間中の緊急対応の難しさなどの課題もあると思いますが、施設と里親を適切に使い分け、利用しやすいショートステイ体制の構築が重要ではないでしょうか。子育て家庭が安心して頼れる支援として、本町における短期支援事業の充実を要望し、私の質問を終わります。

大久保議長　以上で、山口議員の一般質問を終わります。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を行います。

手話言語条例について。

全ての人にとって、互いに理解し、夢を育み、安心して暮らしていくためのコミュニケーションを図る手段は欠かすことのできない大切なものであります。手話は、音声言語である日本語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現する言語であり、聾者にとっては情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っております。

かつて手話は、言語として認められていなかったため、聾者はコミュニケーションを図ることが難しく、十分な情報も得られず、多くの不便や不安を感じながら生活してこられ、手話を用いることができる環境が整えられず、また、聞こえる人も、聾者について理解する機会が少なく、十分に分かり合える環境にありませんでした。

このような状況の中で、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。

町民及び事業者等が手話が言語であることを認識し、理解を深め、十分なコミュニケーションを図ることができる環境を整える必要があると考え、以下質問をさせていただきます。

本町において、手話言語の普及に係る取組状況について、お聞かせください。

健康福祉部次長　それでは、川嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

手話言語条例についてのうち、手話言語普及に係る取組についてでございます。

本町における手話言語の普及に係る取組状況でございますが、社会福祉協議会ボランティアセンターにおきまして、手話ボランティア養成講座の開催や手話ボランティアサークルの活動支援を行っているほか、サマーこどもボランティアや中学校の福祉体験教育において、手話ボランティアが子どもたちに手話体験を指導しております。また、生涯学習課におきましては、青少年等を対象に手話教室を開催しており、手話の基礎的な表現を学ぶことができます。

以上でございます。

川嶋議員　手話言語を含むコミュニケーションを円滑に進めるために実施している取組について、お伺いいたします。

健康福祉部次長　次に、手話言語を含むコミュニケーションを円滑にするための取組についてでございます。

役場では、開庁日に合わせまして、福祉推進課内に手話通訳者を配置しており、各課の窓口での対応や学校行事などについても、可能な範囲で手話通訳者が同行し、手話を用いることで円滑に手続等を進めることができております。

また、役場への来庁が難しい場合、聴覚障害者の方は電話でお問い合わせするなどが難しいことが多いため、現状ではメールを中心にやり取りをしております。

以上でございます。

川嶋議員　福祉推進課内に配置されている手話通訳者は２名とお聞きいたしましたが、各課の窓口での対応や学校行事などについても、可能な範囲で手話通訳者が同行されるとのことでした。そのほかに手話通訳者が対応されることは、どのような内容があるのか。また、現状の２名配置で課題はないのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　配置手話通訳者のその他の対応についてのお尋ねでございます。

窓口や学校行事以外の対応につきましては、直近では、主に医療受診や健診などの同行、また、就労に関する相談に伴う関係機関への同行などの対応を年間数件行っている状況でございます。

現状の課題といたしましては、手話通訳者の配置につきましては、常時２名が在籍しているわけではないため、あらかじめ連絡などで分かっているものについては、手話通訳者が出勤日や出勤時間などを調整し、対応が可能ですが、急な来庁があった際には対応が困難になる場合があることが懸念されます。

以上でございます。

川嶋議員　それでは、手話通訳や相談支援、同行などの業務の状況についてお聞かせください。

健康福祉部次長　配置手話通訳者の業務の状況につきましては、基本的には、窓口対応や行事への参加に当たっての通訳の対応をしておりますが、相談内容や同行する行事の内容によっては、長時間にわたる通訳対応となる場合もございます。そのような場合においては、２名の手話通訳者が調整し、途中で交代するなど臨機応変に対応している状況でございます。また、庁舎外に同行する場合においても、急な来庁の通訳対応ができるよう、もう１人の手話通訳者が庁舎で対応できるように調整しているものでございます。

以上でございます。

川嶋議員　それでは手話通訳者の配置はされておりますけれども、窓口対応において職員が挨拶だけでも手話を使えるようになれば、聴覚障害者にとって相談しやすい環境づくりになるのではないかと思います。そのためにも、職員研修等の中には取り込むお考えはないか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　議員御指摘のとおり、手話に限らず、様々な窓口等において、高齢者や障害者への福祉的な対応、配慮ができることというのは、職員にとっても必要であると考えております。現状におきましても、福祉的な配慮等の研修は実施しているところでございます。

今後におきましても、様々な福祉的な研修について検討の上、必要に応じ、人事課とも調整してまいりたいと考えております。

以上です。

川嶋議員　急な対応もあるかと思います。その点で円滑に窓口対応ができるようにお願いいたします。

役場への来庁が難しい場合、聴覚障害者に電話で問合せ等をすることが難しいため、現状ではメールを中心にやり取りをされているとのことですが、2021年７月から、テレビ電話による手話通訳などを介して電話を利用できる国の「電話リレーサービス」が始まっていますが、この取組についてのお考えはどうなのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　電話リレーサービスは、聴覚障害者があらかじめ登録しておくことで、手話通訳ができるオペレーターを介して、相手先との会話ができるというサービスでございます。本サービスは、聴覚障害者自身の登録が必要であり、通話代も自己負担でありますが、近年自治体向けサービスとして、「手話リンク」という電話リレーサービスと同等のサービスが始まり、こちらは自治体のホームページ等にリンクを貼ることで利用が可能となり、聴覚障害者自身の登録は不要で、かつ、利用料は自治体負担という仕組みになっております。現在、大阪府下の自治体でも導入しているところがあり、本町においても導入に向け検討しているところでございます。

以上でございます。

川嶋議員　これは、聴覚障害者の方に対しまして、さらなる安心の確保とサービス向上に

つながるものと大変評価いたします。早期導入に向けての検討をよろしくお願いいたします。

次の質問です。

町民の方を対象とした手話講座等の実施状況について、お伺いいたします。

健康福祉部次長　次に、手話講座等の実施状況についてでございます。

島本町社会福祉協議会のボランティアセンター事業の中で、手話ボランティア養成講座を実施されております。令和６年度実績で申しますと、入門課程を全６回開催し、聴覚障害の基礎知識や福祉制度、手話による自己紹介など基礎的な表現の習得を行っております。また、入門課程を履修された方については、引き続き初級課程全６回を受講でき、一日の生活や一年の出来事についてなどを手話で会話することで、入門過程よりさらに一歩踏み込んだ表現の習得が可能となっております。

以上でございます。

川嶋議員　この手話ボランティア講座、養成講座の受講人数をお聞かせください。

健康福祉部次長　最近の手話ボランティア養成講座の受講人数につきましては、入門課程では、令和４年度は６名、令和５年度２名、令和６年度７名の方が受講されています。また、初級課程につきましては、令和４年度及び令和５年度は、それぞれ４名、令和６年度は６名の方が受講されております。

以上でございます。

川嶋議員　一定の講座を終えられ、習得後はどのように展開されているのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　講座の受講後につきましては、手話ボランティアサークルに登録されて活動されることが多いです。また、別に個人で個々に活動、活用されている方もいらっしゃいます。

手話ボランティアサークルにおける活動といたしましては、町内の各種イベントでの手話通訳をはじめ、手話講座の開催や小中学校における福祉体験学習での手話指導などを行っているところでございます。

以上でございます。

川嶋議員　次の質問です。

第７期島本町障害者福祉計画には、手話奉仕員養成研修の実施について、「社会福祉協議会と協議の上、検討する」とありますが、事業内容の御説明と検討状況をお聞かせください。

健康福祉部次長　手話奉仕員養成研修につきましては、厚生労働省が養成カリキュラムを定めておりまして、市町村が実施するという事業でございます。なお、この研修カリキュラムは、講義内容や目標、時間、講師の職種などが詳細に定められ、入門課程では35時間、基礎課程で45時間、計80時間を要するものであることから、小規模自治体が単独で実施するには、講師の確保や受講者の確保も含め、ややハードルが高い研修となって

おります。

現時点における検討状況といたしましては、府内自治体の実施状況や社会福祉協議会の手話ボランティア養成の状況等を踏まえ、町における研修実施について検討を進めているところでございます。引き続き、広域での対応の可能性も含め、検討を進めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員　次の質問です。

災害時の情報コミュニケーションの提供はどのように行っておられるのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　災害時の情報コミュニケーションの提供についてでございます。

町の地域防災計画におきましては、災害発生時に避難所に派遣できるよう、手話通訳、要約筆記等のボランティアの確保に努めることとしております。また、避難所開設時の備品の中にホワイトボードとマーカーも準備してあり、いつでも筆談に対応できるようにしております。

以上でございます。

川嶋議員　避難所派遣の手話通訳、要約筆記者のボランティアですが、どのような方を想定されているのか。また、いざというときのために迅速な対応ができるよう、事前の確保はされているものと考えていいのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　災害時の避難所に派遣されるボランティアにつきましては、迅速に対応するため、基本的には町内のボランティア団体に登録されている方を想定しており、社会福祉協議会と調整の上、派遣等を行うことを想定しております。

しかしながら、大規模災害の際には、住民全体が被災するなど、町内のボランティアでは対応できないといった場合には、広域的な対応として、大阪府社会福祉協議会など、町外の関係機関等と連携することも考えられます。

以上でございます。

川嶋議員　いざという時というのは、もう大変混乱することもあるかと思います。そのようなときに迅速な対応がしっかりできるように、また、対象の皆様が大きな安心につなげられるように、事前の準備等を万全にしていただけるようお願いしておきます。

次に、教育関係についてお伺いいたします。

学校教育や社会教育の中での手話言語の普及や啓発に関しては、どのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

教育こども部長　次に、学校教育や社会教育の中での手話言語の普及や啓発についてでございます。

手話は、聴覚障害者のみならず、全ての人々がコミュニケーションを取るための重要な手段の一つであり、自己表現力や社会参画力を高める上で役立つものであります。手話の学習を通じて、障害者への理解や共生社会について理解を深めることは非常に重要

であると考えております。

まず、学校教育における取組につきましては、各学校における手話に関する具体的な教育実践の一例を申し上げますと、国語等の教科学習の中で、手話を学習する機会がございますが、総合的な学習の時間において、手話以外にも白杖体験等、福祉について学習しております。

次に、社会教育における取組につきましては、例年、町内在住の小中学生を中心として、興味のある方を対象に手話教室を開催しており、令和７年度は５月28日から７月16日の間に計８回開催し、延べ44人の参加がございました。

今後につきましても、学校教育と社会教育のそれぞれにおきまして、手話の学習機会の提供や普及・啓発の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

川嶋議員　国語等の教科学習の中で手話を学習する機会があるとのことですが、教材は何かあるのか、お伺いいたします。また、中学校においても同等に学習の機会があるのか、お伺いいたします。

教育こども部長　続きまして、具体的な手話を学習する際の教材についてのお尋ねでございます。

町立小学校におきましては、一例として、５年生の国語の教科書において、点字及び手話が掲載されており、「聴覚に障害のある人が、自分の考えや気持ちを表したり、人とコミュニケーションを取ったりする方法の一つ」と紹介されております。また、６年生の道徳の教科書においても、読み物教材で手話を取り扱ったものが掲載されており、障害者権利条約についても紹介されております。

また、町立中学校におきましては、一例として３年生の英語の教科書で、国ごとに異なる手話が用いられていること、手話や筆談が主に用いられる店舗があることを紹介する教材が使用されております。また、３年生で使用する社会科の公民的分野の教科書におきましても、基本的人権における平等権を学習する際に、ダイバーシティやインクルージョンの考え方や、障害者差別解消法における合理的配慮の例として、手話や文字、音声を選択できる電話サービスが取り上げられております。

以上でございます。

川嶋議員　総合的な学習の時間において、手話以外にも白杖体験等、福祉について学習をしているとのことですが、実際に、聴覚障害者の方をお招きしての交流学習や、親子で一緒に手話に触れながら人権を学ぶような機会などの取組はされているのか、具体的な実施内容をお伺いいたします。

教育こども部長　続きまして、総合的な学習の時間における具体的な実施内容についてのお尋ねでございます。

町立小学校におきましては、年度によって聴覚に障害のある方をお招きし、ゲストティーチャーとしてお話を伺っている学校がございます。また、障害理解教育の一環とし

て、全ての小学校において、車椅子バスケットボールを実施する団体と連携して、実際に選手の方々とプレーをすることで、体験的に障害者理解及び人権について学んでおります。

町立中学校におきましては、生徒の興味・関心に基づき、探究的な学びの一環として、町内の障害者福祉の現状について知り、どのような改善等が望まれるべき等について学習を進めており、社会福祉協議会とも連携し、学習に取り組んでおります。

以上です。

川嶋議員　例年、町内在住の小中学生を中心として、興味のある方を対象に手話教室を開催しておられます。参加した子供たちの感想などを把握されていればお聞かせください。併せて、実施形態もお伺いいたします。

教育こども部長　続きまして、手話教室参加者の感想や実施形態についてのお尋ねでございます。

まず、実施の形態についてでございます。手話教室につきましては、令和７年度では、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている手話ボランティアグループしゅわ・しゅわの所属の方を講師にお招きし、５月28日から７月16日の期間中の毎週水曜日に計８回ふれあいセンター３階の視聴覚室で実施いたしました。

次に、参加者の感想についてでございますが、参加者アンケートでは、「この教室がきっかけで手話に興味を持った」や「手話が何を表しているかを当てる授業が楽しくもっとやりたい」「学びが多く充実した時間を過ごすことができた」といった御意見をいただいており、大変好評であったと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　実際に、手話をコミュニケーションツールとして活用している児童・生徒が学校に在籍している場合には、学校はどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

教育こども部長　続きまして、手話言語を活用する児童・生徒への学校での対応についてのお尋ねでございます。

町立小中学校において、コミュニケーションの方法として、現在、手話言語を活用している児童・生徒の在籍はございません。しかしながら、個別の児童・生徒への具体的な支援といたしまして、補聴器等を使用する児童生徒が在籍する学校においては、その児童・生徒の学習環境をより良くするため、騒がしい状況でも会話を聞き取りやすくするワイヤレス補聴援助システム等の教育機器について、その使用方法や効果的な活用法に関する研修を、当該児童・生徒の状況に応じて実施いたしております。

以上でございます。

川嶋議員　教育関係においても、種々きめ細かく対応されていることも分かりました。そしてまた、今そういう手話を言語として活用する児童・生徒はいらっしゃらないということでありましたが、その点においてもしっかりと対応していただいているということ

でありがたく思っております。

島本町は、島本町に引っ越してこられた方々のお声を聞きますと、障害に関しまして、かなり手厚く支援を行ってくれている町ということもお聞きいたします。教育に関して、きめ細かにされていることを大変評価します。これからもよろしくお願いいたします。

次の質問です。

国において、手話に関する施策の推進に関する法律、手話施策推進法が令和７年６月に成立し、施行されました。この法律には、手話が日常生活や社会生活において重要な意思疎通の手段であることが明記されており、国や地方公共団体は、手話の習得や使用、手話文化の保存、継承、発展を推進する責任を持つことが定められています。主要施策として、手話の習得の支援、教育現場の整備、職場環境の整備、専門人材の養成、災害時の情報提供が挙げられておりますが、法律施行に基づく事業実施の位置づけとなっているのか、また、市町村の責務と本町における手話施策の課題についてはどうなのか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　本年６月に施行されました手話施策推進法につきましては、手話を重要な意思疎通のための手段とすることを前提として、手話に関する施策を総合的に推進することを目的としており、地方公共団体としては、手話に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するものとなっております。

本町といたしましては、法の施行を踏まえ、今後、町における課題について整理を行った上で、障害者計画及び障害福祉計画への反映や各種取組の実施・充実等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　この法律によりまして、９月23日が「手話の日」と定められ、今年初めての日を迎えました。手話に関する理解と関心を深めるためのイベントや活動が各地で行われたと思います。本町での状況はどうだったのか、また、町民全体の理解や普及・啓発に向けた広報戦略等について、見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　９月23日は国連が定めた「手話言語の国際デー」でありまして、本年に策定された手話施策推進法におきましても、同日を「手話の日」と定めたものでございます。

現時点で本町においては、まだ具体的な啓発等は行われていないという状況でございます。今後、他団体の取組も参考とした上で、国の資料や、また町の広報誌、ホームページ等の媒体を活用し、手話の日や手話施策推進法に関する啓発等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　今後、毎年この日が来ると思いますので、よろしくお願いいたします。

手話言語条例の制定について、今年８月時点で600を超す自治体に広がっております。高槻市におきましても、令和２年に制定されております。府内市町村の制定状況はどの

ようになっているか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　担当課におきまして、府内の状況を確認いたしましたところ、本年12月１日現在では、府内30の市町において制定されており、北摂地域におきましては４市で制定されているという状況になっております。

以上でございます。

川嶋議員　府内でも30の市町において制定されているということでした。

本町においては、意思疎通支援事業等を実施されております。さらなる合理的配慮、防災、情報アクセシビリティなど各分野での手話施策を総合的に推進するためにも、手話を尊重する町の姿勢を明確化することや、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解及び普及、また、手話言語の使用しやすい環境の整備に関して基本理念を定め、総合的かつ計画的に施策を推進できるよう、島本町手話言語条例を制定する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

健康福祉部次長　手話言語条例につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、府内でも多くの自治体で制定されている状況でございます。制定されている市町の条例内容を見ますと、いわゆる理念条例として、市町村の責務などが規定されているものとなっております。これらは、いずれも本年６月に施行された手話施策推進法において定められていることから、本町において、現時点で独自の町条例を直ちに制定しなければならないものではないと考えております。

本町におきましては、まずは、施策推進法の目的や趣旨を踏まえ、手話に関する取組や啓発の充実に努めるとともに、町の障害者計画や障害福祉計画への反映等を検討し、総合的かつ計画的に関連施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　本町におきましては、この手話施策推進法に基づく施策の充実を図られるとのことで、現時点で独自の町条例の制定は、直ちにしなければならないものではないとのお考えでありました。手話及び聾者に対する理解と関心を一層深める契機にできるよう、また、手話の普及を促進し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指し、目指すためにも、他自治体の状況も研究していただき、手話言語条例の制定に向けた検討を改めて求め、一般質問を終わらせていただきます。

大久保議長　以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日12月16日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日12月16日午前10時から会議を開く

ことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり大変御苦労さまでございました。

（午後４時44分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

河上議員　１．島本町の交通環境について
　　２．大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌水質汚染の危険性
　　３．特定検診と人間ドックについて
　　４．ＳＮＳの脅威と自治体

月足議員　１．島本高校跡地について
　　２．熊の出没への現在と今後の対策と対応について

東田議員　１．スポーツを通じた町の賑わいづくりについて②
　　２．認知症条例の制定について

西山議員　１．認知症予防とオレンジカフェの取り組みについて
　　２．島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備について

永山議員　１．駅前地図の撤去は本当に必要か
　　２．未来に向けた戦没者追悼式のあり方を考える

ナカジマ議員　町立新体育館の温水プールにおける熱源について

山口議員　里親を活用した子育て短期支援事業について

川嶋議員　手話言語条例について

令和７年

島 本 町 議 会 １ ２ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　２　号

令 和 ７ 年１２月１６日（火）

島本町議会１２月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　令和７年１２月１６日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番　ナカジマ洵智	２番　大久保たかゆき	３番　すえおか友行
４番　月足　まさや	５番　河上　りさ	６番　東田　まさき
７番　清水　貞治	８番　福嶋　保雄	９番　山口　博好
10番　西山　ようこ	11番　中田　みどり	12番　永山　優子
13番　川嶋　玲子	14番　野口　日利美	

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	石原　誠之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	杣木　利徳	健康福祉部次長	根本　康也	健康福祉部次長	大辻　泉

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会１２月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和７年１２月１６日（火）午前１０時開議

日程第１　一　般　質　問

中　田　議　員　児童数予測について

すえおか議員　１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について

２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現

３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実

４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して

日程第２　第　９　号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第３　第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第４　第６９号議案　工事請負契約の変更について

日程第５　第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第６　第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

日程第７　第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

日程第８　第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について

日程第９　第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第10　第８４号議案　訴えの提起について

第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

（午前10時00分　開議）

大久保議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の指名を職員から報告させます。

議会事務局長　おはようございます。

14番、野口議員から、所用のため遅参する旨の連絡がございましたので、御報告いたします。

以上でございます。

大久保議長　日程第１、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　おはようございます。2025年12月定例会議一般質問、児童数予測についてを行います。

９月議会のすえおか議員の質問により、第三小学校の児童数予測がピーク時939人であることが分かりました。これに関し、第三小学校で今後起こり得る事態についての詳細及びなぜこのような事態に至ってしまったのかについて、伺っていきます。

一つ目、教育環境の保全に関する要綱を作成した初年度（令和５年度）の予測では、第三小学校の児童数は最大でも625人でしたが、令和６年度には764人に増え、直近の予測では939人になっています。第三小学校の現在の児童数が300人程度であることを思えば、直近の予測は11年後とはいえ、３倍の数になっております。この誤差の要因について伺います。

教育こども部長　おはようございます。それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目、児童予測数についてのうち、誤差の原因についてでございます。

教育・保育環境の保全に対する措置につきましては、令和５年６月１日に施行しました島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づき、毎年度通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と協議の上、「教育環境保全対策区域」を指定し公表することで、住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、もって町の良好な教育環境の保全に努めているところでございます。

第三小学校の予測ピーク時の児童数について、令和５年度と令和７年度の差の要因といたしましては、第一に、想定以上に出生数や乳幼児等を含めた子育て世代の流入が多かったこと、第二に、集合住宅への入居スピードがこれまで以上に短期間に集中していること、そして、第三に、令和５年度の予測シミュレーションの作成時にはＪＲ島本駅西地区の戸建て開発戸数は含めていなかったことが要因であると考えております。

戸建て情報を含めていなかった点につきましては、担当部局から令和５年度時点では戸数が未確定であったことから、教育委員会に対し報告する開発対象情報から除外していたと聞き及んでおります。なお、令和６年度以降の予測シミュレーションについては、当該戸建て144戸も対象に含めて作成をいたしております。

以上でございます。

中田議員　誤差の要因は三つあったとのことですが、例えば誤差300人を100％とした場合、それぞれの要因の影響は何割程度だったのか、内訳を伺います。

教育こども部長　続きまして、誤差の要因三つにおける影響の割合についてのお尋ねでございます。

それぞれの要因がどの程度影響を及ぼしたかの内訳につきましては、詳細なデータ解析に基づいた正確な割合を算定することは困難でございますが、戸建てを含めていなかった令和５年度のピーク児童数と戸建てを含めた令和７年度のピーク児童数については、310人程度の差がございます。仮に、令和７年度において戸建てを含めない予測シミュレーションを行った場合、ピーク児童数が110人程度減少することから、誤差に占める割合としては35％程度と考えられます。残りの誤差約200人、割合にして65％程度がその他の要因である想定以上に出生数や乳幼児等を含めた子育て世代の流入が多かったことや集合住宅への入居スピードの集中であると考えております。

それぞれの割合については、ＪＲ島本駅西地区における集合住宅の入居スピードがこれまで以上に短期間に集中しているのは把握しているものの、出生数の増加や町外から転入された方々の割合などについて、予測時点で見積もることは困難であると考えております。

いずれにいたしましても、令和６年度以降の予測シミュレーションでは戸建てを含めておりますので、それ以降、より実態に近い条件での予測シミュレーションを実施しているものと考えております。

以上でございます。

中田議員　この戸建てが入っていないことに関して、この予測は過小評価であるという認識があったのかどうか、伺います。

教育こども部長　続きまして、戸建てを含めていなかったことに対する認識についてのお尋ねでございます。

第三小学校の予測ピーク時の児童数について、令和５年度と令和７年度の差の大きな要因の一つとして、令和５年度の予測シミュレーションの作成時にＪＲ島本駅西地区の戸建て開発戸数を含めていなかったことが挙げられます。

戸建て情報を含めていなかった点につきましては、担当部局から令和５年度時点では戸数が未確定であったことから、教育委員会に対して報告する開発対象情報から除外されておりますが、当時の予測シミュレーションが過小評価であるという認識を持っていたわけではなく、正確かつ必要な情報を適切に反映させるために慎重に検討し、当時、

初めての予測シミュレーションを作成いたしております。あくまでその時点で得られる正確な情報を基にした予測シミュレーションであることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

中田議員　戸建て住宅が建つことは明らかだったにもかかわらず、それを考慮に入れない予測が過小評価になるという認識を持っていなかったという答弁でした。

担当部局から情報をもらえないという状況がそもそも理解できないのですが、その状況でできるだけ正確な予測に努められたことには敬意を表しますが、その努力と予測結果が過小評価であるという認識は両立しますし、その認識をもって施策に当たれば、より適切な意思決定ができたはずです。よりよい行政のためには、できるだけ正確な将来予測に努めるとともに、その予測の確からしさに関する認識が不可欠です。

それはともかく、予測の誤差の要因については、今は解消されているのでしょうか。戸建てを入れていなかったということに関して、これ以上の誤差は今後発生しないということでよいか、伺います。

教育こども部長　次に、誤差の解消についてでございます。

毎年度５月１日の児童生徒数等で作成しております予測シミュレーションについては、総戸数50戸以上の共同住宅等を対象とし、過去の開発における共同住宅を参考とした出生数を勘案するとともに、同日の住民基本台帳データの人数を加えて毎年統一した条件設定の下、作成いたしております。

当該戸建て144戸につきましても、令和６年度の予測シミュレーションから対象に加えて作成しておりますが、直近の住民基本台帳データを基に更新しますと、乳幼児数の増加に伴い、将来の児童生徒数も上振れしている状況でございます。

いずれにいたしましても、入居される世帯状況を事前に精緻に推測することは不可能であり、過去の事例を参考に推計を実施いたしておりますが、今回のように過去とは異なる世帯状況の世帯が多く、また、過去とは異なるスピード感で入居が進むと、今回のように誤差が生じることとなりますことからも、今後誤差が発生しないことをお約束することができないことは御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

中田議員　戸建て住宅による児童数増加を考慮しなかったことから生じる誤差は今後発生しないのかとお尋ねしたものです。全体として誤差が発生しないようにと言っているわけではありません。予測において、誤差は当然発生するものです。先ほども申したことと関連しますが、大事なことは、誤差がどれくらいの幅で生じるかを把握しておくことです。それを確認するためにお尋ねしました。

再度お尋ねです。

今回のように明らかに開発があることが分かっているときに、その具体的な数が分からないという状況であっても、分からないなりに、今後は児童数予測に組み入れるのか

どうか。担当部局である都市創造部が教育こども部に情報提供する際、正確な値が分からないからと除外していた。今後こういうことは起こらないか、都市創造部に伺います。

都市創造部長　都市創造部から教育こども部への情報提供に係る御質問でございます。

令和５年度における児童予測数のシミュレーション時点におきましては、土地区画整理事業後の宅地に建築される建築物の種別や戸数、入居予定時期に関する情報を事前に得られていなかったことなどから、教育こども部に概算戸数を情報提供できなかったものでございます。

今後、仮に土地区画整理事業等が行われる場合におきましては、可能な限り早い段階で、過去の事例等を参考に住宅戸数の概算値の算出を行い、教育こども部に対して情報提供を行ってまいりたいと考えております。なお、町内における土地区画整理事業以外の規模が大きな住宅の開発行為等が行われる場合につきましては、従来から島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づく届出書提出時や、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に基づく事前協議書提出時のみならず、開発行為等の計画における事前相談の段階におきまして、一定規模以上の住宅開発等の情報が得られた場合につきましては、速やかに教育こども部に対して、都度情報提供を行っているところでございます。

今後におきましても、一定規模以上の住宅開発等の情報を取得した場合、可能な限り速やかに、教育こども部に対して、適宜その数等も含め情報提供を行い、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　今回発生した将来予測の大きな誤差について、その３分の１程度に当たる戸建ての住宅分を考慮しなかったことから発生したものは避けられたはずのものです。なぜ令和５年度の時点で、今の御答弁のように過去の事例に基づき概算しなかったのか、改めて申しますが、理解に苦しみます。ともあれ、今後は同じようなことが起こらないということは確認できました。

次です。

１年目、２年目、３年目と予測をするたびに数が上振れしています。思ったよりもお子さんがいる世帯、生まれる世帯が多かったという点などについて、今後についてはどうなのでしょう。さらに上振れする可能性があるのか、伺います。

教育こども部長　次に、今後の予測についてでございます。

令和５年度から本年度まで、これまで三度将来推計を公表しておりますが、先ほど来説明いたしております要因等により、上振れた誤差が発生している状況にございます。

今後におきましても、可能な範囲で実態を踏まえたシミュレーションを毎年行ってまいりますが、小規模開発などの状況や家族構成を含めた転入者の動向などによっては、今後においても上振れの可能性は否定できないものと考えております。

以上でございます。

中田議員　さらに上振れする可能性もあるということです。

こうしたことを踏まえれば、今後の予測の際は上振れの分も想定した形で計算すべきではないですか、伺います。

教育こども部長　次に、上振れ分も想定した予測についてでございます。

令和５年度以降、先ほど御答弁させていただきましたとおり、統一した条件設定の下、作成している予測シミュレーションにおける児童数を、年々実態が上回っている現状を踏まえますと、可能な範囲で継続的な状況把握に努め、乖離幅を圧縮できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　乖離幅の圧縮で予測頻度を高めるというのも対策の一つとして有効とは思いますが、それだけでは足りません。西側開発のときのように、振れ幅を見込んだシミュレーションにすべきではないかということを提案しております。対策が後手にならないよう、あり得る範囲の中で、今回の場合であれば既存の三小の校舎で増加した児童を収容しきれなくなる事態――これは最も避けるべき事態だと思うのですが、それを見込んだ一番悲観的な予測に基づいて対策を考えるような、誤差を見込んだシミュレーションについてはいかがですか、再度伺います。

教育こども部長　続きまして、誤差を見込んだシミュレーションの実施についてのお尋ねでございます。

先ほど御答弁させていただきましたとおり、令和５年度以降、統一した条件設定の下、作成している予測シミュレーションにおける児童数を年々実態が上回っております。この児童数の急増が見込まれる状況に備え、必要な対策を柔軟に検討できる体制を構築するとともに、小規模開発などの状況や家族構成を含めた転入者の動向などに注視しながら、より精度の高い現実的な予測シミュレーションの実施方法などを、関係部局である総合政策部、都市創造部とともに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　次の質問です。

９月議会では、すえおか議員の質問に対し、「ハード面の対策として、まずは教室数の転用等の既存施設の有効活用を第一に、状況によっては、学童保育室も含めた施設整備についても検討する必要がある」という答弁をされています。

つまり、場合によっては、三小に新たな建物を建てる可能性もあるということかと思いますが、その理解でよいですか、伺います。

教育こども部長　次に、新たな施設整備の可能性についてでございます。

令和７年９月議会において、他の議員に対し御答弁いたしましたとおり、教室の転用等の既存施設の有効活用、校区の変更等、様々な対策を講じたとしても対応できないような状況が生じた際には、新たな施設整備も検討しなければならないと考えております。

しかしながら、新たな施設整備については、可能な限りコストを抑えつつも、当面の

児童生徒の増加に適切に対応するとともに、将来的な人口減少を見据えた中長期的な視点に立って、対策を講じていかなければならないと考えております。

以上でございます。

中田議員　すみません。単純な質問でして、新たな施設整備の可能性というものは、新たな新しい校舎や学童棟を建てることも含むというものなのかどうかということをお尋ねしています。再度、町長に伺います。

町長　先ほど担当部長が申し上げたとおり、様々な施策を画策してもしっかりと対応できないということであれば、施設整備も必要というところで、そこにはやはり校舎であったり学童棟というものは含まれているという認識でございます。

以上でございます。

中田議員　分かりました。

次の質問です。ソフト面の対策について伺います。

９月議会の答弁では、「校区変更による抜本的な対策」ということも言われていますが、最大で939人、場合によってはもっと上振れした場合、校区の変更をしたとして、ほかの学校も合わせて現有施設だけで収まりきるのでしょうか、どのように見積もられていますか。

教育こども部長　次に、校区変更後の対応についてでございます。

児童数の増加が著しい状況下における児童生徒の良好な教育環境の整備においては、先ほど御答弁申し上げたハード面の対策と同時に、ソフト面の対策として、校区変更による抜本的な対策についても検討する必要があるものと考えております。

そのため、本町におきましては、直近の住民基本台帳における乳幼児数を基に、各校区に係る児童数及び教室数の予測シミュレーションを行っているところではございますが、現時点においては、校区変更に係る具体的な内容をお示しできる段階にはございません。

いずれにいたしましても、適宜、各施設の需要量に関わる情報の入手と、それを基にした推計データの更新に努めるとともに、これまでにない児童生徒数の増加に適切に対応できるよう、様々な可能性のある手法を迅速に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　校区変更だけで対応できるとは言い切れないということかと思います。実際、令和７年度の児童数予測を見てみると、三小の児童数がピークになると予想される令和18年度において、校区変更の受皿となりそうな四小と二小の児童数は、それぞれ今より少ないもののまだそれなりの数があり、余裕を持って三小分まで受け入れられる状況なのかどうか分からない、そのように見受けられます。

質問です。

令和７年度の教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に関連する詳細資料を見ると、転用可能教室の中に学習室や学童室と並んで図書室も入っています。教育の質

の維持という観点から考えていただきたいのですが、今後どこまでの教室を転用するおつもりなのか、伺います。

教育こども部長　次に、教育の質の維持についてでございます。

教育委員会といたしましては、児童数の増加が著しい状況下にあっても、良好な教育環境を維持する必要があると認識しております。一方で、財政との整合も図る必要があるため、可能な限りコストを抑えて対策を講じていく必要もあり、まずは転用可能な教室を活用していくことを想定しており、その候補としてランチルームや学童保育室及び図書室などを挙げているところでございます。

なお、学校図書室については、本を読む場所だけではなく、読書や学びを通じて、子供たちがリテラシー能力や創造性を育む場であり、自己発見や社会的スキルを獲得できる重要な教育資源であるため、よりよい読書環境を提供することは、児童の未来にとって非常に重要であると認識しております。

いずれにいたしましても、可能性のある施設として図書室も対象に入れておりますが、これはあくまでも物理的な側面からの可能性施設でございます。施設の転用につきましては、児童の成長に必要不可欠な施設や設備については、適切に維持しながら良好な教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　図書室までは転用したくないと思っているけれども、それを転用する可能性はまだ否定できないということかと思います。

質問です。

校区変更するとなれば、何年度入学の頃から校区変更の可能性があるのでしょうか、伺います。

教育こども部長　次に、校区変更の時期についてでございます。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、本町におきましては、現在、直近の住民基本台帳を基に人口推計の更新を行い、校区変更に係る児童数及び教室数のシミュレーションを行っているところであり、現時点において、校区変更の実施の有無やその時期など具体的な内容をお示しできる段階にはございません。

以上でございます。

中田議員　過去には、関電グラウンド跡地の住宅開発に伴って校区変更したことがあると思いますが、このときは何年ぐらい前にアナウンスができていたのか、伺います。

教育こども部長　続きまして、関電グラウンド跡地の住宅開発に伴う校区変更の公表の時期についてのお尋ねでございます。

大規模開発が進められた関電グラウンド跡地については、平成29年４月から、指定校をこれまでの第三小学校から第二小学校へ変更いたしております。その指定校変更に伴う保護者をはじめ関係者への周知の経過でございますが、平成28年６月28日に開催された平成28年度第１回島本町総合教育会議の場で、町長、教育委員間で議論がなされ、そ

の後の教育委員会議で方向性を決定いたしております。

10月下旬には、翌年新１年生になる児童の保護者に対して、文書を就学児健診の案内に同封するとともに、在校生に対しては、11月初旬にＰＴＡを通じて文書を配布するなど周知を図ったと聞き及んでおります。

以上でございます。

中田議員　過去の事例からすると、何年も前からというよりも、校区変更が起こる年の半年前にやっと関係者に知らされたということかと思います。校区変更は当事者にとって、友人関係や兄弟、姉妹間での学校分断など、その影響は大きいです。もしそのような事態になるのであれば、前もって当事者の意見を聞くこと、また早めの周知に徹することは求めておきます。

現在約300人の三小の児童数は、11年後には３倍の939人、もしくは、それ以上になりかねず、これに対応するために、教室転用をはじめ校区変更も検討する可能性があり、それだけで収まり切るかも分からず新たな施設整備、言い換えると学童棟や校舎の建設の可能性も否定できない状態だということです。待機児童も再び発生してきています。

質問です。町の最上位計画である総合計画の立案や進行管理等を担う総合政策部の部長及び町の最高責任者である町長に伺います。

ここまで確認してきた第三小学校で今後起こり得る事態について、望ましいことだと思われますか。

総合政策部長　次に、第三小学校の今後起こり得る事態についてでございます。

全国的に人口減少が進む中で、本町が子育て世代などの皆様に住居地として選ばれることは、将来にわたり地域の活力を維持し、自治体としての持続可能性を向上させる観点から、肯定的に受け止めております。

一方で、児童数の増加による第三小学校の教室数確保などの諸課題が発生することは望ましいこととは言えず、喫緊の課題であると認識しております。そのため、今後も教育委員会と連携協力して、その解決に取り組む所存でございます。

以上でございます。

町長　先ほど総合政策部長のほうから申し上げましたとおり、本町が子育て世代などの皆様に居住の地として選んでいただいているということは、肯定的に受け止めております。

しかし一方で、児童数の増加による第三小学校の教室数の確保などの諸課題につきましては望ましいこととは言えず、今後とも教育委員会と連携協力しながら、この課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　望ましいこととは言えないという御認識があるということは分かりました。

質問です。

三小の教育環境は大丈夫なのか。人口増に伴う三小の教育環境の悪化の可能性に関しては、島本駅西側の開発のときから繰り返し指摘され、懸念の声が上がっていました。

それを聞き対応していればこの事態は避けられたと思うのですが、なぜそれを聞かなかったのか、町長、教育長、総合政策部長に伺っておきます。

総合政策部長　次に、第三小学校の教育環境についてでございます。

平成30年当時、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに係る町の考え方として、学校施設については、児童数の増加に合わせて柔軟な対応を実施するとしており、現在もその認識に変わりはなく、本事業につきましては、将来の島本町の発展や持続可能なまちづくりの推進のために行った都市計画事業であり、必要な事業であったと認識いたしております。

いずれにいたしましても、第三小学校の教育環境保全に向けた対策につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、喫緊の課題として認識しておりますので、教育委員会と連携協力して取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

教育長　次に、教育環境に係る指摘への対応についてでございます。

ＪＲ島本駅西地区等の開発の際に、第三小学校の教育環境に対して寄せられていた御意見等については認識しております。教育委員会といたしましては、令和５年６月１日に施行しました島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱に基づき、毎年度通学区域ごとの児童生徒数の推移等を勘案し、町長と協議の上、「教育環境保全対策区域」を指定し公表することで、住宅開発に伴う児童数の急増に適切に対処し、本町の良好な教育環境の保全に努めてまいりました。それに加え、開発事業者に対し、町長及び教育長の連名により、都市創造部を通して、教育環境保全対策区域の現状について情報提供するとともに、戸数の抑制等の協力を求める通知を発出するなどの対応を講じてまいりました。

小中学校は義務教育であり、児童生徒が決められた地域の学校に安心して登校いただけるようにすることは、教育委員会に課せられた当然の責務でございます。引き続き、良好な教育環境を維持するために、財政部局をはじめとする関係部局と連携して協議し、迅速に対応策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

町長　先ほど総合政策部長が御答弁申し上げましたとおり、ＪＲ島本駅西側地区のまちづくりにつきましては、将来の島本町の発展や持続可能なまちづくりに必要な都市計画事業であったと認識しております。同地区のまちづくりに際し、保育需要の増加や小学校の教育環境に関する御意見があったことも認識しております。

当時、こうした御意見も踏まえまして、本町では同地区の住宅開発に伴う影響について、複数の想定人口を設定して児童数の推計を行っており、第三小学校においては、まちの完成後における児童数の増加状況に合わせて受入方策を講じ、柔軟に対応を行うこととしておりました。その後、校区内の別の地域でも大規模な住宅開発が行われたことなどにより、従前の想定を上回る状況となっておりますけれども、私といたしましては、

繰り返しになりますが、教育委員会と適切に連携協力をし、入居開始後におけます直近の児童数推計などを踏まえ、同校における教室数確保などの諸課題にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　今の二つの質問への答弁をまとめてみますと、今予測されている三小の将来像は望ましいものではない。一方で、この事態を引き起こした原因の一つである西側開発は、島本町全体の発展のために必要であったということになるかと思います。

ということは、この三小の望ましくない将来像は、島本町全体のために仕方がなかったことだ。もしくは、望ましくない状態だが、対策を打つから甘受してほしいとおっしゃっているという理解でよいでしょうか、総合政策部長と町長に伺います。

総合政策部長　町政を推進する上で、将来を見据えて計画的に取組を進めることは、行政として当然のことでありますが、先ほども御答弁申し上げましたように、人口推計や児童数の予測など、将来予測については精緻に予測することは難しいのが現状でございます。

しかしながら、結果として御指摘のように、第三小学校の教育環境に変化が生じることにつきましては、行政として今できることを教育委員会と連携協力して、影響を最小限にするよう取り組むことが肝要であると考えております。

以上でございます。

町長　総合政策部長から御答弁を申し上げましたとおり、将来予測を精緻に予測することは大変困難なことでございます。結果的に御指摘のように、第三小学校の教育環境に変化が生じることにつきまして、行政として今取り得る方策を教育委員会と連携協力しながらしっかりと取り組んでいくことが行政の果たす役割であると認識しております。

以上でございます。

中田議員　繰り返しますが、正確な予測ができないことは理解しています。しかし、今回のような事態が起こる可能性については、以前から多数の指摘が寄せられていたように、全くの予想外だとは言えません。にもかかわらず、このような事態を招いたことについて、それでも町の発展のために行ったことだとおっしゃるのですから、一部の子供たちに生じる望ましくない事態も甘受すべきだと言っているのかと質問しています。このような意思決定を行った責任者でもある総合政策部長と町長のお考えを伺っているところです。

質問です。

人口急増によって子供の教育環境にしわ寄せが及ぶような事態は、本来なら行政運営をするに当たって、最も避けねばならなかったことと思います。今後同じことを繰り返さないためには、なぜこうなってしまったのか、要因はどこにあったのか、どうしたらこの事態を避けられたのかを、分析、考察しておくことが必要と考えます。

町長及び総合政策部長にお尋ねします。この件を振り返って、どこに要因があったの

か、どうしたらこの事態を避けられたと思うのか、伺います。

総合政策部長　ＪＲ島本駅西地区のまちづくりの際の学校施設の対応につきましては、児童数増加に合わせた柔軟な対応をすることとしており、まちびらき後における児童数の増加状況によっては、施設整備等も含めた対応が必要となる可能性があることは、当時の公表資料でも想定に含まれていたところでございます。また、児童数の推計につきましては、過去の開発事例を参考に児童数予測を行っておりますが、実際の転入世帯の状況などが過去の傾向と異なれば、推計誤差の要因となり、それらを全て予見することは困難であったものと考えております。さらに、同時期に同一校区内の別の地域で大規模な住宅開発が行われることについても、当時予見ができなかったことも、想定と異なる結果になった要因の一つであると考えております。

いずれにいたしましても、結果的には第三小学校への影響が避けられない状況の中で、人口推計や児童数の推計において、将来の開発予測や転入世帯の家族構成の予測等について、難しい問題ではございますが、社会動向等を加味した上で精密な予測に努めることが大切であると考えております。また、現在、建築物の高さ規定に関する検討について事務を進めておりますが、都市計画上の制限等様々な利害関係者や諸事情がある中、短期間に結論を出すことは困難であります。しかしながら、開発時期や内容など、特に大規模な開発においては、将来起こり得る様々な影響をこれまで以上に想定して取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

町長　児童数予測に上振れが生じているといった事象の要因につきましては、将来の社会情勢の変化や民間の土地活用等の可能性を、個別の内容や時期等も含めて網羅的に折り込むことは大変難しい問題ではありますが、社会動向等を注視し、精密な予測に努めることが重要であると考えております。また、現在は、教育環境保全のための本町独自の開発指導要綱に基づく取組であったり、景観行政団体への移行、建築物等の高さ規定の検討業務なども進めているところではありますが、今後につきましては、特に大規模開発の際には、将来起こり得る様々な影響をこれまで以上に想定し、都市計画上の制限など適切な対策を講じられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現段階におきましては、第三小学校の児童数増加に伴う諸課題の解決を最優先で、教育委員会と適切に連携協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　繰り返しますが、予測の正確性を高めることには限界があります。そこに固執し過ぎることは、労多くして益の少ないことだということは申しておきます。

先ほどの御答弁の中で、当時の公開資料ということを言われていました。どの資料のどの部分のことを指しているのか、伺います。

総合政策部長　当時の公表資料につきましては、都市計画審議会やタウンミーティング、

住民説明会でいただいた御意見を基に、町の考え方として公表したものでございます。

平成30年度に、都市創造部による取りまとめたものと各部局が協力して作成し、公表をいたしました。「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに係る代表的なご意見に対する町の考え方」の６点目で、複数の想定人口を設定するとともに、学校施設について、「児童数の増加に合わせて、適宜柔軟な対応を実施してまいりたい」としております。同様に、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに係る御意見に対する回答（追加）」でございますが、この参考資料２で、新たに費用が発生する可能性があるものの一つに、第三小学校の施設整備費を掲げ、内容や手法等については不確定要素が多いことから、具体的な算出は困難として、直近事例である第四小学校校舎増築等工事及び第四学童保育棟新築工事の費用をお示しをしております。

以上でございます。

中田議員　当時の議論を思い出しますと、いよいよどうしようもなくなったら新校舎建設もあるが、あくまでもこれは最終手段だというような認識、可能な限り避けるものだという認識だったように思います。多少の設備改修はあるとしても、既存の三小の校舎で児童を収容し切れなくなる事態は、行政も望ましいこととは言えないと認識していることからして、何としてもこれは避けなければならなかったことのはずで、今そうなる可能性がこれほど高くなって、住民増による町財政への改善効果が毀損されるかもしれない事態になっていることは、総合政策部の甘い将来見通しの結果ではないのか、そこに責任があるのではないかと思うのですが、この点見解を伺います。

総合政策部長　先ほど御答弁申し上げましたとおり、当時、ＪＲ島本駅西地区における住宅開発の規模が不明な状況の中で、複数の想定人口を設定し、その際に考えられる対策についても、一定の想定をしていたものでございます。しかしながら、あくまでも当時は想定でしかなく、具体に必要な財政規模等についても不確実なものであったことから、過去の事例を基に御説明させていただいた経緯がございます。

繰り返しにはなりますが、今後につきましては、行政の責務として現状に適切に対応すべく、教育こども部と連携協力し、教育環境への影響を最小限にできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　先ほどから、将来予測の不確実性について、総合政策部長も町長も繰り返しされています。しかし、私が申したいのは、そうであっても避けられる事態というのはあったはずだということです。今回の事態はその一つだと私は思います。そして、先ほども申したように、今回の事態が生じる可能性については、過去に多くの指摘があり、全くの予想外ではありませんでした。そして、その影響を強く受けるのは子供たちです。であれば、最も避けるべき事態は何かという観点から意思決定をすべきだったのではないでしょうか。その事態を避けられなかったということは、甘い見通しで施策が進められたということにほかなりません。私ならそう総括します。

ですが、先ほどからの総合政策部長と町長の御答弁を聞きますと、そのような認識はないように聞こえます。であれば、同じ状況になれば、また同じことを繰り返すのではないでしょうか。それでよいのでしょうか。私はそれではよくないと思います。そうならないように、特に町長にはこの件を再度振り返っていただき、この事態を避けられたとしたら、何をすべきだったかを考えていただきたいです。

11年後には939人という予測が出ておりますが、６年後には600人を超える児童数予測が出ており、これに対応すべく、教育こども部は近いうちに大きな判断を迫られることになっていると思います。大変な事態であると考えております。そして、その影響を受けるのは子供たちです。この結果責任は町長にあることを強く意識して受け止めていただきたい。この点をお願いして、質問を終わります。

以上です。

大久保議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、すえおか議員の発言を許します。

すえおか議員（質問者席へ）　12月議会の一般質問、第１、第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について、質問させていただきます。

先ほども中田議員からもありましたけれども、９月議会で、第三小学校はピーク時の2036年度に939人、最大34教室必要だという答弁がなされました。これは、中田議員も言っていたように、三小のキャパシティーを大きく超える事態です。2023年５月29日付資料では、先ほども図書室の利活用などもありましたけども、それだけではなくて、転用可能な特別教室、ランチルームなど特別教室や学童室を四つ廃止しても、最大27教室しか確保できないという試算になっています。また、2025年９月議会の答弁では、学童保育室を含めた施設整備についても検討する必要があるという答弁が行われました。

これは、現在ある学童保育室四つを将来的に教室に転用して、第三小学校の外に学童保育施設の整備を目指していくのではないかというような捉え方をしたんですけども、どうであるか、お答えください。

教育こども部長　それでは、すえおか議員の一般質問に御答弁申し上げます。

大きな１点目の第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用についてのうち、第三小学校外での学童保育室の整備についてでございます。

第三小学校区におきましては、ＪＲ島本駅西地区等の開発により、今後児童数が大幅に増加していくものと認識しております。現在、学童保育室として活用している教室につきましては、今後児童の増加により普通教室が不足した際には、学校教育法第38条の規定に基づき、児童の就学を優先する必要があり、学童保育室を普通教室に転用する必要がございます。令和７年９月議会においては、教室の転用等の既存施設の有効活用、校区の変更等のソフト面での対策を講じたとしても対応できないような状況の際には、施設整備の検討が必要との認識をお示しさせていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、可能な限りコストを抑えつつも、当面の児童生徒の増加に

適切に対応するとともに、将来的な人口減少を見据えた中長期的な視点に立った対策を講じていく必要があるものと考えております。そのため、今後の対応につきましては、町長部局と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　今、答弁いただいたように、「普通教室に転用する必要がございます」という形で、学童保育室を廃止して普通教室に転用する可能性もあるというふうに答弁を受け止めました。また、新たな施設整備の検討が必要という形で、中田議員にも答弁しているように、もしかしたら学童保育室の後に新しい校舎を増築するというようなことも選択肢に入れているのか、複数の選択肢を持っているのかと想定させていただいております。

第四小学校、2017年に６億9,000万円の契約で増築工事を行いました。これはほとんど全て一般会計です、ほぼ100％という形で。今物価高で建設費も増大している中で、もし新たな増築が行われるとすれば、本当に多くの一般予算が第三小学校の過密化対策で支出されるということにもなりかねません。また、児童の教室が本当に少ない中、グラウンドも少ない中で、過大の児童が過密化するという可能性もあります。この点について、さらに後で質問させていただきます。

次に移らせていただきます。

2025年９月議会で、「校区の変更による抜本的な対策についても検討する必要がある」という答弁をしています。中田議員の先ほどの答弁でもお答えしていただいたんですけども、特に第一、第二、第四小学校のどの校区へ変更が可能と認識しているのか、具体的に聞きたいと思います。お答えください。

教育こども部長　校区変更につきましては、対象となる保護者及び関係者への説明や、校区変更後の各学校における受入体制のシミュレーションなど、他の自治体においても実施まで相当な時間を要すると聞き及んでおります。

本町におきましては、直近の住民基本台帳における乳幼児数を基に、各校区に係る児童数及び教室数の予測シミュレーションを行っているところではございますが、現時点において、校区変更に係る具体的な内容をお示しできる段階にはございません。

いずれにいたしましても、適宜、各施設の需要量に関わる情報の入手と、それを基にした推計データの更新に努めてまいります。

以上でございます。

すえおか議員　校区変更というのは、今学校に通っている保護者、お子さん、そして、これから学校に通う保護者、お子さんにとって非常に大きな影響があるものです。交通の安全も本当に確保されるのか。そして、先ほども言いましたけど、同じ校区に通うと思っていた子供同士で、友達が校区で引き裂かれるという事態も起こり得ます。これは、本当に慎重に検討しなければいけないような内容なので、安易に手をつけるべきではないということを主張させていただき、次に移ります。

第三小学校区に位置する、今年の３月に閉校した島本高校の跡地利用についてです。

大阪府は、売却して資産活用を目指すというような答弁が９月議会でもなされたと思うんですけども、教室数の不足などから、第三小学校区ではこれ以上の住宅開発の余地はないと認識しています。島本町として、島本高校の跡地が住宅開発されないようにするためには、どのような対策を検討していますか。

総合政策部長　次に、島本高校跡地についてでございます。

本町といたしましては、地元自治会における通過交通の増加に対する御心配や、第三小学校の教育環境に与える影響などを踏まえ、当該地に住宅開発を望んでいない旨は、大阪府にもお伝えしてきたところでございます。

しかしながら、大阪府としては、条件付の売却はしないとの方針であり、本町として取り得る方策としては、都市計画上の制限を設けることであると認識しております。そのため、現在、当該地における建築物の高さ制限など、都市計画上の規制の導入に向けまして、大阪府との相談・協議を行っているところでございます。

以上でございます。

すえおか議員　先ほど答弁ありましたけども、都市計画上の制限を設けるというのは、一定の高さ規定というのも現在検討しているので、その規制を何らか行っていくという方向性だと思うんですけども、それだけでは宅地開発というのは防げないと思っています。戸建て住宅のために業者が購入するという事態も十分考えられますので、高層住宅を規制するというだけではなくて、宅地開発全体が、これ以上第三小学校が過密化することはもうできないという認識を踏まえて対策していく必要があると思います。

先日、大阪府のほうに訪問しました。すると今、府立高校の多くが閉校している中で、資産活用をしようと思って売却を検討している中で、十分に売却が行われていないという現状も伺っています。大阪府としては、中長期的な賃貸契約もあり得るというようなオプションを最近新たに設定しているという話も聞きました。

今、島本高校の跡地利用ということで売却を防いでいく上でも、町が中長期的に借りて、第三小学校の過密化対策として、第三小学校の分校として活用するよう大阪府と協議することで、宅地開発を防ぎつつ第三小学校のキャパシティー問題の解決が行われると考えますが、町の見解をお答えください。

総合政策部長　第三小学校の分校としての活用についてでございます。

児童数の増加による第三小学校の教室数確保などの対策を教育委員会と連携協力して進めていくに当たり、島本高校跡地の建物を一時的に利用させていただくことにつきましては、学童保育室などのスペースの確保が困難となった場合における検討方策の一つであるものと認識しております。

以上でございます。

すえおか議員　学童保育室の跡地利用という形で、検討方策の一つということなんですけども、しっかり学童だけではなくて、ゆとりのある教育環境は本当に重要だと思います。

一つの敷地に、930名を超える小学生を詰め込んで教育活動を行うというのは非常に困難であると思います。

山田町長に聞きたいと思います。

このままでは、第三学童保育室の廃止、校外への移転なども視野に入っているという状況です。学校と緊密に連携が行われる校内の学童保育は重要であり、こども家庭庁も校内実施の学童保育の補助率をかさ上げして推進を行うなど、現在の時代状況的に第三学童保育室を廃止するということはあってはならないことだと思っています。校内の学校としっかり連携する学童というのが、これからさらに重要になってくるというのは、国の方針としてもあります。また、小学校ごとに地区福祉委員会などがあり、校区変更は住民活動にも大きな影響があり望ましくないです。そのため、島本高校の第三小学校の分校として大阪府から借り受けて活用することは、児童数の過密化対策として非常に効果的な対策となり、推進するべきだと考えます。

第三学童保育室を残し、校区変更を行わないという観点から、第三小学校の分校活用に対して、町長の見解をお聞かせください。

町長　分校かどうかは別として、学童保育室などのスペースの確保が困難となった場合につきましては、島本高校跡地の建物を一時的に利用させていただくということは一つの方策であるとは考えております。

そのため、様々な方策につきまして、教育委員会と連携協力をしながら、様々運営上の課題などもあると思いますので、そういったところも含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　次に移ります。町独自の教職員採用による少人数学級の実現です。

先ほども言いましたけども、本当に過密化というのは、第三小学校だけではなくて、島本町の多くの小中学校でも今も問題になっていますし、これからも課題になると考えています。

高槻市は、独自の教職員採用を行い、中学校の35人以下学級を実現させています。2025年度では32人の講師の独自採用を行っています。本町においても、支援学級の生徒を含めると、小学校で35人以上学級になることや中学校で40人以上になる学級編制が一部でなされています。授業によっては支援学級の生徒も普通学級に戻るため、過密化が保護者からも指摘されています。

この状況を解消するために、高槻市と同じように、町独自の教員の加配が有効であると考えますが、町の見解をお答えください。

教育こども部長　続きまして、町独自の教職員採用による少人数学級の実現についてでございます。

全国的な教員不足の中、本町の中学校におきましては、現状欠員はございませんが、毎年教職員の欠員を出さないよう、教職員定数や産育休代替講師の確保に尽力している

状況にあり、講師の確保には大変苦慮しているところでございます。また、インクルーシブ教育の一環として、通常学級の生徒と支援学級の在籍の生徒が共同学習等によって、一時的に１学級の人数が40人を超えることがございますが、本町におきましては、支援員の配置や大阪府からの加配を活用し、よりきめ細かい指導に努めているところでございます。

公立中学校の１クラス当たりの生徒数につきましては、現在、国においても、令和８年度から段階的に35人に基準を引き下げることが予定されており、本町としても、この国の動向を注視しながら、適切な教職員配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　特に中学校について答弁していただいたんですけども、島本町が行っている住民に対するアンケートでも、本当に子供たちの環境というのは過密化しているから何とかしてくれという悲鳴のような声が保護者からもたくさん届いています。その中で、特に、保育園、幼稚園から上がってくる小学生の中で、特に35人を超える状況というのが生まれているというのは今の時代、グループ学習も本当に多く行われています。学校見学も行かせていただいていますけども、今、アクティブ・ラーニングという形で主体的に学ぶ、そのために少人数の教育環境というのはこれから非常に重要になっていく中で、加配ということを本当に真剣に考えていただきたい。特に、他自治体にも私も学校見学に行かせていただきましたけども、鳥取県の学校では、25人以下のクラス編制の学校に行かせていただきました。本当に生徒たちが伸び伸び学んでいました。

今、35人以上の学級編制が行われている小学校でも町独自の加配が必要と考えますが、町の見解というのを改めてお願いいたしたいと思います。

教育こども部長　続きまして、小学校における町独自の教職員採用による少人数学級の実現についてでございます。

小学校におきましても、少人数のクラス編制を行うことで、ゆとりある学習指導が可能となると認識しておりますが、全国的な教員不足の中、本町の小学校におきましては現状、産育休代替講師の欠員があり、特に小学校教員免許を所有する講師の確保には大変苦慮しているところでございます。

また、インクルーシブ教育の一環として、通常学級の児童と支援学級在籍の児童が共同学習等によって、一時的に１学級の人数が35人を超えることがございますが、本町におきましては、小学校の全てに、低学年の授業に入り込んで支援を行う支援講師を、本町の一般財源において予算を確保し配置するとともに、大阪府からの加配を活用し、よりきめ細かい指導に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律に基づき、適切な人事配置に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　中田議員の答弁でもありましたけども、町長も想定を上回るという、そう

いう過密化が島本町の子供たちの環境でも起きています。施設面、そして、教職員の配置面でもしっかりとした予算をつけ、そして工夫していき、ゆとりある教育環境を実現していくための施策をしていただきたいと思っています。

次に移っていきます。福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実について、質問させていただきます。

国土交通省は、「交通空白」解消本部を2024年７月に設置し、2025年度から2027年度まで、今年から３年間、「交通空白解消・集中対策期間」として、国による総合的な対策を行うことが決定しています。2025年度は「交通空白」解消緊急対策事業が実施され、集中対策期間の2027年度まで、３年間類似事業が実施されるということが想定されています。交通空白地域の車両の導入費や実証事業に要する費用など500万円まで全額、500万円を超える部分は３分の２の国庫補助が行われるなど、かなり優遇した補助事業であり、隣の大山崎町も活用が行われています。

本町も、高齢化の進展などで既存の福祉ふれあいバスで午前の便で積み残しが起きていることや、大きなルートを循環しており、住民によっては住宅からかなり遠い停留箇所しかないため、利用しづらい状況が生じています。福祉ふれあいバス１便体制から車両増便する必要性が高まっているため、本事業を活用して普通免許で運転でき、運転手が確保しやすく、路地がある宅地でもルートが設定できるハイエースなど、10人乗りの車両を増便することが比較的初期費用が少なく可能であり、本町として前向きに検討するべきだと考えます。私は、すぐにでも申請して実証実験を行ったほうがいいと考えますが、町は本事業を申請をする上で課題と考える点をお答えください。

健康福祉部次長　続きまして、福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実についてでございます。

今回、議員が御紹介いただきました国土交通省の補助制度「交通空白」解消緊急対策事業につきましては、対象条件等を見ますと、まず、鉄道駅や路線バス等の停留所が近くになく、また、乗合タクシー等の他の交通手段もない、もしくは、公共交通事業の撤退や廃止により既存の交通手段がなくなってしまったという交通空白地域を対象としまして、その交通空白を解消するために取り組まれる、新たに導入する交通サービスの運行主体が補助対象となってくるということでございますので、既存の現行のこの福祉ふれあいバスの拡充というものにつきましては、現時点で当該補助制度の対象にはならないものと認識しております。

なお、現在、本町の交通環境を取り巻く諸課題につきましては、将来を見据えた中長期的な対応方策を、ソフト及びハードの両面から部局横断的に検討するための島本町交通環境に関する庁内検討会議を設置いたしまして、そちらにおきまして、地域の交通環境や高齢者の移動支援の現状と課題等について整理・検討を進めているところでございます。

福祉ふれあいバスにつきましても、今後の高齢化のさらなる進展等を見据え、運行体

制の在り方や、より効率的かつ効果的な運行が可能となるよう、見直しについてさらに検討を進めてまいります。

以上でございます。

すえおか議員　昨日の河上議員の答弁でも、交通空白地域が大沢地区などで存在するという答弁も行われました。確かに本補助事業は、交通空白地域があるという前提での事業実施になりますが、毎年交通空白地域がどれぐらいあるかというのを各市町村にアンケートを取る予定になっています。本町は、去年度アンケートを取られた中では、０件という回答を行っています。交通空白地域があるということをアンケート結果でしっかり答えていただきたい。それが補助事業実施の前提条件になると聞き及んでいます。

そして、国土交通省が具体的に交通空白地域はどのようなものがあるかというのを具体的な例として示した会議文書があります、地域の足、観光の足について議論する会議の場で。国土交通省に問い合わせても、具体的、量的基準はない、各市町村が交通空白地域を判断する。鉄道駅から500メートル、停留所から300メートルという目安がありますが、坂道が多いなど高齢者が移動しづらかったら、一律にそのような基準を適用すべきでもない。また、高齢者が交通がないとかそういう事情があれば、質的な定義で交通空白地域を定義できるともなっています。来年の１，２月にも、定期的に交通空白地域について、各市町村にアンケートを取る予定です。河上議員の答弁も含めて、どこが交通空白地域なのかしっかり検討していただき、回答していただきたいと考えます。都市創造部長に聞きたいと思いますが、しっかりとした検討について、答弁をお願いします。

都市創造部長　交通空白地域の調査に関する御質問でございます。

現状、当該調査において、本町は交通空白地域は存在しないとしておりますが、次回の調査に際し、再度検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　検討をお願いします。

次に、積水化学工業株式会社の新建物用地の用途区域変更に関して、質問させていただきます。

10月４日に、積水化学工業株式会社が所有するイノベーションセンターや新建物用地を第二種住宅地域から準工業地域へ変更するという都市計画案に関する説明会を、本町は開催しました。その議事録もホームページに上がっており、自治会長から何の説明会か事前に分からなかったが、とにかく出席したという意見や、自治会で回ってきた回覧で中身がなく、どういった都市計画の変更かも分からず、参加しなかった住民がいたのではという意見も複数ありました。そのため、積水化学工業の新建物のために準工業地域に変更するという都市計画案ということを事前に住民に示してから住民説明会を行うべきだったと考えますが、町の見解をお答えください。

また、積水化学工業株式会社の担当者を招いての再度の説明会を求める意見がありましたが、再度の説明会の開催について、町の見解をお答えください。

都市創造部長　続きまして、大きな４点目の積水化学工業株式会社の新建物用地の用途区域変更に関してのうち、説明会についてでございます。

本町といたしましては、百山南地区における都市計画の変更に際し、本年10月22日に予定しておりました都市計画公聴会に向け、10月４日に都市計画案に関する説明会を開催いたしました。

御指摘のように、当該説明会におきましては、説明会参加者の方から「近隣自治会を対象とした回覧の内容が十分ではなかったため、再度説明会を開催すべき」との御意見をいただきました。

本町といたしましては、その後、説明会の内容やいただいた御意見への回答を含めた議事録を近隣自治会長へ御説明させていただき、ホームページで公開することにより、説明会の内容等を周知いたしました。また、ホームページでの議事録の公開及び今後予定しております都市計画法第17条に基づく縦覧について、回覧により近隣住民の皆様へ周知を行ったところでございます。

これらの対応により、説明会の内容については補完させていただくことができるものと判断いたしました。加えて、実施予定であった公聴会につきましては、期日までに公述申入れがなかったため、都市計画公聴会を中止させていただいたこと、都市計画法第17条に基づく縦覧の際に御意見をいただく機会があることなどを踏まえ、再度の説明会については開催しない方針としたところでございます。

また、積水化学工業株式会社の担当者を招いての説明会につきましては、このような御意見をいただいた旨、積水化学工業株式会社にお伝えいたしました。積水化学工業株式会社とされましては、建築計画の検討段階であることから、現段階における説明会の開催は難しいと考えておられるものの、可能な限り早い段階における説明会の開催も含め、近隣住民の皆様に対し説明する機会を設けていただきたい旨、町のほうからお伝えし、御検討いただいているところでございます。

以上でございます。

すえおか議員　説明会に関しては、この用途区域の変更について理解していない住民も多くいられるという状況だと考えています。追加的な説明会を開いていただきたいというのは、重ねて要望します。また、積水化学工業に関しても、住民等の不信感を解消するという意味での対話の場という意味でも、早期に説明会を開催していくべきだと考えます。町もしっかり働きかけていただきたいと思っています。

第二種住居地域から地区計画によって制限された準工業地域に変更することで、危険性や環境を悪化させるおそれが、非常に少ない工場から少ない工場へ、「非常に」がなくなるんです。条件が緩和されるとともに、火薬・石油類・ガスなどの危険物の貯蔵処理の量が、非常に少ない施設から量がやや多い施設を建設可能へ、大幅に条件が緩和されます。特に、後者は大幅に緩和されることから、危険物が非常に少ない施設から多い施設に変更した場合、具体的にどのような危険物が多く貯蔵、処理しなければならない

か、化学物質の種類や名称など、具体的に現在分かっている状況をお答えください。

都市創造部長　御質問のとおり、第二種住居地域から準工業地域に変更することで、危険物の処理・貯蔵の量の上限が、「非常に少ないもの」から「やや多いもの」まで緩和されます。なお、具体的な化学物質の名称等の町への情報提供につきましては、現在、積水化学工業株式会社において御検討いただいているところでございます。

以上でございます。

すえおか議員　私も、説明会の議事録でも、第一種から第六種の危険物を扱うという内容で、これは危険物の種類の全部、だから、具体的な危険物、こういうものがあるというのを住民に示していない状況なので、しっかり示していくということを働きかけていただきたいと思います。

また、説明会の中では、具体的に用途区域の変更により危険物の貯蔵が多量に可能になることや、騒音や異臭などの懸念、高層の建築は造られないかという不安の声、経済環境の変化から、将来的に積水化学工業がその用地を売却して違う業種の事業が行われる危険性もあるのではないかという懸念の声が、説明会の意見として出ていました。

準工業地域の変更で多量に貯蔵が可能となる危険物を具体的に周辺住民に示し、用地売却時の条件について、周辺住民と協議することなどを定めた協定が自治体と結ばれることが必要と考えますが、町の見解をお答えください。

（質問時間終了のブザー音）

都市創造部長　次に、自治会との協定についてでございます。

今回の都市計画変更につきましては、地区計画において大部分の規制内容を、第二種住居地域並にさせていただくことを検討しているものの、準工業地域への用途地域変更に伴う安全面や環境面、さらには、将来的な用地売却の可能性など、住民の皆様から寄せられた懸念事項につきましては、町といたしましても課題として受け止めているところでございます。

こうした懸念事項に対する住民の皆様の安全や安心を担保する手法として、協定書の締結を含めた対応につきましては、10月４日に実施した都市計画案に関する説明会後に積水化学工業株式会社へお伝えするとともに、12月12日から25日にかけて予定しております都市計画法第17条に基づく縦覧の際にいただく御意見等も踏まえ、協定書の締結等の必要性について御検討いただく旨、積水化学工業株式会社からお聞きしております。

町といたしましては、住民の皆様の懸念事項を踏まえ、積水化学工業株式会社と協議を行いながら、都市計画の変更を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　以上で、すえおか議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時18分～午前11時35分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２、第９号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第９号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第３、第68号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第４、第69号議案　工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第５、第70号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

山口議員　保育士不足を解消するために地域限定保育士がありますが、この地域限定保育士は、普通の保育士と資格を得るためにどのような違いがありますか。

教育こども部長　保育士試験につきましては、筆記試験及び実技試験が実施されておりますが、地域限定保育士試験につきましては、地域によって試験内容が異なり、大阪府においては、筆記試験はありますが、実技試験ではなく実技講習会を受講するという点が違います。

以上でございます。

山口議員　本町では、地域限定保育士を採用していますか。

教育こども部長　現在、町立保育所において、地域限定保育士の有資格として採用した保育士といたしましては、会計年度任用職員が３名おりますが、正職員においては全て保育士資格を有資格として採用したものでございます。

以上でございます。

山口議員　正職員については、地域限定保育士を任用しないということなのですか。方針をお伺いいたします。

それと、保育士と地域限定保育士とでは、待遇面で差がありますか。

もう１点、地域限定保育士の一般化に伴い、３年後に研修等を受けなければなりませんか。

以上です。お願いします。

教育こども部長　３点でございます。

まず、１点目の正職員の採用でございますが、正職員の保育士・幼稚園教諭の採用試験につきましては、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有することが受験資格要件の一つとなっておりますが、その保育士資格の中には地域限定保育士資格も含まれるものと人事担当から聞き及んでおります。

そして、待遇面の違いですが、保育士と地域限定保育士につきましては、同様の保育士業務に従事いたしますので、本町で任用し町立保育所で従事いただく際には待遇面等に差はございません。

続きまして、地域限定保育士の一般化に伴って３年後に研修等を受けなければならな

いかという点でございますが、従来の国家戦略特別区域法で定められた地域限定保育士につきましては、地域限定保育士としての登録後３年を経過した後は、全国で勤務できる保育士として登録することが可能となります。一方、今般の一般制度化により、新たに児童福祉法で定められた地域限定保育士につきましては、地域限定保育士としての登録後３年が経過し、かつ、１年又は勤務時間が1,440時間を超えるまでのいずれかの長い期間保育士として勤務された方が、全国で勤務できる保育士として登録が可能となりますことから、３年経過後に改めて研修等を受講する必要はございません。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

西山議員　第70号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についてのところで、島本町では、この執行機関の附属機関が子ども・子育て会議に当たるとし、所要の改正をされるとなっております。なぜ子ども・子育て会議がこれに該当するのか。教育委員会の組織形態も含めて、根拠となるところをお聞きいたします。

教育こども部長　改正児童福祉法第33条の15第１項において、施設における虐待の通告等に関し同法の規定による措置を講じたときは、速やかに、措置の内容や措置に係る被措置児童等の状況その他必要な事項について、審議会等に報告することが義務づけられております。この審議会等の定義につきましては、同法第33条の10第３項第３号において、「市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて当該報告に関する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから当該市町村長があらかじめ指名する者」と規定されております。

しかしながら、当該報告に対しましては、児童福祉に関して専門的な知見を持つ個人に限定するよりも、複数の方々から御意見を頂戴するほうがより望ましいとの考えの下、当該要件に該当する方を委員として委嘱しております子ども・子育て会議における所掌事務として規定するものでございます。なお、今回の対応につきましては、国から示された方針に基づくものでございます。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第６、第71号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

月足議員　１点だけ確認させていただきたいことがございまして、ＯＡ教室の廃止について、町より「まだ決定していないので、利用者には御説明しないように」との説明があったというのを職員よりお伺いいたしまして、これは事実でしょうか。

ＯＡ教室廃止の可能性について、利用者の方に何らかの御説明は現段階で行われておりますでしょうか。

ふれあいセンター全体の利用状況からすれば、利用者が少ないながら実際に使われている方がいらっしゃいますので、突然廃止に決まりましたとなってはお困りになられる方がいるかと思いました。タイミングなど難しいところもあるかと思いますが、その辺りについてはいかがだったでしょうか。

総務部長　ただいま御質問いただきましたとおり、ＯＡ教室廃止に関する議案につきましては、運営の主体である指定管理者へは既に説明を行っておりましたが、議会に諮る前であり、その可否が決定していない段階であること、利用者数が明確に少ないこと、Ｗｉ－Ｆｉ増強により補完措置が講じられていることなどから、利用者の皆様への周知は控えておりました。

また、議案が可決された場合には、速やかに広報しまもとを通じて住民の皆様へ周知する準備を進めており、その後、利用者の方々が適切な対応を取ることができる時間を確保する必要性を考慮し、施行日を令和８年６月１日としております。

なお、今年度公表した事務事業成果報告書の主要施策の成果において、ふれあいセンターＯＡ教室の利用方法の検討に関する記載がございます。同報告書には、「ＯＡ教室については利用率が低いことから、ＯＡ教室を含めた、ふれあいセンター全体の運用方法を鑑みつつ、他用途への転用について検討を行っている。」と明記しております。

このことから、現段階でＯＡ教室の他用途への転用可能性については、既に公表済みであり、その内容に基づき対応を進めているところです。

以上でございます。

月足議員　答弁ありがとうございます。理解いたしました。

事務事業成果報告書を見ていない、内容を把握していないといった方も多いのではないかと思いますので、私たち議員もそういう内容を町の皆様に知っていただく努力は必

要かと思います。

どのような施策もそうでございますけれども、準備や検討を行われていることが伝わっていなかったために、決まってから突然知らされたと町の方が感じてしまうことがあれば、行政も町の方もお互いに意図しない誤解や不安が生まれてしまうのかなと思いますので、タイミング等難しさもあると理解いたしましたが、適時、一歩踏み込んだ方法で周知をお願いできたらと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

すえおか議員　ＯＡ教室の利用状況が少なくて、ＯＡ教室としては廃止するという条例改正の趣旨は理解しますが、利用団体が現にいることなどから、代替措置として、豊中市のように、パソコンを団体として貸出しできるよう同等なパソコンをリースとして用意するとともに、部屋附属の設備としてプロジェクターを借りたりできるんですけども、それに接続できるようなパソコンとしても個別に貸し出しできるような経過措置を行うべきだと考えますが、町の見解をお答えください。

総務部長　ＯＡ教室の廃止に関する条例改正に関連して、代替措置としてパソコンの貸出しやプロジェクターへの接続可能な設備についての御提案についてでございます。

まず、ＯＡ教室の廃止の背景として、令和６年度の利用状況が25件となるなど、近年他の部屋と比較して利用件数が少ないため、町として現在の需要を慎重に判断した結果、ＯＡ教室として維持する必要性は限定的であり、廃止を決断した次第でございます。

次に、御提案いただいたパソコンのリース及び整備につきましては、現状では施設を御利用の方々が既に各自でパソコンを持参し、館内のＷｉ－Ｆｉを活用して必要な活動を行われている状況が確認されていることから、新たに必要な設備を導入するまでの需要が明確ではないことや、厳しい財政状況を鑑みますと、リース等により新たにパソコンを貸出し設備として追加することについては、現段階では検討を行ってはおりません。今後、利用者の声や需要が増えてきた際には、対応を検討させていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

すえおか議員　パソコンを用意するというのは、今の段階ではできないという答弁だったと思います。

第四保育所の仮移転先として、近年ふれあいセンターが活用されて以降、ふれあいセンターは住民が使える面積としては減少しており、今後、ＯＡ教室を当面町だけが占有する会議室として活用するという提案だと思います。

青少年が現在ふれあいセンターにもあふれています。私もふれあいセンターに行ったときは、床に結構座って時間を過ごしているなと。職員がよく注意しますとか言ったりもするんですけども、これだけ人口も増えている中でスペースが足りていないということから、町が会議する優先権がある場所として、会議がない時間帯は住民が自由に使用できるスペースとして活用することができるんではないかと考えますが、町の会議が臨

時で入った場合は、自由使用している住民が使用を中断してもらうというような理解で場所を活用すれば、町の会議は行われていない場合はデッドスペースになる時間がなく、空間が有効に活用できると考えますが、町の見解をお聞かせください。

総務部長　町では、過去に第四保育所の仮移転先としての利用や、教育センターの移転、こども家庭課の新設などの事務事業を実施するため、住民の皆様が御利用されていたスペースを転用することもありましたが、一方で、利用者が減少していた浴室を改修し、新たな貸館施設を２部屋追加するなど、状況に応じた運営を行っております。

また、住民の皆様に御活用いただけるよう、館内にはフリースペースとして机や椅子、ベンチを増設し、環境整備にも努めており、青少年を含め広く占有するスペースが必要となる場合については、貸館対象施設を御活用いただくことが現実的な選択肢であると認識しております。

このたびＯＡ教室を廃止し、町の会議室として転用することを検討していることに対し、御提案いただきました町の会議室の利用方法についてですが、住民の皆様が自由に使用されているスペースを中断する形で会議を催すとの取扱いは、トラブルの原因となる可能性が高いため、現時点では導入は難しいと判断しております。

町としては、今後も、ふれあいセンターが利用者の皆様方が快適で安心して利用できる施設として、また、当初から計画していたとおり、町の会議室としての利用、複合施設としての位置づけなど、適切な在り方を適宜必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　ふれあいセンターについては、新庁舎建設のときから費用を抑えたり、規模の縮小ということで、その減じた分を会議室として使うということは方針が示されています。ただ、今回、会議室を補うためにＯＡ教室を町の会議室として占有するということですので、この問題点を少し伺いたいと思います。幾つかございます。

まず、旧庁舎の会議室が足りないということですので、旧庁舎の会議室の数がどうであったのか。それと比較して、この新しい庁舎の会議室の数というのはどのように変わっているのか。

また、現在、取壊し中の旧庁舎跡地に新しくできますこの建物の中に会議室も造られると聞いておりますが、ここで何室になるのか、新旧の比較で会議室がどのようになるのか、お伺いしておきます。

あと加えて、会議室の足りなさが不都合であると言われておりますので、実際に、この現状の会議室の不足でどのような不都合が生じているのか。その具体例をしっかり挙げていただきたいと思います。

そして、もう１点、ふれあいセンターやケリヤホールなど、健康教育指導室、第４学習室などは、町で利用する場合があることは認識しております。島本町が貸室を利用する場合、利用申込みの条件などは一般の住民と比べてどうなのか、同じかどうか。島本

町ふれあいセンター条例施行規則に利用申請の条件が書いてありますけれども、この点について、質問という形で明らかにしていただきたいと思います。

この３点について、お伺いいたします。

総務部長　まず、１点目の新旧の会議室の変化についてでございます。

旧庁舎におけます会議室の数は８室、合計面積は約430平方メートルでした。これに対しまして、新庁舎では10室、合計面積約410平方メートルとなっております。また、今後、広場棟には会議室１室、約100平方メートルの整備を予定いたしております。

次に、２点目の会議室不足に係ります具体例でございます。

会議室不足は、旧庁舎でも発生していた問題であり、主な不都合として、庁内の各課の打合せや各種会議、入札会場が確保できない、または、日程調整に苦慮する事案がございました。具体的には、毎年５月から６月には、税務課の納税通知書及び保険年金課の保険料通知の発送準備で、７月には、保険年金課の資格確認書の発送準備のため、数週間単位で会議室を予約しております。

今年度を例に取りますと、７月は第１、第２多目的室を参議院議員選挙関連、第３多目的室では戸籍フリガナに係るコールセンター、会議室301では国勢調査、第１から第４会議室では議会関係と、各事業が重なり、会議室302のみが利用可能な状況となり、大変苦慮いたしておりました。これらの状況については、今後も日常業務における会議室での利用はもちろん、国等が示す施策の実施や新制度の施行など、会議室の突発的かつ長期間の占用が随時発生するものと考えております。

次に、３点目のふれあいセンターの諸室の町で利用する場合の利用申込条件についてでございます。

原則として、町が利用する場合においても、ふれあいセンター各室の利用申請が必要でありまして、住民の利用される場合と異なるものではございません。そのほか、異なる点といたしましては、ふれあいセンター条例施行規則により、町が利用する場合は、使用料の全額が免除となっております。また、指定管理者の協力により、年に１回、各課で年間の使用予定を予約できる期間を住民の予約開始に先駆けて設けております点なども、住民の皆様とは利用条件が異なっております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただきました。新庁舎跡地に会議室が造られると、前の庁舎と比べて少し会議室などが広くなるような印象ではありますけれども、現在のところ利用状況を伺ったところでは、継続的に会議室が塞がるという事情があって潤沢ではないということは分かりました。

続いて、ＯＡ教室の使い方についてですが、わざわざ貸室から除かないで、現状の貸室のままで必要に応じて町が借りるというやり方では駄目なのでしょうか。ふれあいセンターの町の利用についてどういう条件かということを伺いましたけれども、先んじて住民よりも早く押えることができるのであれば、貸室としたままで利用することができ

るのではないか、目的は達せられるのではないかという点が引っかかるところです。

さらに言えば、貸室にしておけば、土日ですとか夜間など、行政が使わない期間も利用ができますし、この間利用すれば手数料も入ってくるように感じます。これについてお考えを問います。

総務部長　ＯＡ教室を貸室として維持してはどうかとのお尋ねでございます。

ＯＡ教室については、現状において貸室としての利用件数が他施設と比較して少ないことや、パソコンが古くＷｉｎｄｏｗｓ11にアップデートできないなどの問題点を踏まえ、貸室として維持することについては検討いたしておりません。

以上でございます。

永山議員　ただいまの御答弁では、少し問うたこととずれているとは思いますが、現状では使い勝手がよろしくないということが、今の御答弁で述べられたところではないかと思います。

少し質問の問い方を変えまして、庁舎の工事完了によって会議室の不足というのが一定緩和された場合、ＯＡ教室を再び貸室に戻す可能性があるのかどうか。

あと、仮に戻す可能性があるのだとすれば、そこで再び条例改正をして、貸室に戻す条例に改正しないとできませんから、この作業を行うというのは、事務作業として効率的ではないのではないでしょうか。貸室のままにしておいて、ＯＡ教室を行政で借りるという形にしておけば、そのほうがよっぽど効率的ではないかと考えますが、この点について改めて問います。

総務部長　ＯＡ教室を再び貸室として戻す可能性につきましては、現時点では明確な方針は定めてはおりません。庁舎工事完了後の会議室不足の解消の状況や運営ニーズの変化に応じて、必要性があると判断された場合、改めて議論・検討し、方針を定めていきたいと考えております。

続いて、条例改正についてでございますが、ＯＡ教室については、現段階で貸館としての利用を維持し続けることは検討しておりませんので、条例改正は必要となっております。今後、会議室としての利用状況やニーズの変化等を鑑み、貸館に戻す必要があると判断した場合については、改めて条例改正を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　当時からの新庁舎建設の検討の中で、総面積圧縮のため、ふれあいセンターを会議室や倉庫等として活用するという記載がありました、書面の中に。その中で、ふれあいセンターのどの部分を、当初はこれら会議室や倉庫等として活用すると予定していたのか、当初の予定について、まず伺います。

総務部長　新庁舎建設に当たって、会議室の不足をふれあいセンターの諸室で賄うという、そういう記述についてのお尋ねでございます。

ふれあいセンターの部屋のうち、開業当初は日常生活訓練室であり、後に地域包括支援センターであったスペースがございます。それから、女性交流室、後に打合せ室、続

いてこども家庭課。それから、ボランティア情報センター、後に会議室、続いて新庁舎建設の現場事務所。それから、生涯学習課準備室１、後に事務室、続いて現場事務所。生涯学習課準備室２、後に準備室、続いて現場事務所。以上の５部屋について、新庁舎の延べ床面積の圧縮と事業費の縮減に努めるため、庁舎整備等検討チームにおきまして、役場庁舎会議室として利用することを検討し、事務を進めておりました。

以上でございます。

中田議員　ふれあいセンター、貸館だけではないんですが、様々なことがここまでありまして、いろんな名前になっての経緯が今の御答弁からも分かるんですが、今の話でいくと、当初想定していた５つのうち、現場事務所というのは庁舎の建設が終われば一旦戻ってくるものだと思いますし、あと女性交流室も、こども家庭課が移動すれば元に戻る、一旦は使途がなくなると思って、４室はいろんなことが落ち着けば戻ってくるのかとは思うんですが、あと１部屋足りないというところを、今回このＯＡ教室を一旦当面は会議室にするという理解でよいのか、伺いたいということと、もう一つは、当初の検討事項の、今この５つのふれあいセンターを活用するといったときには、その横の文言に「館内の貸館以外の活用可能なスペース等を活用する」みたいな文言がありまして、貸館には手をつけないということが、当初検討していたときの書類の中には書いてありまして、私も人口がこれだけ増えている中で貸館を減らすということはあまり望ましくないと思いますし、すえおか議員も先ほど言われたように、ふれあいセンター、子供たちが床に座って集っていたりとか、貸館自体がまるっといつも埋まっているわけではないけれども、ニーズが足りているのかというとどうなんだろうというところも疑問に思うところでして、当面の貸館利用というところはよいのですが、一旦落ち着いたときには、住民が利用できる場所として活用すべきではないかと思っております。

教育センターの移転によって、これまで無料で使えていた多目的室がなくなっていますので、一旦考え直すときには、これを補完する場所にしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうかということで、この２点伺います。

総務部長　当初、庁舎整備等検討チームにおきまして、会議室が不足していることについて、ふれあいセンターの諸室を活用するということで、５部屋については、先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけれども、そのうちの４室については、いずれ転用可能であるから、１室が足りないからＯＡ教室を活用してはということについて、そこまで具体的に方針が決定していたものではございません。ＯＡ教室については明確に利用者数が少ないこと、その後Ｗｉ－Ｆｉを増強したことによって、十分他の諸室においてもパソコンの持込みによって同様な事業が可能であると。そういったような判断でもって、まず会議室が不足しているという課題の解消のために、今回、条例改正をお願いしたということでございます。

それから、当時の考え方としましては、可能な限り貸館については手をつけないという考えではございましたけれども、その後いろいろな事情の変化がございましたので、

利用者数が少ないようなこの諸室につきまして、今回ＯＡ教室でございますけれども、転用させていただいたという経過でございます。

それから、今後の動きについてでございますけれども、ＯＡ教室廃止後については、当面ということで言葉を申し上げさせていただいておりますが、現時点においては、その後の利用方法については明確な方針等は定まってはおりません。今後、庁舎整備にめどがつきまして、先ほどの広場棟の会議室もございますけれども、一定その会議室の不足といったところが解消したりとか、または、貸館としてのニーズが整理ができたということであれば、また改めて検討を進めていきたいと考えております。

それから、お尋ねの教育センターの移転に伴って多目的室が廃止されたといったところがございましたけれども、その代替措置といたしまして、地下のエントランスの改修工事を行っておりまして、以前は水景施設があったので、実際には活用できるスペースではなかったのですが、その段差解消を行ったことによって大幅にフリースペースの拡充が図られ、座席数なんかも机、椅子を増設しておりますので、十分その代替措置については講じられているのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

中田議員　いずれにしても、当面の間は会議室として使うことについては疑義はないのですが、今、多目的室として、また、補完措置として考えていただきたいということを言いましたが、確かに水景施設をなくして、館内にフリースペースが増えたことはよいことでありますし、今見ても、多くの方が利用していただいているのは承知しております。それは大変よいことなのですが、一方で、あそこが増えた後も、開放空間の中にある机と、部屋として区切られた中にあるフリースペースというのは、やっぱり機能としては、住民側としては大きく違うものであると考えておりますし、そういう声も私の声等で寄せられていることだと思いますが、これで十分だということではないと思っておりまして、その点について認識があるのかどうか。開放空間にあるものと部屋として区切られているところの違いということ、また、それに対する住民のニーズがあるということを認識されているのかどうかということだけ、１点お答えください。

総務部長　新庁舎とふれあいセンターにおきましては、会議室の不足という執行部側の問題と、あと利用者、住民の方々が自由な空間として活用したい、また、貸館としてという様々な思惑がある中で、ニーズ等を勘案しながら、できるだけ寄せたような形で方針を考えていきたいので、随時その都度その都度状況を鑑みながら手当をしていったというのが今までの流れでございます。

それで、水景施設を改修することによって、夜間でも児童生徒、学生が勉強されたりというところは非常にお見受けをするのでありますが、開放空間がよいとか、また閉じられた空間がよいかといったことについて、こちらのほうで特段の要望というのは、私は見聞きいたしておりません。ただ、今ＯＡ教室等についても、当面の間は会議室として活用させていただきますけれども、今後のニーズ等を勘案いたしまして、部屋の利用

方法については、また提案をさせていただきたいと思っておりますので、実際のところそういった閉じられた空間がよいというようなことがあるのかどうなのか、引き続き情報収集を図ってまいって、よりよい施設運営をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員　先ほども、月足議員からの質疑があったんですけども、今活用している団体に対しても、十分に廃止についての事前の協議というのがなされていないということも分かりました。その上で、代替パソコンなどの必要がある場合には、それをそろえてきっちり代替を考えていくのも筋だというふうにも思っています。

また、ふれあいセンターのスペースについても、ほかの議員からも質疑がありましたけども、特に青少年の活用が目立ってなされているというふうに考えています。町も積極的に誘致に動かれた青凌中学校・高等学校も近くに来てからは、自習の場所としても学生がすごい利用していただいているという、非常に活気のある状況も生まれているんですけども、スペースとして十分に確保されているのかというのは、非常に住民目線からも十分じゃないと思っています。

そして、今の解体工事の現地事務所としても、ふれあいセンター３室を使われていますけども、この解体工事が終わっても町の会議室としてその３室がそのまま使われるという形で、あまりに占有の場所が多過ぎるのではないか。住民のスペースとして、少なくとも自由使用の場所として、町が会議をしていない時間帯、そして、土日でも、町が会議している可能性はかなり低いですから、開放していくような代替措置の検討がまだ十分になされていない段階で、一方的に住民スペースの廃止が上程されていることに関しては、反対の立場を表明させていただきます。

以上です。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員　第71号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正については、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

条例改正によって、住民の利用に供されてきた貸室の１室を島本町が会議室として占有することになります。ここまでの質疑から、行政側に執務室以外で会議などに自由に使えるスペースが極端に不足しているという事情が明らかになりました。もとより、庁舎建て替えに当たり、規模を縮小しコストを抑え、不足する会議室はふれあいセンターを利用して補うという方針が示されており、ふれあいセンターを利用すること自体は想定の範囲内であると考えています。しかし、貸室の利用を停止してまでというのは、相

当深刻なスペース不足の状態にあるという受け止めです。

振り返れば、この間、行政のふれあいセンターの利用の度合いは増すばかりです。これまでは住民が利用できていた部屋の幾つかは、庁舎建て替え業者の事務所になり、女性交流室はコールセンターやこども家庭課の仮センターとなりました。さらに、ふれあいセンターに教育センターが移転することともなり、このように行政のふれあいセンターへの依存度は高まり続けている点については、厳しく指摘したいと思います。

その上で、果てには、歴史文化資料館もふれあいセンターに集約化というような声も聞こえる。これについては、場当たり的な運営ではと感じて言葉を失う場面もございます。このことは同時に、住民の主体的な活動や自由な交流の場の確保について、制約を加えることだとも言えます。

日本で一番転入者が多い町とされる島本町です。人口増は、同時にこうした住民の交流の場、住民が利用できる自由な空間を確保していくという責務を負っているということです。区画整理事業を進め、住宅開発推進にかじを切ったときから、こういうことは分かっていたことだと思います。今回の件を含め、ふれあいセンターでの行政機能の拡張と住民利用との均衡は常に意識を向けていく必要があると考えます。今回の貸室の廃止は、行政の見通しの甘さの表れと言えるのではないでしょうか。

ここまでいろいろと述べましたが、ただ振り返るべき点はあるものと考えています。会議室等の必要性は見過ごせません。日常の業務を円滑に行うことも、また、住民サービスの向上にも資すると考えるからです。会議室の不足に日々腐心する大変さも、これも見過ごせないとの判断です。そして、今回の貸室利用の廃止に当たり、住民の利用度の制限はございますけれども、比較的低かったＯＡ室を選んだことは、住民の利用を考えた上の配慮であったとも理解いたします。

今後、新庁舎全体の完成によって、会議室等を巡る状況も変動いたします。住民の交流の場、空間の確保について、ここまで挙げられた様々な意見を配慮する必要性があることを強く申し述べた上で、対応していかれると期待し、賛成の討論といたします。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時16分～午後１時15分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第７、第72号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

すえおか議員　島本町農業委員会委員の定数を定める条例の一部改正についての質疑をさせていただきます。

農業委員会の定数ですけども、現状14人を12人に減らすという条例改正案になっていますが、この改正案が農家の高齢化、農家数や農地の減少の現状から、農業委員会の委員の定数を減少させるという趣旨だと理解しています。

農業委員会は、各実行組合からも現状選任しているという事情があるはずですが、定数を減少させることにより、十分に各実行組合の意向を農業委員会での議論に反映することが難しくなることを大変危惧しています。この点の町の見解をお知らせください。

都市創造部長　農業委員会の委員の定数を減ずることによる各実行組合からの意見の吸い上げであったりとか、地域の実情の把握に何らかの支障が生じないかとのお問合せでございます。

現在は、各実行組合からお一人ずつ以上の方を選出いただいているところではございますが、今回減じることによりましても、隣接している実行組合でお一人の方が二つの実行組合を担当されるという御意見もいただいておりますことから、地域の実情をよく分かっている農業委員の方が地域の農業を守っていくというのが本来の趣旨でございますので、その辺については問題なく実行されるものという認識でございます。

以上でございます。

すえおか議員　現状から大きなそごが生じないであろうという答弁が行われましたけれども、実際に14人という定員であれ、欠員を生じさせて12人の形で試行で行って、問題が生じないか、経過措置を行った上で定数削減を提案してもありなのではないかとは思ったんですね。

というのも、実際に12人でやってみまして、やっぱり各実行組合から、隣接している実行組合ではなかなか意思疎通が難しいみたいになって戻そうとしても、一回条例を変えてしまうとなかなか難しいということがあると思います。その場合、公募委員を今３名選んでいると思うんですけど、公募委員を減らしたりとか、そういう制度上の不具合、十分に公募委員が選べなくなってしまうということがないのかと思いまして、そのような12人で一回試行的にやってみるというやり方ということに関して、町の見解をお願いします。

都市創造部長　今回の定数減の条例を上程させていただく前に、実際、各農業委員と農業

委員会の中でも話をさせていただいております。その中ででも、やはり実際委員に選出されることによる御負担感であったりとかという声も聞く中で、やはり本町としてはしっかりと定数についても、14人から実情に合うような形で12人に減じさせていただくのが望ましいという判断をさせていただいたところでございます。

議員が先ほど御紹介いただきましたとおり、確かに欠員を生じさせて12人で運用ということもできないことはないかも分かりませんけども、やはりこういう議会の場でも議案として上程させていただいて、しっかり御議論いただいた上で御可決賜りたく存じておりますことから、今回上程させていただいた次第でございます。

以上でございます。

中田議員　提案理由にある「本町の農地の状況並びに都市農業の現状及び課題、近隣自治体の状況等」について、具体的にどのような状況であるのかということを改めて伺っておきます。それから、定数２名減の数値的根拠についても伺います。

都市創造部長　本町の農地状況につきましては、20年間に町全体で約15ヘクタールの農地が減少しており、特に市街化区域内の農地転用が進んでおります。既存の農地につきましては、農業従事者による適切な維持管理がなされているものの、高齢化や担い手不足といった課題がございます。

近隣自治体の状況につきましては、大阪府内の農業委員会の委員数と各自治体の農地面積を調査し、農業委員１人当たりの管理する農地面積を確認いたしております。本町は大阪府内43自治体中、１人当たりが管理する農地面積の広さが36番目となっており、比較的１人当たりが管理する面積が少ない状況でございます。また、吹田市においても、前回の改選時には農地面積の減少などの理由により、22名から16名へ定数削減を行ったと聞き及んでおります。

続きまして、定数２名減の根拠的なところでございますが、定数の削減について農業委員にヒアリングを行い、これまで複数名で管理していた地区を１名に削減する案や、２地区を１名の農業委員にて管理する案の御意見を頂戴いたしております。

詳細の地区統合等の対応については、今後、具体的な検討を進めつつ、令和８年度の各団体からの推薦人数によって変動するため、これらの御意見を参考にしつつ、そのほかの町が実施しております定数削減等の実績を参考に、今回の改正時については、総合的な判断の下、２名減が適切であると判断いたしました。なお、今後の定数の在り方については、他市町村の状況や本町の農業の動向等を勘案しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　御答弁から、農地が減少して、１人当たりが管理する農地面積が少なくなっているということは分かりましたが、一方で、住民にとっては、少なくなっているからこそ、今残っている農地の重要性がますます高まっているものと思っております。

この点、まず行政として強く意識していただきたいということと、それから、農業委

員は都市農業振興において重要な役割を担っております。定数削減でその機能が弱まらないよう、逆にその機能がさらに増すような工夫が必要と考えますが、どのように考えておられますか、伺います。

都市創造部長　現在、国全体において農地面積が減少する傾向にありますが、それは本町でも例外ではなく、こうした背景から、農地が地域にもたらす価値はますます大きなものとなっております。その中でも、農業委員会は、農地の保全や利用の調整を担う機関として重要な役割を担っていると認識いたしております。

農業委員の定数削減に関しては、全体としてより効率的な運営を目指しつつも、委員の役割が軽減されるわけではないものと考えており、委員一人一人が担う職責を明確化し、活動の質を高めることで、機能の維持強化に努めてまいります。また、農業委員会全体としては、都市農業振興における新たな機会や課題に対しても柔軟に対応し、地元の農業と住民をしっかりと支える体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　ここまで条例改正に至る過程についての質問であるとか、農業委員の減少による機能面について質問がありましたが、私からは、現状の構成を確認いたしまして、改正による人数減の向かう先、その方向性について、１点伺います。

農業委員は、認定農業者と中立委員などで構成されておりますが、現在その比率がどのようになっているのか。また、国は、青年や女性の積極的な登用を推奨してきています。この点についても触れて、現状を伺いたいと思います。

加えて、定数を減じる理由の一つとして、委員の高齢化、その他の負担増を挙げておられますけれども、これを踏まえた上で、定数削減後、農業委員の構成については、どのような方向を目指していかれるのか。この２点についてお伺いいたします。

都市創造部長　まず、１点目でございます。農業委員会法では、農業委員の任命に関して、農業に関する識見を有していること、認定農業者が委員構成の過半数を占めること、そして利害関係を有しない者、いわゆる中立委員が１名以上含まれることが要件とされております。なお、本町内には認定農業者はおられませんが、同法施行規則に基づき、認定農業者の条件を満たす必要がないものの、法の趣旨を尊重し農業者が定数の過半数を占めるように選考を行っております。具体的には、農業者が現在11名、中立委員につきましては、今期の就任当初は３名おられましたが、任期途中で１名が退任されたため、現在は２名となっております。また、委員構成においては、年齢や性別等に著しい偏りを避けるよう、配慮が求められておりますことから、これまで構成比率の低い50歳未満の方や、女性については選考時に加点を行う方法を取っております。なお、本町の中立委員や女性委員の構成比率は、他市町村の農業委員会と比べて高い水準にあるものと認識いたしております。

続きまして、定数削減後の農業委員の構成等についてでございます。

現在、一つの実行組合から２名推薦されているケースもございますことから、今後は、

そのような実行組合からの推薦が１名になることや、複数の実行組合から１名を選出することなどが想定されます。そのため、農業者の選出の数については減少する可能性がありますが、その構成比率につきましては、各応募者の総合的な評価となりますことから、現時点では不明であり、定数削減後、審査結果により中立委員の数が前回より減少する可能性もあるものと考えております。

いずれにいたしましても、農業委員会法で規定する農業に関する識見を有しているという要件など、委員としての職務を適切に遂行できる方を選出することはもとより、選考においては、青年や女性の積極的な登用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　御答弁いただいた中の中立委員について、追加で伺いたいと思います。

中立委員については、他の自治体などでは、ここに税理士などが選ばれている事例もございます。農業を継続する上で、税に関する知識は大変有益であると考えています。定数見直しに当たって、中立委員の在り方も再考すべきではないかと考えますが、この件について御見解を問います。

都市創造部長　中立委員の要件は、農業に従事していない方で弁護士、司法書士、行政書士などの専門職に加え、会社員や商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、幅広い分野が対象となります。御指摘の税理士や公認会計士なども該当し、他市町村では税理士会などに推薦依頼を行い、任命する事例があることも認識しております。

本町におきましても、中立委員の在り方を再考しているところであり、主要団体への推薦依頼につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員　先ほども質疑で述べさせていただきましたけども、やはり農地を全般的に審議して、農地の転用などを所掌としている農業委員会というのは、本当に住民の関心も高いものです。本町の農地は年々減少している中で、本当にこの町に農地を残してほしい、そのような住民の思いも町にたくさんアンケートとして寄せられているということは、もう御存じだと思います。その中で、国の方針もあり、中立委員という答弁もありましたけども、公募として青年や女性などを積極的に取り入れて、その意見を反映させていくというのは、農業者だけではなくて、農業委員会の中でも非常に重要となってきます。

その中で、現在の公募委員の数が今後減ったりしないかという危惧が、今回の質疑でも十分に払拭できない状況の中で、12人で実際やってみれば本当にうまくいくのかとい

うのを試行的にやるという手続が、まず必要だったのではないのかと。12人で多分いけるだろうということで、一気に定数をいきなり下げてしまうのは、本当に多様な農業者だけではなくて、住民の意見が、農地というのは公益的なものなので、十分に意見を反映させるという意味では危惧がまだ残るので、今回の条例改正案は反対させていただきます。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第72号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

委員定数を14人から12人に削減する改正です。農業委員の方にもヒアリングを行われた上での判断であること、また、農地面積の減少に伴い実態に合わせた定数に見直すことについては疑義はありません。

一方で、米の価格の高騰が続く中、生活安全保障や防災の観点からも、地域に農地が存在していることの大切さを改めて多くの方が実感していることと思います。質疑でも述べたように、農地面積が減っているからこそ、住民にとっては今残っている農地の重要性がますます高まっています。

農業委員会の主な役割の一つは、担い手への農地の集約や遊休地の解消、新規参入の促進にあります。担い手へのマッチング等これらに対応するためには、複雑な農業に関わる制度、生産緑地のことや制度の変更や下限面積の要件の廃止など、近年様々に行われている中で、こうした農地に係る法制度の理解が欠かせません。永山議員の質疑にもありましたように、定数見直しに当たっては、中立委員の選定において、士業団体への推薦依頼についても検討するということでしたが、ぜひこの点は制度理解を進めて、都市農地の保全につなげるためにも進めていっていただきたいと思うところです。

担い手の高齢化や後継者不足という課題がある中で、定数削減が行われても、これらの業務遂行に支障がないようにするために、事務局や担当課におかれましても、農業委員の方々へのサポート体制を強化していただきたい。このことも申し述べ、あわせて、賛成の討論といたします。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第８、第73号議案　島本町火災予防条例の一部改正についてを議題とをいたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

山口議員　火災予防条例の改正案で第７条の２ですが、「定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。」とありますが、例えばカセットボンベとかカセットガス、ガス式の場合、これは一般サウナ設備になりますか、それとも簡易サウナ設備になりますか、どちらでしょうか。

消防長　サウナ設備につきましては、燃料等での規制ではございません。容量等によって判断されるものでございまして、容量が該当いたしましたら、サウナ設備となるものでございます。

以上でございます。

河上議員　島本町火災予防条例改正案第29条の7⑴住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械機器及び設備の普及の促進について、伺います。

内閣府・消防庁による感震ブレーカーの普及啓発についてのチラシでは、「地震による火災の過半数は電気が原因」とうたっています。その中で、東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件、そのうち54％が電気関係の出火だったといいます。災害に対する備えとして、地震による火災における事前にでき得る予防として、感震ブレーカーの普及促進についての展望、そして、内閣府・消防庁・経済産業省のチラシによると、簡易タイプの感震ブレーカーであれば2,000円から4,000円で手に入れられるものであるとのことです。

火災は、個人が気をつけることはもちろん大事でありますが、火が上がれば広がっていくのも火災です。そういった背景を踏まえ、どの程度の世帯への普及が望ましいと考えるのか。また、火災が１か所で起これば、どれだけ備えをしたとしても、周りの家屋も巻き込まれる可能性もあることから、全戸に配布するなど、それも火災への備えだと考えますが、どのように考えられますでしょうか。

消防長　感震ブレーカーについての御質問でございます。

感震ブレーカーの設置の目的につきましては、議員御指摘のとおり、地震等における停電後の通電時の火災予防対策となるものでございます。機器には、分電盤タイプから簡易な重りによる切断タイプまで多種にわたっております。

感震ブレーカーの設置につきましては、幅広く全住戸での設置が望ましいものでございますが、現時点では義務を課してはおらず、機器の理解と普及推進から設置を進めている段階でございます。

全住戸への配布につきましては、財源を含めまして非常に難しいものと認識いたして

おります。ホームページ、広報誌、ＳＮＳを活用し広報するとともに、住宅用火災警報器同様に、設置率の把握に努め、普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　もう１点伺います。

さきの質問で例に出させていただきました、内閣府・消防庁による感震ブレーカーの普及啓発についてのチラシを広報に付け加え、全戸に配布することは可能でしょうか。

消防長　広報誌への掲載手法についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、国が発行しておりますリーフレットというものが非常に分かりやすいものとなっております。広報誌につきましては、ボリューム等の制約もございますので、可能な範囲で、全てを掲載できるというお約束はできませんが、御理解いただきたいと思います。

また、そのリーフレットを活用した分かりやすい情報発信が火災予防の啓発に務まると認識しておりますので、ホームページにつきましては、そのリーフレットの活用が比較的簡単でございますので、積極的な活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　島本町火災予防条例の一部改正する条例第45条の「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為について届出を行う」という規定について、今回、（たき火）を付け加えるという点について、質問します。

たき火行為に関しては、廃棄物処理及び清掃に関する法律に定められています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の２では、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。」と定められ、以下に廃棄物の焼却禁止から除外される、つまり焼却が禁止されていない行為が明記されています。同法第16条の２第３号で、「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」を除外条件としています。

具体的には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条で、廃棄物の焼却の禁止の例外として、以下が列挙されています。

一　国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

二　震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

三　風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

四　農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

五　たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものと定められています。

なので、後半に廃棄物の焼却というのを認めていると規定になっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の

促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年環境省）において、環境省は、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却は考えられることと詳しく解説しています。

つまり、島本町で、通常行われている農業者や林業者が農作物などの残渣や剪定した自然物由来のものを灰や炭にする行為は、法律で禁じられていませんし、日常の落ち葉や枯れ枝を集めて、最近私も、森のようちえんの見学に行かせていただいたときに、一緒に焼き芋を焼いたりとか、そういう行為もさせていただきました。焼き芋など自然由来のものを灰や炭にする行為や、レクリエーションでする軽微なたき火というのは禁止されていないという理解です。さらに、自然災害時、緊急的に暖を取ったりするような遭難時でも、身体の体温維持や温かい飲食物を取る必要があるときの生命の危険を回避するためにも、有用なものだと考えています。このようなたき火をする行為は禁止されていないという理解で正しいでしょうか。

消防長　火災とまぎらわしい煙等を発する行為等への届出に関する質問でございます。

この第45条の規定は、たき火を含むこれらの行為については、消防が把握していないことによりまして、煙や火炎から火災と誤認し、消防隊が出動し消防体制が混乱したり、周囲の方からの誤報によりまして出動してしまうことを防止することを目的にした規定でございます。他の法令等で認められています屋外で火を使う行為について規制する規定ではございません。

以上でございます。

すえおか議員　第45条の「たき火を含む。」という文言は、改正案なんですけども、あくまでたき火の届出が努力義務であり、罰則を伴わないものであり、突発的なやむを得ない事情、自主性を重んじるなどから、罰則がないものと理解しています。

たき火の届出がないことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令第14条に規定される焼却の例外行為が、火災予防条例第45条や第29条の８第２項に基づいて、第三者や行政当局によってやめさせられるというようなことがないという趣旨で理解していいでしょうか。

というのも、本町でも「野焼き禁止」という形でホームページに載っていまして、法律に適正な廃棄物の例外として認められているような行為も、あたかも禁止かのようにもしかしたら理解されている住民の方もいて、届出がないことによってそのような行為をやめるべきだとか、許可がないからやめるべきだみたいな住民間の無用な争いにもならないかということを危惧しています。

このような理解でよろしいかということと、また、届出は書式じゃなく、口頭でその日に伝えることもできるかということを、併せて質問とさせていただきます。

消防長　二つ目の火災とまぎらわしい煙等を発する行為への届出に関する質問につきまして御答弁いたします。

第45条の届出につきましては、罰則はございませんが、義務となります。先ほども御答弁いたしましたが、屋外で火を使う行為について規制をする規定ではございませんので、届出がなく出動した際には、誤報によります出動を防止することを理解していただき、事前の届出や口頭によることができることを伝え、屋外で火を使う行為への安全について指導するものでございます。

以上でございます。

中田議員　第29条の８第３項、区域の指定について伺います。

資料請求で、大体どの辺りを指定するかという図を出していただきました。見たところ、淀川河川敷の多くが、現在想定している指定地域から外れていることが分かりましたが、ここも含めたほうがよいのではないかと思います。

というのも、当該地域は、山林ではないもののゴルフ場がなくなって以来、広範囲にわたって原野状態にありまして、林野火災の発生の危険性という意味では押さえておくべき場所かなと思うのですが、この点どうか伺います。

それから、第45条、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出についてです。

これも資料請求で、年間どれくらいかというのを伺いましたが、ここでは年間通報によって、届出がなく消防が確認に行かざるを得なかったような事態が何件ぐらいあるのか伺います。また、先ほどすえおか議員からもありましたが、届出の手法について、現状どのようにして届出がされているか。それにつき、例えば役場の開庁時間のみというような時間的制限があるのか、伺います。

たき火というのは、日常の営みとして行われているものの一つであると思います。都度届出が必要になるというのであれば、そのハードルを下げておく必要があると思いまして、例えば、たき火をしたいと思った人がいつでも届出ができるように、オンライン申請等、もしこの条例を入れるのであれば導入することも必要かと思うのですが、この点伺います。

それからもう一つ、そもそもたき火とはどういう行為を指すのか、伺っておきます。

消防長　林野火災注意報、林野火災警報発令時における対象区域の指定についての御質問でございます。

対象区域につきましては、島本町の森林または森林の周囲１キロメートルの範囲とするものでございます。この範囲につきましては、国が示します運用通知、他の関係法令であります森林法、島本町火入れに関する規則において、火入れの許可の範囲と同じとするものでございます。火災予防条例の規定は、先ほど示しました火入れよりも小規模な火の使用を想定したものでございます。そういうことから、他の規制対象範囲よりも厳しい規制にはせず、国の通知を参考に整合を図り、同規模としたものでございます。

続きまして、火災とまぎらわしい煙等を発する行為等の届出に関する質問でございます。

届出がなく、消防が確認に行かざるを得なかった件数につきましては、令和４年５件、令和５年５件、令和６年５件でございました。

届出の手法につきましては、島本町火災予防条例施行規則に規定している様式によります届出と、口頭による連絡としているものでございます。消防署につきましては、24時間勤務でありますことから、特に時間の制約はありませんが、職員の仮眠時間もありますので、事前に御連絡いただき、御相談いただき対応しているものでございます。

次に、ハードルが高いのではという御指摘でございますが、継続的に実施されます火を使う行為につきましては、一定の複数の期間を記載や連絡していただいて、対応もしているものでございます。また、メールを活用した届出にも対応しているものでございます。

たき火を含むこれらの行為につきましては、消防が把握していないことによりまして、煙や火炎から火災と誤認し消防隊が出動し、消防体制が混乱したり、周囲の方からの誤報によりまして出動してしまうということを防止することを目的にした規定でございますので、御指摘いただきましたとおり、実効性の高い届出になりますよう取り組んでまいります。

続きまして、たき火についての御質問でございます。

たき火とは、火の持つ本来の効果を利用するが、火を使用する設備、器具を用いないで、又はこれらの設備、器具による場合でも、その本来の使用方法によらないで火をたく形態一般を言うことと示されております。また、こうした形態と類似しており、炎を上げ、かつ火の粉が飛散する場合も該当するものでございます。具体的には、暖を取ったり、調理したり、作業その目的いかんを問わず、落ち葉や枝などを燃料として火を燃やす行為などとなります。

以上でございます。

中田議員　届出の手法として、書類届出以外に口頭やメールでもできるということが分かりました。電話も基本的には24時間対応ということですが、実際に届出をしてみようかと、私もホームページを見てみたんですが、書類による届出の方法のみが提示されており、口頭やメールでできるということは分からない状態でした。この点、もし今回条例改正にするのであれば、これを機により分かりやすく提示する必要があると思います。この点伺います。

それから、たき火ですが、なかなか定義が難しい、炭火でバーベキューをする場合はたき火なのかとか、一般の住民からすると、義務になるのであれば、これは届出が要るのかというところはすごく悩ましいというか、分かりづらいと思うんです。今文章でいただいても、ちょっと私でも分からないなと思ったところがあり、この辺りをどのように分かりやすく、義務になるわけですから、ここはかなり慎重な対応が要るのではないかなと思って、炭火でバーベキューはどうかというのをお尋ねしたいです。

それから、林野火災の予防の実効性という面もあるかと思います。そのためには、た

き火や火入れの実施を消防本部が把握するだけでなく、それをする方に防火指導みたいなことをすることで、より実効性が林野火災予防につながると思うんですが、その届出に当たって、そうした指導も行うのかどうか、伺います。

消防長　届出の手法に関する再質問でございます。

消防本部のインターネットやメールを活用した手法につきましては、まず、ホームページのほうから「申請・手続」のところをクリックしていただきまして、次に、「防災・消防・救急」、そして次に、「消防・救急」と進んでいただきますと、ＬｏＧｏフォーム申請システムによりまして申請できる仕組みと、様式をホームページ上に公開しておりまして、それを活用してインターネットのメール等でやり取りする仕組みがございます。

今回の御質問の届出につきましては、後者による手続ができるものでございます。また、電話での対応につきましては、御指摘のとおり、規則を読まなければなかなか読み込めない部分がございます。分かりにくい部分がございますので、今回の議決をいただいた際には、その他の申請につきましても、もう少し分かりやすいように改善していきたいと考えております。

次に、炭火バーベキューについての取扱いになります。

これにつきましては、非常に難しいのですが、炭火を屋外に置いてそのまま放置しながら、そのままの状態でバーベキューなどをされた場合につきましては、やはり火が飛散したり飛び火のおそれがありますので、規制の対象となりますが、最初に御質問にお答えしましたとおり、例えばなんですが、キャンプ場などでレンガなどで囲まれた、いわゆるバーベキュー場などはしっかりと周囲が囲まれておりまして、炭火やガスなどを使いましても火が周囲に飛び散らないというような形の状態で保たれておりますので、そういったものにつきましては、この届出の対象とならないものでございます。

非常に分かりにくいということは、国のほうも御理解いただいておりまして、そのような部分については詳しい通知を、また後ほど発出したいというような表現がございました。ただ、現時点でこの規制をしていきますので、一定分かる範囲の写真等が国から提供されておりますので、そういったものを今回ホームページには掲載させていただきまして、今御指摘のありましたような内容を少し書き加えた形で、分かるような案内をさせていただけたらと考えております。

続きまして、防火指導についての御質問でございます。

屋外で火を使用する際には、非常に火災の危険が高まります。届出者には届出時に防火指導を行っております。火元から目を離さない。強風などの気象状況に注意する。消火用の水や消火器を確保する。必要に応じて地面に穴を掘り、その中で燃やす。不燃性の容器等の中で燃やす。使用後は完全に消火する。こういった内容につきまして、防火指導を行っております。基本的な火の用心を指導しているという状況でございます。

以上でございます。

永山議員　ここまで様々な質問がありまして、少し細かくなっているのですが、私としては、この第45条の文言ではなくて、制度というか、決まりの立てつけについて、いま一度確認したいと思います。

先ほど指導を行いますということでしたが、これは届出をなさった方に対して、そのタイミングでこのようなことは危ないので御注意くださいという指導、助言のようなことを行うと理解してよいのかということですね。逆に届出をしなかった、していないということをもって指導に行くとか、そういうことが行われるのかどうか、これを１点。

もう１点は、この「たき火を含む。」と今回追記されましたけれども、その前にあります「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」とは何なのかということを、たき火を含みますということで明らかにしたもの、これまでもたき火は届出の必要があったものでただ書いていなかった。今回、この条例改正によって、もともとはこれは含まれていたけれども、「たき火も」と分かりやすくしたということでよいのか、ちょっと聞き方が雑でしたけれども、この点について答弁をお願いしたいと思います。

消防長　まず、１点目の防火指導についての御質問でございます。

先ほど中田議員の御質問にも回答いたしましたが、基本的に届出の際に、必ず防火指導を行っているものでございます。

また、届出がない際に119番通報等によりまして出動した際に、実は火事ではなく、火災とまぎらわしい煙であったという場合につきましては、基本的には、先ほども御答弁させていただきましたが、その行為を禁止するのではなく、こういった届出が必要でありますということをお伝えして、今後気をつけていただくように、また、防火指導を行い、帰署するようなものでございます。

続きまして、たき火の位置づけについての質問でございます。

議員御指摘のとおり、従前からこれにつきましては届出の対象となっておりました。しかしながら、林野火災、御存じのとおり、昨年には大船渡によりまして約島本町の２倍もの面積の林野、また家屋が約200戸余り燃えた火災がございました。この消火に約40日間かかったものでございます。そういったものを受けまして、今回、国が林野火災について、住民の皆様にしっかりと向き合っていただかなければいけないということで、明確に「たき火」という表現を追加したものでございます。火災予防の意識の向上、実効性を高めるために明確にしたものでございます。

以上です。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員　質疑でも行わせていただいたんですけども、現在でも、たき火に関して届

出していただきたいという意向がおありでしたら、そういう啓発活動をやったらいいと思っているんですよね。努力義務で、あえて「たき火」という形でここに明記するというのは、たき火行為自体が、住民からしたら許可制なのかと、許可を得ないとやってはいけないんじゃないかみたいな形での萎縮効果を生み出すような認識を持っています。

廃棄物処理法の施行令も読ませていただいたんですけど、特に災害時、緊急時で命の安全を守るためにちゅうちょしていられない状態というのは、消防署に届出するということも非常に難しい状態だと思っています。また、私も山登りをよくするんですけど、絶対にマッチを持って行けと書かれているんです。それは、緊急時にたき火で暖を取らないと本当に危ない状況だという形で、災害や緊急時の火をつける技術というか、たき火教育というのも必要じゃないかと一方で言われているような状況の中で、あたかも抑制が進むような条文をあえて入れるよりは、啓発でできるだけ届出してくださいということを自主的にやって、内実を伴わせていくほうがむしろ法律の条例の在り方として適切ではないだろうかと思っています。

今回の条例改正案は、全国一律の国からの要望があった上で、市町村が着手しているという状態だと思うんですけども、そのような国からの要望についても、各市町村が自主的に判断して、今この自治体にとって何が適切なのかということを判断していただければと思いまして、今回のあえての条文の挿入というのは必ずしも必要ではないという立場から、反対の討論をさせていただきます。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第73号議案　島本町火災予防条例の一部を改正する条例について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

林野火災予防の実効性を高めるための改正です。規定の中に簡易サウナ等を新たに加えること、また、火災予防推進のために感震ブレーカーを追加すること、林野火災に関する注意報の発令をできるようにすることなどの追加改正については必要なものだと思っております。

ですが、林野火災発生の危険性を勘案して行われる区域の指定については、先ほどの質疑で言いましたが、範囲が地域の実情に合っていないのではないかというところには疑義がありまして、ここは再考の余地があるのではないかと考えております。

また今、反対討論ですえおか議員が言われたように、たき火を第45条に文言をあえて明確化して入れるという点については、確かに反対討論で言われた内容についてはそうだと思うところがあるものの、昨今の気候変動、地球温暖化によっての極端な異常気象の中で、この山火事が増えてきているということを鑑みましても、よりそういうことが起こりにくく、火災予防の観点からも、消防の出動の大変さというところからも、必要ではあるのかということは思いますが、一方で、たき火というものがどういうものかというものについては、質疑でもお尋ねしましたが、確かにすごく判断が難しいところもありまして、反対討論のすえおか議員と同じですが、そこの周知啓発というところはよ

り丁寧にやっていただきたいと思うところです。

それからもう一つ、届出をすることで火災の指導をするということを言われていましたが、それが結局どれぐらいの人が認識して届出をするかというところにもつながってくると思うんですが、林野火災予防にどれぐらいつながるのかというのは、若干疑義があるというか、実効性があるのかというところは悩むところですが、全体としては必要なことなのかと考えまして、賛成の討論といたします。

以上です。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第９、第74号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから第83号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）までの10件を一括議題といたします。

なお、本案10件は一括質疑とし、討論採決はそれぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめ御了承願っておきます。

すえおか議員　第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案を、中田議員とともに修正動議として提出させていただきたいと思います。

大久保議長　暫時休憩いたします。

（午後２時09分～午後２時10分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、すえおか議員ほか１人から修正の動議が提出され、所定の要件を満たしておりますので、本動議は成立いたしました。

よって、これを本案と併せて議題といたします。

なお、本案に対する質疑の終結後、提出者に修正案の説明を求め、修正案に対する質疑を行います。

これより、本案10件に対する質疑を行います。

河上議員　第79号議案について質問させていただきます。

子ども・子育て支援金制度の創設で、システム改修の予算になるんですけども、子ども・子育て支援金を国保加入者が負担することになるのか、お聞きします。子ども・子育て支援金分の保険料となっていますが、負担金ではなく、なぜ保険料なのでしょうか、教えてください。

健康福祉部次長　子ども・子育て支援金制度に関するお尋ねでございます。

社会保険制度は、社会全体の理念を基盤として、ともに支え合う仕組みでございます。子ども・子育て支援金制度も、こうした社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体で支える新しい分かち合いの仕組みでございます。社会保険制度の中でも、医療保険制度は、他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと、また、現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること、また、急速な少子化、人口減少に歯止めをかけることが医療保険制度の持続可能性を高めることから、支援金を医療保険料と合わせて拠出いただくこととなったものでございます。

なお、この支援金は医療保険料と区分して設計されるものであり、医療保険料として拠出いただいたお金を流用するものではなく、この点は現役世代の医療保険の仕組みを使って拠出いただいている介護保険料と同じでございます。

以上でございます。

河上議員　支援金の算出方法について、加入世帯で幾らの負担になるのでしょうか。加入者１人当たり幾らになるのでしょうか、教えてください。

健康福祉部次長　こども家庭庁の資料によりますと、国民健康保険加入者一人当たりの令和８年度見込額は月額250円、一世帯当たりにしますと月額350円と試算されております。

なお、大阪府の国民健康保険料の保険料率は、令和８年１月に決定されることから、現時点では最終的な金額は未定となっております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

こども家庭庁のホームページでは、子ども・子育て支援金は個人、事業主拠出の総額は１兆円と公費3,000億円程度とされています。国民健康保険料の低所得者負担軽減にも公費が投入されるようですが、低所得者への軽減措置はあるのでしょうか、お答えください。

健康福祉部長　低所得者への軽減措置でございますが、子ども・子育て支援金についても医療保険分と同様の所得階層別の軽減率が適用されます。具体的には、子ども・子育て支援金の応益分である均等割に、それぞれ所得階層別に７割軽減、５割軽減、２割軽減が適用されるものでございます。

以上でございます。

大久保議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後２時15分～午後２時34分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

すえおか議員　第77号議案について、質問させていただきたいと思います。

会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の合計増額が0.05月分なされる案が第77号議案として提示されています。それに従って、一般職員の期末手当2.5月から2.525月に増加する一方、会計年度任用職員は1.55月から1.575月に0.025月をそれぞれ同じ月数、変更がこの一括議案でもなされています。

一般職と会計年度任用職員の期末手当の格差が、旧来からあった0.95月分が同じように温存されているような状態です。そのため、今回の条例改正に応じて会計年度任用職員の期末手当の月数を0.025月より多く引き上げて格差を是正することが必要だったと考えますが、町の見解をお答えください。

総合政策部長　会計年度任用職員の期末手当につきましては、会計年度任用職員制度の導入時、職員団体とも十分に協議を重ねた結果、職員団体との協定に基づき、生活給に当たる報酬額を高めに格付ける代わりに、期末手当の支給月数を正職員の月数より低い再任用職員と同じ月数とする形態にした経緯がございます。

本町におきましては、これまでも正職員と同様に、会計年度任用職員についても人事院勧告に準じた給料表や賞与の引上げ改定、また、給料表の遡及適用の実施等の措置を講じることにより、行政の様々な分野で貢献していただいている会計年度任用職員の方々の処遇改善や、これによる職員の生活の維持・安定を図り、安定的かつ持続的な行政運営の実現に努めているところでございます。このため、人事院勧告に準じた引上げ改定以上の処遇改善につきましては、必然的に恒常的な財政支出を伴いますことから、自治体経営上の観点を踏まえて判断する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後も質の高い行政サービスを安定・継続的に提供していくことができますよう、期末手当の支給月数のほか、会計年度任用職員の処遇の在り方の見直しにつきましては、引き続き、国の動向や府内自治体の状況等も踏まえながら、職員団体と協議を重ね、適切に検討し、対応してまいります。

以上でございます。

すえおか議員　令和６年12月27日付の「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」という総務省自治行政局公務員部長の通知があります。その中で、「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当又は勤勉手当の支給について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであるため、適切な措置を講ずること」ということで、基本的に、期末・勤勉手当、一般職の職員と同じ額を支給することを国は原則としていると理解しています。その中で、しっかり是正に向けて動き出す必要があると考えますが、さらに、週20時間未満の第１号会計年度任用職員がいますが、週20時間未満の場合は、期末手当・勤勉手当の対象外となっていると聞きます。時間単位で線引きがなされることによって、物価高の中で、人事院勧告に基づく給与の引上げが十分に行き渡らない要因とも

なっています。週20時間以上と未満で期末手当・勤勉手当の線引きがなされることは、同一価値労働・同一賃金の原則からも外れ、非合理的な賃金格差を生じさせています。今回の期末手当・勤勉手当の引上げ提案に該当しない職員数をお答えいただくとともに、週20時間未満であっても期末手当・勤勉手当の支給対象にすべきだと考えますが、町の見解をお知らせください。

総合政策部長　期末・勤勉手当の支給対象者につきましては、国において任期が６か月以上かつ週当たり15時間30分以上の勤務時間を基本として定めるとの見解が示されており、この見解を踏まえ、本町では任期が６か月以上で、かつ週当たりの平均所定勤務時間が20時間以上の会計年度任用職員を対象に期末・勤勉手当を支給しているところでございます。

週当たりの勤務時間の要件を20時間以上に設定した理由につきましては、共済組合の加入要件の一つに、週当たりの勤務時間が20時間以上であることということもあり、仮に期末・勤勉手当の支給要件を国と同じく15時間30分以上とした場合、週当たりの勤務時間の20時間を境に共済組合費が控除されるようになる分、手取り額が20時間未満の者よりも少なくなる逆転現象が生じることとなります。このため、この手取り額の逆転現象を避ける方法として、本町では、期末・勤勉手当に係る週当たりの勤務時間の要件を共済組合の加入要件に合わせて20時間以上としたものでございます。

本年度12月期の期末・勤勉手当の支給対象者とならない会計年度任用職員は延べ187人で、全体の半数強の割合でございますが、これらの職員への支給の拡充につきましては、現時点で直ちに実施することは困難であると考えており、今後、国や共済組合制度の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　今回、１級で5.2％、２級で4.2％の基本給の引上げが行われて、全体の3.3％よりも多くの引上げが行われており、会計年度任用職員は、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に定める等級別基準職務表で１級・２級に該当している大多数の会計年度任用職員の給与引上げにつながっており、評価するものです。

しかし、一般職の職員と異なり、島本町会計年度任用職員の給与に関する規則において、職種ごとの職種別基準表によって、級号の上限がかなり狭く定められており、基礎号給から昇給がほとんどしないという、経験を重ねても、昇給がもうすぐに上限に達してしまうというような仕組みになっています。そのため、職務に習熟しても、上限がかなり低く設定されているため、号給の変化、または、これまでのほかの自治体などの職歴なども号給に反映されず、新たに採用されれば、基礎号給からほかの自治体でたくさんやっていた職務であっても、最初の基礎号給から始まります。

今回の人事院勧告の成果によって、会計年度任用職員の給与を引き上げるためにも、号給の上限を引き上げるとともに、一般職の職員と同じく、職歴など、採用時に算定して号給を設定する必要があると考えますが、町の見解をお答えください。

総合政策部長　会計年度任用職員に係る号給の上限設定につきましては、制度移行当時、国において、給料又は報酬の水準に一定の上限を設けることが適当であるとの見解が示されていたことから、本町におきましては、この見解に基づき、本町の同種の職種に在職した年数に応じ、４年から６年までの間に、上限号給に達するような設定としているところでございます。

しかしながら、先般、令和７年６月の国通知により、この会計年度任用職員の号給の上限設定に関して、「給料又は報酬の水準の決定に当たっては、必ずしも上限を設ける必要はないと考える。ただし、職務内容が単純・定型的・補助的なものなどである場合には、給料又は報酬の水準に一定の上限を設けることも考えられる。」と国の見解が変更されたところでございます。このため、本町といたしましては、国の見解の変更を踏まえ、号給の上限設定の在り方に関し、議員御指摘の経験年数の在り方を含め、今後、国の見解のほか、近隣自治体等の動向や実施状況などに留意しながら、職員団体とも協議を重ねて適切に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　第78号議案　島本町一般会計補正予算（第６号）の78の24、こども家庭費の庁用器具費について、確認させていただきます。

これは、ふれあいセンター１階の室内遊び場を令和８年１月から開放するための遊具等を購入されるものであります。大型開発により、子育て世代の方が多く転入されてきていることや、また、雨天時や夏の暑い時期など、遊び場の確保についてニーズも高まっていたこともあり、評価するところです。

まずは、試行的に、平日の空いている日を開放されるとお聞きいたしました。試行期間はどれくらい設けておられるのか。また、本格実施に向けては、利用者アンケート調査を行い、改善も視野に入れられておりますが、施行後はすぐに本格実施と捉えていいのかお伺いいたします。

健康福祉部次長　プレイルーム開放に係る御質問でございます。

試行実施の期間でございますけれども、令和８年１月から３月までの３か月を予定しておりまして、週１回、９時半から16時半の時間帯に開放することとしております。

今回の試行実施につきましては、実施期間中に利用者からアンケートを取る予定にしておりますので、その後の運用につきましては、アンケート結果を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員　分かりました。

対象年齢を就学前のお子さんとお聞きいたしました。０歳から就学前のお子さんが対象となりますと、遊び方も年齢に応じて違いがあると思いますが、年齢に応じたスペースづくりなど、対応が必要ではないかと考えるんですけれども、その点についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

健康福祉部次長　利用対象者につきましては、ふれあいセンターの１階にございますキッズスペースと同様に就学前としておりますが、御利用されるお子様につきましては、保育所や幼稚園に就園前の小さなお子さんが多いのではないかと想定しております。室内には今回、補正予算で計上させていただきましたアスレチックマットの設置のほかに、プレイルーム内にあるプレイマットを並べる予定にしておりますが、御きょうだいでの利用も想定されることから、現時点では年齢ごとに区切る予定にはしておりません。安全に利用していただくために、保護者の方に利用のルールを守っていただくよう掲示をするなど、周知に努めてまいるとともに、試行実施期間中には、こども家庭課の職員が定期的に様子を確認することとしておりますので、利用状況等を確認し、皆さんが安全に利用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　第77号議案の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての質問です。

以前からお尋ねしておりますが、勤勉手当・期末手当ともに、会計年度任用職員は、正規の方と一般職の方と同じ月数だけを支給するようにという全体の方向性があると思うのですが、今回の改正後の案でも、なお、期末手当の月数に差があります。現状、府内で会計年度任用職員の期末手当の月数が一般職、正職員の方よりも少ない自治体というのは、どれぐらいあるのか、伺います。

また、制度導入当時の経緯により、期末手当の支給月数を同一にした場合、報酬格付を見直す必要があると以前から答弁されていますが、そもそも、報酬格付を見直す必要があるのか、なぜ、それがバーターになっているのか。少子高齢化が進行し、今後さらに労働力不足が深刻な問題となっていくことが懸念されている中で、人材確保の観点からすれば、報酬額を高めにしておくことで、他自治体より手厚い状況になり、よりよい人材の確保にもつながると思うのです。この点で伺います。

総合政策部長　まず、大阪府内における会計年度任用職員の期末手当の支給月数が正規職員と異なっている自治体でございますが、令和７年４月１日現在、本町を含めまして７団体と聞き及んでおります。

次に、報酬格付の見直しとよりよい人材の確保ということでございますが、会計年度任用職員の期末手当につきましては、９月定例会議の令和６年度決算大綱質疑で御答弁申し上げましたとおり、期末手当の支給月数と同一にする場合、報酬格付を見直す必要があると認識しております。このため、期末手当の支給月数を正規職員と同一とする形態に変更しようとした場合、報酬格付の在り方についても検証が必要であるものと認識しており、仮に格付を見直せば、期末手当の支給対象でない会計年度任用職員に影響が及ぶ可能性がありますことから、慎重に検討する必要があると考えております。

また、会計年度任用職員の処遇改善につきましては、本町では、これまでも正規職員と同様に人事院勧告に準じた給料表や賞与の引上げ改定、また、給料表の遡及適用の実

施等の措置を講じることにより、行政の様々な分野で貢献していただいている会計年度任用職員の方々の生活の維持・安定を図り、安定的かつ持続的な行政運営の実現に努めているところでございます。

人材確保の観点からいたしますと、議員がおっしゃるとおり、給与の水準が高いほど、より安定的な人材確保につながる可能性はございます。しかしながら、人材確保を目的とした報酬や手当の引上げ等の処遇改善につきましては、必然的に恒常的な財政支出を伴いますことから、自治体経営上の観点を踏まえて判断する必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後も質の高い行政サービスを安定・持続的に提供していくことができますよう、期末手当の支給月数のほか、会計年度任用職員の処遇改善の在り方の見直しにつきましては、引き続き、国の動向や府内自治体の状況等のほか、議員から御指摘いただいた人材確保の推進の観点も踏まえながら、職員団体と協議を重ねて適切に検討し、対応してまいります。

以上でございます。

中田議員　分かりました。まずは、一般職と会計年度任用職員の期末手当の差がある団体というのは、令和７年度の段階で43団体のうちの７団体のみで、そのうちの一つが島本町だということかと思います。それから、制度導入当初の経緯は分かるのですが、先ほど質問したのは、なぜ、そもそも、それをバーターとしなくてはならないのかというところの質問だったのですが、それ自体にお答えいただけなかったのかと思います。

もう一つ質問です。

事務事業成果報告書によりますと、会計年度任用職員の中では、週20時間以上の方が、令和６年度で388人中164人だったと思います、令和７年度は違う数かもしれませんが。この週20時間以上働いておられる会計年度任用職員の職種が、大まかにでも出ると思うのですが、詳細ではなくて、大体こういう職種の方が20時間以上働いておられるということを分かりましたら、教えていただきたいと思います。

以上です。

総合政策部長　20時間以上働いていただいている会計年度任用職員の職種でございますが、大きくは保育士、それから学童保育指導員と理解しております。

以上でございます。

永山議員　一括議題になっていますので、第77号議案と第78号議案にも及んで質問したいと思います。

まず、第77号議案について、会計年度任用職員の給与と費用弁償に関する条例改正です。

ここまで複数の議員が、この件については深掘りして質問しております。私も、質問の中で、報酬等の支給月数を上げることで、逆に月数で基本給のところで調整を図らなければならないような謎のロジックは何なのかという疑問は禁じ得ません。もうまるで

会計年度任用職員の年収が増えてはならんかのような立てつけ、ロジックになっていると感じています。とはいえ、ここまでたくさん質問が出ていますので、別の切り口から問いたいと思います。

まず、今回の給料表等の遡及適用のタイミングについて、令和６年度は遡及適用が一般職員の方は年内12月に支給がありましたけれども、会計年度任用職員については、前年度同様、翌年にまたがるものなのかということを確認します。

あと、もう１点、令和５年度は、職員の方の給料表の引上げの遡及適用について遡及は難しいという御答弁で、実際、これはなされなかったんですね。これは、勤怠管理など、タイムカードによる管理ができていなかったことなども理由に挙げられましたが、現在、さらに改善が進んでいるのかという点を御答弁いただきたいと思います。

ここからは、第78号議案、一般会計補正予算について伺います。

まずは、歳入のほうからです。

スクールサポートスタッフ配置事業費補助金158万円については、歳入の減が生じています。この158万円は非常に大きな金額であると思います。事務手続の手違いが原因であったということですが、この手違いが起きた要因は何でしょうか。同じことが起きないように、どのような対処が取られているのかについて伺います。

また、続くこととして、もちろん、それなりの対処が取られるのであろうとは思慮いたしますけれども、防止のためにプロセスを重ねますと、そのこと自体が余計にミスを招くというようなことは、よくあることです。作業効率を下げるということがないように、バランスに配慮した対処方法が望ましいと考えますが、この点はどうなっているのかも伺います。

158万円関連で、もう１点、伺います。

これは、歳入が得られなかったということでございますが、スクールサポートスタッフの配置そのものに影響は起きないのか、この点を伺います。

３問しかございませんので、ちょっと質問が重なりますけれども、総務費についてもお伺いします。

総務費、財産管理費の198万円についてです。これは、旧庁舎で使用していた回線の工事費ということですが、198万円というのは大きな数字だと思います。具体的な工事内容について、お伺いしたいと思います。

取りあえず、ここまで、数が多かったですが、御答弁を求めます。

総合政策部長　まず、第77号議案について御答弁申し上げます。

まず、遡及適用のタイミングでございますが、会計年度任用職員の期末手当の遡及につきましては、令和６年度と同様に、来年１月を予定しております。

次に、遡及適用について、どのような改善策が取られたのかということでございます。

本町におきましては、令和５年５月の総務省通知の趣旨を踏まえ、令和６年度から会計年度任用職員の給料表の遡及適用を実施いたしました。実施が可能となった技術的な

要因といたしましては、給与システムの運用に関し、令和５年度までは一部の会計年度任用職員についてのみ、人事課が給与システムで報酬等の支給処理をしていたものを、令和６年度からは、全ての会計年度任用職員について給与システムで支給処理するようにしたことにより、支給データをシステム上で一元管理したことが挙げられます。

以上でございます。

教育こども部長　まず、１点目が、今回の歳入減額の要因についてでございます。

本補助金につきましては、10月頃に大阪府が府内各自治体に対し、次年度の補助金の活用意向調査を行い、意向調査にて「活用意向あり」と回答した自治体に対してのみ交付申請関係の書類の提出依頼がございます。本町におきましては、意向調査時に照会文書のメールを受信した教育推進課から教育総務課へ転送ができていなかったことから、活用意向がある旨の回答ができておらず、結果、その後の交付申請ができなかったものでございます。

本町といたしましても、歳入の確保に努めるため、大阪府に対して追加の交付申請の予定などについて確認いたしましたが、その予定はないとの回答があり、今年度については、本補助金による歳入が見込めなくなったものでございます。

続きまして、再発防止についてでございます。

このたびの事案を受け、今後、二度と同様の事態を発生させないために、２点の再発防止策を講じることといたしました。

１点目が、教育推進課から教育総務課への文書転送の徹底でございます。教育推進課が収受した予算関係の照会文書等を確実に教育総務課へ転送する体制を整備し、文書の流れに関してミスを防止いたします。

２点目が、交付申請事務のフロー確認と進捗管理の強化でございます。他の補助金に係る事務を含め、交付申請までのプロセスにおいて、どの時期にどのようなフローで事務が発生するかについて、府の担当課へ確認を行い、必要な事務及びその時期の洗い出しを実施いたしました。また、進捗管理を効率的に行うため、大きな事務負担とならないよう、事務処理をした日付などを入力するのみで管理が可能な補助金事務進捗管理表を作成いたしました。今後、この管理表を活用することで、補助金に係る事務の進捗管理を定期的に行い、事務の発生するタイミングが近づいた際は、府からの通知に注視し、ミスを未然に防いでまいります。

今後、以上の２点の対策を講じることで、再発防止に努めてまいります。

３点目でございます。スクールサポートスタッフの配置への影響についてでございます。

本町では現在、小学校と中学校、合わせて12名のスクールサポートスタッフを任用しております。今回の事案において、人員の配置など学校現場に対する影響はございません。引き続き、各校に配置するスクールサポートスタッフの方々には、授業で使用するプリントの印刷、学校行事や式典等の準備、来客電話対応等により、教員の業務支援を

行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

総務部長　総務費、財産管理費についてのお尋ねでございます。

旧庁舎におきましては、役場庁舎とふれあいセンター体育館及び消防本部の間に関電柱等を利用し、物理的に町専用の電線を通すことで、内線電話として利用しておりましたが、旧庁舎から新庁舎への移設については、電柱所有者の許可が下りないことが判明したことから、撤去するものでございます。

なお、工事内容については、電柱に敷設している電線約1,100メートルを高所作業車等を用い、電柱から撤去します。また、現在、これら施設間の連絡は、ひかり電話による外線を活用しており、同一名義内であることから、通話料が無料となっております。

以上でございます。

永山議員　ありがとうございます。

あと数点、第78号議案に絞って質問いたします。

先ほど、他の議員からも質問がございましたプレイルームについて、私から質問いたします。

こども家庭課のプレイルームなんですけれども、プレイルームの一般利用の開放を予定しているということなんですが、令和７年４月の「私の声」の中に、プレイルームの開放を求める声が上がっていました。この要望に対して、無理である、他で使う予定があるのでできませんというような回答で終わっていたのを確認しています。ところが、望ましいことなんですけれども、一転して可能になっている。その理由についてお伺いしたいと思います。

あと、この質問とは別な質問になりますけれども、戸籍住民基本台帳費についてです。

役務費の電話使用料５万円が減額補正されています。あわせて、この戸籍の振り仮名関連の業務委託料も減額補正されています。422万1,000円の減額となっておりますので、この理由について、御答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部次長　プレイルーム開放に係る対応の経緯についてでございます。

本年４月の御要望として、プレイルームを毎日、通年で体を動かして遊べる部屋として開放してほしいという声を頂きました。この御要望に対しまして、ふれあいセンターを所管しております総務・債権管理課から、プレイルームについては、週の半分程度は役場が事業で使用しており、それ以外の時間についても、ケリヤホール等、他の貸館施設を御利用いただいた際の未就学児の待機場所として御利用いただいているため、現時点においては、御要望のあったような使用方法は困難であると回答しておりました。

一方、子供の遊び場については、こどもすこやかセンターを設置した本年１月以降、住民の方からの御要望を数件頂いているほか、第三期子ども・子育て支援事業計画の策定に係るアンケート調査報告書においても、就学前児童においては、雨の日に遊べる場所がないとの回答が多く、ほかにも赤ちゃんを遊ばせる場がない、夏場の遊び場がない、

朝から夕方まで開いている遊び場がないなどの御意見を踏まえ、現有の施設等の活用について検討を進めてまいりました。その中で、ふれあいセンター内での対応を検討し、指定管理者、総務・債権管理課とも調整を行い、プレイルームを事業で利用していないときに、試行的な実施として今回、開放することとなったものでございます。

以上でございます。

総合政策部長　続きまして、戸籍住民基本台帳費の役務費、電話使用料の減額理由でございます。

本年５月26日を施行日として、戸籍の氏名の振り仮名記載が法制化されましたが、その受付や問合せに対応する臨時受付窓口を庁舎２階の第３多目的室に設置しておりました。臨時受付窓口用に使用する固定電話の使用料として、５万円を当初予算で計上しておりましたが、総務・債権管理課と調整の結果、既存の電話回線を使用することとなったため、他の電話回線と同様に、一括して総務・債権管理課の予算において支払いを行ったものでございます。その結果、住民課からの支払いが不要となったことにより、減額するものでございます。

続きまして、振り仮名関連委託業務の減額理由でございます。

この業務は、当初予算の積算では、通知用はがきの対象者出力及び印刷業務で243万1,000円、臨時受付窓口委託業務で602万2,000円の合計845万3,000円を計上しておりました。このうち、対象者出力印刷業務については、当初見込みより印刷枚数が減少したことにより、36万3,000円を減額、また、臨時受付窓口委託業務については、入札及び臨時受付窓口設置期間の見直しにより、385万8,000円を減額したため、合計で422万1,000円の減額をしたものでございます。

以上でございます。

永山議員　最後の質問といたします。

プレイルームに関連して、いま一度、問います。

プレイルームは、幼児教室ですとか健康診断の際の待合室としても必要なスペースであるとも思います。こちらの調整はどのように図られるのか、この点を伺います。

健康福祉部次長　プレイルームにつきましては、すこやか推進課が実施しております幼児教室や乳幼児健診の会場として必要なスペースであり、乳幼児の健康を促進する場としての活用がまずは優先されると考えております。その中で、試行的な運用として、空いている日を活用し、乳幼児の遊び場として開放を行うことといたしました。

今回の試行実施においては部屋の開放のみで、保育士等の配置はいたしませんが、安全に遊んでいただけるよう、室内にアスレチックマット及びベビーゲートを設置するための費用を計上させていただいております。

なお、これらに係る費用につきましては、本年１月末に、匿名の女性の方から、島本町で子育てをしたときにお世話になったので、子供のために使ってほしいとの御厚意で10万円の御寄附を頂いており、今回、寄附者の意向を踏まえ、この寄附金を活用させて

いただくこととしております。

また、試行実施に当たりましては、利用者の皆様からのニーズ等を把握するため、ＱＲコードを用いたアンケートを実施し、利用状況と併せて今後の利用意向を把握する予定としております。このアンケート結果等を踏まえ、今後の運用について検討を進めてまいります。

以上でございます。

福嶋議員　第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質問したいと思います。

質問が３問しかないので、まとめて１問目、させていただきたいと思いますので、丁寧に説明したいと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

まず、今回の条例案、様々な質疑が出ている中で、これは令和元年12月24日制定の条例になります。この条例自体は令和元年９月30日の後半議会の本会議において条例制定の提案がございまして、その中で説明と質疑が行われました。そして、翌10月１日に総務建設水道常任委員会への付託が行われ、審議が行われました。そして、10月４日に採決が行われたということで、丸６年前の議案で、近くて遠い議案になります。ここにおられる議員の半分以上が、当時おられなかったということで、今、お聞きの皆さんの中でもそうですけども、まず、そのときの状況をしっかり把握した上で、判断していかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、まず、当時の議会の審議の内容の概要のポイントだけお聞かせいただきたいと思っております。

まず、９月30日の本会議において、ここにおられる議員の方から、該当の職員が不利益を被ることなく、スムーズな制度移行がなされることが望ましいというような御質問と、あと、本町として独自に工夫した点はありますか、期末手当が導入されますが、その財源はどこから来るのでしょうという御質問がされたのが、１点目の質問でございます。これに対してどのような答弁をされたのか、お教えください。

そして、二つ目。10月１日に行われた委員会で、島本町では1.45月ということになるそうなんですが、その他の近隣自治体で、それと違うようなところがあるというふうにお聞きしております。今、その辺りがどのようになっているのか。先ほど、別の議員の方から、人材の流出について懸念の質問があったので、具体的に教えていただければと思いますというような質問が、二つ目でございます。

それから、三つ目。ここにおられる清水委員のほうからも、島本はボーナスが低いんやで、期末手当、低いんやでというような、単なる印象だけで選ばれないような形で説明いただくことをお願いしておきますというような要望と、それから私のほうから、島本町の場合、月報酬を変えずに維持していこう、そして、期末手当を新たに付け加えようということで施策を組んでおられると思うんですけれども、日当なり月報酬なりにしたらどれだけアップしたのか、アップする雇用形態に変わるのかというところ、何か数字があれば教えてくださいという質問をさせていただきました。そして、その委員会の

討論において、戸田委員のほうから、生活給や年金算定基準となる月額を下げないように設定されていることなどは、一定、評価に値すると判断しています。しかしながら、島本町は、期末手当が低いという、そういった風評を招かないよう、最大の配慮が必要かと思いますというような討論もいただいておりますし、また、同じく本会議における採決では、人びとの新しい歩み会派より、期末手当については1.4月にするということになりますが、超過勤務手当受給や年金算定基準となる月数を下げないという考え方については理解できるというところでもあり、評価したいと思いますというような経緯がございました。これらについて、今、１、２、３というふうに事例を示しましたが、役場がどのような答弁をされたのかということをまず、お教えいただきたいのが一つ目でございます。

そして、今回の議会でもそうですけども、最近、会計年度任用職員の方々の期末手当の月数が小さな数字になっているということを主に取り上げてきた指摘が多くされるようになってきたように思っております。これは、先ほど挙げたような討論であったような懸念された状況になっていると私自身は思っております。そういう中で、先ほどの質問・答弁の中にもありましたが、府内で正職員の支給月数と異なる市町村のほうの割合が少ないということなのであれば、その実情を踏まえて見直しを検討し、懸念される事態からの脱却が必要と考えます。もし、単に期末手当の支給月数を正職員と同じにするという話が難しいというのであれば、例えばではありますが、近隣自治体等の同種の会計年度任用職員の年収と比較した場合に、本町の会計年度任用職員の年収のほうが明らかに少ないという事態が認められれば、導入経緯とは関係なく、近隣自治体との格差是正などの観点から、期末手当の支給月数を正職員と同じにする理由も立つと思います。

検討に当たっては、近隣自治体の状況調査、職員組合との協議、職員への影響調査など、様々な細かな検討が必要と思います。そして、期末手当の支給月数を正職員と同一にすることなど、町の様々な関係者のメリットが多く、デメリットが少なくなるような、そして、財政的にも整合の取れた取組にしていく必要があると思いますので、そういうことをやることに対しての要否など、できるだけ速やかに判断・実行すべきと考えますが、島本町の見解、過去からの経緯を含めた思いを教えていただければと思います。

総合政策部長　多岐にわたる御質問でしたので、順次、御答弁申し上げますが、過去の議会等での質疑の中で御答弁してきた内容につきまして、まず、一つ目は、この制度設計に当たりまして、町として工夫した点ということでございますが、まず一つは、条例で申し上げますと、給料表の適用につきましては、国から示されたものにつきましては、１級と２級のみを使用する団体が多かったわけですけども、本町については１級から３級までを使用するということで幅が広がったということが一つ工夫がございます。

先ほど来、申し上げておりますように、期末手当につきましては、職員団体との協議も重ね、進めてきた結果、生活給に当たる報酬を高めに格付することによって、生活給を確保する、その代わりに、期末手当の支給月数を正規職員よりも低く設定したという

経緯がございます。このとき、財源はどうなるのかというような御質問もあったのですが、交付税措置という国からの回答でございましたが、特段、その時点では、財源の資金につきましては詳細に明らかになっている部分がございませんでしたし、金額についても、幾ら交付されるかということも明らかになっていなかったという経緯がございます。いずれにしても、交付税措置ということになってございます。

それから、二つ目に、人材の流出についての懸念というのがございました。本町といたしましては、国から示された一定のものよりも広く給料表についても適用したという経緯もございます。そういった中で、他の自治体と比べて見劣りするかといえば、そういうことではなくて、見劣りがしない形で設計ができたものと当時も評価しております。

それから、職員の流出でございますが、この期末手当だけで見ると低いということで、職員の流出につながるのではないかという御心配の御質問もございましたけども、本町としては、先ほども申し上げましたように、一定の水準を保った形で、しかも、生活給を確保するというような制度設計の中で進めてきておりますので、その点については、職員が流出するという直接の理由にはなっていないと理解しております。

あと、この制度が導入されて、実質的に報酬がどれぐらい上がったかということにつきましては、月当たり12%アップするという回答を当時させていただいた経緯がございます。

それから、次に、今後の近隣との比較とか近隣との間の格差の是正ということで、見直しとか懸念されている議員の皆様、また、職員の皆さんもいらっしゃるとは思うんですけども、そこにつきましては、令和８年度に向けまして、近隣自治体の年収ベースでの報酬の額の比較とか、勤務条件もございますけども、その辺をしっかりと調査した上で、本当に格差が生じているということであれば、それは早期に改善しなければならないと考えておりますので、令和８年度に近隣自治体の状況を把握した上で、適切にそこは対応していきたいと思っております。当然、財政的な負担も生じるわけですけども、そこにつきましては、働いていただいている会計年度任用職員の生活もございますし、近隣自治体と比較しても見劣りするような報酬であれば、財政的に厳しいといいつつも、そこは改善していく必要があると思っていますので、令和８年度に調査して、速やかに判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　雑把な質問に対して適切な御回答ありがとうございます。

そういう中で、私の理解としては、導入当時、給与表を支給水準を下げて、そして月数を2.何か月に合わせてというような形で、トータル年収を変えない形で導入した自治体も多くあると聞いているんですけども、そういう理解でよかったかというところ。その中で、今おっしゃっていただいたように、島本町は給与表は変えずに、月数がちょっと少なくは見えるけども、12%の給与アップで御理解いただきながら導入できたというのが二つ目の質問でございます。

そして、三つ目なんですけども、今、給与表を変える、あるいは、月数を増やすという中で、各種のペケペケの壁とかいうような議論、働き控えとかいうような話も出ているかと思うんですけども、島本町の状況と、そこをソフトランディングさせていくような工夫も必要かと思うんですけども、その辺も含めてどうお考えか。

そして、四つ目、私自身は今、こういうような状況、各種の指摘を受けるような状況は大変よくなくて、何年かかるか分かりませんけども、一般職員と月数を合わせていくような方向に動いていかないと誤解を招くと、年収の表現はないので、月数の表現で比較するしかない中で、そういう誤解を招くのはよくないと思っておりますけども、それに対しても、取組、もう一遍改めてお聞かせいただければと思います。

以上、四つ、よろしくお願いいたします。

総合政策部長　当時の制度設計の時点で、１級から３級までの給料表を導入したということで、他の自治体の状況も把握しながらやってきて、その給料表の中でも格付をどこにするかというところによっては報酬額が変わってくるわけですから、その辺は見劣りしない形で設計してきた経緯がございます。

そういった中で、先ほども御答弁申し上げましたが、期末手当が支給される方についてのアップ率については、その当時1.45月の期末手当が支給される方については、年間で約12%の増になったというような実績がございます。

それから、今、年収の壁というようなところ辺がございますが、本町は20時間以上の方に対して期末手当を支給しているということで、そこについては、一定、この年収の壁という影響はないものと考えております。

あと、今後ですけども、月数を合わせていく方向、当然、見た目では多くの自治体と比較して低い月数になっているわけですから、そういう方向へ当然進んでいくべきだとは思いますが、これまでの職員組合との協議であったり、そこについては丁寧にやってきている部分もございますので、職員組合とも引き続き協議しながら、できるだけ早い段階で月数を合わせる方向で、今後、近隣自治体の状況も聞きながら、年収ベースでの比較をしつつ検討していきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、本案10件に対する質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時29分～午後３時45分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、第77号議案の修正案について、提出者の説明を求めます。

すえおか議員　第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正動議の提案理由説明を行わせていただきます。

一般職員と会計年度任用職員の期末手当の差は、旧来から0.95月存在しています。今回の引上げに関しても、原案は、一般職員の期末手当は2.5月から2.525月に、会計年度職員任用職員は1.55月から1.575月にと、いずれも同じ月数0.025月変更がなされるという提案になっています。それによって、一般職と会計年度任用職員の期末手当の格差については、旧来からあった0.95月分がそのまま温存される条例改正案になっています。人口減少社会において、人材の確保は喫緊の課題であり、町の職務として重要な役割を担っていただいている会計年度任用職員においても、人材確保のための処遇改善が必須であると考えています。

本町においては、制度導入当初の経緯があるとはいえ、現在、府内43自治体で会計年度任用職員の期末手当の月数が一般職員よりも少ない自治体は、本町を含め、７自治体のみであると聞き及んでいます。国も財政上の理由で期末手当・勤勉手当を抑制する理由にしないよう通知していること、また、町内の会計年度任用職員から成る団体からも、期末手当の支給月数の引上げの要求が出ていることを鑑み、会計年度任用職員の期末手当の月数を一般職員と同等月数になるよう引き上げていく必要があると考えています。

今回の修正案は、会計年度任用職員の期末手当の月数を令和12年度に向けて、５年かけて一般職と同等になることを目指し、段階的な措置として、令和８年度から会計年度任用職員の期末手当を0.175月、勤勉手当の額を0.025月の合計0.2月分引き上げる内容としています。なお、令和７年度については、予算編成の都合から、第77号議案第１条の執行部の提案どおり、会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の引上げ月数は0.05月のままです。

今回、会計年度任用職員の格差について、他の議員からも議論もなされました。国の制度においては、退職金を支給することは会計年度任用職員はできません。ただ、この数年間にわたって、勤勉手当・期末手当を一般職員と同じように支給していくことを国も制度を変更して導入してきました。長期に勤められている会計年度任用職員の方もいます。老後の蓄えもしていかなければなりません。この期末手当・勤勉手当の格差というのを７自治体、この中でも和泉市は３年かけて段階的に是正していくという姿勢も示しています。本町においても、段階的であれ、是正に向けて動いていく、その第一歩にこの条例改正をしていきたいと考えています。

また、国の令和６年度「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」の通知において、常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、当該会計年度任用職員の職務と類似する常勤職員の初号給の給料月額を基礎とすると目指していけという通知になっています。本町においては、近隣よりその制度導入時に、近隣と比べて努力したというような答弁もなされましたが、初号給に比べたら、同等か、またはそれより低い職務の職員もいらっしゃいます。また、初号級からの上がり方も、すぐ上限に達する、そして、４倍のスピードで常勤職員は昇給していくという制度上のものもあります。そういう意味で、今、国が令和６年度には初号給に合わせていくことも必要だというこ

とも言っている中で、今のまま給与号給をいじくるんではなくて、期末手当・勤勉手当の格差を是正していく、その方向に向けてしっかり動き出す、このことも必要だと考えて、修正案の提案とさせていただきます。

大久保議長　これより、第77号議案の修正案に対する質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、第77号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより順次、討論・採決を行います。

それでは、第74号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論はありませんか。

ナカジマ議員　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表して、討論を行います。

議員の成り手不足問題について、その原因の一つが町村議会議員の低額な議員報酬であることは周知の事実です。しかしながら、その一方で、国民は物価高などで苦しい、民間の賃金を底上げしてから上げるなら分かるが、税金からもらう側だけ上げるのはおかしいという厳しい意見があることも事実です。

そもそも、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行うもので、私たち議員はこれに準ずるものです。基礎自治体の半分以上は町村であり、全国町村議会議長会からの議会の機能強化及び多様な人材を参画するための環境整備に関する重点要望の第一番目に低額な議員報酬の改善と挙げられている中、その議員と一般職の職員が同じ制度でいいのか。今後、まずは国会等で、国会議員の議員定数削減などを人事院勧告の内容も含めて、時代に合った議論がなされるべきと考えます。この議論が進まない中で、今回の条例を判断することは難しいと考え、保留の討論とさせていただきます。

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

（午後３時54分　ナカジマ議員・山口議員・西山議員　退席）

大久保議長　これより採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

（午後３時54分　ナカジマ議員・山口議員・西山議員　出席）

大久保議長　引き続き、第75号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第76号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての原案及び修正案に対する討論を行います。

まず、原案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員　賛成とさせていただきます。

議案をよりよいものにしていきたいという前向きなお考えの下で修正動議を出されたものと考えます。しかしながら、やはり私自身、昨日の昼過ぎに聞きましたので、急だなというのが正直な印象でございます。予算などに係る非常に重要な内容でございますので、各議員ごとにも熟考する時間などが果たしてあったのか、そこに関しての不安点もございます。他の議員から質問がございました今までに至る経緯、内容等、私自身も把握できていない部分があったのも正直なところでございます。

我々議員は、この議会開催までに、提出された議案に対し、会議当日のみならず、各自気にかかる点などは、時には現場に赴きまして各担当課に説明を求めるなど、適正な判断のため、おのおのに時間をかけて議案の調査準備を行っていることかと思います。そんな現行事案を調査する中で生まれた修正動議であると考えますし、尊重いたします。

ただ、もし、仮に行政側がこの速度感で、事前の説明なく議案の提出などあった場合、やはり議員側は適正な判断を行うに際し、納得のいく検討時間の必要性を求めるのではないかと考えます。そして、私たち議員においても、各種政策は行政側、そして現場の協力、納得いく説明なくしては、説得力の高い政策実施はできないのではないかと考えます。行政側に対しても、今回においてはですが、修正の必要性・実効性などが果たして十分適切に行われたのかという思いがございます。

しかしながら、今まで答弁をお伺いしている中であらゆる意見が出まして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償、格差の是正について考えていくことは、今までの制度設計に至る経緯、トータル年収や近隣自治体の給与形態など、あらゆることを踏まえた中で、今後、このタイミングのみならず、議論していくものであるとは考えますが、今回は、以上の理由により、現行議案に対し、賛成とさせていただきます。

大久保議長　次に、原案及び修正案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案に賛成の討論を行います。

議案の質疑の中でございました他の議員に対する答弁であります、これまでの会計年度任用職員制度が始まった当時から、これまで島本町としてどのように進めてきたのかと、また、期末手当の見栄えよりも、生活に直結する生活給でありますところを重要視してこれまで運用を行ってきたというのは、もう私も発足当時から議会におりますので、十分承知しているところでございます。

その上で、やはりこれから他の自治体の方とか、島本町にお勤めになりたいと興味を持っておられる方が、この期末手当の支給月だけを見て誤解されることがあったら、マイナスになる部分もございますので、これについても、先ほど福嶋議員に対する答弁で、

見直しもかけていくという答弁もいただいております。引き続き、これまでも組合の皆さんといろいろお話をされた上で、このような条例の一部改正、提案をこれまでもされてきましたし、今回もそうであると理解しております。引き続き、会計年度任用職員の皆さんともしっかりと話をされた上で、処遇改善をしっかりとやっていただけると私も理解しておりますので、これについては賛成させていただきたいと思います。

また、第77号議案の修正案でございますけども、先ほど月足議員からもございましたように、気持ちは分からんでもないんですけども、さすがに前日の夕方とか、そのような時間に議案を持ってこられても、誰が正確に議案を把握して審議できるんだろうというのが正直な感想でございます。

昨日、説明に来られましたが、もし、議員の立場で、行政の側から前日に「追加議案があります」と言われて、あなたは、「はいはい、そうですか、審議しましょう」となるんですかとアドバイスさせていただきましたけども、本日、修正動議案を提案されたという結果になりました。

今、島本町議会で14人いますけども、過去を遡って、修正動議というのを経験したのは、多分私だけやと思うんですね。その当時、提案させていただいて、条例の一部改正案の施行日を変更させていただきましたけども、その際にも、私は丁寧な説明に回ったつもりでございます。そして、修正動議をかけるときも、行政と一定の議論をして、その後に納得がいかなければ、修正動議を出すのが当然の礼儀じゃないんかと私は思います。今回の修正動議につきましては、議案審議が始まった途端に出ていましたので、そもそも議論する気もないんだと私は理解しました。

そのようなことで、この修正動議の内容については、私は本来であれば応援したいような内容でございますけれども、それよりも行政側がこれまで組合団体としっかりと話をして、処遇改善に取り組んでこられた、そして、これからも取り組んでいくという答弁をしっかりいただいておりますので、そちらに賛成するのは当然だろうと思います。

以上で、第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の原案について、賛成の討論といたします。

大久保議長　次に、修正案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員　今回の修正案に賛成の立場から討論をいたします。

ここまで、ぎりぎりのタイミングで修正案が出されたということを御指摘があって、私もそれはぎりぎりのタイミングであったと、もう少し余裕があり、議会内でも議員間でも話を詰めることができたらというところは理解するところです。ただ、その一方で、これは待ったなしの話ではないかという思いがあり、賛成しております。

会計年度任用職員の制度が、令和２年に導入されました。それまでは、非正規雇用で働く公務員という扱いであったと記憶しています……（「行政側が……議案を出しても……」と呼ぶ者あり）……すみません、発言しているので、議長、注意してください。東田議員が今、余計な発言しているんですけど……（「待ったなしって……」「聞かな

いで……」と呼ぶ者あり）……議長、注意をお願いします。

大久保議長　静粛に願います。

討論を続けてください。

永山議員　発言中に、このようにおしゃべりといいますか、本来あるべき姿ではないと思います。自分の考えと違うということで、そのようなことを言われるのは……（「話をしていただけで、あなたと……」「発言を続けて……」と呼ぶ者あり）……話をする場所ではないですよ、ここは。

大久保議長　発言されている議員以外の方は、静粛に願います。

私語を謹んでください。

永山議員　少し戻りますけれども、会計年度任用職員という仕組みが令和２年度から取り入れられました。ここまで、そのときの経緯がどうであったか、そのときに、基本給を引き下げることなく、月額、いわゆる月収を引き下げることなく、期末手当のほうで調整を行うということであったことが常に語られますけれども、これまで令和２年以降、社会も変化しています。コロナ禍も経て、大きな経済的な打撃を皆が受けている中で、国もこの制度を見直して、期末手当や勤勉手当を受け取れるようにすることなど、これに交付金をつけたりしてきたのも、やはり導入時の不平等な取扱いが大きく響いている、経済的打撃になっていることを考慮してのことだと私は理解しています。

私も、スケジュール的にタイトであるということは認めながらも、人びとの新しい歩みでは、このことについては、私自身、一般質問でも問うてきましたし、そして、会派でも、令和８年度以降、是正が必要であるということを執行部に提言・要望……

大久保議長　発言されている議員以外の方は、静粛に願います。

永山議員　要望してまいりましたので、今回、タイミングとしては厳しいものではありましたけれども、これはタイミングの問題よりも喫緊の課題であるということをしっかりと受け取ってのことでございます。

この間の社会の変化ということで言えば、官製ワーキングプアという言葉も耳にするようになりました。公平公正であるべき行政、政治の現場がワーキングプアを生み出している、制度導入当初には考えられなかったような不平等がまかり通っていることも、政治が見詰め直さなければいけないことだと私は考えます。

あと、待遇の改善をコストとして捉えるようなことについて、この風向きがあることは、私は懸念しています。なぜならば、これは新たに膨れ上がったコストではない、これまで受けるべきを奪われていたものであったのではないかと思います。ですので、いま一度、コスト呼ばわりされているといいますか、得るべきものを奪われてきた人たちに心を寄せて、早期に待遇改善に踏み出していって、この修正の動議では、急激な是正を求めているものではありません。一歩ずつ一歩ずつ、少しずつ歩みを進めるという形にもなっておりますし、これはこのまま進めていくべきであると私は考えました。その上で、賛成いたします。

賛成の討論、以上となります。

大久保議長　原案及び修正案に反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、原案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員　第77号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、公明党を代表し、討論を行います。

先ほども、東田議員のほうから種々討論がありました。内容的には全部語ってくれたかとは思っておりますので、私の中では、先ほどの福嶋議員の質疑の御答弁の中にもありましたように、会計年度任用職員の実質的な処遇改善は私も大変必要と考えております。それに対しまして、令和８年度に向け、年収ベースでの調査をし、近隣自治体との格差があるのであれば、その是正に対し、速やかに対応し、職員組合との丁寧な協議において、今後、月数をどのように合わせるか検討すると述べられておりました。もうこれが全てだと思っておりますので、どうぞ、このように実際、進めていっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で賛成といたします。

大久保議長　続いて、修正案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　修正案に賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、原案に賛成の方の発言を求めます。

河上議員　今、台本がないので、いろいろしどろもどろで申し訳ありません。

本来であれば、私は修正案に賛成する気持ちで挑んでおりました。なぜならば、反対する理由が、やはり、会計年度任用職員の方の期末手当を上げるということに反対する意味がなかったからです。なので、私は修正案に賛成すると一応決めて、この場に挑んだんですけども、やはり先ほどの説明の中で、福嶋議員が質問されていた中で、一般職と会計年度任用職員との期末手当との合計の差をなくしていく、縮めていくに当たりまして、ハードに落としていくのか、それともソフトに落としていくのかというところで、しっかり合わせていくべき姿というのが、島本町の答弁の中でしっかり示されていたということ、そして、私が何よりも懸念いたしましたのは、答弁の中にありました、期末手当を上げたときに、やっぱり全体で調整していく必要があるというふうにおっしゃられていた、言葉は違います、私も拙い言語力で表現しているので、全然違う言葉だったら申し訳ないんですけども、そうなったときに、月々の実入りが今後も物価は上がっていくと私は考えております、推測の域は出ないんですが。ですけども、やはりこの月々の実入りが物価に合わせて上がるというところを、やっぱり後ろから足を引っ張っていく結果になってしまうのであれば、今、急激に上げるんではなくて、やはりそれも見越して、月々の実入りをしっかり保った状態で期末手当も上げていくという方向でいったほうが、やはり私はいいと思いました。

そして、働き控えについて影響はないとおっしゃられていたんですけども、私、この

仕事をする前までは、ずっとパートで働いていまして、ばりばり働き控えをしておりました。週３日のこの時間は絶対過ぎないようにということで、雇主にすごくよくしていただいておりましたこともありまして、働き控えというところは、現に１人の労働者として、やっぱりトータルの収入が上がると、それに伴って出てくる、そういう言葉を聞いたときに心配するというところもあるのかと思うので、今回は、ハードよりソフトランディングというところを、やはり労働者の方のリアルな生活ということを考えたときに、ちょっと懸念が自分の中で大きかったので、今回は原案に賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長　引き続き、原案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、第77号議案の修正案について採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　少　数　）

大久保議長　起立少数であります。

よって、本修正案は、否決することに決定いたしました。

次に、原案について採決を行います。

原案について賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、原案は、可決することに決定いたしました。

引き続き、第78号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員　第78号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）について、賛成の立場から討論いたします。

補正予算の主な内容は、人事院勧告などに準じた処遇改善に伴うこれらの人件費であることについては、必要かつ適正なものであると考えています。

歳入の減額補正については、額は決して小さいとは言えません。しかしながら、質疑を通し、再発防止に取り組まれることが明らかになりました。大きなミスはささいなミスから始まるもので、人間には、この小さなミスを完全に防ぐということはできません。

今後は、チーム全体で精度を上げていっていただけるものと答弁から受け止めました。

歳出についてですが、戸籍住民基本台帳費の委託料の減額については、住民課は、ここまでシステム改修やマイナンバーカードの対応業務など、数々の業務を担ってきました。こんな中、また今回、戸籍の振り仮名の修正など、確認業務もその流れで進められ、そうした中で、委託先との調整など、支出の抑制に努められた点については、大変よかったと考えています。

今回、特に評価し得るものとして、プレイルームの利用、備品購入費というのが挙げられると私は考えています。金額自体は大きいものではありません。しかし、住民の声を拾い上げて実現可能性を探り、工夫して要望の実現に動いているという点は、行政のあるべき姿であると思います。また、その財源も住民の方の寄附があったとのことでした。寄附の趣旨に沿うように持っていかれたということも、大変望ましいと考えています。二つの住民の思いをつないだという点を生かすことが、まさに公共の担う役割であると考えます。

これらを踏まえ、その他いずれについても適切なものであると考えて、賛成といたします。

大久保議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第79号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員　第79号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、反対の討論を述べさせていただきます。

職員の手当向上に関しましては、大変大切なことであると考えますし、反対するところではございません。しかしながら、子ども・子育て支援金につきましては、こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室の資料より、当制度について、「社会連帯の理念の基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」とうたっています。「高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出

をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑える」とありますが、そもそも、子育てに係る必要なものを含め、税金で集めているのに、なぜ、別途このような制度を設けて支援金を納付させるのでしょうか。支援金納付に係るシステム改修にも町民から集めた税金を費やさなければなりません。そして、国から国民健康保険料を納めるに苦しい状況にある軽減制度を設けている世帯にまで負担を求めるというのも、大変酷な話だと考えます。

また、18歳未満であれば、支援金納付は行わないとありますが、均等割から18歳未満の当人を除き、所得割額と合わせた納付金を徴収させることから、支援金を渡す子育て世帯からも納付金を徴収する、実に本末転倒な制度であると考え、この制度に向けたシステム改修への予算に関して賛成できるものではありませんので、以上、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　賛成の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第80号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

河上議員　第80号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、反対の討論を述べさせていただきます。

職員の手当向上に関しまして、大変大切なことであると考えますし、反対するところではございません。しかしながら、子ども・子育て支援金につきまして、こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室の資料より、当制度について、「社会連帯の理念の基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」とうたっています。「高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑える」とありますが、そもそも、子育てに係る必要なものを含め、税金で集めているのに、なぜ、別途このような制度を設けて支援金

を納付させるのでしょうか。支援金納付に係るシステム改修にも町民から集めた税金を費やさなければなりません。そして、進行する円安に高騰が止まらない物価、それに追いつくことのできない年金や賃金との間で、ただでさえ生活が苦しい国民から「新しい分かち合い・連帯」という美しい言葉でもって、税金とは別に負担を求めるのは、本当に酷な話だと言わざるを得ません。この制度に向けたシステム改修への予算に関しては賛成できるものではございませんので、以上、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

すえおか議員　本案で河上議員が今、おっしゃった電算関連委託料、後期高齢者医療システム改修業務654万5,000円、事前に質問したところ、国からの全額の交付金で賄われる見込みと聞いています。なので、本町の住民から直接の税金ではないですけど、これは全国民からの税金を使っているというところなんですけども、この制度自体は、もう満遍なく社会保険加入者にほぼ均等に負担を求めていくということで、お金の集め方としても非常に問題があるという制度ではあります。ただ、町の立場として、このシステム改修をせざるを得ない事情も、国がこの制度を導入したことによって理解しますので、制度自体の問題点とは別に、賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　起　立　多　数　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第81号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午後４時28分～午後４時28分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第82号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第83号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第84号議案　訴えの提起について及び第85号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）の２件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案２件は、秘密会で審議したいと思います。秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の３分の２以上の者の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

ただいまの出席議員数は14名であり、その３分の２は10名です。

これより採決を行います。

本案２件を秘密会とすることに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、本案２件については、秘密会で審議することに決定いたしました。

ただいまから、島本町議会会議規則第96条の規定により、議長が指定する者として、山田町長、石原副町長、横山教育長、川畑総務部長、岡本教育こども部長、議会事務局職員以外の出席者及び傍聴人の退場を命じます。

この際、暫時休憩いたします。

[redacted]

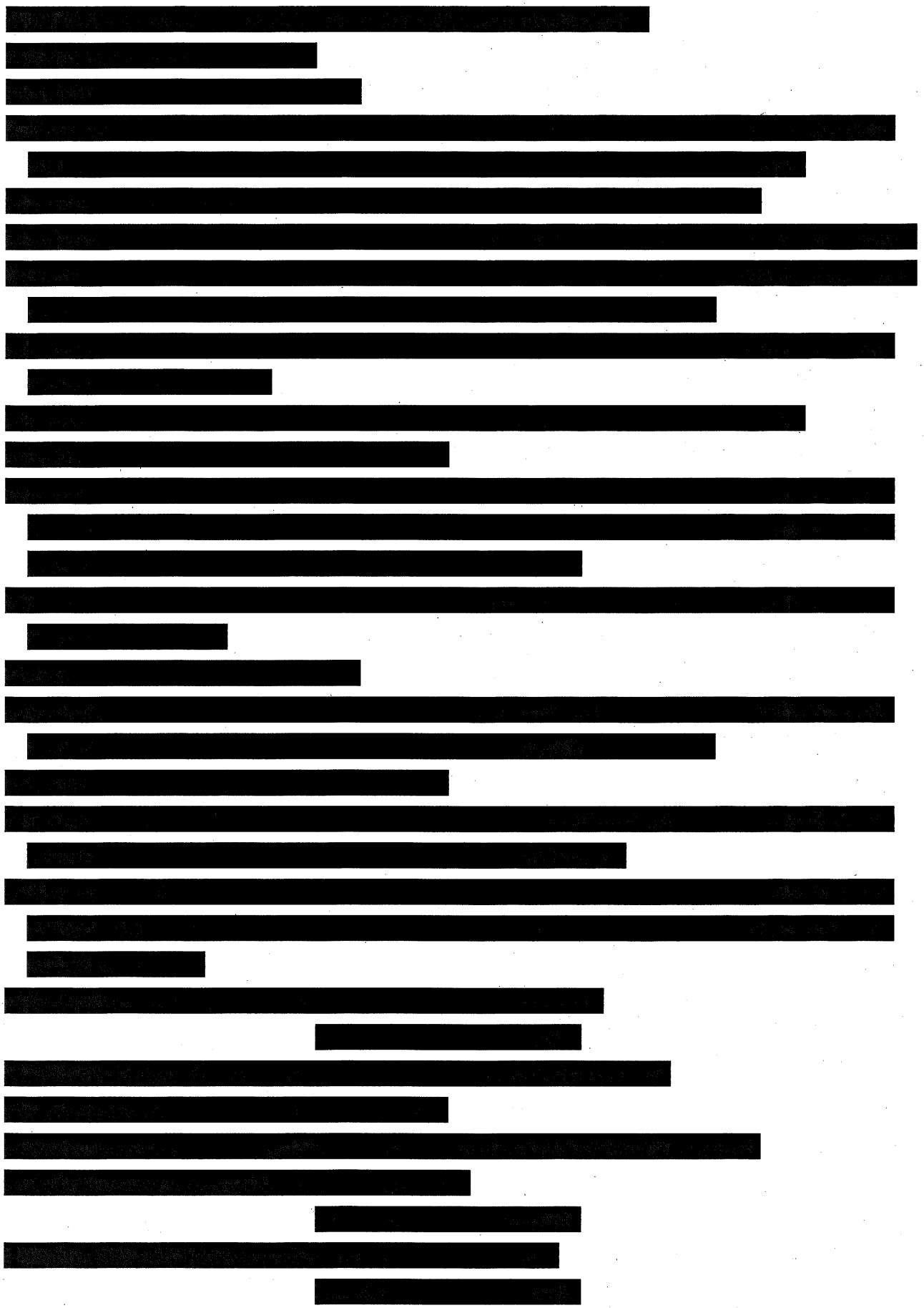

[redacted]

大久保議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和７年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたしま

す。

次会は来年２月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

（午後４時45分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

中 田 議 員　児童数予測について

すえおか議員　１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について

２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現

３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実

４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して

第 ９ 号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について

第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第６９号議案　工事請負契約の変更について

第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について

第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

第８４号議案　訴えの提起について

第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

令和７年島本町議会１２月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	１．島本町の交通環境について ２．大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌水質汚染の危険性 ３．特定検診と人間ドックについて ４．ＳＮＳの脅威と自治体	１２月１５日 河上議員
	１．島本高校跡地について ２．熊の出没への現在と今後の対策と対応について	〃 月足議員
	１．スポーツを通じた町の賑わいづくりについて② ２．認知症条例の制定について	〃 東田議員
	１．認知症予防とオレンジカフェの取り組みについて ２．島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備について	〃 西山議員
	１．駅前地図の撤去は本当に必要か ２．未来に向けた戦没者追悼式のあり方を考える	〃 永山議員
	町立新体育館の温水プールにおける熱源について	〃 ナカジマ議員
	里親を活用した子育て短期支援事業について	〃 山口議員
	手話言語条例について	〃 川嶋議員
	児童数予測について	１２月１６日 中田議員
	１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について ２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現 ３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実 ４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して	〃 すえおか議員
第９号報告	損害賠償の額を定めることの専決処分について	〃 報告を承る
第６８号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第６９号議案	工事請負契約の変更について	〃 原案可決
第７０号議案	島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第７１号議案	島本町ふれあいセンター条例の一部改正について	１２月１６日 原案可決
第７２号議案	島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第７３号議案	島本町火災予防条例の一部改正について	〃 原案可決
第７４号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７５号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７６号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第７７号議案	島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 修正案否決 原案可決
第７８号議案	令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）	〃 原案可決
第７９号議案	令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第８０号議案	令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第８１号議案	令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	〃 原案可決
第８２号議案	令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第８３号議案	令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）	〃 原案可決
第８４号議案	訴えの提起について	〃 原案可決
第８５号議案	令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年１２月１６日

島本町議会議長　大久保　たかゆき

署名議員（３番）　すえおか　友行

署名議員（１３番）　川嶋　玲子

令　和　７　年

島本町議会１２月定例会議議案

島　　本　　町

令和７年島本町議会１２月定例会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１２月１５日（月）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸 般 の 報 告

日程第３　一　般　質　問

日程第４　第　９　号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第５　第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第６　第６９号議案　工事請負契約の変更について

日程第７　第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第８　第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

日程第９　第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

日程第10　第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について

日程第11　第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　第８４号議案　訴えの提起について

第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

（議事日程第１号）

日程第３　一　般　質　問

河　上　議　員　１．島本町の交通環境について

２．大沢・尺代地域のゴミの不法投棄と土壌水質汚染の危険性

３．特定検診と人間ドックについて

４．ＳＮＳの脅威と自治体

月　足　議　員　１．島本高校跡地について

２．熊の出没への現在と今後の対策と対応について

東　田　議　員　１．スポーツを通じた町の賑わいづくりについて②

２．認知症条例の制定について

西　山　議　員　１．認知症予防とオレンジカフェの取り組みについて

２．島本町の有害鳥獣対策と森林環境整備について

永　山　議　員　１．駅前地図の撤去は本当に必要か

２．未来に向けた戦没者追悼式のあり方を考える

ナカジマ議員　町立新体育館の温水プールにおける熱源について

山　口　議　員　里親を活用した子育て短期支援事業について

川　嶋　議　員　手話言語条例について

中　田　議　員　児童数予測について

すえおか議員　１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について

２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現

３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実

４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して

令和７年島本町議会１２月定例会議議事日程

議事日程第２号

令和７年１２月１６日（火）午前１０時開議

日程第１　一　般　質　問

中　田　議　員　児童数予測について

すえおか議員　１．第三小学校の過密化対策と島本高校の跡地利用について

２．町独自の教職員採用による、少人数学級の実現

３．福祉ふれあいバスなどの増便による移動支援の充実

４．積水化学工業（株）の新建物用地の用途区域変更に関して

日程第２　第　９　号報告　損害賠償の額を定めることの専決処分について

日程第３　第６８号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第４　第６９号議案　工事請負契約の変更について

日程第５　第７０号議案　島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

日程第６　第７１号議案　島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

日程第７　第７２号議案　島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

日程第８　第７３号議案　島本町火災予防条例の一部改正について

日程第９　第７４号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第７５号議案　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７６号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第７７号議案　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第７８号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

第７９号議案　令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８０号議案　令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第８１号議案　令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

第８２号議案　令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

第８３号議案　令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第10　第８４号議案　訴えの提起について

第８５号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

第　９　号報告

損害賠償の額を定めることの専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

損害賠償の額を定めることの専決処分について

令和５年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府負担金返還金支払い遅延について、大阪府を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償する。

令和　７　年　９　月３０日専決

島本町長　　山　田　紘　平

損害賠償額　　４，３９６円

第９号報告資料

損害賠償の額を定めることの専決処分について

１　報告理由

損害賠償の額を定めることについて、令和７年９月３０日に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告するもの。

２　報告の概要

令和５年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府負担金返還金支払い遅延について、大阪府を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償したもの。

３　参考資料（別添）

損害賠償の額の計算方法

（参考資料）

損害賠償の額の計算方法

１　令和５年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府負担金返還金

９１５，９５８円

２　支払期限日

令和７年４月１４日

３　支払完了日

令和７年４月３０日

４　経過日数

１６日間（令和７年４月１５日から令和７年４月３０日）

５　延滞利息年利

１０．９５％

６　計算方法

９１５，９５８円×１０．９５％×１６日間÷３６５日≒４，３９６円

７　損害賠償の額

４，３９６円

第６８号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員として、次のとおり選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

氏　　名　　小　田　利　昭

住　　所　　堺市西区浜寺諏訪森町東二丁

生年月日　　昭和３３年８月３０日

提案理由

任期満了に伴い、再任するもの。

議案資料

略　歴

最終学歴	昭和５７年　３　月	信州大学経済学部卒業
職　　歴	昭和５９年　４　月	監査法人トーマツ採用
	平成　３　年　９　月	退職
	平成　３　年１０月	公認会計士小田事務所開設
	平成１５年　４　月	清稜監査法人代表社員
	令和　４　年１２月	固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）

第６９号議案

工事請負契約の変更について

令和５年６月２６日議決に係る新庁舎建設工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

契約金額　　変更前　金３，３６８，１３４，０００円

変更後　金３，３９６，６７６，８００円

提案理由

工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）の規定及び工事内容の変更により、請負金額を変更したいため。

第６９号議案資料

工事請負契約の変更について

１　変更の概要

工事の名称　　新庁舎建設工事

契約金額　　変更前　金３，３６８，１３４，０００円

変更後　金３，３９６，６７６，８００円

２　契約の概要

仮契約書（写）（別紙）

３　参考資料

⑴　旧庁舎地階平面図

工事請負変更契約書

工 事 名　島本町新庁舎建設工事

工事場所　大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号

令和５年６月２６日に島本町議会の議決を得て、発注者と受注者との間に締結した頭書の工事に関する請負契約（以下「原契約」という」）及び令和６年１２月６日に島本町議会の議決を得て、発注者と受注者との間に締結した頭書の工事に関する請負契約（以下「第１回変更契約」という。）を変更するため、契約を締結する。

なお、この契約書は、仮契約書につき、発注者がこの契約について、島本町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第５項の契約書とみなす。

１　請負代金額の変更

第１回変更契約で変更した請負金額に金２８，５４２，８００円を増額する。

２　消費税及び地方消費税の額の変更

第１回変更契約で変更した取引に係る消費税及び地方消費税額に金２，５９４，８００円を増額する。

３　第３９条第１項に定める債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額を、次のとおり変更する。

令和 ７ 年度　　１６９，５０６，０００円

令和 ８ 年度　　７８６，２０８，８００円

４　第３９条第２項に定める支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおり変更する。

令和 ７ 年度　　１８８，３４０，０００円

令和 ８ 年度　　４９６，１５６，８００円

５　工事内容の変更

別紙変更設計書のとおり

６　工期の変更

原 工 期　令和 ５ 年 ６ 月２６日から令和 ８ 年 ５ 月３１日

変更工期　令和 ５ 年 ６ 月２６日から令和 ８ 年 ７ 月１５日

７　その他

原請負契約書のとおり

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者受注者が記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和 ７ 年１１月 ４ 日

発注者　住　所　大阪府三島郡島本町桜井二丁目１番１号

島　本　町

氏　名　代表者　島本町長　山田　紘平　㊞

受注者　住　所　大阪市北区堂島１丁目２番５号　堂北ダイビル

北野建設株式会社大阪支店

氏　名　支店長　渡邊　裕司　㊞

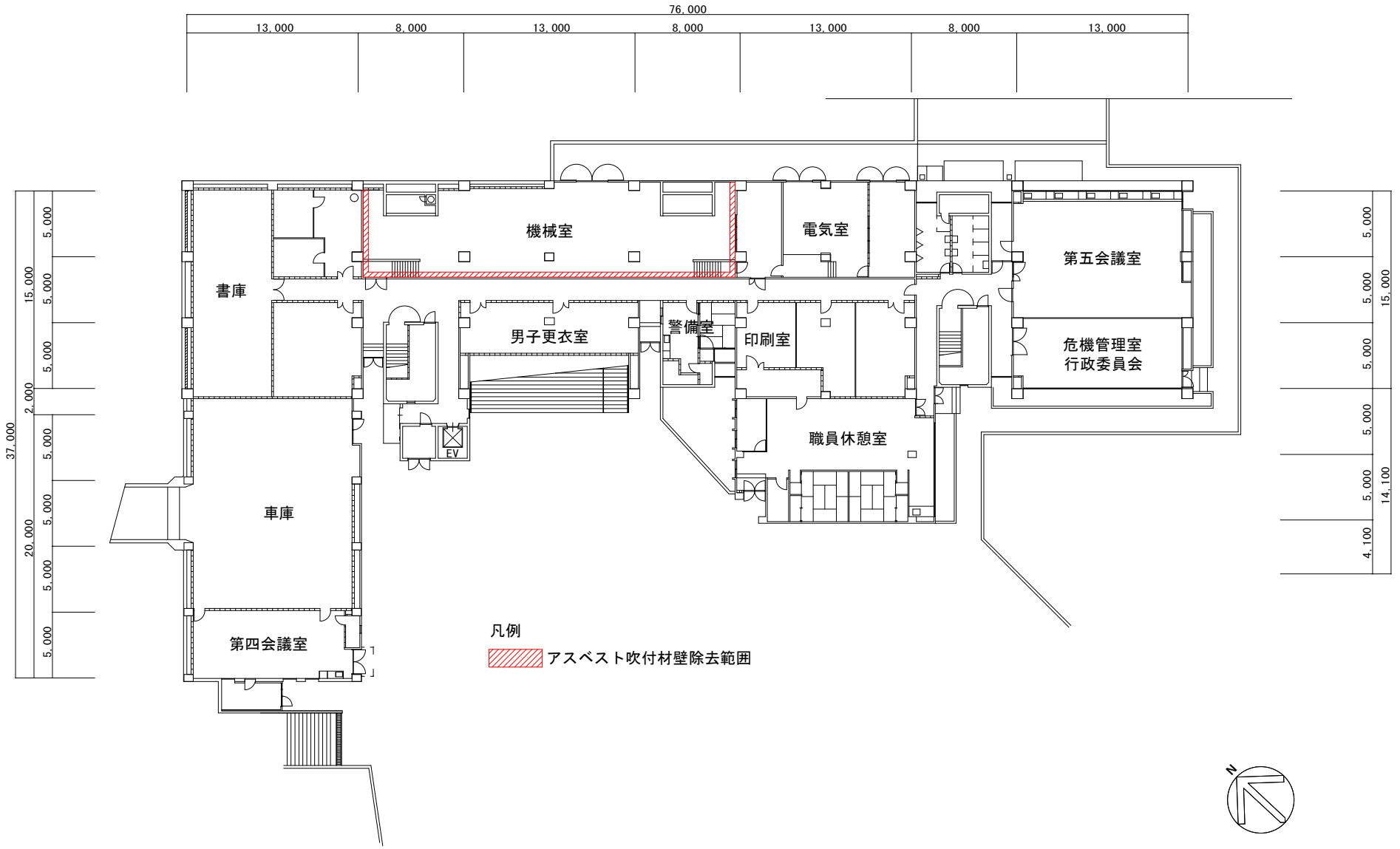

旧庁舎地階　平面図

工事名	島本町新庁舎建設工事
図名	旧庁舎地階　平面図

第７０号議案

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

児童福祉法等及び関係内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例

（島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第１条　島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成２４年島本町条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表町長及び教育委員会の項担任する事務の欄第２号中「（昭和２２年法律）第１６４号）」の次に「第３３条の１５及び」を加える。

（島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２６条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

（島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正）

第３条　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１４条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第１９条第２項を次のように改める。

２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第１９条第３項中「（昭和４０年法律第１４１号）」を削る。

第２５条第２項中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の」を加え、「第１２条の４第２項」を「第１２条の５第２項」に改める。

第４条　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第２５条第２項中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び」を加える。

（島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年島本町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第２４条第１項中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の」を加え、「第１２条の５第５項」を「第１２条の５第２項」に改め、「事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保

育士又は当該事業実施区域に係る」を削り、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「を含む」を加える。

第６条　島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第２４条第１項中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び」を加える。

（島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年島本町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１２条第３項第１号中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の」を加え、「第１２条の４第２項」を「第１２条の５第２項」に改める。

第１４条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

第８条　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第１２条第３項第１号中「保育士（」の次に「大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附　則

この条例中第１条から第３条まで、第５条及び第７条の規定は公布の日から、第４条、第６条及び第８条の規定は大阪府が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１８条の２６第１項の認定を受けた日から施行する。

第７０号議案資料

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について

１　提案理由

児童福祉法等及び関係内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴　島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正（第１条関係）

子ども・子育て会議の所掌事務に関し、所要の改正を行うもの。

⑵　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）

特定教育・保育施設における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

⑶　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第３条関係）

ア　家庭的保育事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

イ　家庭的保育事業の利用開始時等における健康診断について、母子保健法上の健康診査結果等の活用に関し、所要の改正を行うもの。

ウ　地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

⑷　島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第４条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

⑸　島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第５条関係）

ア　乳児等通園支援事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、

所要の改正を行うもの。

イ　地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

⑹　島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第６条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

⑺　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第７条関係）

ア　地域限定保育士制度の一般化に伴い、国家戦略特別区域法の一部改正により削除された地域限定保育士に関し、改正前の同法による地域限定保育士が継続して保育士として従事できるよう、所要の改正を行うもの。

イ　放課後児童健全育成事業所における虐待等の禁止に関する条ずれについて、所要の改正を行うもの。

⑻　島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第８条関係）

地域限定保育士制度の一般化に伴い、大阪府における児童福祉法に基づく同制度運用開始後に速やかに適用できるよう、所要の改正を行うもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　２⑴から２⑶まで、２⑸及び２⑺については、公布の日

⑵　２⑷、２⑹及び２⑻については、大阪府が児童福祉法第１８条の２６第１項の認定を受けた日

第７０号議案　参考資料

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

○島本町執行機関の附属機関に関する条例（第１条関係）

改正案	現行
別表（第２条～第４条関係） 略	別表（第２条～第４条関係） 略

改正案

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
略	略	略	略	略
町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 ⑴　略 ⑵　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１５及び第３４条の１５第４項の規定によりその権限に属させられた事項 ⑶～⑹　略	略	略

現行

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
略	略	略	略	略
町長及び教育委員会	略	次に掲げる事項について調査審議し、町長又は教育委員会に意見を具申する。 ⑴　略 ⑵　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）＿＿＿＿＿＿＿＿第３４条の１５第４項の規定によりその権限に属させられた事項 ⑶～⑹　略	略	略

○島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第２条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） 第２６条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第２６条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第３条関係）

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（虐待等の禁止）
第１４条　家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１９条　略
２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>３　第１項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法第１６条第１項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第２４条第６項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。
４　略</td><td>（虐待等の禁止）
第１４条　家庭的保育事業所等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１９条　略
２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

３　第１項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１６条第１項に規定する母子健康手帳をいう。）又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供若しくは法第２４条第６項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）に勧告しなければならない。
４　略</td></tr>
</table>

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第２５条　略 ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴・⑵　略 ３　略	（職員） 第２５条　略 ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（ 国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の４第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴・⑵　略 ３　略

○島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第４条関係）

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第２５条　略 ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴・⑵　略 ３　略	（職員） 第２５条　略 ２　家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴・⑵　略 ３　略

○島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第５条関係）

改　　正　　案	現　　行
（虐待等の禁止） 第１５条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１５条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（職員） 第２４条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（ 町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（ 以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　略	（職員） 第２４条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（ 町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（ 以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　略

○島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第６条関係）

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第２４条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（ 町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　略	（職員） 第２４条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（ 町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２・３　略

○島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第７条関係）

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第１２条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴　保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 ⑵～⑽　略 ４・５　略 （虐待等の禁止） 第１４条　放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（職員） 第１２条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴　保育士（ 国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の４第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 ⑵～⑽　略 ４・５　略 （虐待等の禁止） 第１４条　放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第８条関係）

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第１２条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴　保育士（大阪府の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 ⑵～⑽　略 ４・５　略	（職員） 第１２条　略 ２　略 ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、大阪府知事若しくはその他都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したもの（研修計画を定めた上で、島本町内で放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から２年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。 ⑴　保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第１５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第１２条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者 ⑵～⑽　略 ４・５　略

第７１号議案

島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

ふれあいセンターのＯＡ教室を廃止するため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

島本町ふれあいセンター条例（平成８年島本町条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１（２）　ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料の表0A教室の項を削る。

附　則

この条例は、令和８年６月１日から施行する。

第７１号議案資料

島本町ふれあいセンター条例の一部改正について

１　提案理由

ふれあいセンターのOA教室を廃止するため、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

貸館対象施設からOA教室を除くもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和８年６月１日

第７１号議案　参考資料

島本町ふれあいセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

別表第１（第２７条関係）

略

（２）　ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料

使用区分	使用料（１時間当たり）
略	
美術工芸室	７００円
略	

現行

別表第１（第２７条関係）

略

（２）　ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料

使用区分	使用料（１時間当たり）
略	
美術工芸室	７００円
OA教室	６００円
略	

第７２号議案

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部
改正について

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

本町の農地の状況並びに都市農業の現状及び課題を踏まえ、近隣自治体の状況等を総合的に判断し、委員定数の見直しを行うもの。

島本町条例第　　号

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例（平成２８年島本町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

本則中「１４人」を「１２人」に改める。

附　則

この条例は、令和８年７月２０日から施行する。

第７２号議案資料

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

１　提案理由

本町の農地の状況並びに都市農業の現状及び課題を踏まえ、近隣自治体の状況等を総合的に判断し、委員定数の見直しを行うもの。

２　議案の概要

島本町農業委員会の委員の定数を１４人から１２人と定めるもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和８年７月２０日

第７２号議案　参考資料

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
農業委員会等に関する法律(昭和２６年法律第８８号)第８条第２項の規定に基づき、島本町農業委員会の委員の定数を１２人と定める。	農業委員会等に関する法律(昭和２６年法律第８８号)第８条第２項の規定に基づき、島本町農業委員会の委員の定数を１４人と定める。

第７３号議案

島本町火災予防条例の一部改正について

島本町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町火災予防条例の一部を改正する条例

島本町火災予防条例（昭和３９年島本町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７）」を

「第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７）

第３章の３　林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）」

に改める。

第７条の２の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第１項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第２号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第２項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第７条の３とする。

第７条の次に次の１条を加える。

（簡易サウナ設備）

第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場

所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

⑴　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

⑵　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第１４号まで、第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。

第２９条中「警報」の次に「（法律第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第７号を削る。

第２９条の７第１項第１号中「住宅用防災機器」の次に「、感

震ブレーカー」を加える。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３　林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８　町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３　町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第２９条の９　町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第４４条第６号の次に次の１号を加える。

（６の２）　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第４４条第７号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第４５条第１号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の１項を加える。

２　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

第４５条の２第１項中「（消防署長）」を削る。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　目次の改正規定、第２９条の改正規定及び同条第７号を削る改正規定、第３章の２の次に１章を加える改正規定並びに第４５条第１号の改正規定及び同条に１項を加える改正規定　令和８年１月１日

⑵　第７条の２（見出しを含む。）の改正規定及び同条を第７条の３とし、第７条の次に１条を加える改正規定、第２９条の７第１項第１号の改正規定並びに第４４条第６号の次に１号を加える改正規定及び同条第７号の改正規定　令和８年３月３１日

第７３号議案資料

島本町火災予防条例の一部改正について

１　提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

⑴ 対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、位置及び構造の基準について規定するもの（第７の２条関係）。

⑵ 現行の対象火気設備等の種類の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改正するもの（第７条の３関係）。

⑶ 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する事項について規定するもの（第２９条関係）。

⑷ 住宅における火災予防を推進する施策として感震ブレーカーを追加するもの（第２９条の７関係）。

⑸ 林野火災に関する注意報について規定するもの（第２９条の８条関係）。

⑹ 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用制限について規定したもの（第２９条の９関係）。

⑺ 火を使用する設備等の設置の届出の種類について、「簡易サウナ設備」を追加し、現行の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改正するもの。（第４４条関係）。

⑻ 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項について規定するもの（第４５条関係）。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和８年１月１日（ただし、第７条の２、第７条の３、第２９条の７、第４４条については令和８年３月３１日）

第７３号議案　参考資料

島本町火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
目次 第１章～第３章　略 第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７） 第３章の３　林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９） 第４章～第７章　略 （簡易サウナ設備） 第７条の２　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型のサウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力６キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 (2)　簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 ２　前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号、第１０号から第１４号まで、第１７号から第１８号の３まで、第２項第６号及び第３項並びに第４項を除く。）及び第５条第１項の規定を準用する。	目次 第１章～第３章　略 第３章の２　住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２～第２９条の７） 第４章～第７章　略

改　　正　　案	現　　行
（一般サウナ設備） 第７条の３　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴　略 ⑵　一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第１０号から第１２号までを除く。）の規定を準用する。	（　　サウナ設備） 第７条の２　　サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 ⑴　略 ⑵　　サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ２　前項に規定するもののほか、　　サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第３条（第１項第１号及び第１０号から第１２号までを除く。）の規定を準用する。
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第２９条　火災に関する警報（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑹　略	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第２９条　火災に関する警報　　が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。 ⑴～⑹　略 ⑺　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。
（住宅における火災の予防の推進） 第２９条の７　町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 ⑴　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 ⑵　住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 ２　略	（住宅における火災の予防の推進） 第２９条の７　町は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。 ⑴　住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器　　その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進 ⑵　住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進 ２　略
第３章の３　林野火災の予防 （林野火災に関する注意報）	

改　　正　　案	現　　行
第２９条の８　町長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。 ２　前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、町の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。 ３　町長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。	
（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限） 第２９条の９　町長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第２９条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。	
（火を使用する設備等の設置の届出） 第４４条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 ⑴～⑹　略 (6の2)　簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。） ⑺　一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7の2)～(15)　略	（火を使用する設備等の設置の届出） 第４４条　火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 ⑴～⑹　略 ⑺　　サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。） (7の2)～(15)　略
（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ⑴　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。） ⑵～⑹　略	（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出） 第４５条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。 ⑴　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 ⑵～⑹　略

改　　正　　案	現　　行
２　消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。 第４５条の２　通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。	第４５条の２　通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長（消防署長）が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

第７４号議案（議員提出議案）

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年１２月１５日提出

提出者　島本町議会議員

すえおか　友　行	月　足　まさや
河　上　り　さ	東　田　まさき
清　水　貞　治	福　嶋　保　雄
中　田　みどり	永　山　優　子
川　嶋　玲　子	野　口　日利美

提案理由

令和７年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するもの。

島本町条例第　　号

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３５年島本町条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の２２２．５」を「１００分の２４２．５」に改める。

第２条　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「１００分の２４２．５」を「１００分の２３２．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

第２条　令和７年１２月１日からこの条例の施行の日の前日まで

の間において、第１条の規定による改正前の島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定に基づく期末手当の内払とみなし、その差額があるときは、その差額は、同条の規定の施行の日以後の最初の議員報酬の支給日に支給する。

第７４号議案資料

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

１　提案理由

令和７年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するもの。

２　議案の概要

期末手当の支給月数を次のとおりとするもの。

【第１条関係】

令和７年度　期末手当支給月数

	6月期	１２月期	計
改正案	２．２２５月	２．４２５月	４．６５月
改正前（現行）	２．２２５月	２．２２５月	４．４５月
増加分	―	０．２００月	０．２０月

【第２条関係】

令和８年４月以降　期末手当支給月数

	6月期	１２月期	計
改正案	２．３２５月	２．３２５月	４．６５月
改正前（現行）	２．２２５月	２．２２５月	４．４５月
増加分	０．１００月	０．１００月	０．２０月

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　第１条関係

公布の日

⑵　第２条関係

令和８年４月１日

第７４号議案　参考資料

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例　新旧対照表

○第１条関係（公布日施行）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の２４２．５を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和５３年島本町条例第２４号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 ３　略	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の２２２．５を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和５３年島本町条例第２４号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 ３　略

○第２条関係（令和８年４月１日施行）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和５３年島本町条例第２４号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 ３　略	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の１５を乗じて得た額の合計額に１００分の２４２．５を乗じて得た額に、特別職の職員の給与に関する条例（昭和５３年島本町条例第２４号）の規定により期末手当を受ける特別職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は町議会の解散による任期満了の日に在職した議長、副議長及び議員で、当該任期満了又は町議会の解散による選挙により再び町議会議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き町議会議員の職に在ったものとみなす。 ３　略

第７５号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

令和７年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

島本町条例第　　号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「４，４００円」を「４，７００円」に改め、同項ただし書中「６，６００円」を「７，０５０円」に改める。

第２０条第２項中「１００分の１２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「あるのは、「１００分の７０」を「あるのは「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」に改め、同条第４項中「あるのは、「１００分の９５」を「あるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」に改める。

第２１条第２項第１号中「１００分の１０５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「１００分の５０」を「、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５」に改め、同項第３号中「１００分の８７．５」を「、６月に支給する場合には１０

０分の８７．５、１２月に支給する場合には１００分の９０」に改める。

第２１条の２第２項第２号ウ中「７，１００円」を「７，３００円」に改め、同号エ中「１０，０００円」を「１０，４００円」に改め、同号オ中「１２，９００円」を「１３，５００円」に改め、同号カ中「１５，８００円」を「１６，６００円」に改め、同号キ中「１８，７００円」を「１９，７００円」に改め、同号ク中「２１，６００円」を「２２，８００円」に改め、同号ケ中「２４，４００円」を「２５，９００円」に改め、同号コ中「２６，２００円」を「２９，１００円」に改め、同号サ中「２８，０００円」を「３２，３００円」に改め、同号シ中「２９，８００円」を「３５，５００円」に改め、同号ス中「３１，６００円」を「３８，７００円」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700

45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				

	93	268,300	307,800	358,100				
	94		308,000	358,400				
	95		308,300	358,800				
	96		308,700	359,100				
	97		308,900	359,400				
	98		309,200	359,800				
	99		309,500	360,200				
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員			基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
			227,800	269,500	290,100	305,700		

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第３条の２関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
１	４０５，０００円
２	４５５，０００円
３	５０８，０００円
４	５７４，０００円

別表第３（第３条の３関係）

任期付職員給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
給料月額	232,000円	237,600円	242,000円	247,500円	253,100円	258,100円	262,800円	267,000円

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５」を「１００分の１２６．２５」に改め、同条第３項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」を「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の７１．２５」に改め、同条第４項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９

５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」を「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の９６．２５」に改める。

第２１条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０６．２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５」を「１００分の５１．２５」に改め、同項第３号中「、６月に支給する場合には１００分の８７．５、１２月に支給する場合には１００分の９０」を「１００分の８８．７５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第７５号議案資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

１　提案理由

令和７年人事院勧告の改正内容に準じて改正するもの。

２　議案の概要

【第１条関係】

⑴　給料

ア　一般職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

イ　特定任期付職員

人事院勧告に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

ウ　任期付職員

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

⑵　期末手当・勤勉手当（令和７年度）

ア　一般職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	1.25月	1.05月	2.30月	1.275月	1.075月	2.35月	2.525月	2.125月	4.65月
改正前(現行)	1.25月	1.05月	2.30月	1.250月	1.050月	2.30月	2.500月	2.100月	4.60月
増加分	―	―	―	0.025月	0.025月	0.05月	0.025月	0.025月	0.05月

イ　暫定再任用職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.70月	0.50月	1.20月	0.725月	0.525月	1.25月	1.425月	1.025月	2.45月
改正前(現行)	0.70月	0.50月	1.20月	0.700月	0.500月	1.20月	1.400月	1.000月	2.40月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.05月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ　特定任期付職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.950月	0.875月	1.825月	0.975月	0.900月	1.875月	1.925月	1.775月	3.70月
改正前(現行)	0.950月	0.875月	1.825月	0.950月	0.875月	1.825月	1.900月	1.750月	3.65月
増加分	—	—	—	0.025月	0.025月	0.050月	0.025月	0.025月	0.05月

⑶　宿日直手当（勤務１回につき）

改正案	4,700円（7,050円）以内
改正前	4,400円（6,600円）以内

※　括弧内の額は、勤務時間が午前９時から正午までと定められている日等に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務におけるもの。

⑷　通勤手当（自動車等使用／月額）

使用距離(片道)	５km未満	５km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満
改正案	（改定なし）		7,300円	10,400円	13,500円	16,600円	19,700円
改正前	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円

使用距離(片道)	35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上
改正案	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円	38,700円
改正前	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円

【第２条関係】

期末手当・勤勉手当（令和８年度以降）

ア　一般職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	1.2625月	1.0625月	2.325月	1.2625月	1.0625月	2.325月	2.525月	2.125月	4.65月
改正前（現行）	1.2500月	1.0500月	2.300月	1.2500月	1.0500月	2.300月	2.500月	2.100月	4.60月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

イ　暫定再任用職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.7125月	0.5125月	1.225月	0.7125月	0.5125月	1.225月	1.425月	1.025月	2.45月
改正前（現行）	0.7000月	0.5000月	1.200月	0.7000月	0.5000月	1.200月	1.400月	1.000月	2.40月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

ウ　特定任期付職員

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.9625月	0.8875月	1.850月	0.9625月	0.8875月	1.850月	1.925月	1.775月	3.70月
改正前（現行）	0.9500月	0.8750月	1.825月	0.9500月	0.8750月	1.825月	1.900月	1.750月	3.65月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　第１条関係

公布の日（令和７年４月１日から適用）

⑵　第２条関係

令和８年４月１日

第７５号議案　参考資料

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第１条関係（公布の日施行）

改　　正　　案	現　　行
（宿日直手当） 第１９条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、４，７００円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、７，０５０円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　略 （期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。 ５～８　略 （勤勉手当） 第２１条　略	（宿日直手当） 第１９条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、４，４００円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、６，６００円を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　略 （期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の７０」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の９５」とする。 ５～８　略 （勤勉手当） 第２１条　略

改　　正　　案	現　　行
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５を乗じて得た額の総額 ⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の８７．５、１２月に支給する場合には１００分の９０を乗じて得た額の総額 ３～５　略 （通勤手当） 第２１条の２　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，３００円	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５０を乗じて得た額の総額 ⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の８７．５を乗じて得た額の総額 ３～５　略 （通勤手当） 第２１条の２　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

改　　正　　案	現　　行
エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，４００円	エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１０，０００円
オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１３，５００円	オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１２，９００円
カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１６，６００円	カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１５，８００円
キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１９，７００円	キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１８，７００円
ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２２，８００円	ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２１，６００円
ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２５，９００円	ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２４，４００円
コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２９，１００円	コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２６，２００円
サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　３２，３００円	サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２８，０００円
シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　３５，５００円	シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２９，８００円
ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３８，７００円	ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３１，６００円
⑶　略	⑶　略
３～６　略	３～６　略
別表第１（第３条関係）	別表第１（第３条関係）
（別紙）	（別紙）
別表第２（第３条の２関係）	別表第２（第３条の２関係）
特定任期付職員給料表	特定任期付職員給料表

号給	給料月額
１	４０５，０００円
２	４５５，０００円
３	５０８，０００円

号給	給料月額
１	３９２，０００円
２	４４０，０００円
３	４９２，０００円

改正案

４	５７４，０００円

別表第３（第３条の３関係）

任期付職員給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
給料月額	232,000円	237,600円	242,000円	247,500円	253,100円	258,100円	262,800円	267,000円

現行

４	５５５，０００円

別表第３（第３条の３関係）

任期付職員給料表

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
給料月額	220,000円	225,600円	230,000円	236,000円	242,000円	247,400円	252,100円	256,400円

○第２条関係（令和８年４月１日施行）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の７１．２５」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは、「１００分の９６．２５」とする。 ５～８　略	（期末手当） 第２０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の１２５、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」とする。 ４　特定任期付職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」とする。 ５～８　略
（勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額	（勤勉手当） 第２１条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に町長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の５０、１２月に支給する場合には１００分の５２．５を乗じて得た額

改　　正　　案	現　　行
の総額 ⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に１００分の８８．７５を乗じて得た額の総額 ３～５　略	の総額 ⑶　前項の職員のうち特定任期付職員　当該特定任期付職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の８７．５、１２月に支給する場合には１００分の９０を乗じて得た額の総額 ３～５　略

【新旧対照表別紙】

別表第１（第３条関係）

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	195,800	230,000	242,000	265,300	276,300	298,800	309,800	321,300	332,600	355,200	366,800	408,300	420,700
	2	184,600	196,900	231,500	243,300	266,300	277,300	300,300	311,300	323,100	334,400	356,900	368,500	410,200	422,600
	3	185,800	198,100	233,000	244,700	267,300	278,300	301,800	312,700	324,900	336,200	358,500	370,100	412,100	424,500
	4	186,900	199,200	234,500	246,100	268,300	279,300	303,200	314,100	326,600	337,900	360,100	371,700	413,900	426,300
	5	188,000	200,300	236,000	247,500	269,300	280,300	304,600	315,500	328,300	339,600	361,700	373,300	415,700	428,100
	6	189,700	202,000	237,500	248,900	270,300	281,300	305,700	316,600	330,000	341,300	363,500	375,100	417,500	429,900
	7	191,300	203,600	239,000	250,300	271,300	282,200	306,700	317,600	331,700	343,000	365,000	376,600	419,300	431,700
	8	192,900	205,200	240,500	251,700	272,300	283,200	307,900	318,800	333,400	344,600	366,600	378,200	421,100	433,500
	9	194,500	206,700	242,000	253,100	273,300	284,200	309,100	320,000	335,000	346,200	368,000	379,500	422,700	435,100
	10	196,200	208,400	243,400	254,300	274,300	285,200	310,700	321,600	336,700	347,900	369,600	381,100	424,200	436,600
	11	197,800	210,000	244,800	255,600	275,300	286,200	312,300	323,200	338,400	349,600	371,200	382,700	425,700	438,100
	12	199,400	211,600	246,200	256,900	276,400	287,200	313,900	324,800	340,000	351,200	372,700	384,200	427,200	439,600
	13	201,000	213,100	247,400	258,100	277,400	288,200	315,400	326,200	341,500	352,700	374,600	386,100	428,700	441,100
	14	202,700	214,800	248,600	259,300	278,700	289,500	317,000	327,800	343,100	354,300	376,500	388,000	430,000	442,400
	15	204,400	216,500	249,800	260,500	280,000	290,800	318,600	329,400	344,700	355,900	378,400	389,900	431,300	443,700
	16	206,100	218,200	251,000	261,700	281,200	292,000	320,200	331,000	346,200	357,400	380,200	391,700	432,500	444,900
	17	207,400	219,400	252,100	262,800	282,500	293,200	321,700	332,400	347,600	358,800	381,700	393,200	433,700	446,100
	18	209,000	221,000	253,200	263,900	283,800	294,500	323,400	334,100	349,300	360,500	383,500	395,000	435,000	447,400
	19	210,600	222,600	254,300	265,000	285,000	295,700	325,000	335,700	350,900	362,100	385,200	396,700	436,300	448,700
	20	212,100	224,100	255,400	266,100	286,200	296,900	326,600	337,300	352,500	363,700	386,800	398,300	437,500	449,900
	21	213,600	225,600	256,400	267,000	287,300	297,900	328,000	338,700	353,700	364,800	388,500	400,000	438,700	451,100
	22	215,200	227,200	257,400	268,000	288,500	299,100	329,700	340,400	355,200	366,300	389,900	401,400	439,500	451,900
	23	216,800	228,800	258,400	269,000	289,800	300,300	331,400	342,100	356,700	367,800	391,300	402,800	440,300	452,700
	24	218,400	230,400	259,400	270,000	291,100	301,600	333,000	343,700	358,200	369,300	392,700	404,200	441,100	453,500
	25	220,000	232,000	260,400	271,000	292,400	302,900	334,200	344,900	359,900	371,000	394,100	405,600	441,700	454,100
	26	221,700	233,700	261,300	271,900	293,400	303,900	336,100	346,800	361,700	372,800	395,300	406,800	442,300	454,700
	27	223,000	235,000	262,200	272,700	294,400	304,900	337,800	348,500	363,400	374,400	396,500	408,000	442,900	455,300
	28	224,300	236,300	263,100	273,600	295,500	305,900	339,400	350,100	365,100	376,100	397,500	409,000	443,500	455,900
	29	225,600	237,600	263,900	274,400	296,600	307,000	340,900	351,600	366,500	377,500	398,600	410,100	444,200	456,600
	30	226,700	238,700	264,700	275,200	297,800	308,200	342,500	353,200	367,800	378,800	399,800	411,300	445,000	457,400
	31	227,800	239,800	265,500	276,000	298,900	309,300	344,100	354,800	369,000	380,000	400,900	412,400	445,400	457,800
	32	228,900	240,900	266,300	276,700	300,100	310,500	345,700	356,400	370,400	381,400	402,000	413,500	446,100	458,500
	33	230,000	242,000	267,000	277,400	301,300	311,600	347,400	358,100	371,500	382,500	402,700	414,200	446,600	459,000
	34	231,100	242,900	267,800	278,200	302,600	312,900	349,200	359,900	372,400	383,400	403,400	414,900	447,000	459,400
	35	232,200	243,800	268,600	279,000	303,900	314,200	351,000	361,700	373,400	384,400	404,100	415,500	447,400	459,800
	36	233,300	244,800	269,300	279,600	305,200	315,500	352,800	363,500	374,500	385,400	404,800	416,200	447,800	460,200
	37	234,400	245,800	270,000	280,300	306,500	316,700	354,300	365,000	375,300	386,200	405,400	416,800	448,200	460,600
	38	235,400	246,700	270,800	281,100	307,800	318,000	355,700	366,400	376,200	387,100	406,000	417,400	448,600	460,900
	39	236,400	247,600	271,600	281,800	309,100	319,300	357,100	367,800	377,100	388,000	406,500	417,900	449,000	461,200
	40	237,300	248,400	272,300	282,500	310,400	320,600	358,500	369,200	377,900	388,800	406,900	418,300	449,300	461,500
	41	238,200	249,200	273,000	283,200	311,700	321,900	360,000	370,700	378,700	389,600	407,300	418,700	449,600	461,800
	42	239,100	249,900	273,800	283,900	313,000	323,100	360,800	371,500	379,500	390,400	407,500	418,900	450,000	462,100
	43	239,900	250,500	274,600	284,600	314,300	324,400	361,800	372,400	380,300	391,200	407,800	419,200	450,300	462,400
	44	240,700	251,100	275,300	285,300	315,400	325,500	362,800	373,400	381,000	391,900	408,100	419,500	450,600	462,700
	45	241,400	251,800	276,000	286,000	316,300	326,400	363,700	374,300	381,700	392,600	408,400	419,800	450,900	463,000
	46	242,000	252,400	276,700	286,600	317,600	327,700	364,800	375,400	382,400	393,300	408,700	420,100		
	47	242,600	253,000	277,400	287,300	318,900	329,000	365,700	376,300	383,100	394,000	409,000	420,400		
	48	243,200	253,600	278,100	287,900	320,200	330,300	366,700	377,300	383,800	394,700	409,300	420,700		

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	49	243,800	254,100	278,800	288,600	321,400	331,400	367,600	378,200	384,300	395,200	409,500	420,900		
	50	244,400	254,700	279,500	289,200	322,700	332,700	368,300	378,900	384,900	395,800	409,800	421,200		
	51	245,000	255,300	280,200	289,900	323,900	333,900	369,000	379,600	385,500	396,400	410,100	421,400		
	52	245,500	255,800	280,900	290,600	325,100	335,100	369,600	380,200	386,200	397,100	410,400	421,700		
	53	246,000	256,200	281,500	291,100	326,400	336,400	370,000	380,600	386,600	397,500	410,600	421,900		
	54	246,400	256,600	282,200	291,700	327,500	337,400	370,600	381,200	387,200	398,100	410,900	422,200		
	55	246,700	256,900	282,800	292,300	328,600	338,500	371,300	381,800	387,800	398,700	411,200	422,500		
	56	247,000	257,200	283,500	293,000	329,700	339,600	372,000	382,500	388,300	399,200	411,500	422,800		
	57	247,300	257,500	284,100	293,600	330,400	340,300	372,300	382,800	388,700	399,600	411,700	423,000		
	58	247,600	257,800	284,800	294,200	331,300	341,200	373,000	383,500	389,300	400,200	412,000	423,300		
	59	247,900	258,100	285,400	294,800	332,000	341,900	373,700	384,200	389,900	400,800	412,300	423,600		
	60	248,200	258,400	286,100	295,500	332,800	342,700	374,300	384,800	390,400	401,300	412,500	423,800		
	61	248,500	258,700	286,700	296,100	333,600	343,500	374,600	385,100	390,800	401,700	412,700	424,000		
	62	248,800	259,000	287,400	296,700	334,000	343,900	375,100	385,600	391,300	402,200	413,000	424,300		
	63	249,100	259,300	288,000	297,200	334,600	344,400	375,700	386,200	391,800	402,700	413,300	424,600		
	64	249,400	259,600	288,500	297,700	335,300	345,100	376,300	386,800	392,400	403,300	413,500	424,800		
	65	249,700	259,900	289,000	298,200	336,100	345,900	376,600	387,100	392,700	403,600	413,700	425,000		
	66	250,000	260,200	289,600	298,800	336,800	346,600	377,200	387,700	393,100	404,000	414,000	425,300		
	67	250,300	260,500	290,100	299,300	337,500	347,300	377,900	388,400	393,500	404,300	414,300	425,600		
	68	250,600	260,800	290,700	299,900	338,100	347,900	378,500	389,000	393,900	404,700	414,500	425,800		
	69	250,900	261,100	291,200	300,300	338,600	348,400	378,900	389,400	394,200	405,000	414,700	426,000		
	70	251,200	261,400	291,700	300,800	339,200	349,000	379,400	389,900	394,500	405,300	415,000	426,300		
	71	251,500	261,700	292,300	301,300	339,700	349,500	380,000	390,500	394,800	405,600	415,300	426,600		
	72	251,800	262,000	292,900	301,900	340,300	350,100	380,500	391,000	395,000	405,800	415,500	426,800		
	73	252,100	262,300	293,400	302,400	340,600	350,400	381,000	391,500	395,200	406,000	415,700	427,000		
	74	252,400	262,600	293,900	302,800	341,100	350,900	381,600	392,100	395,500	406,300				
	75	252,700	262,900	294,300	303,100	341,500	351,200	382,100	392,500	395,800	406,600				
	76	253,000	263,200	294,600	303,400	341,900	351,600	382,400	392,800	396,000	406,800				
	77	253,300	263,500	294,800	303,600	342,300	352,000	382,800	393,200	396,200	407,000				
	78	253,600	263,800	295,100	303,900	342,800	352,500	383,300	393,700	396,500	407,300				
	79	253,900	264,100	295,300	304,100	343,300	353,000	383,700	394,100	396,800	407,600				
	80	254,200	264,400	295,600	304,400	343,800	353,500	384,100	394,500	397,000	407,800				
	81	254,500	264,700	295,800	304,600	344,100	353,800	384,500	394,900	397,200	408,000				
	82	254,800	265,000	296,000	304,800	344,500	354,200	385,000	395,400	397,500	408,300				
	83	255,100	265,300	296,300	305,100	344,900	354,600	385,400	395,800	397,800	408,600				
	84	255,400	265,600	296,500	305,300	345,300	355,000	385,800	396,200	398,000	408,800				
	85	255,700	265,900	296,800	305,600	345,600	355,300	386,100	396,500	398,200	409,000				
	86	256,000	266,200	297,100	305,800	346,000	355,700								
	87	256,300	266,500	297,400	306,100	346,400	356,100								
	88	256,600	266,800	297,700	306,400	346,800	356,500								
	89	256,900	267,100	298,000	306,700	347,000	356,700								
	90	257,200	267,400	298,300	307,000	347,400	357,100								
	91	257,500	267,700	298,600	307,300	347,800	357,500								
	92	257,800	268,000	299,000	307,600	348,200	357,900								
	93	258,100	268,300	299,200	307,800	348,400	358,100								
	94			299,400	308,000	348,800	358,400								
	95			299,700	308,300	349,200	358,800								
	96			300,100	308,700	349,500	359,100								
	97			300,300	308,900	349,800	359,400								
	98			300,600	309,200	350,200	359,800								
	99			301,000	309,500	350,600	360,200								
	100			301,400	309,900	351,000	360,600								

職員の区分	職務の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	号給	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	101			301,600	310,100	351,500	361,100								
	102			301,900	310,400	351,900	361,500								
	103			302,200	310,700	352,300	361,900								
	104			302,500	311,000	352,700	362,300								
	105			302,700	311,200	353,200	362,800								
	106			303,000	311,500	353,600	363,200								
	107			303,300	311,800	353,900	363,500								
	108			303,600	312,100	354,200	363,800								
	109			303,800	312,300	354,700	364,200								
	110			304,200	312,600										
	111			304,600	313,000										
	112			304,900	313,300										
	113			305,100	313,500										
	114			305,300	313,700										
	115			305,600	314,000										
	116			306,000	314,400										
	117			306,200	314,600										
	118			306,400	314,800										
	119			306,700	315,100										
	120			307,000	315,400										
	121			307,400	315,700										
	122			307,600	315,900										
	123			307,900	316,200										
	124			308,200	316,500										
	125			308,500	316,800										
定年前再任用短時間勤務職員				基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額		基準給料月額					
				219,500	227,800	260,000	269,500	279,700	290,100	294,900	305,700				

第７６号議案

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するもの。

島本町条例第　　号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　特別職の職員の給与に関する条例（昭和５３年島本町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「１００分の２１５」を「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２０」に改める。

第２条　特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２０」を「１００分の２１７．５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（期末手当の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条

の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第７６号議案資料

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

１　提案理由

一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するもの。

２　議案の概要

【第１条関係】

期末手当（令和７年度）

	６月期	１２月期	計
改正案	２．１５０月	２．２００月	４．３５月
改正前（現行）	２．１５０月	２．１５０月	４．３０月
増加分	―	０．０５０月	０．０５月

【第２条関係】

期末手当（令和８年度以降）

	６月期	１２月期	計
改正案	２．１７５月	２．１７５月	４．３５月
改正前（現行）	２．１５０月	２．１５０月	４．３０月
増加分	０．０２５月	０．０２５月	０．０５月

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　第１条関係

公布の日（令和７年４月１日から適用）

⑵　第２条関係

令和８年４月１日

第７６号議案　参考資料

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第１条関係（公布の日施行）

改　　正　　案	現　　行
（諸手当） 第４条　略 ２　略 ３　第１項による期末手当の額は、６月１日及び１２月１日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号。以下「一般職給与条例」という。）第２０条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～７　略	（諸手当） 第４条　略 ２　略 ３　第１項による期末手当の額は、６月１日及び１２月１日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に１００分の２１５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号。以下「一般職給与条例」という。）第２０条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～７　略

○第２条関係（令和８年４月１日施行）

改　　正　　案	現　　行
（諸手当） 第４条　略 ２　略 ３　第１項による期末手当の額は、６月１日及び１２月１日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に１００分の２１７．５を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号。以下「一般職給与条例」という。）第２０条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～７　略	（諸手当） 第４条　略 ２　略 ３　第１項による期末手当の額は、６月１日及び１２月１日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）現在（基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の２１５、１２月に支給する場合には１００分の２２０を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年島本町条例第５２号。以下「一般職給与条例」という。）第２０条第２項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～７　略

令和7年12月16日

島本町議会議長
大久保たかゆき様

提出者　島本町議会議員
すえおか友行
中田みどり

議案第77号島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第77号島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第77号島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する

改正する条例の第2条を以下のように修正する

『第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の78.75」に改める』を『第10条第２項中「、６月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の86.25」に改める』に改める。

修正後	修正前
第2条　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する 第10条2項中「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の86.25」に改める。	第2条　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する 第10条2項中「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の80」を「100分の78.75」に改める。

（第2条関係　修正案）

期末手当・勤勉手当（令和8年度以降）

区分	6月期			12月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案(修正案)	0.8625月	1.0625月	1.925月	0.8625月	1.0625月	1.925月	1.725月	2.125月	3.85月
改正前(現行)	0.775月	1.05月	1.825月	0.755月	1.05月	1.825月	1.55月	2.1月	3.65月
増加分	0.0875月	0.0125月	0.100月	0.0875月	0.0125月	0.100月	0.175月	0.025月	0.20月

第７７号議案

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和　7　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

提案理由

令和７年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

島本町条例第　　号

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年島本町条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「１００分の７７．５」を「、６月に支給する場合には１００分の７７．５、１２月に支給する場合には１００分の８０」に改める。

第１０条の２第１項中「第２項第２号及び」の次に「第３号並びに」を加え、「それぞれの」を「それぞれその」に改める。

第２０条第１項中「第２項第２号及び」の次に「第３号並びに」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第１６条関係）

（単位：円）

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
１	１９５，８００	２４２，０００	２７６，３００
２	１９６，９００	２４３，３００	２７７，３００
３	１９８，１００	２４４，７００	２７８，３００

4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900

27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	307,000
30	238,700	275,200	308,200
31	239,800	276,000	309,300
32	240,900	276,700	310,500
33	242,000	277,400	311,600
34	242,900	278,200	312,900
35	243,800	279,000	314,200
36	244,800	279,600	315,500
37	245,800	280,300	316,700
38	246,700	281,100	318,000
39	247,600	281,800	319,300
40	248,400	282,500	320,600
41	249,200	283,200	321,900
42	249,900	283,900	323,100
43	250,500	284,600	324,400
44	251,100	285,300	325,500
45	251,800	286,000	326,400
46	252,400	286,600	327,700
47	253,000	287,300	329,000
48	253,600	287,900	330,300
49	254,100	288,600	331,400

５０	２５４，７００	２８９，２００	３３２，７００
５１	２５５，３００	２８９，９００	３３３，９００
５２	２５５，８００	２９０，６００	３３５，１００
５３	２５６，２００	２９１，１００	３３６，４００
５４	２５６，６００	２９１，７００	３３７，４００
５５	２５６，９００	２９２，３００	３３８，５００
５６	２５７，２００	２９３，０００	３３９，６００
５７	２５７，５００	２９３，６００	３４０，３００
５８	２５７，８００	２９４，２００	３４１，２００
５９	２５８，１００	２９４，８００	３４１，９００
６０	２５８，４００	２９５，５００	３４２，７００
６１	２５８，７００	２９６，１００	３４３，５００
６２	２５９，０００	２９６，７００	３４３，９００
６３	２５９，３００	２９７，２００	３４４，４００
６４	２５９，６００	２９７，７００	３４５，１００
６５	２５９，９００	２９８，２００	３４５，９００
６６	２６０，２００	２９８，８００	３４６，６００
６７	２６０，５００	２９９，３００	３４７，３００
６８	２６０，８００	２９９，９００	３４７，９００
６９	２６１，１００	３００，３００	３４８，４００
７０	２６１，４００	３００，８００	３４９，０００
７１	２６１，７００	３０１，３００	３４９，５００
７２	２６２，０００	３０１，９００	３５０，１００

73	262,300	302,400	350,400
74	262,600	302,800	350,900
75	262,900	303,100	351,200
76	263,200	303,400	351,600
77	263,500	303,600	352,000
78	263,800	303,900	352,500
79	264,100	304,100	353,000
80	264,400	304,400	353,500
81	264,700	304,600	353,800
82	265,000	304,800	354,200
83	265,300	305,100	354,600
84	265,600	305,300	355,000
85	265,900	305,600	355,300
86	266,200	305,800	355,700
87	266,500	306,100	356,100
88	266,800	306,400	356,500
89	267,100	306,700	356,700
90	267,400	307,000	357,100
91	267,700	307,300	357,500
92	268,000	307,600	357,900
93	268,300	307,800	358,100
94		308,000	358,400
95		308,300	358,800

９６		３０８，７００	３５９，１００
９７		３０８，９００	３５９，４００
９８		３０９，２００	３５９，８００
９９		３０９，５００	３６０，２００
１００		３０９，９００	３６０，６００
１０１		３１０，１００	３６１，１００
１０２		３１０，４００	３６１，５００
１０３		３１０，７００	３６１，９００
１０４		３１１，０００	３６２，３００
１０５		３１１，２００	３６２，８００
１０６		３１１，５００	３６３，２００
１０７		３１１，８００	３６３，５００
１０８		３１２，１００	３６３，８００
１０９		３１２，３００	３６４，２００
１１０		３１２，６００	
１１１		３１３，０００	
１１２		３１３，３００	
１１３		３１３，５００	
１１４		３１３，７００	
１１５		３１４，０００	
１１６		３１４，４００	
１１７		３１４，６００	
１１８		３１４，８００	

１１９		３１５，１００	
１２０		３１５，４００	
１２１		３１５，７００	
１２２		３１５，９００	
１２３		３１６，２００	
１２４		３１６，５００	
１２５		３１６，８００	

第２条　島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の７７．５、１２月に支給する場合には１００分の８０」を「１００分の７８．７５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

第７７号議案資料

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

１　提案理由

令和７年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

【第１条関係】

⑴　給料

一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うもの。

⑵　期末手当・勤勉手当（令和７年度）

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.775月	1.050月	1.825月	0.800月	1.075月	1.875月	1.575月	2.125月	3.70月
改正前(現行)	0.775月	1.050月	1.825月	0.775月	1.050月	1.825月	1.550月	2.100月	3.65月
増加分	―	―	―	0.025月	0.025月	0.050月	0.025月	0.025月	0.05月

※　勤勉手当は、一般職員の勤勉手当に関する規定を準用。

⑶　通勤手当（自動車等使用／月額）

使用距離(片道)	５㎞未満	５㎞以上10㎞未満	10㎞以上15㎞未満	15㎞以上20㎞未満	20㎞以上25㎞未満	25㎞以上30㎞未満	30㎞以上35㎞未満
改正案	（改定なし）		7,300円	10,400円	13,500円	16,600円	19,700円
改正前	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円

使用距離(片道)	35㎞以上40㎞未満	40㎞以上45㎞未満	45㎞以上50㎞未満	50㎞以上55㎞未満	55㎞以上60㎞未満	60㎞以上
改正案	22,800円	25,900円	29,100円	32,300円	35,500円	38,700円
改正前	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円

※　通勤手当は、一般職員の通勤手当に関する規定を準用。

⑷　その他文言の整理を行うもの。

【第２条関係】

期末手当・勤勉手当（令和８年度以降）

区分	６月期			１２月期			計		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
改正案	0.7875月	1.0625月	1.850月	0.7875月	1.0625月	1.850月	1.575月	2.125月	3.70月
改正前（現行）	0.7750月	1.0500月	1.825月	0.7750月	1.0500月	1.825月	1.550月	2.100月	3.65月
増加分	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.0125月	0.0125月	0.025月	0.025月	0.025月	0.05月

※　勤勉手当は、一般職員の勤勉手当に関する規定を準用。

３　新旧対照表

４　施行期日

⑴　第１条関係

公布の日（令和７年４月１日から適用）

⑵　第２条関係

令和８年４月１日

第７７号議案　参考資料

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第１条関係（公布の日施行）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第１０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の７７．５、１２月に支給する場合には１００分の８０を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３・４　略	（期末手当） 第１０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の７７．５を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３・４　略
（勤勉手当） 第１０条の２　給与条例第２１条（第２項第２号及び第３号並びに第４項を除く。）の規定は、任期が６月以上の第１号会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２１条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められた第１号会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。 ２　略	（勤勉手当） 第１０条の２　給与条例第２１条（第２項第２号及び第４項を除く。）の規定は、任期が６月以上の第１号会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第２１条第３項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められた第１号会計年度任用職員にあっては、規則で定める方法により月額に換算した額）」と読み替えるものとする。 ２　略
（期末手当及び勤勉手当） 第２０条　給与条例第２０条（第１項、第２項、第５項及び第８項に係る部分に限る。）から第２１条（第２項第２号及び第３号並びに第４項を除く。）までの規定は、任期が６月以上の第２号会計年度任用職員について準用する。 ２・３　略	（期末手当及び勤勉手当） 第２０条　給与条例第２０条（第１項、第２項、第５項及び第８項に係る部分に限る。）から第２１条（第２項第２号及び第４項を除く。）までの規定は、任期が６月以上の第２号会計年度任用職員について準用する。 ２・３　略

改　　正　　案	現　　行
別表第１（第１６条関係） （別紙）	別表第１（第１６条関係） （別紙）

○第２条関係（令和８年４月１日施行）

改　　正　　案	現　　行
（期末手当） 第１０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の７８．７５を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３・４　略	（期末手当） 第１０条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には１００分の７７．５、１２月に支給する場合には１００分の８０を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３・４　略

【新旧対照表別紙】

別表第１（第１６条関係）

（単位：円）

職務の級	１級		２級		３級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
1	183,500	195,800	230,000	242,000	265,300	276,300
2	184,600	196,900	231,500	243,300	266,300	277,300
3	185,800	198,100	233,000	244,700	267,300	278,300
4	186,900	199,200	234,500	246,100	268,300	279,300
5	188,000	200,300	236,000	247,500	269,300	280,300
6	189,700	202,000	237,500	248,900	270,300	281,300
7	191,300	203,600	239,000	250,300	271,300	282,200
8	192,900	205,200	240,500	251,700	272,300	283,200
9	194,500	206,700	242,000	253,100	273,300	284,200
10	196,200	208,400	243,400	254,300	274,300	285,200
11	197,800	210,000	244,800	255,600	275,300	286,200
12	199,400	211,600	246,200	256,900	276,400	287,200
13	201,000	213,100	247,400	258,100	277,400	288,200
14	202,700	214,800	248,600	259,300	278,700	289,500
15	204,400	216,500	249,800	260,500	280,000	290,800
16	206,100	218,200	251,000	261,700	281,200	292,000
17	207,400	219,400	252,100	262,800	282,500	293,200
18	209,000	221,000	253,200	263,900	283,800	294,500
19	210,600	222,600	254,300	265,000	285,000	295,700
20	212,100	224,100	255,400	266,100	286,200	296,900
21	213,600	225,600	256,400	267,000	287,300	297,900
22	215,200	227,200	257,400	268,000	288,500	299,100
23	216,800	228,800	258,400	269,000	289,800	300,300
24	218,400	230,400	259,400	270,000	291,100	301,600
25	220,000	232,000	260,400	271,000	292,400	302,900
26	221,700	233,700	261,300	271,900	293,400	303,900
27	223,000	235,000	262,200	272,700	294,400	304,900
28	224,300	236,300	263,100	273,600	295,500	305,900
29	225,600	237,600	263,900	274,400	296,600	307,000
30	226,700	238,700	264,700	275,200	297,800	308,200
31	227,800	239,800	265,500	276,000	298,900	309,300
32	228,900	240,900	266,300	276,700	300,100	310,500
33	230,000	242,000	267,000	277,400	301,300	311,600
34	231,100	242,900	267,800	278,200	302,600	312,900
35	232,200	243,800	268,600	279,000	303,900	314,200
36	233,300	244,800	269,300	279,600	305,200	315,500
37	234,400	245,800	270,000	280,300	306,500	316,700
38	235,400	246,700	270,800	281,100	307,800	318,000
39	236,400	247,600	271,600	281,800	309,100	319,300
40	237,300	248,400	272,300	282,500	310,400	320,600
41	238,200	249,200	273,000	283,200	311,700	321,900
42	239,100	249,900	273,800	283,900	313,000	323,100
43	239,900	250,500	274,600	284,600	314,300	324,400
44	240,700	251,100	275,300	285,300	315,400	325,500
45	241,400	251,800	276,000	286,000	316,300	326,400
46	242,000	252,400	276,700	286,600	317,600	327,700
47	242,600	253,000	277,400	287,300	318,900	329,000
48	243,200	253,600	278,100	287,900	320,200	330,300

職務の級	1級		2級		3級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
49	243,800	254,100	278,800	288,600	321,400	331,400
50	244,400	254,700	279,500	289,200	322,700	332,700
51	245,000	255,300	280,200	289,900	323,900	333,900
52	245,500	255,800	280,900	290,600	325,100	335,100
53	246,000	256,200	281,500	291,100	326,400	336,400
54	246,400	256,600	282,200	291,700	327,500	337,400
55	246,700	256,900	282,800	292,300	328,600	338,500
56	247,000	257,200	283,500	293,000	329,700	339,600
57	247,300	257,500	284,100	293,600	330,400	340,300
58	247,600	257,800	284,800	294,200	331,300	341,200
59	247,900	258,100	285,400	294,800	332,000	341,900
60	248,200	258,400	286,100	295,500	332,800	342,700
61	248,500	258,700	286,700	296,100	333,600	343,500
62	248,800	259,000	287,400	296,700	334,000	343,900
63	249,100	259,300	288,000	297,200	334,600	344,400
64	249,400	259,600	288,500	297,700	335,300	345,100
65	249,700	259,900	289,000	298,200	336,100	345,900
66	250,000	260,200	289,600	298,800	336,800	346,600
67	250,300	260,500	290,100	299,300	337,500	347,300
68	250,600	260,800	290,700	299,900	338,100	347,900
69	250,900	261,100	291,200	300,300	338,600	348,400
70	251,200	261,400	291,700	300,800	339,200	349,000
71	251,500	261,700	292,300	301,300	339,700	349,500
72	251,800	262,000	292,900	301,900	340,300	350,100
73	252,100	262,300	293,400	302,400	340,600	350,400
74	252,400	262,600	293,900	302,800	341,100	350,900
75	252,700	262,900	294,300	303,100	341,500	351,200
76	253,000	263,200	294,600	303,400	341,900	351,600
77	253,300	263,500	294,800	303,600	342,300	352,000
78	253,600	263,800	295,100	303,900	342,800	352,500
79	253,900	264,100	295,300	304,100	343,300	353,000
80	254,200	264,400	295,600	304,400	343,800	353,500
81	254,500	264,700	295,800	304,600	344,100	353,800
82	254,800	265,000	296,000	304,800	344,500	354,200
83	255,100	265,300	296,300	305,100	344,900	354,600
84	255,400	265,600	296,500	305,300	345,300	355,000
85	255,700	265,900	296,800	305,600	345,600	355,300
86	256,000	266,200	297,100	305,800	346,000	355,700
87	256,300	266,500	297,400	306,100	346,400	356,100
88	256,600	266,800	297,700	306,400	346,800	356,500
89	256,900	267,100	298,000	306,700	347,000	356,700
90	257,200	267,400	298,300	307,000	347,400	357,100
91	257,500	267,700	298,600	307,300	347,800	357,500
92	257,800	268,000	299,000	307,600	348,200	357,900
93	258,100	268,300	299,200	307,800	348,400	358,100
94			299,400	308,000	348,800	358,400
95			299,700	308,300	349,200	358,800
96			300,100	308,700	349,500	359,100
97			300,300	308,900	349,800	359,400
98			300,600	309,200	350,200	359,800
99			301,000	309,500	350,600	360,200
100			301,400	309,900	351,000	360,600

職務の級	1級		2級		3級	
号給	給料月額		給料月額		給料月額	
	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
101			301,600	310,100	351,500	361,100
102			301,900	310,400	351,900	361,500
103			302,200	310,700	352,300	361,900
104			302,500	311,000	352,700	362,300
105			302,700	311,200	353,200	362,800
106			303,000	311,500	353,600	363,200
107			303,300	311,800	353,900	363,500
108			303,600	312,100	354,200	363,800
109			303,800	312,300	354,700	364,200
110			304,200	312,600		
111			304,600	313,000		
112			304,900	313,300		
113			305,100	313,500		
114			305,300	313,700		
115			305,600	314,000		
116			306,000	314,400		
117			306,200	314,600		
118			306,400	314,800		
119			306,700	315,100		
120			307,000	315,400		
121			307,400	315,700		
122			307,600	315,900		
123			307,900	316,200		
124			308,200	316,500		
125			308,500	316,800		

第７８号議案

令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）

令和７年度島本町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６３，６０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７，１７１，２０５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
10 地方特例交付金		40,000	3,301	43,301
	1 地方特例交付金	40,000	3,301	43,301
11 地方交付税		1,646,000	590,077	2,236,077
	1 地方交付税	1,646,000	590,077	2,236,077
15 国庫支出金		2,992,995	2,992	2,995,987
	2 国庫補助金	716,447	2,992	719,439
16 府支出金		1,314,896	△1,328	1,313,568
	2 府補助金	337,184	△1,328	335,856
17 財産収入		10,452	665	11,117
	2 財産売払収入	0	665	665
19 繰入金		2,711,570	△532,102	2,179,468
	2 基金繰入金	2,691,418	△532,102	2,159,316

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
歳　　入	合　　計	17,107,600	63,605	17,171,205

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 議会費		131,874	773	132,647
	1 議会費	131,874	773	132,647
2 総務費		3,234,513	6,094	3,240,607
	1 総務管理費	2,853,889	3,386	2,857,275
	2 徴税費	161,969	396	162,365
	3 戸籍住民基本台帳費	141,456	2,312	143,768
3 民生費		6,946,208	40,013	6,986,221
	1 社会福祉費	3,234,390	24,296	3,258,686
	2 児童福祉費	3,337,617	13,138	3,350,755
	3 生活保護費	374,200	2,579	376,779
4 衛生費		1,169,008	772	1,169,780
	1 保健衛生費	488,981	2,015	490,996

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	2 環境衛生費	48,845	509	49,354
	3 清掃費	631,182	△1,752	629,430
5 農林水産業費		64,983	△1,185	63,798
	1 農業費	56,387	△1,185	55,202
6 商工費		250,572	△1,936	248,636
	1 商工費	250,572	△1,936	248,636
7 土木費		950,665	1,674	952,339
	1 土木管理費	141,394	1,467	142,861
	3 河川費	18,459	3	18,462
	4 都市計画費	612,230	△1,329	610,901
	6 交通防犯対策費	47,914	1,533	49,447
8 消防費		784,494	19,077	803,571

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	784,494	19,077	803,571
9 教育費		2,330,474	7,730	2,338,204
	1 教育総務費	492,477	12,867	505,344
	2 小学校費	878,887	1,508	880,395
	3 中学校費	469,976	460	470,436
	4 幼稚園費	232,381	△10,980	221,401
	5 社会教育費	256,753	3,875	260,628
11 公債費		1,207,785	△9,407	1,198,378
	1 公債費	1,207,785	△9,407	1,198,378
歳出合計		17,107,600	63,605	17,171,205

第２表　　繰越明許費補正

（追　加）

款	項	事業名	金額
総務費	戸籍住民基本台帳費	コンビニ交付システム標準化改修業務委託	４，２６８千円
農林水産業費	農業費	農地台帳システム標準化改修業務委託	６３８千円
土木費	都市計画費	住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務委託	６，１４０千円

第３表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
コピー用紙購入	(自)令和７年度 (至)令和８年度	８，１７６千円
住民税システム改修業務委託	(自)令和７年度 (至)令和８年度	１２，３３４千円
清掃工場使用薬品購入	(自)令和７年度 (至)令和８年度	１６，４０４千円
清掃工場排ガス等測定分析業務委託	(自)令和７年度 (至)令和１０年度	１８，４３６千円
美化推進業務委託	(自)令和７年度 (至)令和８年度	３，０８０千円
町立小中学校給食用食材購入	(自)令和７年度 (至)令和８年度	１８９，０２７千円
町立保育所幼稚園給食用食材購入	(自)令和７年度 (至)令和８年度	３５，６８１千円

（変　更）

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
自治体クラウド導入事業（延長分）	(自)令和７年度 (至)令和８年度	１０５，３５８千円	(自)令和７年度 (至)令和８年度	１６９，１７９千円
住民集団健診等業務委託	(自)令和７年度 (至)令和１０年度	１６，３９６千円	(自)令和７年度 (至)令和１０年度	１７，８１０千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
10 地方特例交付金	40,000	3,301	43,301
11 地方交付税	1,646,000	590,077	2,236,077
15 国庫支出金	2,992,995	2,992	2,995,987
16 府支出金	1,314,896	△1,328	1,313,568
17 財産収入	10,452	665	11,117
19 繰入金	2,711,570	△532,102	2,179,468
歳　　入　　合　　計	17,107,600	63,605	17,171,205

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 議会費	131,874	773	132,647	0	0	0	0	773
2 総務費	3,234,513	6,094	3,240,607	2,519	0	0	0	3,575
3 民生費	6,946,208	40,013	6,986,221	24	24	0	0	39,965
4 衛生費	1,169,008	772	1,169,780	449	230	0	0	93
5 農林水産業費	64,983	△1,185	63,798	0	0	0	0	△1,185
6 商工費	250,572	△1,936	248,636	0	0	0	0	△1,936
7 土木費	950,665	1,674	952,339	0	0	0	0	1,674
8 消防費	784,494	19,077	803,571	0	0	0	0	19,077
9 教育費	2,330,474	7,730	2,338,204	0	△1,582	0	0	9,312
11 公債費	1,207,785	△9,407	1,198,378	0	0	0	0	△9,407
歳出合計	17,107,600	63,605	17,171,205	2,992	△1,328	0	0	61,941

２．歳入

（款）　10.地方特例交付金　　（項）　1.地方特例交付金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 地方特例交付金	40,000	3,301	43,301	1 地方特例交付金	3,301	減収補填特例交付金	3,301
計	40,000	3,301	43,301				

（款）　11.地方交付税　　（項）　1.地方交付税

1 地方交付税	1,646,000	590,077	2,236,077	1 地方交付税	590,077	普通交付税	590,077
計	1,646,000	590,077	2,236,077				

（款）　15.国庫支出金　　（項）　2.国庫補助金

1 総務費国庫補助金	230,468	2,519	232,987	1 総務管理費補助金	1,762	社会保障・税番号制度補助金	1,762
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	757	個人番号通知書・個人番号カード関連事務交付金	757
2 民生費国庫補助金	184,504	309	184,813	1 児童福祉費補助金	309	子ども・子育て支援交付金	309
3 衛生費国庫補助金	38,107	164	38,271	1 保健衛生費補助金	164	出産・子育て応援交付金	164
計	716,447	2,992	719,439				

（款） 16.府支出金　　（項） 2.府補助金　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
2 民生費府補助金	223,458	172	223,630	1 地域福祉・子育て支援交付金	77	新子育て支援交付金	77
				2 児童福祉費補助金	95	子ども・子育て支援交付金	95
3 衛生費府補助金	4,029	82	4,111	1 保健衛生費補助金	82	出産・子育て応援交付金	82
8 教育費府補助金	17,188	△ 1,582	15,606	1 教育総務費補助金	△ 1,582	スクールサポートスタッフ配置事業費補助金	△ 1,582
計	337,184	△ 1,328	335,856				

（款） 17.財産収入　　（項） 2.財産売払収入

1 不動産売払収入	0	665	665	1 土地売払収入	665	町有地売払収入（青葉三丁目地内）	665
計	0	665	665				

（款） 19.繰入金　　（項） 2.基金繰入金

2 財政調整基金繰入金	1,508,409	△ 532,102	976,307	1 財政調整基金繰入金	△ 532,102	財政調整基金繰入金	△ 532,102
計	2,691,418	△ 532,102	2,159,316				

３．歳出

（款）　1.議会費　　（項）　1.議会費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 議会費	131,874	773	132,647	0	0	0	773	2 給料	382	職員給	382
										一般職給	382
								3 職員手当等	191	諸手当	191
										地域手当	39
										期末手当	87
										勤勉手当	65
								4 共済費	200	職員共済組合	
計	131,874	773	132,647	0	0	0	773				

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費

1 一般管理費	618,131	△196	617,935	0	0	0	△196	1 報酬	504	会計年度任用職員報酬	504
										安全管理専門員	4
										事務職	500
								2 給料	△2,961	職員給	△2,961
										特別職給	△2,421
										一般職給	△540
								3 職員手当等	△1,767	諸手当	△1,767

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										地域手当	△296
										時間外勤務手当	△200
										期末手当	△1,300
										会計年度任用職員期末手当	13
										会計年度任用職員勤勉手当	16
								4 共済費	3,258	職員共済組合	2,300
										社会保険料等	958
								12 委託料	770	電算関連委託料	770
										人事給与システム改修業務	770
2 財産管理費	399,386	1,980	401,366	0	0	0	1,980	14 工事請負費	1,980	工事請負費	1,980
										庁舎改修工事	1,980
3 防災計画費	76,639	355	76,994	0	0	0	355	1 報酬	355	会計年度任用職員報酬	355
										事務職	355
4 電算処理費	892,696	73	892,769	0	0	0	73	1 報酬	73	会計年度任用職員報酬	73
										事務職	73

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
5 財務会計費	39,042	176	39,218	0	0	0	176	12 委託料	176	事務等委託料 176 口座振替データ伝送業務 176
7 広報費	21,479	164	21,643	0	0	0	164	1 報酬	164	会計年度任用職員報酬 164 事務職 19 広報編集 145
11 人権文化センター費	79,490	169	79,659	0	0	0	169	1 報酬	169	会計年度任用職員報酬 169 事務職 169
13 財政調整基金等積立金	515,149	665	515,814	0	0	0	665	24 積立金	665	積立金 665 公共施設整備積立基金積立て 665
計	2,853,889	3,386	2,857,275	0	0	0	3,386			

（款） 2.総務費　　（項） 2.徴税費

1 税務総務費	131,691	396	132,087	0	0	0	396	1 報酬	451	会計年度任用職員報酬 451 事務職 451
								2 給料	△414	職員給 △414

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										一般職給	△414
								3 職員手当等	△341	諸手当	△341
										地域手当	△41
										時間外勤務手当	△300
								4 共済費	700	職員共済組合	
計	161,969	396	162,365	0	0	0	396				

（款） 2.総務費　　（項） 3.戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	141,456	2,312	143,768	国庫支出金 2,519	0	0	△207	1 報酬	859	会計年度任用職員報酬	859
										事務職	490
										住民課窓口専門員	369
								2 給料	1,696	職員給	1,696
										一般職給	1,696
								3 職員手当等	2,578	諸手当	2,578
										地域手当	170
										扶養手当	174
										時間外勤務手当	1,100

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										期末手当 520 勤勉手当 352 児童手当 140 会計年度任用職員期末手当 52 会計年度任用職員勤勉手当 70
								4 共済費	1,450	職員共済組合
								11 役務費	△50	通信運搬費 △50 電話使用料 △50
								12 委託料	△4,221	事務等委託料 △4,221 振り仮名関連委託業務 △4,221
計	141,456	2,312	143,768	国庫支出金 2,519	0	0	△207			

（款）　3. 民生費　　（項）　1. 社会福祉費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	319,861	4,774	324,635	0	0	0	4,774	1 報酬	294	会計年度任用職員報酬	294
										事務職	294
								2 給料	1,365	職員給	1,365
										一般職給	1,365
								3 職員手当等	1,915	諸手当	1,915
										地域手当	137
										扶養手当	330
										時間外勤務手当	△200
										期末手当	876
										勤勉手当	772
								4 共済費	1,200	職員共済組合	
2 障害者福祉費	1,264,165	685	1,264,850	0	0	0	685	1 報酬	492	会計年度任用職員報酬	492
										障害者相談支援員	263
										手話通訳	229
								3 職員手当等	193	諸手当	193
										会計年度任用職員期末手当	85

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										会計年度任用職員勤勉手当 108
4 高齢者福祉費	29,884	264	30,148	0	0	0	264	1 報酬	264	会計年度任用職員報酬 264 水中歩行監視員 91 事務職 173
5 国民健康保険費	275,486	20,842	296,328	0	0	0	20,842	27 繰出金	20,842	他会計繰出金 20,842 国民健康保険事業特別会計繰出し 20,842
6 後期高齢者医療費	568,287	△6,305	561,982	0	0	0	△6,305	27 繰出金	△6,305	他会計繰出金 △6,305 後期高齢者医療特別会計繰出し △6,305
7 介護保険費	502,650	3,859	506,509	0	0	0	3,859	27 繰出金	3,859	他会計繰出金 3,859 介護保険事業特別会計繰出し 3,859
9 国民年金費	4,581	177	4,758	0	0	0	177	1 報酬	131	会計年度任用職員報酬 131 年金相談員 131
								3 職員手当等	46	諸手当 46

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										会計年度任用職員期末手当 24 会計年度任用職員勤勉手当 22
計	3,234,390	24,296	3,258,686	0	0	0	24,296			

（款） 3.民生費　　（項） 2.児童福祉費

1 児童福祉総務費	327,931	10,865	338,796	0	0	0	10,865	1 報酬	378	会計年度任用職員報酬 378 事務補助員 75 管理栄養士 303
								2 給料	3,342	職員給 3,342 一般職給 3,342
								3 職員手当等	4,395	諸手当 4,395 地域手当 335 扶養手当 296 通勤手当 201 管理職手当 456

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										期末手当 1,736 勤勉手当 981 児童手当 320 会計年度任用職員期末手当 31 会計年度任用職員勤勉手当 39
								4 共済費	2,750	職員共済組合
3 児童福祉施設費	379,069	784	379,853	0	0	0	784	10 需用費	784	光熱水費 784 電気使用料 784
4 ひとり親家庭福祉費	131,981	150	132,131	0	0	0	150	1 報酬	106	会計年度任用職員報酬 106 ひとり親家庭・女性支援員 106
								3 職員手当等	44	諸手当 44 会計年度任用職員期末手当 20 会計年度任用職員勤勉手当 24

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
6 こども家庭費	44,926	1,339	46,265	国庫支出金 24 府支出金 24	0	0	1,291	1 報酬	1,114	会計年度任用職員報酬 1,114 家庭児童相談員 1,040 事務補助員 74
								3 職員手当等	169	諸手当 169 会計年度任用職員期末手当 75 会計年度任用職員勤勉手当 94
								17 備品購入費	56	庁用器具費
計	3,337,617	13,138	3,350,755	国庫支出金 24 府支出金 24	0	0	13,090			

（款） 3. 民生費　　（項） 3. 生活保護費

1 生活保護総務費	83,391	2,579	85,970	0	0	0	2,579	1 報酬	423	会計年度任用職員報酬 423 生活保護相談支援員 105

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										就労支援員 83
										事務職 235
								2 給料	638	職員給 638
										一般職給 638
								3 職員手当等	769	諸手当 769
										地域手当 64
										期末手当 247
										勤勉手当 252
										児童手当 80
										会計年度任用職員期末手当 56
										会計年度任用職員勤勉手当 70
								4 共済費	650	職員共済組合
								8 旅費	99	費用弁償
計	374,200	2,579	376,779	0	0	0	2,579			

（款）　4.衛生費　　（項）　1.保健衛生費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	143,320	957	144,277	0	0	0	957	1 報酬	148	会計年度任用職員報酬	148
										事務職	148
								2 給料	△1,900	職員給	△1,900
										一般職給	△1,900
								3 職員手当等	2,209	諸手当	2,209
										地域手当	△190
										住居手当	336
										通勤手当	63
										時間外勤務手当	2,000
								4 共済費	500	職員共済組合	
2 保健ヘルス事業費	72,628	19	72,647	0	0	0	19	1 報酬	19	会計年度任用職員報酬	19
										保育士	6
										看護師・保健師	13
3 母子保健事業費	110,492	941	111,433	国庫支出金 449 府支出金 230	0	0	262	1 報酬	723	会計年度任用職員報酬	723
										看護師・保健師・助産師・管理	
										栄養士	528
										保育士・発達支援指導員・発達相談員	122

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										事務職 73
								3 職員手当等	217	諸手当 217 会計年度任用職員期末手当 97 会計年度任用職員勤勉手当 120
								8 旅費	1	費用弁償
4 予防費	152,151	98	152,249	0	0	0	98	1 報酬	67	会計年度任用職員報酬 67 看護師等（予防接種） 67
								3 職員手当等	31	諸手当 31 会計年度任用職員期末手当 13 会計年度任用職員勤勉手当 18
計	488,981	2,015	490,996	国庫支出金 449 府支出金 230	0	0	1,336			

（款）　4.衛生費　　（項）　2.環境衛生費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 生活環境総務費	38,159	509	38,668	0	0	0	509	1 報酬	283	会計年度任用職員報酬	283
										事務職	283
								2 給料	154	職員給	154
										一般職給	154
								3 職員手当等	16	諸手当	16
										地域手当	16
								4 共済費	50	職員共済組合	
								8 旅費	6	費用弁償	
計	48,845	509	49,354	0	0	0	509				

（款）　4.衛生費　　（項）　3.清掃費

1 清掃総務費	27,798	△1,827	25,971	0	0	0	△1,827	1 報酬	48	会計年度任用職員報酬	48
										事務職	48
								2 給料	△1,705	職員給	△1,705
										一般職給	△1,705
								3 職員手当等	△170	諸手当	△170
										地域手当	△170

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
2 塵芥処理費	562,361	75	562,436	0	0	0	75	1 報酬	75	会計年度任用職員報酬	75
										作業員	75
計	631,182	△1,752	629,430	0	0	0	△1,752				

（款） 5.農林水産業費　　（項） 1.農業費

2 農業総務費	28,301	△1,185	27,116	0	0	0	△1,185	2 給料	△896	職員給	△896
										一般職給	△896
								3 職員手当等	△289	諸手当	△289
										地域手当	△89
										時間外勤務手当	△200
計	56,387	△1,185	55,202	0	0	0	△1,185				

（款） 6.商工費　　（項） 1.商工費

1 商工振興費	248,212	△1,936	246,276	0	0	0	△1,936	1 報酬	40	会計年度任用職員報酬	40
										事務職	40
								2 給料	△1,342	職員給	△1,342

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										一般職給	△1,342
								3 職員手当等	△634	諸手当	△634
										地域手当	△134
										時間外勤務手当	△500
計	250,572	△1,936	248,636	0	0	0	△1,936				

（款） 7. 土木費　　（項） 1. 土木管理費

1 土木総務費	93,772	1,467	95,239	0	0	0	1,467	1 報酬	332	会計年度任用職員報酬	332
										作業員	332
								2 給料	670	職員給	670
										一般職給	670
								3 職員手当等	115	諸手当	115
										地域手当	67
										管理職手当	516
										時間外勤務手当	△600
										会計年度任用職員期末手当	58

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										会計年度任用職員勤勉手当 74
								4 共済費	350	職員共済組合
計	141,394	1,467	142,861	0	0	0	1,467			

（款） 7. 土木費　　（項） 3. 河川費

1 河川維持費	18,459	3	18,462	0	0	0	3	11 役務費	3	通信運搬費 3 土砂災害情報相互通報システム等回線使用料 3
計	18,459	3	18,462	0	0	0	3			

（款） 7. 土木費　　（項） 4. 都市計画費

1 都市計画総務費	92,366	△1,329	91,037	0	0	0	△1,329	1 報酬	82	会計年度任用職員報酬 82 事務職 82
								2 給料	△783	職員給 △783 一般職給 △783

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	△778	諸手当	△778
										地域手当	△78
										時間外勤務手当	△700
								4 共済費	150	職員共済組合	
計	612,230	△1,329	610,901	0	0	0	△1,329				

（款） 7. 土木費　　（項） 6. 交通防犯対策費

2 防犯費	26,480	1,533	28,013	0	0	0	1,533	10 需用費	1,533	光熱水費	1,533
										防犯灯電気使用料	1,533
計	47,914	1,533	49,447	0	0	0	1,533				

（款） 8. 消防費　　（項） 1. 消防費

2 常備消防費	758,864	19,077	777,941	0	0	0	19,077	2 給料	4,423	職員給	4,423
										一般職給	4,423
								3 職員手当等	10,554	諸手当	10,554
										地域手当	443

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										扶養手当	304
										住居手当	143
										通勤手当	215
										管理職手当	660
										夜間勤務手当	132
										時間外勤務手当	3,900
										期末手当	2,794
										勤勉手当	1,178
										児童手当	785
								4 共済費	4,100	職員共済組合	
計	784,494	19,077	803,571	0	0	0	19,077				

（款） 9. 教育費　　（項） 1. 教育総務費

2 事務局費	240,754	9,609	250,363	0	0	0	9,609	1 報酬	1,398	会計年度任用職員報酬	1,398
										事務職	1,281
										栄養士	115
										看護師	2

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								2 給料	1,950	職員給	1,950
										一般職給	1,950
								3 職員手当等	5,011	諸手当	5,011
										地域手当	195
										住居手当	673
										管理職手当	516
										時間外勤務手当	1,600
										期末手当	561
										勤勉手当	531
										会計年度任用職員期末手当	400
										会計年度任用職員勤勉手当	535
								4 共済費	1,250	職員共済組合	
3 教育センター費	16,788	260	17,048	0	0	0	260	1 報酬	260	会計年度任用職員報酬	260
										事務職	129
										支援講師	131

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
4 放課後子ども支援費	233,963	2,998	236,961	0	0	0	2,998	3 職員手当等	2,856	諸手当 2,856 会計年度任用職員期末手当 1,240 会計年度任用職員勤勉手当 1,616
								11 役務費	142	通信運搬費 142 電話使用料 142
計	492,477	12,867	505,344	0	0	0	12,867			

（款） 9.教育費　　（項） 2.小学校費

1 学校管理費	682,832	1,508	684,340	府支出金 △1,052	0	0	2,560	1 報酬	1,508	会計年度任用職員報酬 1,508 支援員 980 校務員 446 看護師 82
計	878,887	1,508	880,395	府支出金 △1,052	0	0	2,560			

（款）　9. 教育費　　（項）　3. 中学校費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	366,228	460	366,688	府支出金 △530	0	0	990	1 報酬	460	会計年度任用職員報酬 校務員 特色ある学校づくり支援講師	460 231 229
計	469,976	460	470,436	府支出金 △530	0	0	990				

（款）　9. 教育費　　（項）　4. 幼稚園費

1 幼稚園費	232,381	△10,980	221,401	0	0	0	△10,980	1 報酬	1,026	会計年度任用職員報酬 園務員 幼稚園教諭 幼稚園保育士	1,026 188 680 158
								2 給料	△6,723	職員給 一般職給	△6,723 △6,723
								3 職員手当等	△3,752	諸手当 地域手当 通勤手当	△3,752 △672 △122

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
										時間外勤務手当	△400
										期末手当	△1,373
										勤勉手当	△1,185
								4 共済費	△1,531	職員共済組合	
計	232,381	△10,980	221,401	0	0	0	△10,980				

（款） 9.教育費　　（項） 5.社会教育費

1 社会教育総務費	96,158	2,105	98,263	0	0	0	2,105	2 給料	2,095	職員給	2,095
										一般職給	2,095
								3 職員手当等	△990	諸手当	△990
										地域手当	210
										時間外勤務手当	△1,200
								4 共済費	1,000	職員共済組合	
3 文化財保護費	33,055	778	33,833	0	0	0	778	1 報酬	670	会計年度任用職員報酬	670
										埋蔵文化財等調査員	126
										文化財整理作業員	429
										遺跡範囲確認調査員	115

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	108	諸手当	108
										会計年度任用職員期末手当	48
										会計年度任用職員勤勉手当	60
4 歴史文化資料館管理費	11,816	316	12,132	0	0	0	316	1 報酬	216	会計年度任用職員報酬	216
										歴史文化資料館長	141
										事務職	75
								3 職員手当等	100	諸手当	100
										会計年度任用職員期末手当	44
										会計年度任用職員勤勉手当	56
6 図書館費	55,677	676	56,353	0	0	0	676	1 報酬	279	会計年度任用職員報酬	279
										司書事務補助	168
										事務職	111
								3 職員手当等	397	諸手当	397

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										会計年度任用職員期末手当 175 会計年度任用職員勤勉手当 222
計	256,753	3,875	260,628	0	0	0	3,875			

（款） 11. 公債費　　（項） 1. 公債費

1 元金	1,133,950	△1,124	1,132,826	0	0	0	△1,124	22 償還金、利子及び割引料	△1,124	償還金 △1,124 財務省 △1,025 地方公共団体金融機構 △99
2 利子	73,680	△8,283	65,397	0	0	0	△8,283	22 償還金、利子及び割引料	△8,283	利子及び割引料 △8,283 財務省 66 地方公共団体金融機構 △8,265 大阪府市町村振興協会 △84
計	1,207,785	△9,407	1,198,378	0	0	0	△9,407			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和7年度	千円	千円	千円	千円	千円
コピー用紙購入	8,176	—	—	（至）令和8年度	8,176	0	0	0	8,176
住民税システム改修業務委託	12,334	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	12,334	0	0	0	12,334
清掃工場使用薬品購入	16,404	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	16,404	0	0	0	16,404
清掃工場排ガス等測定分析業務委託	18,436	—	—	（自）令和7年度 （至）令和10年度	18,436	0	0	0	18,436
美化推進業務委託	3,080	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	3,080	0	0	0	3,080
町立小中学校給食用食材購入	189,027	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	189,027	0	0	163,234	25,793
町立保育所幼稚園給食用食材購入	35,681	—	—	（自）令和7年度 （至）令和8年度	35,681	0	0	20,934	14,747

給　与　費　明　細　書

1　特　別　職

区　　分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給料（千円）	期末手当（千円）	地域手当（千円）	その他の手当（千円）	計（千円）	共済費（千円）	合　計（千円）	備　考
補正後	長　等	3	－	23,499	10,492	2,350	16,308	52,649	7,183	59,832	
	議　員	14	56,434	－	24,078	－	－	80,512	13,316	93,828	
	その他	945	42,388	－	－	－	－	42,388	－	42,388	
	計	962	98,822	23,499	34,570	2,350	16,308	175,549	20,499	196,048	
補正前	長　等	3	－	25,920	11,750	2,592	16,308	56,570	7,183	63,753	
	議　員	14	56,434	－	24,078	－	－	80,512	13,316	93,828	
	その他	945	42,388	－	－	－	－	42,388	－	42,388	
	計	962	98,822	25,920	35,828	2,592	16,308	179,470	20,499	199,969	
比　較	長　等	0	－	△ 2,421	△ 1,258	△ 242	0	△ 3,921	0	△ 3,921	
	議　員	0	0	－	0	－	－	0	0	0	
	その他	0	0	－	－	－	－	0	－	0	
	計	0	0	△ 2,421	△ 1,258	△ 242	0	△ 3,921	0	△ 3,921	

２　一　般　職

（１）総　括

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）		
補正後	243 (447)	669,013	936,423	926,038	2,531,474	435,403	2,966,877
補正前	244 (440)	655,602	934,011	902,670	2,492,283	419,326	2,911,609
比　較	△ 1 (7)	13,411	2,412	23,368	39,191	16,077	55,268

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	管理職手当（千円）	夜勤手当（千円）	時間外勤務手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	会計年度任用職員期末手当（千円）	会計年度任用職員勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補　正　後	101,317	33,300	17,336	22,125	46,560	2,350	85,480	238,079	198,277	62,131	83,960
	補　正　前	101,069	32,196	16,184	21,768	44,412	2,218	81,180	232,673	195,331	59,700	80,816
	比　較	248	1,104	1,152	357	2,148	132	4,300	5,406	2,946	2,431	3,144

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額（千円）</th><th colspan="2">増 減 事 由 別 内 訳（千円）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>給　料</td><td>2,412</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>30,102</td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　　3.24%
実施時期　　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>普通昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>△ 27,690</td><td></td></tr>
<tr><td>職員手当</td><td>17,793</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>21,295</td><td>地域手当　3,011　千円
期末手当　9,741　千円
勤勉手当　8,543　千円
期末・勤勉手当の支給月数
<table>
<tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr>
<tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr>
<tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>△ 3,502</td><td>地域手当　△ 2763　千円
扶養手当　1,104　千円
住居手当　1,152　千円
通勤手当　357　千円
管理職手当　2,148　千円
夜勤手当　132　千円
時間外勤務手当　4,300　千円
期末手当　△ 4,335　千円
勤勉手当　△ 5,597　千円</td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	334,658
	平均給与月額　（円）	412,835
	平均年齢　　（歳）	41
補正前 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	324,052
	平均給与月額　（円）	401,168
	平均年齢　　（歳）	41

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度 一般行政職	
高　校　卒	219,400円		200,300円
大　学　卒	242,000円	総合職	242,000円
		一般職	232,000円

ウ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 （月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

［注］（　）内は、暫定再任用職員

第７８号議案参考資料

繰越明許費に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
コンビニ交付システム標準化改修業務委託	4,268	0	4,268	4,268
予　算　科　目	（款）　総務費　（項）　戸籍住民基本台帳費　（目）戸籍住民基本台帳費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
電算関連委託料	4,268	0	4,268	4,268

繰越の理由

システム標準化期限の延長に伴い、改修業務を延長するため繰り越すもの。

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
農地台帳システム標準化改修業務委託	638	0	638	638
予　算　科　目	（款）　農林水産業費　（項）　農業費（目）　農業総務費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
電算関連委託料	638	0	638	638

繰越の理由

システム標準化期限の延長に伴い、改修業務を延長するため繰り越すもの。

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
住宅・建築物耐震改修促進計画改定業務委託	6,140	0	6,140	6,140
予　算　科　目	（款）土木費　（項）都市計画費（目）都市計画総務費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
事務等委託料	6,140	0	6,140	6,140

繰越の理由

次期計画での耐震化の目標や目標達成のための具体的取組などの設定作業に時間を要し、当該改定業務が年度内に終了しない見込みであるため繰り越すもの。

第78号議案参考資料

債務負担行為（追加設定）に関する資料

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
コピー用紙購入	8,176	一　般　財　源	8,176	特　定　財　源（　　）	0
事　業　の　内　容					
役場庁舎、ふれあいセンター、歴史文化資料館、消防本部、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第一中学校、第二中学校が使用するコピー用紙（更紙含む。）を購入するもの。					
追加設定の理由					
令和8年4月1日から用紙を調達できるよう、令和7年度中に入札を実施し、契約を締結する必要があるため。					

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
住民税システム改修業務委託	12,334	一　般　財　源	12,334	特　定　財　源（　　）	0
事　業　の　内　容					
令和7年度税制改正等に伴い、令和8年度住民税賦課に反映するためシステム改修に必要な業務を実施するもの。					
追加設定の理由					
令和7年度から改修業務を実施し、事業が翌年度にまたがるため。					

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
清掃工場使用薬品購入	16,404	一　般　財　源	16,404	特　定　財　源（　　）	0
事　業　の　内　容					
ごみの焼却により発生する排気ガスからの有害物質の除去や、焼却灰及び飛灰に含まれる重金属類を除去するために必要となる薬品（液体キレート・高流動性消石灰入り活性炭・尿素水）を購入するもの。					
追加設定の理由					
令和8年4月から調達できるよう、令和7年度中に入札による業者選定をする必要があるため。					

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
清掃工場排ガス等測定分析業務委託	18,436	一 般 財 源	18,436	特 定 財 源（　　）	0

事 業 の 内 容

法令に基づき、年間を通じて排ガスの測定分析を委託にて実施するもの。

追加設定の理由

令和8年4月から実施できるよう、令和7年度中に入札による業者選定をする必要があるため。

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
美化推進業務委託	3,080	一 般 財 源	3,080	特 定 財 源（　　）	0

事 業 の 内 容

町内の道路・水路・公園等のごみ回収、自治会の地域清掃で発生したごみの回収を実施するもの。

追加設定の理由

令和8年4月1日から業務を開始できるよう、令和7年度中に入札を実施し、契約をする必要があるため。

（単位：千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
町立小中学校給食用食材購入	189,027	一 般 財 源	25,793	特 定 財 源（そ の 他）	163,234

事 業 の 内 容

小・中学校で提供する給食に係る食材を年間購入するもの。

追加設定の理由

令和8年4月1日から業務を円滑に実施できるよう、令和7年度中に納入業者を選定し、契約する必要があるため。

（単位:千円）

事　　項　　名	限度額	財　源　内　訳			
町立保育所幼稚園給食用食材購入	35,681	一 般 財 源	14,747	特 定 財 源（そ の 他）	20,934

事 業 の 内 容

町立保育所及び幼稚園での給食に係る食材の購入を行うもの。

追加設定の理由

令和8年4月1日から業務を円滑に実施できるよう、令和7年度中に納入業者を選定し、契約する必要があるため。

第７９号議案

令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度島本町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０，８４２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，２８５，０５８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加及び変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
5 繰入金		277,874	20,842	298,716
	1 一般会計繰入金	274,610	20,842	295,452
歳　　入　　合　　計		3,264,216	20,842	3,285,058

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		61,419	20,639	82,058
	1 総務管理費	58,795	20,639	79,434
4 保健事業費		42,642	203	42,845
	1 特定健康診査等事業費	28,314	203	28,517
歳　　出　　合　　計		3,264,216	20,842	3,285,058

第２表　　債務負担行為補正

（追　加）

事　　項	期　　間	限　度　額
国保システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）	(自)令和７年度 (至)令和８年度	２９，３５９千円

（変　更）

事　　項	補　　正　　前		補　　正　　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
特定健診等業務委託（集団）	(自)令和７年度 (至)令和１０年度	１９，６７４千円	(自)令和７年度 (至)令和１０年度	１７，３５１千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	277,874	20,842	298,716
歳入合計	3,264,216	20,842	3,285,058

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	61,419	20,639	82,058	0	0	0	0	20,639
4 保健事業費	42,642	203	42,845	0	0	0	0	203
歳　出　合　計	3,264,216	20,842	3,285,058	0	0	0	0	20,842

２．歳入

（款）　5.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
1 一般会計繰入金	274,610	20,842	295,452	1 職員給与費等繰入金	20,842	職員給与費等繰入金	20,842
計	274,610	20,842	295,452				

３．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	58,795	20,639	79,434	0	0	0	20,639	1 報酬	74	会計年度任用職員報酬	74
										事務職	74
								2 給料	627	職員給	627
										一般職給	627
								3 職員手当等	393	諸手当	393
										地域手当	63
										通勤手当	2
										期末手当	203
										勤勉手当	125
								4 共済費	196	職員共済組合	
								12 委託料	19,349	電算関連委託料	19,349
										国保システム改修	19,349
計	58,795	20,639	79,434	0	0	0	20,639				

（款）　4.保健事業費　　（項）　1.特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	28,314	203	28,517	0	0	0	203	1 報酬	162	会計年度任用職員報酬	162
										保健師	88

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
										事務職 74
								3 職員手当等	41	諸手当 41 会計年度任用職員期末手当 18 会計年度任用職員勤勉手当 23
計	28,314	203	28,517	0	0	0	203			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
	千円		千円	（自）令和７年度	千円	千円	千円	千円	千円
特定健診等業務委託（集団）	17,351	—	—	（至）令和１０年度	17,351	17,351			
国保システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）	29,359	—	—	（自）令和７年度 （至）令和８年度	29,359				29,359

給　与　費　明　細　書

1　一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）		
補正後	5 (4)	7,962	20,195	16,400	44,557	7,493	52,050
補正前	5 (4)	7,726	19,568	15,966	43,260	7,297	50,557
比　較	0 (0)	236	627	434	1,297	196	1,493

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	会計年度任用職員期末手当（千円）	会計年度任用職員勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	2,114	326	5,048	4,195	405	547
	補正前	2,051	324	4,845	4,070	387	524
	比　較	63	2	203	125	18	23

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額（千円）</th><th colspan="2">増 減 事 由 別 内 訳（千円）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>給　料</td><td>627</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>627</td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　　3.24%
実施時期　　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>普通昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>職員手当</td><td>393</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>445</td><td>地域手当　　63　千円
期末手当　　204　千円
勤勉手当　　178　千円
期末・勤勉手当の支給月数
<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>△ 52</td><td></td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	335,640
	平均給与月額　（円）	391,750
	平均年齢　　（歳）	42
補正前 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	325,180
	平均給与月額　（円）	380,244
	平均年齢　　（歳）	42

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度 一般行政職	
高　校　卒	219,400円		200,300円
大　学　卒	242,000円	総合職	242,000円
		一般職	232,000円

ウ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 （月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

［注］（　）内は、暫定再任用職員

第79号議案　参考資料

債務負担行為（追加設定）に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	限度額	財　源　内　訳		
国保システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）	29,359	一　般　財　源	29,359	

事　業　の　内　容

令和8年度から国民健康保険被保険料に子ども・子育て支援金が追加されることに伴い、システム改修により対応するもの。

設定の理由

本業務については、令和8年度賦課保険料から賦課を開始するため、令和7年度から引き続いて令和8年度においてもシステムの改修及び設定作業の必要があるもの。

第８０号議案

令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和７年度島本町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６，３０５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７８０，６５９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 繰入金		131,084	△6,305	124,779
	1 一般会計繰入金	131,084	△6,305	124,779
歳　　入　　合　　計		786,964	△6,305	780,659

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		27,903	△6,305	21,598
	1 総務管理費	26,211	△6,305	19,906
歳　　出　　合　　計		786,964	△6,305	780,659

第２表　　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　度　額
後期高齢者医療システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）	(自)令和７年度 (至)令和８年度	７，４２５千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	131,084	△6,305	124,779
歳入合計	786,964	△6,305	780,659

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	27,903	△6,305	21,598	0	0	0	0	△6,305
歳　出　合　計	786,964	△6,305	780,659	0	0	0	0	△6,305

２．歳入

（款）　3.繰入金　　（項）　1.一般会計繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 事務費繰入金	28,492	△ 6,305	22,187	1 事務費繰入金	△ 6,305	事務費繰入金　△ 6,305
計	131,084	△ 6,305	124,779			

３．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	26,211	△6,305	19,906	0	0	0	△6,305	2 給料	△39	職員給	△39
										一般職給	△39
								3 職員手当等	139	諸手当	139
										地域手当	△3
										期末手当	76
										勤勉手当	66
								4 共済費	140	職員共済組合	
								12 委託料	△6,545	電算関連委託料	△6,545
										後期高齢者医療システム改修業務	△6,545
計	26,211	△6,305	19,906	0	0	0	△6,305				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの
支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限度額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国　府	地方債	その他	
後期高齢者医療システム改修業務（子ども・子育て支援金対応）	7,425	—	—	（自）令和７年度 （至）令和８年度	7,425				7,425

給　与　費　明　細　書

1　一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合　計 (千円)
		給　料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	2 (0)	6,421	5,579	12,000	2,088	14,088
補正前	2 (0)	6,460	5,440	11,900	1,948	13,848
比　較	0 (0)	△ 39	139	100	140	240

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
職員手当の内訳	補正後	643	1,590	1,338
	補正前	646	1,514	1,272
	比　較	△ 3	76	66

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額（千円）</th><th colspan="2">増 減 事 由 別 内 訳（千円）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給　料</td><td rowspan="3">△ 39</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>257</td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　　3.24%
実施時期　　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td>普通昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>△ 296</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員手当</td><td rowspan="2">139</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>170</td><td>地域手当　　26　千円
期末手当　　77　千円
勤勉手当　　67　千円
期末・勤勉手当の支給月数
<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>△ 31</td><td></td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	278,700
	平均給与月額　（円）	325,200
	平均年齢　　（歳）	32
補正前 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	268,000
	平均給与月額　（円）	313,430
	平均年齢　　（歳）	32

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度 一般行政職	
高　校　卒	219,400円		200,300円
大　学　卒	242,000円	総合職	242,000円
		一般職	232,000円

ウ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 （月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

［注］（　）内は、暫定再任用職員

第80号議案　参考資料

債務負担行為に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	限度額	財　源　内　訳		
後期高齢者医療システム改修業務 （子ども・子育て支援金対応）	7,425	一　般　財　源	7,425	
事　業　の　内　容				
令和8年度から後期高齢者医療制度の保険料に子ども・子育て支援金が追加されることに伴い、システム改修により対応するもの。				
設定の理由				
本業務については、令和8年度賦課保険料から賦課を開始するため、令和7年度から引き続いて令和8年度においてもシステムの改修及び設定作業の必要があるもの。				

第８１号議案

令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和７年度島本町の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，５０６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，３９５，４９２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 国庫支出金		661,598	1,032	662,630
	2 国庫補助金	111,027	1,032	112,059
4 支払基金交付金		829,861	5	829,866
	1 支払基金交付金	829,861	5	829,866
5 府支出金		448,906	296	449,202
	2 府補助金	24,026	296	24,322
7 繰入金		612,700	4,173	616,873
	1 一般会計繰入金	501,704	3,859	505,563
	2 基金繰入金	110,996	314	111,310
歳　　入　　合　　計		3,389,986	5,506	3,395,492

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		73,199	4,119	77,318
	1 総務管理費	47,013	3,601	50,614
	2 介護認定審査会費	26,186	518	26,704
3 地域支援事業費		157,912	1,387	159,299
	2 一般介護予防事業費	1,571	21	1,592
	3 包括的支援事業費	59,450	1,366	60,816
歳　　出　　合　　計		3,389,986	5,506	3,395,492

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
3 国庫支出金	661,598	1,032	662,630
4 支払基金交付金	829,861	5	829,866
5 府支出金	448,906	296	449,202
7 繰入金	612,700	4,173	616,873
歳　　入　　合　　計	3,389,986	5,506	3,395,492

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
1 総務費	73,199	4,119	77,318	0	0	0	0	4,119
3 地域支援事業費	157,912	1,387	159,299	515	296	0	576	0
歳　出　合　計	3,389,986	5,506	3,395,492	515	296	0	576	4,119

２．歳入

（款）　3.国庫支出金　　（項）　2.国庫補助金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 地域支援事業交付金	43,329	515	43,844	1 地域支援事業交付金	515	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 5 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 510
3 介護保険事業費補助金	0	517	517	1 介護保険事業費補助金	517	介護保険事業費補助金 517
計	111,027	1,032	112,059			

（款）　4.支払基金交付金　　（項）　1.支払基金交付金

2 地域支援事業支援交付金	25,493	5	25,498	1 地域支援事業支援交付金	5	地域支援事業支援交付金（第２号被保険者分） 5
計	829,861	5	829,866			

（款）　5.府支出金　　（項）　2.府補助金

1 地域支援事業交付金	24,026	257	24,283	1 地域支援事業交付金	257	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 2

（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
						地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業） 255
2 人生会議相談対応支援事業補助金	0	39	39	1 人生会議相談対応支援事業補助金	39	39
計	24,026	296	24,322			

（款） 7.繰入金 （項） 1.一般会計繰入金

2 地域支援事業繰入金	24,026	257	24,283	1 地域支援事業繰入金	257	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） 2 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） 255
3 職員給与費等繰入金	38,716	2,565	41,281	1 職員給与費等繰入金	2,565	職員給与費等繰入金 2,565
5 その他一般会計繰入金	36,382	1,037	37,419	1 その他一般会計繰入金	1,037	その他一般会計繰入金 1,037
計	501,704	3,859	505,563			

（款）　7.繰入金　　（項）　2.基金繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 介護保険給付準備基金繰入金	110,996	314	111,310	1 介護保険給付準備基金繰入金	314	介護保険給付準備基金繰入金　314
計	110,996	314	111,310			

３．歳出

（款）　1.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	47,013	3,601	50,614	0	0	0	3,601	2 給料	1,243	職員給	1,243
										一般職給	1,243
								3 職員手当等	541	諸手当	541
										地域手当	124
										住居手当	△336
										通勤手当	9
										期末手当	393
										勤勉手当	351
								4 共済費	781	職員共済組合	
								12 委託料	1,036	電算関連委託料	1,036
										介護保険システム改修	1,036
計	47,013	3,601	50,614	0	0	0	3,601				

（款）　1.総務費　　（項）　2.介護認定審査会費

1 介護認定審査会費	26,186	518	26,704	0	0	0	518	1 報酬	470	会計年度任用職員報酬	470
										事務職	74
										認定調査員	396

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
								3 職員手当等	104	諸手当 104 会計年度任用職員期末手当 46 会計年度任用職員勤勉手当 58
								4 共済費	△56	社会保険料等
計	26,186	518	26,704	0	0	0	518			

（款） 3.地域支援事業費　　（項） 2.一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	1,571	21	1,592	国庫支出金 5 府支出金 2	0	14	0	1 報酬	21	会計年度任用職員報酬 21 管理栄養士 21
計	1,571	21	1,592	国庫支出金 5 府支出金 2	0	14	0			

（款）　3.地域支援事業費　　（項）　3.包括的支援事業費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 包括的支援事業費	59,450	1,366	60,816	国庫支出金 510 府支出金 294	0	562	0	1 報酬	106	会計年度任用職員報酬 認知症地域支援推進員	106 106
								2 給料	539	職員給 一般職給	539 539
								3 職員手当等	532	諸手当 地域手当 扶養手当 期末手当 勤勉手当 会計年度任用職員期末手当 会計年度任用職員勤勉手当	532 60 60 212 157 19 24
								4 共済費	189	職員共済組合 社会保険料等	172 17

（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
計	59,450	1,366	60,816	国庫支出金 510 府支出金 294	0	562	0			

給　与　費　明　細　書

1　一　般　職

（1）総　括

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）		
補正後	7 (6)	11,830	27,416	24,199	63,445	11,029	74,474
補正前	7 (6)	11,233	25,634	23,022	59,889	10,115	70,004
比　較	0 (0)	597	1,782	1,177	3,556	914	4,470

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	住居手当（千円）	通勤手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）	会計年度任用職員期末手当（千円）	会計年度任用職員勤勉手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	2,897	888	0	347	6,892	5,789	1,159	1,564
	補正前	2,713	828	336	338	6,287	5,281	1,094	1,482
	比　較	184	60	△ 336	9	605	508	65	82

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額（千円）</th><th colspan="2">増 減 事 由 別 内 訳（千円）</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>給　料</td><td>1,782</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>872</td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　3.24%
実施時期　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>普通昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>910</td><td></td></tr>
<tr><td>職員手当</td><td>1,030</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>617</td><td>地域手当　88　千円
期末手当　279　千円
勤勉手当　250　千円
期末・勤勉手当の支給月数
<table>
<tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr>
<tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr>
<tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr>
<tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の増減分</td><td>413</td><td>地域手当　96 千円
扶養手当　60 千円
住居手当　△ 336 千円
通勤手当　9 千円
期末手当　326 千円
勤勉手当　258 千円</td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補正後 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	325,186
	平均給与月額　（円）	382,062
	平均年齢　　（歳）	40
補正前 令和7年4月1日現在	平均給料月額　（円）	314,843
	平均給与月額　（円）	370,685
	平均年齢　　（歳）	40

イ　初任給

区　分	全職種	国の制度 一般行政職	
高　校　卒	219,400円		200,300円
大　学　卒	242,000円	総合職	242,000円
		一般職	232,000円

ウ　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 （月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　　考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
国の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

［注］（　）内は、暫定再任用職員

第８２号議案

令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度島本町の水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　令和７年度島本町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　出　　（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　水道事業費用	６５５，４００	△２，７４７	６５２，６５３
第１項　営業費用	６１９，５９８	△２，７４７	６１６，８５１

（資本的支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額５８１，２８２千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５１，０９９千円、減債積立金１７，５６２千円、建設改良積立金２００，０００千円及び過年度分損益勘定留保資金３１２，６２１千円で補填するものとする。）。

支　出　　（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	６６５，９００	４６４	６６６，３６４
第１項　建設改良費	６４８，３３８	４６４	６４８，８０２

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第６条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
（１）　職員給与費	９９，３７２	△２，２８３	９７，０８９

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

令和７年度　　島本町水道事業会計補正予算総括

（収益的収入及び支出）　　（単位：千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1　水道事業収益		692,200	0	692,200
1　水道事業費用		655,400	△ 2,747	652,653
	1　営業費用	619,598	△ 2,747	616,851
差引		36,800	2,747	39,547

（資本的収入及び支出）　　（単位：千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1　資本的収入		85,082	0	85,082
1　資本的支出		665,900	464	666,364
	1　建設改良費	648,338	464	648,802
差引		△ 580,818	△ 464	△ 581,282

令和７年度　　島本町水道事業会計補正予算実施計画

（収益的支出）

２　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１　水道事業費用			655,400	△ 2,747	652,653	
	１　営　業　費　用		619,598	△ 2,747	616,851	
		１　原水及び浄水費	196,248	548	196,796	
		２　配水及び給水費	56,538	△ 4,720	51,818	
		３　受託工事費	5,443	120	5,563	
		４　総　係　費	113,092	1,305	114,397	

（資本的支出）

２　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１　資本的支出			665,900	464	666,364	
	１　建設改良費		648,338	464	648,802	
		１　事　務　費	15,701	464	16,165	

令和７年度　　島本町水道事業会計補正予算計画説明書

（収益的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明
1 水道事業費用				655,400	△ 2,747	652,653	
	1 営 業 費 用			619,598	△ 2,747	616,851	
		1 原水及び浄水費		196,248	548	196,796	
			給　　料	3,450	127	3,577	一般職　１名　127
			手　　当	2,680	192	2,872	地域手当　13 期末手当　66 勤勉手当　58 期末手当（会計年度任用職員）　25 勤勉手当（会計年度任用職員）　30
			賞与引当金繰入額	590	30	620	賞与引当金繰入額　30
			報　　酬	3,969	124	4,093	会計年度任用職員１名　124
			法 定 福 利 費	1,838	75	1,913	職員共済組合　75
		2 配水及び給水費		56,538	△ 4,720	51,818	
			給　　料	7,057	△ 2,871	4,186	一般職　１名　△ 2,871
			手　　当	4,375	△ 843	3,532	地域手当　△ 288 通勤手当　△ 67 期末手当　△ 295 勤勉手当　△ 225 期末手当（会計年度任用職員）　14

（収益的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明	
							勤勉手当（会計年度任用職員）	18
			賞与引当金繰入額	1,230	△ 490	740	賞与引当金繰入額	△ 490
			報酬	1,812	76	1,888	会計年度任用職員１名	76
			法定福利費	2,454	△ 592	1,862	職員共済組合	△ 592
		３受託工事費		5,443	120	5,563		
			報酬	2,006	85	2,091	会計年度任用職員１名	85
			手当	611	35	646	期末手当（会計年度任用職員）	15
							勤勉手当（会計年度任用職員）	20
		４総係費		113,092	1,305	114,397		
			給料	24,498	412	24,910	一般職　６名	412
			手当	14,667	485	15,152	地域手当	42
							期末手当	242
							勤勉手当	199
							通勤手当	2
			賞与引当金繰入額	4,110	240	4,350	賞与引当金繰入額	240
			法定福利費	7,938	168	8,106	職員共済組合	168

（資本的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明	
1 資本的支出				665,900	464	666,364		
	1 建設改良費			648,338	464	648,802		
		1 事務費		15,701	464	16,165		
			給料	7,681	233	7,914	一般職　２名	233
			手当	5,521	91	5,612	地域手当	23
							期末手当	74
							勤勉手当	△ 7
							通勤手当	1
			法定福利費	2,488	140	2,628	職員共済組合	140

給　　与　　費　　明　　細　　書

1 総　　括

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	9 (3)	8,072	32,673	※1 26,706	67,451	※2 13,064	80,515
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,914	5,492	13,406	2,628	16,034
	合計	11 (3)	8,072	40,587	32,198	80,857	15,692	96,549
補正前	損益勘定支弁職員	9 (3)	7,787	35,005	※3 27,172	69,964	※4 13,298	83,262
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,681	5,401	13,082	2,488	15,570
	合計	11 (3)	7,787	42,686	32,573	83,046	15,786	98,832
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	285	△ 2,332	△ 466	△ 2,513	△ 234	△ 2,747
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	233	91	324	140	464
	合計	0 (0)	285	△ 2,099	△ 375	△ 2,189	△ 94	△ 2,283

［注］（　）内は、短時間勤務の暫定再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※1　賞与引当金繰入額４，９２４千円を含む。

※2　賞与引当金繰入額７８６千円を含む。

※3　賞与引当金繰入額５，２５９千円を含む。

※4　賞与引当金繰入額６７１千円を含む。

手当の内訳	区分	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	4,344	564	11,704	10,320
	補正前	4,554	628	11,736	10,389
	比較	△ 210	△ 64	△ 32	△ 69

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数（人）	給与費 報酬（千円）	給与費 給料（千円）	給与費 手当（千円）	給与費 計（千円）	法定福利費（千円）	合計（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	32,673	※1 24,214	56,887	※2 11,378	68,265
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,914	5,492	13,406	2,628	16,034
	合計	11 (0)	0	40,587	29,706	70,293	14,006	84,299
補正前	損益勘定支弁職員	9 (0)	0	35,005	※3 24,802	59,807	※4 11,612	71,419
	資本勘定支弁職員	2 (0)	0	7,681	5,401	13,082	2,488	15,570
	合計	11 (0)	0	42,686	30,203	72,889	14,100	86,989
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	△ 2,332	△ 588	△ 2,920	△ 234	△ 3,154
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	233	91	324	140	464
	合計	0 (0)	0	△ 2,099	△ 497	△ 2,596	△ 94	△ 2,690

［注］(　)内は、短時間勤務の暫定再任用職員【外書】

※1　賞与引当金繰入額４，９２４千円を含む。

※2　賞与引当金繰入額７８６千円を含む。

※3　賞与引当金繰入額５，２５９千円を含む。

※4　賞与引当金繰入額６７１千円を含む。

手当の内訳 区分	地域手当（千円）	通勤手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
補正後	4,344	564	10,643	8,889
補正前	4,554	628	10,729	9,026
比較	△ 210	△ 64	△ 86	△ 137

イ　会計年度任用職員

区分		職員数（人）	給与費				法定福利費（千円）	合計（千円）
			報酬（千円）	給料（千円）	手当（千円）	計（千円）		
補正後	損益勘定支弁職員	(3)	8,072	0	2,492	10,564	1,686	12,250
補正前	損益勘定支弁職員	(3)	7,787	0	2,370	10,157	1,686	11,843
比較		(0)	285	0	122	407	0	407

手当の内訳	区分	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	1,061	1,431
	補正前	1,007	1,363
	比較	54	68

２　給料及び手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額
（千円）</th><th colspan="2">増減事由別内訳
（千円）</th><th>説　明</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給　料</td><td rowspan="3">△ 2,099</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>1,397</td><td></td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　3.24%
実施時期　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td>昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>△ 3,496</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">手　当</td><td rowspan="2">△ 497</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>972</td><td>地域手当　140千円
期末手当　440千円
勤勉手当　392千円</td><td>期末・勤勉手当の支給月数
<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>△ 1,469</td><td>地域手当　△ 350千円
通勤手当　△ 64千円
期末手当　△ 526千円
勤勉手当　△ 529千円</td><td></td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び手当の増減額は除く。

3　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補　正　後 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	343,178
	平均給与月額(円)	414,076
	平均年齢(歳)	44
補　正　前 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	332,656
	平均給与月額(円)	402,501
	平均年齢(歳)	44

[注]短時間勤務の暫定再任用職員は除く。

(2)　初任給

区　分	全職種（円）	一般会計の制度・全職種（円）
高　校　卒	219,400	219,400
大　学　卒	242,000	242,000

(3)　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　考
	６月(月分)	１２月(月分)			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
一般会計 の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

[注]　(　) 内は、暫定再任用職員

第８３号議案

令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和７年度島本町の下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第２条　令和７年度島本町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支　出　　（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　下水道事業費用	９１７，３００	２６９	９１７，５６９
第１項　営業費用	８４８，４５０	２６９	８４８，７１９

（資本的支出）

第３条　予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３８１，９７３千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２４，８９７千円、減債積立金６３，０００千円、過年度分損益勘定留保資金２５１，６１０千円及び当年度分損益勘定留保資金４２，４６６千円で補填するものとする。）。

支　出　　（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
第１款　資本的支出	９６９，８００	１，９７３	９７１，７７３
第１項　建設改良費	５１９，４７７	１，９７３	５２１，４５０

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第４条　予算第９条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

科　　目	既決予定額	補正予定額	計
（１）　職員給与費	４４，２１８	２，２４２	４６，４６０

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

令和７年度　　島本町下水道事業会計補正予算総括

（収益的収入及び支出）　　（単位：千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1　下水道事業収益		997,800	0	997,800
1　下水道事業費用		917,300	269	917,569
	1　営業費用	848,450	269	848,719
差引		80,500	△ 269	80,231

（資本的収入及び支出）　　（単位：千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1　資本的収入		589,800	0	589,800
1　資本的支出		969,800	1,973	971,773
	1　建設改良費	519,477	1,973	521,450
差引		△ 380,000	△ 1,973	△ 381,973

令和７年度　　島本町下水道事業会計補正予算実施計画

（収益的支出）

２　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１　下水道事業費用			917,300	269	917,569	
	１　営　業　費　用		848,450	269	848,719	
		５　総　　係　　費	34,104	269	34,373	

（資本的支出）

２　支　出　　（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
１　資本的支出			969,800	1,973	971,773	
	１　建　設　改　良　費		519,477	1,973	521,450	
		１　公共下水道整備事業費	452,998	1,973	454,971	

令和７年度　　島本町下水道事業会計補正予算計画説明書

（収益的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説　　明
1 下水道事業費用				917,300	269	917,569	
	1 営業費用			848,450	269	848,719	
		5 総係費		34,104	269	34,373	
			給料	4,208	115	4,323	一般職　1名　115
			手当	2,617	84	2,701	地域手当　12 期末手当　38 勤勉手当　34
			法定福利費	1,333	70	1,403	職員共済組合　70

（資本的支出）　　（単位：千円）

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明	
1 資本的支出				969,800	1,973	971,773		
	1 建設改良費			519,477	1,973	521,450		
		1 公共下水道整備事業費		452,998	1,973	454,971		
			給料	15,003	948	15,951	一般職　４名	948
			手当	12,294	397	12,691	地域手当	81
							扶養手当	△ 138
							期末手当	243
							勤勉手当	207
							通勤手当	124
							児童手当	△ 120
			法定福利費	5,001	628	5,629	職員共済組合	628

給　　与　　費　　明　　細　　書

1 総　　括

区分		職員数 (人)	給与費 報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)	法定福利費 (千円)	合計 (千円)
補正後	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,323	※1 6,337	10,660	※2 1,529	12,189
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,951	12,391	28,342	5,629	33,971
	合計	5 (0)	0	20,274	18,728	39,002	7,158	46,160
補正前	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※3 6,253	10,461	※4 1,459	11,920
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,003	11,874	26,877	5,001	31,878
	合計	5 (0)	0	19,211	18,127	37,338	6,460	43,798
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	115	84	199	70	269
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	948	517	1,465	628	2,093
	合計	0 (0)	0	1,063	601	1,664	698	2,362

［注］(　)内は、短時間勤務の暫定再任用職員及び会計年度任用職員【外書】

※1　賞与引当金繰入額６３３千円を含む。　　※2　賞与引当金繰入額１２６千円を含む。

※3　賞与引当金繰入額６３３千円を含む。　　※4　賞与引当金繰入額１２６千円を含む。

手当の内訳 区分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
補正後	2,152	570	443	5,122	4,308
補正前	2,059	708	319	4,841	4,067
比較	93	△ 138	124	281	241

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数	給与費				法定福利費	合計
			報酬	給料	手当	計		
		（人）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）
補正後	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,323	※1 6,337	10,660	※2 1,529	12,189
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,951	12,391	28,342	5,629	33,971
	合計	5 (0)	0	20,274	18,728	39,002	7,158	46,160
補正前	損益勘定支弁職員	1 (0)	0	4,208	※3 6,253	10,461	※4 1,459	11,920
	資本勘定支弁職員	4 (0)	0	15,003	11,874	26,877	5,001	31,878
	合計	5 (0)	0	19,211	18,127	37,338	6,460	43,798
比較	損益勘定支弁職員	0 (0)	0	115	84	199	70	269
	資本勘定支弁職員	0 (0)	0	948	517	1,465	628	2,093
	合計	0 (0)	0	1,063	601	1,664	698	2,362

［注］（　）内は、短時間勤務の暫定再任用職員【外書】

※1　賞与引当金繰入額６３３千円を含む。

※2　賞与引当金繰入額１２６千円を含む。

※3　賞与引当金繰入額６３３千円を含む。

※4　賞与引当金繰入額１２６千円を含む。

手当の内訳	区分	地域手当（千円）	扶養手当（千円）	通勤手当（千円）	期末手当（千円）	勤勉手当（千円）
	補正後	2,152	570	443	5,122	4,308
	補正前	2,059	708	319	4,841	4,067
	比較	93	△ 138	124	281	241

２　給料及び手当の増減額の明細

<table>
<tr><th>区　分</th><th>増減額
（千円）</th><th colspan="2">増減事由別内訳
（千円）</th><th>説　　明</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給　料</td><td rowspan="3">1,063</td><td>給与改定に伴う増減分</td><td>617</td><td></td><td>給与改定の状況
＜給料表の改定＞
給料の改定率　　3.24%
実施時期　　令和7年4月1日</td></tr>
<tr><td>昇給に伴う増加分</td><td>0</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>446</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">手　当</td><td rowspan="2">601</td><td>制度改正に伴う増減分</td><td>441</td><td>地域手当　　62千円
期末手当　　200千円
勤勉手当　　179千円</td><td>期末・勤勉手当の支給月数
<table><tr><th rowspan="2">期</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改正前</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th></tr><tr><td rowspan="2">6月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.25</td><td>1.05</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.7</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">12月期</td><td>一般職</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>1.275</td><td>1.075</td></tr><tr><td>暫定再任用</td><td>0.7</td><td>0.5</td><td>0.725</td><td>0.525</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>その他の増減分</td><td>160</td><td>地域手当　　31千円
扶養手当　△ 138千円
通勤手当　　124千円
期末手当　　81千円
勤勉手当　　62千円</td><td></td></tr>
</table>

［注］会計年度任用職員の報酬及び手当の増減額は除く。

3　給料及び手当の状況

(1)　職員１人当たり給与

区　　分		全職種
補　正　後 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	337,340
	平均給与月額(円)	404,531
	平均年齢(歳)	44
補　正　前 令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	327,060
	平均給与月額(円)	393,223
	平均年齢(歳)	44

[注]短時間勤務の暫定再任用職員は除く。

(2)　初任給

区　分	全職種（円）	一般会計の制度・全職種（円）
高　校　卒	219,400	219,400
大　学　卒	242,000	242,000

(3)　期末手当・勤勉手当

区　分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備　考
	６月(月分)	１２月(月分)			
補正後	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.30 (1.20)	2.30 (1.20)	4.60 (2.40)	有	
一般会計の制度	2.30 (1.20)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

［注］（　）内は、暫定再任用職員

第８４号議案

訴えの提起について

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

１　訴えの要旨

大阪地方裁判所令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件に関し、町議会令和７年２月定例会議第３２号議案「損害賠償の額を定めること及び和解について」の議決による和解に基づき、町が原告に対して支出した賠償金及び弁護士へ支出した着手金、弁護士報酬等について、事件の原因者へ国家賠償法第１条第２項及び民法第７０９条に基づき、１，９３５，４７４円の支払いを求めたが、相手方はこれに応じないため、訴えを提起するもの。

２　訴えの相手方

[redacted]

3　請求の要旨

(1)　相手方に対し、金１，９３５，４７４円及びこれに対する令和７年７月２４日から支払済まで年３分の割合による金員の支払いを求める。

(2)　相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4　管轄裁判所

大阪地方裁判所

提案理由

大阪地方裁判所令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件に関し、原因者へ国家賠償法第１条第２項及び民法第７０９条に基づく損害賠償の訴えの提起をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、提案するもの。

第８４号議案資料

訴えの提起について

１　提案理由

大阪地方裁判所令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件に関し、原因者へ国家賠償法第１条第２項及び民法第７０９条に基づく損害賠償の訴えの提起をするため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、提案するもの。

２　議案の概要

大阪地方裁判所令和[redacted]年（[redacted]）第[redacted]号損害賠償請求事件に関し、町議会令和７年２月定例会議第３２号議案「損害賠償の額を定めること及び和解について」の議決による和解に基づき、町が原告に対して支出した賠償金及び弁護士へ支出した着手金、弁護士報酬等について、事件の原因者へ国家賠償法第１条第２項及び民法第７０９条に基づき、１，９３５，４７４円の支払いを求めたが、相手方はこれに応じないため、訴えを提起するもの。

３　訴えの相手方

[redacted]

４　請求の要旨

⑴　相手方に対し、金１，９３５，４７４円及びこれに対する令和７年７月２４日から支払済まで年３分の割合による金員の支払いを求める。

⑵　相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

５　管轄裁判所

大阪地方裁判所

第８５号議案

令和７年度島本町一般会計補正予算（第７号）

令和７年度島本町の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７，１７１，６４５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和　７　年１２月１５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
19 繰入金		2,179,468	440	2,179,908
	2 基金繰入金	2,159,316	440	2,159,756
歳　　入　　合　　計		17,171,205	440	17,171,645

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 総務費		3,240,607	440	3,241,047
	1 総務管理費	2,857,275	440	2,857,715
歳　　出　　合　　計		17,171,205	440	17,171,645

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
19 繰入金	2,179,468	440	2,179,908
歳　　入　　合　　計	17,171,205	440	17,171,645

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,240,607	440	3,241,047	0	0	0	0	440
歳　出　合　計	17,171,205	440	17,171,645	0	0	0	0	440

２．歳入

（款）　19.繰入金　　（項）　2.基金繰入金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 財政調整基金繰入金	976,307	440	976,747	1 財政調整基金繰入金	440	財政調整基金繰入金　440
計	2,159,316	440	2,159,756			

３．歳出

（款）　2.総務費　　（項）　1.総務管理費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	617,935	440	618,375	0	0	0	440	12 委託料	440	事務等委託料	440
										訴訟に伴う弁護士費用	440
計	2,857,275	440	2,857,715	0	0	0	440				

損害賠償の額を定めることの専決処分について　説明

それでは、第９号報告「損害賠償の額を定めることの専決処分について」御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることについて、令和７年９月３０日に地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、報告するものです。

報告の概要について、御説明申し上げます。

令和５年度大阪府子育てのための施設等利用給付費府負担金返還金支払い遅延について、大阪府を相手方とし、これに対する損害を次のとおり賠償したものです。

なお、損害賠償額は４，３９６円となります。

以上、簡単ではありますが、損害賠償の額を定めることの専決処分についての説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて(案)

説明

それでは、第６８号議案「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

今回、選任の同意を求めます小田　利昭（おだ　としあき）氏については、令和４年１２月から固定資産評価審査委員会委員をお願いしており、現在１期目です。略歴については、６８の２ページに記載しているとおりです。

任期については､令和７年１２月２３日から令和１０年１２月２２日までです。

以上、簡単ではありますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

工事請負契約の変更について（案）説明

それでは、第６９号議案「工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

本契約の変更については、令和５年６月２６日議決に係る「新庁舎建設工事請負契約」の一部を変更する契約で、契約金額の変更が生じることから、議会の議決を求めるものです。

第６９号議案資料を御覧ください。

変更の概要については、工事請負契約書第２５条第６項の規定による、いわゆるインフレスライド条項に伴う変更及び工事内容の変更に伴い、契約金額を記載のとおり変更するもので、令和７年９月定例会議（後半）において、令和７年度一般会計補正予算（第５号）として御可決賜りました新庁舎建設工事（増額分）に係るものです。

続いて、仮契約書（写）を御覧ください。請負代金額の変更のほか、各会計年度における支払の限度額及び出来高予定額を併せて変更するものです。

工事内容の変更については、旧庁舎地階機械室の内装材や配管を撤去していた際に、壁面に少量の吹付アスベストが点在していることが新たに判明したため、追加で除去作業が必要となったものです。

また、工期の変更についても、現契約の工期末である令和８年５月３１日を令和８年７月１５日に変更します。

次に議案参考資料（１）を御覧ください。

本図面は、旧庁舎地階平面図で、追加で除去作業が必要となったアスベスト吹付材壁除去範囲を示しています。

以上、簡単ではありますが、工事請負契約の変更についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について（案）説明

それでは、第７０号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、児童福祉法等の一部を改正する法律及び関係内閣府令改正に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

⑴島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正についてです。

児童福祉法の改正により施設職員が児童を虐待したことや、虐待の疑いがあることを認知した者は、当該行為に関し通告することが義務化され、本町が通告を受けた場合には、事実確認や対象児童の支援、施設への指導を行い、その措置状況等を子ども・子育て会議に報告することとなりましたので、当該会議が担任する事務について、追加するものです。

続きまして、⑵島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

先に御説明いたしました児童福祉法の改正に伴い、虐待等の禁止に関する規定について、本条例で引用する箇所に条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

続きまして、⑶島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容の１点目、⑵島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、虐待等の禁止に関する規定について、本条例で引用する箇所に条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

次に２点目、家庭的保育事業の利用を開始する際に行う健康診断について、母子保健上の健康診査結果を活用することが可能となったため、所要の改正を行うものです。

次に３点目、これまで国家戦略特別区域で認められていた地域限定保育士について、同制度の一般制度化に伴い国家戦略特別区域法が一部改正され、地域限定保育士に関する規定が削除されたことから、同法改正前に地域限定保育士の資格

を取得された方を引き続き保育士として任用できるよう所要の改正を行うものです。

続きまして、⑷島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

⑶の改正内容の３点目で御説明いたしました地域限定保育士制度の改正に伴い、今後は児童福祉法において同制度が運用されることとなりますが、同制度の適用に関しては都道府県が認定を受ける必要があり、大阪府が認定を受けた際に本町においても速やかに適用できるよう再度改正を行うものです。

続きまして、⑸島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容については、⑶島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてで御説明いたしました虐待等の禁止に関する規定に関する引用箇所の条ずれ及び地域限定保育士に関する規定に関し、同様の改正を行うものです。

続きまして、⑹島本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容については、⑷島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてで御説明いたしました地域限定保育士に関する再度の改正について同様の改正を行うものです。

続きまして、⑺島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容については、⑶及び⑸で御説明いたしました虐待等の禁止に関する規定に関する引用箇所の条ずれ及び地域限定保育士に関する規定に関し、同様の改正を行うものです。

続きまして、⑻島本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

改正内容については、⑷及び⑸で御説明いたしました地域限定保育士に関する再度の改正について同様の改正を行うものです。

施行期日は、⑴、⑵、⑶、⑸及び⑺は公布の日、⑷、⑹及び⑻は大阪府が児童福祉法第１８条の２６第１項の認定を受けた日です。

以上、簡単ではありますが、島本町執行機関の附属機関に関する条例等の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町ふれあいセンター条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７１号議案「島本町ふれあいセンター条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、ふれあいセンターのOA教室を廃止するため、所要の改正を行うものです。

OA教室については利用が少ないことから、ふれあいセンター全体の運用状況を鑑みつつ、多用途への転用について検討を進めておりました。今般、全館においてWi-Fiを増強することにより専用施設確保の必要性が薄れていることなどから貸館対象施設としての用途を廃止し、当面の間、会議室とするものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

別表第１⑵　ケリヤホール以外の貸館対象施設使用料のうち、OA教室の部分を削除するものです。

施行期日は、令和８年６月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町ふれあいセンター条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７２号議案「島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、本町の農地の状況並びに都市農業の現状及び課題を踏まえ、近隣自治体の状況等を総合的に判断し、委員定数の見直しを行うものです。

具体的な改正内容については、委員定数を１４人から１２人に削減するものです。

施行期日は、現委員の任期が満了し、次期任期の初日となる令和８年７月２０日です。

以上、簡単ではありますが、島本町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町火災予防条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７３号議案「島本町火災予防条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めるため、所要の改正を行うものです。

具体的な内容について、議案資料の新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

第７条の２の規定については、テント型、バレル型サウナを新たに簡易サウナ設備として規定し位置及び構造の基準について規定するものです。

第７条の３の規定については、簡易サウナ設備を新たに規定したことから、従来のサウナ設備を一般サウナ設備に改正するものです。

第２９条の規定については、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限に関する規定について、当該警報が消防法第２２条第３項に規定するものであることを明確にするものです。また、屋内における裸火の使用の規定について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備や器具の従前からの変化を踏まえ削除とするものです。

第２９条の７の規定については、住宅における火災予防を推進する施策として感震ブレーカーを追加するものです。

第２９条の８の規定ついては、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発令することができることを規定するものです。

林野火災注意報が発令された場合は、注意報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、火災予防条例第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないことを規定するものです。

林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することを規定するものです。

第２９条の９の規定については、林野火災警報を発令したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第２９条各号に定める火の使用の制限の

対象となる区域を指定することができることを規定するものです。

第４４条の規定については、届出の種類について、簡易サウナ設備を追加し、現行のサウナ設備を一般サウナ設備に改正するものです。

第４５条の規定については、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出について、たき火が含まれることを明確に規定するものです。第４５条第１項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを規定するものです。

第４５条の２の規定については、消防長に字句を整理するものです。

施行期日は、林野火災注意報関係が令和８年１月１日、感震ブレーカー関係が令和８年３月３１日、サウナ設備関係が令和８年３月３１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町火災予防条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について（案）説明

それでは、第７４号議案「島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和７年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、２条から成る条建てとしています。

始めに、第１条における改正内容についてです。

令和７年度の期末手当について、支給月数を改正するものです。１２月期における期末手当の支給月数について、現行の２．２２５月から２．４２５月へと０．２月を加え、年間支給月数を４．４５月から４．６５月へ改正するものです。

続いて、第２条における改正内容についてです。

令和８年４月以降の期末手当について、支給月数を改正するものです。令和７年度支給分については、既に６月期を支給していることから、１２月期において０．２月分を加えていましたが、令和８年度以降については、その増加分の０．２月分を６月と１２月とで按分し、それぞれ０．１月分ずつを加えるものです。具体的には、６月期、１２月期とも現行の２．２２５月から２．３２５月へと、０．１月を加えるものです。

施行期日は、第１条については、公布の日とし、令和７年１２月１日から適用するものです。また、第２条については、令和８年４月１日とするものです。

これらの改正による０．２月分の増加による影響額としましては、年間約１０８万円です。

以上、簡単ではありますが、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７５号議案「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和７年人事院勧告の改正内容に準じて改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、２条から成る条建てとしています。

始めに、第１条における改正内容についてです。

まず、給料について、一般職員、特定任期付職員（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で任期付の者）及び任期付職員の給料表の引上げ改定を行うものです。

次に、令和７年度の期末手当・勤勉手当について、一般職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の支給月数をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

一般職員については、１２月期における期末手当の支給月数を現行の１．２５月から１．２７５月に、勤勉手当の支給月数を現行の１．０５月から１．０７５月にそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を４．６月から４．６５月に改正するものです。

暫定再任用職員については、１２月期における期末手当の支給月数を現行の０．７月から０．７２５月に、勤勉手当の支給月数を現行の０．５月から０．５２５月にそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を２．４月から２．４５月に改正するものです。

特定任期付職員については、１２月期における期末手当の支給月数を現行の０．９５月から０．９７５月に、勤勉手当の支給月数を現行の０．８７５月から０．９月にそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を３．６５月から３．７月に改正するものです。

次に、宿日直手当について、宿日直勤務１回当たりの支給上限額を記載のとおり改正するものです。

通常の宿日直勤務については現行の４，４００円から４，７００円に３００円引き上げ、勤務時間が午前９時から正午までと定められている日等に退庁時から

引き続いて行われる宿直勤務については現行の６，６００円から７，０５０円に４５０円引き上げるよう改正するものです。

次に、自動車等使用に係る通勤手当について、使用距離の区分ごとの支給月額をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

１０キロメートル以上１５キロメートル未満の区分から６０キロメートル以上の区分までについて、それぞれ２００円から７，１００円までの幅で引き上げるよう改正するものです。

第１条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和７年４月１日から適用するものです。

続いて、第２条における改正内容についてです。

令和７年度の期末手当・勤勉手当支給分については、一般職の職員の給与に関する法律の改正と同様に、１２月期において支給月数の引上げを行っていましたが、令和８年度以降については、その増加分を６月期と１２月期とで等分し、一般職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の支給月数をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

第２条の規定の施行期日は、令和８年４月１日です。

今回の給与改定の実施による本年度の影響額は、全会計で約５，７６７万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７６号議案「特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、２条から成る条建てとしています。

始めに、第１条における改正内容についてです。

令和７年度の期末手当について、支給月数を記載のとおり改正するものです。

１２月期における期末手当の支給月数を現行の２．１５月から２．２月に０．０５月分引き上げ、年間支給月数を４．３月から４．３５月に改正するものです。

第１条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和７年４月１日から適用するものです。

続いて、第２条における改正内容についてです。

令和７年度の期末手当支給分については、第１条における改正のとおり、１２月期において支給月数の引上げを行っていましたが、令和８年度以降については、その増加分を６月期と１２月期とで等分し、支給月数を記載のとおり改正するものです。

第２条の規定の施行期日は、令和８年４月１日です。

今回の給与改定の実施による本年度の影響額は、約１４万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第７７号議案「島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、令和７年人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「２　議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、２条から成る条建てとしています。

始めに、第１条における改正内容についてです。

まず、給料について、一般職員に準じ、給料表の引上げ改定を行うものです。

次に、令和７年度の期末手当・勤勉手当について、支給月数を記載のとおり改正するものです。

１２月期における期末手当の支給月数を現行の０．７７５月から０．８月に、勤勉手当の支給月数を現行の１．０５月から１．０７５月にそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当・勤勉手当の年間支給月数を３．６５月から３．７月に改正するものです。

なお、会計年度任用職員の勤勉手当については一般職の職員の給与に関する条例に定める一般職員の勤勉手当に関する規定を準用しているため、本条例を直接改正するものではありません。

次に、自動車等使用に係る通勤手当について、使用距離の区分ごとの支給月額をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

１０キロメートル以上１５キロメートル未満の区分から６０キロメートル以上の区分までについて、それぞれ２００円から７，１００円までの幅で引き上げるよう改正するものです。

なお、会計年度任用職員の通勤手当についても一般職の職員の給与に関する条例に定める一般職員の通勤手当に関する規定を準用しているため、本条例を直接改正するものではありません。

その他の改正については、文言の整理を行うものです。

第１条の規定の施行期日は、公布の日とし、令和７年４月１日から適用するも

のです。

続いて、第２条における改正内容についてです。

令和７年度の期末手当・勤勉手当支給分については、第１条における改正のとおり、１２月期において支給月数の引上げを行っていましたが、令和８年度以降については、その増加分を６月期と１２月期とで等分し、支給月数を記載のとおり改正するものです。

第２条の規定の施行期日は、令和８年４月１日です。

今回の給与改定の実施による本年度の影響額は、あくまで概算でありますが、全会計で約３，５９６万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、島本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）（案）説明

それでは、第７８号議案「令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和７年人事院勧告に準じた給料等の改定に係る予算等について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６３，６０５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７，１７１，２０５千円とするもので、款項別の内容については、７８の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の繰越明許費の追加については、７８の８ページの「第２表　繰越明許費補正」にお示ししている３件となり、その内容については、７８の４４ページの次に添付しています「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第３条の債務負担行為の追加及び変更については、７８の９ページの「第３表　債務負担行為補正」にお示ししている９件となり、追加に係る内容については、７８の４４ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

７８の１３ページからの歳入です。

第１０款　地方特例交付金　第１項　地方特例交付金　第１目　地方特例交付金　第１節　地方特例交付金３，３０１千円の増額、第１１款　地方交付税　第１項　地方交付税　第１目　地方交付税　第１節　地方交付税５９０，０７７千円の増額については、額の確定によるものです。

第１５款　国庫支出金　第２項　国庫補助金　第１目　総務費国庫補助金　第１節　総務管理費補助金１，７６２千円の増額については、交付見込みによるものです。

第２節　戸籍住民基本台帳費補助金７５７千円の増額、第２目　民生費国庫補助金　第１節　児童福祉費補助金３０９千円の増額、第３目　衛生費国庫補助金第１節　保健衛生費補助金１６４千円の増額、第１６款　府支出金　第２項　府補助金　第２目　民生費府補助金　第１節　地域福祉・子育て支援交付金７７千

円の増額、第２節　児童福祉費補助金９５千円の増額及び第３目　衛生費府補助金　第１節　保健衛生費補助金８２千円の増額については、人件費の増に伴うものです。

第８目　教育費府補助金　第１節　教育総務費補助金１，５８２千円の減額については、交付申請ができていなかったことから減額するものです。

第１７款　財産収入　第２項　財産売払収入　第１目　不動産売払収入　第１節　土地売払収入６６５千円の増額については、町有地の売払いによるものです。

第１９款　繰入金　第２項　基金繰入金　第２目　財政調整基金繰入金　第１節　財政調整基金繰入金５３２，１０２千円の減額については、財源調整によるものです。

続いて、７８の１５ページからの歳出です。

人件費については多岐にわたることから､最後に一括して御説明申し上げます。

第２款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費　第１２節　委託料７７０千円の増額については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステムの改修によるものです。

第２目　財産管理費　第１４節　工事請負費１，９８０千円の増額については、旧庁舎から消防庁舎、町立体育館及びふれあいセンターへの内線の撤去によるものです。

第５目　財務会計費　第１２節　委託料１７６千円の増額については、第一幼稚園での給食の開始に伴い、給食費の口座振替を実施するため税目の追加を行うものです。

第１３目　財政調整基金等積立金　第２４節　積立金６６５千円の増額については、町有地売払い相当分を積み立てるものです。

第３項　戸籍住民基本台帳費　第１目　戸籍住民基本台帳費　第１１節　役務費５０千円の減額及び第１２節　委託料４，２２１千円の減額については、戸籍の振り仮名届出臨時窓口関連事業費の確定によるものです。

第３款　民生費　第１項　社会福祉費　第５目　国民健康保険費　第２７節　繰出金２０，８４２千円の増額については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステムの改修及び人件費の増によるものです。

第６目　後期高齢者医療費　第２７節　繰出金６，３０５千円の減額については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う令和７年度分のシステムの改修経費の確定による減及び人件費の増によるものです。

第７目　介護保険費　第２７節　繰出金３，８５９千円の増額については、令和７年度税制改正に伴う介護保険システムの改修及び人件費の増によるものです。

第２項　児童福祉費　第３目　児童福祉施設費　第１０節　需用費７８４千円の増額については、第二保育所の入所児童数増加に伴い、使用していなかった保育室の使用を再開したことから電気使用料を増額するものです。

第６目　こども家庭費　第１７節　備品購入費５６千円の増額については、ふれあいセンター１階のプレイルームを子どもの遊び場として試行的に開放するため、児童福祉費寄附金を活用して備品を購入するものです。

第３項　生活保護費　第１目　生活保護総務費　第８節　旅費９９千円の増額については、会計年度任用職員の任用に伴うものです。

第７款　土木費　第３項　河川費　第１目　河川維持費　第１１節　役務費３千円の増額については、使用料の料金改定によるものです。

第６項　交通防犯対策費　第２目　防犯費　第１０節　需用費１，５３３千円の増額については、当初想定よりも電気使用料が増加したことによるものです。

第９款　教育費　第１項　教育総務費　第４目　放課後子ども支援費　第１１節　役務費１４２千円の増額については、光回線への切り替えによるものです。

第１１款　公債費　第１項　公債費　第１目　元金　第２２節　償還金、利子及び割引料１，１２４千円の減額については、平成２６年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直しによるものです。

第２目　利子　第２２節　償還金、利子及び割引料８，２８３千円の減額については、平成２６年度に借り入れた臨時財政対策債の利率見直し及び令和６年度に借り入れた町債の利率確定によるものです。

最後に、人件費についてです。

令和７年人事院勧告に準じた一般職及び会計年度任用職員に係る給料表及び期末・勤勉手当等の改定並びに特別職及び議会議員の期末手当の改定、職員の休職等に伴う会計年度任用職員の配置等によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町一般会計補正予算（第６号）に

ついての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）（案）説明

それでは、第７９号議案「令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)」について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和７年人事院勧告に準じた給料等の改定に係る予算等について提案するものです。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ２０，８４２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、３，２８５，０５８千円とするもので、款項別の内容は、７９の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の債務負担行為の追加及び変更については、７９の５ページの「第２表　債務負担行為補正」にお示ししている２件となり、追加に係る内容については、７９の１６ページの次に添付しています「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、７９の９ページの歳入です。

第５款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第１目　一般会計繰入金　２０，８４２千円の増額については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステムの改修及び人件費の増にともなう繰入金の増です。

次に、７９の１０ページの歳出です。

第１款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費　２０，６３９千円の増額及び第４款　保健事業費　第１項　特定健康診査等事業費　第１目　特定健康診査等事業費　２０３千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、会計年度任用職員報酬単価等の引き上げ及び、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステムの改修に伴う補正です。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）（案）説明

それでは、第８０号議案「令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和７年人事院勧告に準じた給料等の改定に係る予算等について、提案するものです。

第１条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ６，３０５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を７８０，６５９千円とするもので、款項別の内容は、８０の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の債務負担行為については、８０の５ページの「第２表　債務負担行為」にお示ししている１件となり、内容については、８０の１４ページの次に添付しています「債務負担行為に関する資料」に記載のとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

まず、８０の９ページの歳入です。

第３款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第１目　事務費繰入金　６，３０５千円の減額については、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステムの改修及び人件費の変更に伴う繰入金の減です。

次に、８０の１０ページの歳出です。

第１款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費　６，３０５千円の減額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、及び子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費用の確定に伴う補正です。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）（案）説明

それでは、第８１号議案「令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和７年人事院勧告に準じた給料等の改定に係る予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，５０６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、３，３９５，４９２千円とするもので、款項目の内容は、８１の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

８１の７ページからの歳入です。

第３款　国庫支出金　第２項　国庫補助金　第２目　地域支援事業交付金　第１節　地域支援事業交付金５１５千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、会計年度任用職員報酬単価等の改正及び人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

第３目　介護保険事業費補助金　第１節　介護保険事業費補助金５１７千円の増額については、令和７年度税制改正に伴い必要となる介護保険システムの改修にかかり、国からその費用の一部が補助されることによるものです。

第４款　支払基金交付金　第１項　支払基金交付金　第２目　地域支援事業支援交付金　第１節　地域支援事業支援交付金５千円の増額及び第５款　府支出金　第２項　府補助金　第１目　地域支援事業交付金　第１節　地域支援事業交付金２５７千円の増額については、人件費の増額によるものです。

第５款　府支出金　第２項　府補助金　第２目　人生会議相談対応支援事業補助金　第１節　人生会議相談対応支援事業補助金３９千円の増額については、大阪府の人生会議の取り組み促進にかかる補助金において、本町で行う人生会議の普及啓発等に係る取り組みが当該補助対象に該当することから、その費用にかかる歳入予算について、新たに増額補正を行うものです。

第７款　繰入金　第１項　一般会計繰入金　第２目　地域支援事業繰入金　第１節　地域支援事業繰入金２５７千円の増額及び第３目　職員給与費等繰入金第１節　職員給与費等繰入金２，５６５千円の増額については、人件費の増額によるものです。

第５目　その他一般会計繰入金　第１節　その他一般会計繰入金のうち５１８千円の増額については、人件費の増額によるものです。また、同じく５１９千円の増額については、介護保険システムの改修にかかる費用のうち一般会計から繰り入れする分の増額によるものです。

第７款　繰入金　第２項　基金繰入金　第１目　介護保険給付準備基金繰入金第１節　介護保険給付準備基金繰入金３１４千円の増額については、人件費の増額によるものです。

続いて、８１の１０ページの歳出です。

第１款　総務費　第１項　総務管理費　第１目　一般管理費　第２節　給料１，２４３千円の増額、第３節　職員手当等５４１千円の増額及び第４節　共済費７８１千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、会計年度任用職員報酬単価等の改正及び人事異動によるものです。

第１２節　委託料１，０３６千円の増額については、令和７年度税制改正に伴い必要となる介護保険システムの改修によるものです。

第１款　総務費　第２項　介護認定審査会費　第１目　介護認定審査会費　第１節　報酬４７０千円の増額及び第３節　職員手当等１０４千円の増額については、会計年度任用職員報酬単価等の改正によるものです。

第４節　共済費５６千円の減額については、会計年度任用職員の社会保険料の令和７年度支払見込額の減によるものです。

第３款　地域支援事業費　第２項　一般介護予防事業費　第１目　一般介護予防事業費　第１節　報酬並びに第３項　包括的支援事業費　第１目　包括的支援事業費　第１節　報酬１０６千円の増額、第２節　給料５３９千円の増額、第３節　職員手当等５３２千円の増額及び第４節　共済費１８９千円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正、会計年度任用職員報酬単価等の改正によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町介護保険事業特別会計補正予算

（第２号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）（案）説明

それでは、第８２号議案「令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和７年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改定に係る予算等について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、総則、第２条は、収益的支出の予定額の補正、第３条は、資本的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。８２の２ページ、第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額の補正です。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

８２の５ページ、収益的支出です。

第１款　水道事業費用、第１項　営業費用、第１目　原水及び浄水費５４８千円の増額、第２目　配水及び給水費４，７２０千円の減額、８２の６ページ、第３目　受託工事費１２０千円の増額、及び第４目　総係費１，３０５千円の増額については人件費の補正です。

次に、８２の７ページ、資本的支出です。

第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第１目　事務費４６４千円の増額については人件費の補正です。

人件費の補正については、令和７年人事院勧告の改正内容に準じた職員及び会計年度任用職員に係る給料、期末手当及び勤勉手当の改定、職員の人事異動及び育児休業によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町水道事業会計補正予算（第１号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）（案）説明

それでは、第８３号議案「令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和７年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改定に係る予算等について提案するものです。それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、総則、第２条は、収益的支出の予定額の補正、第３条は、資本的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。８３の２ページ、第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額の補正です。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

８３の５ページ、収益的支出です。

第１款　下水道事業費用、第１項　営業費用、第５目　総係費２６９千円の増額については、人件費の補正です。

次に、８３の６ページ、資本的支出です。

第１款　資本的支出、第１項　建設改良費、第１目　公共下水道整備事業費１，９７３千円の増額については、人件費の補正です。

人件費の補正については、令和７年人事院勧告に準じた給料、期末手当及び勤勉手当の改定によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町下水道事業会計補正予算（第１号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和７年

島本町議会１２月臨時会議　会議録

令　和　７　年１２月２５日　開　議
令　和　７　年１２月２５日　散　会

令　和　７　年１２月２５日（第１号）

令和７年島本町議会１２月臨時会議会議録目次

第　１　号（１２月２５日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 3
○会議録署名議員の指名…… 3
○第８６号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）…… 3
○第８７号議案　島本町議会会議規則の一部改正について…… ２７
○散会の宣告…… ２８

※付議事件の議決結果…… ３０

令和７年

島 本 町 議 会 １ ２ 月 臨 時 会 議　会 議 録

第　１　号

令 和 ７ 年１２月２５日（木）

島本町議会１２月臨時会議　会議録（第１号）

年　月　日　　令和７年１２月２５日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	ナカジマ洵智	２番	大久保たかゆき	３番	すえおか友行
４番	月足　まさや	５番	河上　りさ	６番	東田　まさき
７番	清水　貞治	８番	福嶋　保雄	９番	山口　博好
10番	西山　ようこ	11番	中田　みどり	12番	永山　優子
13番	川嶋　玲子	14番	野口　日利美		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	副町長	石原　誠之	教育長	横山　寛
総合政策部長	北河　浩紀	総務部長	川畑　幸也	都市創造部長	名越　誠治
上下水道部長	近藤　治彦	消防長	三浦　毅	教育こども部長	岡本　泰三
会計管理者	杣木　利徳	健康福祉部次長	根本　康也		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長　多田　昌人　　書記　村田　健一

令和７年島本町議会１２月臨時会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１２月２５日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　第８６号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）

日程第３　第８７号議案　島本町議会会議規則の一部改正について

（午前10時00分　開会）

大久保議長　おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は、休会の日でありますが、島本町議会会議規則第10条第３項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和７年島本町議会12月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は、本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、また、どうしても使用しなければならない場合は、この議場内のモニターの映像をテスト放送している議会ロビーで使用していただきますよう、お願い申し上げます。なお、テスト放送を行っている映像につきましては、ユーチューブにより試行的にライブ配信しており、カメラの角度によっては傍聴席が映る場合がありますので、御了承ください。

お諮りいたします。

本臨時会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。なお、傍聴用の資料には、巻末に原稿を閉じております。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、５番　河上議員及び８番　福嶋議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

山口議員　歳出の商工費の物価高騰対策商品券事業費２億3,499万5,000円について、なぜ物価高騰対策商品券を選んだのか、理由をお尋ねします。もしも、現金給付や水道料金補助にした場合、委託料3,080万円が不要となるため、必要経費を差し引いた委託料相当分を使って１人当たり給付金の増額、民生関係の給付金の増額や新たな支援、中小企業・小規模事業者の支援などに回すことができるのではないかと思いますが、現金給付

や水道料金の支援にしなかった理由と課題があればお尋ねします。

総合政策部長　おはようございます。

それでは、山口議員の御質問に答弁を申し上げます。

今回の交付金につきましては、国から推奨メニューが示されておりますが、生活者支援と事業者支援に各市町村の実情に応じて交付金を活用することが求められております。そのため、本町が商品券事業を選択した理由は、生活者支援はもとより、事業者支援にも寄与する事業であると判断したことによるものでございます。また、お尋ねの現金給付につきましては、現金は使い勝手は良いものの、一部は貯蓄に回ると思われ、単なるばらまきで町内の経済対策にもつながりにくいと考えております。

また、国の推奨事業メニューには、食料品の支援として、商品券やお米券の配布が示されておりますが、現金給付は示されておらず、現金給付につきましては、「経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化する」ことが求められております。「給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に認められる」と示されております。

本町といたしましては、事業検討の際、こうした国の見解からも、現金給付を選択する判断はなかったものでございます。

次に、水道の基本料金の減免につきましては、事務費が職員の人件費以外にはかからないものの、基本料金は世帯単位であり、世帯人数に関係なく一律の支援となることから不公平感がございます。また、国の交付金の運用といたしましては、水道料金の減免などについては、食料品特別加算以外の交付金を充当した上で不足が生じた場合は、特別加算分を活用することについて相談に応じるとのことでございます。

仮に、本町で水道の基本料金を１年間減免した場合、食料品特別加算分以外で賄えることから、別途、特別加算分を使ってお米券や商品券など、他の施策を実施する必要がございますが、水道料金に加えて、住民１人当たり3,000円程度の食料品支援策を実施する場合には、中学校給食の無償化は見送らざるを得ないことになります。

以上のことから、商品券事業を実施するものですが、事務経費については課題がありますことから、今後に向けましては、デジタルの活用も含め、検討してまいりたいと考えております。

一方、コロナ禍以降、毎年、各自治体に交付金が交付されますが、全国的な職員の負担や事務経費を考えますと、国として一律の対応をしていただくことが経費削減にもつながるものと考えておりますので、国に対しましては、物価高騰対策や経済対策について、国として対策を講じていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　質問させていただきます。

重点支援地方交付金につきまして、歳入歳出の差額が2,109万8,000円となっており、この差額について、令和８年度からの中学校給食食材高騰対策事業の一部に回されるこ

とになると伺いました。この差額分に充てられた財源は、財政調整基金から捻出されるもので間違いないでしょうか。その額について島本町としての受け止めを伺います。

ちなみに、高槻市では、おおよそ10億円の捻出があったと伺いましたが、財政規模からして、島本町は10分の１であると考えれば、１億円程度の捻出が妥当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。令和６年度末時点での島本町の財政調整基金は23億2,000円でしたけども、この中からこのたびの歳入歳出の差額分の捻出につきまして、島本町の見解を伺います。

総務部長　重点支援地方交付金に係る御質問でございます。

重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策については、今回、令和７年度の補正予算として２億4,919万4,000円の歳入歳出を計上しておりますが、残る予算については令和８年度当初予算において、中学校給食食材高騰対策事業を計上する予定としており、その差額2,109万8,000円については、御指摘のとおり、財政調整基金の取崩しを含めた一般財源において対応するものでございます。

なお、高槻市におかれましては、12月の議会において補正予算案を２件上程され、１件目においては物価高騰対策に係る経費等を計上したものの、歳入において重点支援地方交付金を計上していないことから、御指摘のとおり約10億円の財政調整基金の取崩しを計上したものと伺っております。２件目の補正予算で重点支援地方交付金を計上されているとのことですので、物価高騰対策事業全体としての一般財源負担額は10億円より少なくなるものと思慮しておりますが、現時点で事業費の全体が確認できないことから比較は困難です。

いずれにいたしましても、本町においては、今後、町立体育館移転、公共施設の長寿命化や物価高騰等による歳出増加が見込まれるほか、中長期財政シミュレーションにおける推計では、基金残高が長期的に減少傾向となっていることから、国の交付金を最大限活用することで、物価高騰対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

物価高騰対応子育て応援手当に加え、ひとり親家庭等応援手当が上乗せされており、全体への支援に当たる物価高騰対策商品券が生活者支援としてそれぞれ振り分けられていますけども、分配のバランスについて、島本町の見解を伺います。

総合政策部長　交付金の分配につきましては、特別加算分として、生活支援としての食料品の物価高騰に対する支援が必須条件とされており、それ以外は自治体の裁量に委ねられております。そのため、本町では、食料品の物価高騰支援策として対象者を限定することなく、全ての住民へ一律に支援することとし、物価高騰対策商品券事業を実施するものでございます。また、本事業は、町内の事業者支援にもつながる施策としての意味合いもございます。

このようなことから、物価高騰により、生活に困っておられることは承知しておりま

すが、その事情は様々であることや、交付金にも限度額がありますことから、本町としては国の物価高対応子育て応援手当に加え、ひとり親家庭の支援が必要と判断したものでございます。なお、財源が確保できれば、例えば、非課税世帯への追加支援も考えられるところではありますが、財源確保が難しいのが現状でございます。

いずれにいたしましても、本町としては交付金の限度額を念頭に、バランスの取れた支援策を提案させていただいたものと考えております。

以上でございます。

河上議員　ありがとうございます。

先ほど山口議員からも質問がありましたけども、水道料金減免なども十分考えられたのではないのかと思いますが、一方で、実感を得てもらうのには効果が薄く実施は難しいとも伺いました。

今後、電子クーポンの導入や併用など手数料の削減、また、模索、消費下支え等を通じた生活支援実感を十分感じてもらえるような支援への改善など、事前に備えることはできるのではないかと考えますが、今後、支援の実施と並行して検討する予定や検討の余地などありますでしょうか、教えてください。

都市創造部長　これまでも、本町では、国が指定する事業目的、実施時期、交付額などに応じて、本町の課題や地域特性を踏まえながら、都度、効率的かつ効果的な施策を講じてきたところでございます。

しかしながら、国から具体的な情報が示された段階で、適宜、事業内容を検討しているものの、限られた日数と職員数で対応する中で、事業内容を一新するようなスキームを構築するために相当な時間を要するものもあり、結果的に実施に至らない場合もあるものと認識いたしております。

今回の国の物価高騰対策事業についても、段階的に情報が示されておりましたが、各自治体での予算措置は年内に講じることに努めることを要請されていたものの、最終的な交付限度額については今月17日になって示されるなど、事業スキームを早急に構築せざるを得ない状況でございました。

なお、今後につきましても、国の政策を踏まえた早急な事業執行が見込まれる中で、本町といたしましても、今回の事業実施後の検証や、あらかじめ導入の議論を重ねておくことにより、他市町村で導入が進むデジタル化による支援策などをはじめ、より効率的かつ効果的な施策を検討していくことが望ましいものと考えております。

以上でございます。

月足議員　皆様、おはようございます。

第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）、物価高騰対策商品券事業についてお伺いいたします。

こちらについては、地元商店などから期待の声も多いことは先日強くお伝えさせていただきました。他の議員からも指摘ございましたが、しかしながら、商品券の印刷、発

送、コールセンター換金等委託料でおよそ3,000万円が計上されておりまして、商品券発行等に係る経費は、純粋な現金給付なら削減できるのではないかという声もやはり多くございます。この点について御説明をお願いいたします。

都市創造部長　商品券事業と現金給付を比較した場合、確かに現金給付であれば振込手続のみで済むため、印刷費や発送費、また、換金業務に関連する費用を削減できる可能性がある点は認識いたしております。しかしながら、現金給付という形態を選択した場合、その給付金が直接の消費に結びつかず、貯蓄や町外消費へ回ってしまう可能性が高いことが課題として挙げられます。

一方で、商品券事業につきましては、地域内において消費を促進する効果が期待されるとともに、商工業を直接的に支援するという目的を達成するための重要な施策であると考えております。この点は、今回の国の施策全体の趣旨とも合致しており、商品券事業を選択する意義は非常に大きいものと捉えております。

また、事業運営に伴う経費削減に関しては今後の重要な検討課題とし、例えば、デジタル化や運営手法の見直しを通じて、さらなる効率化を模索してまいりたいと考えております。

現在の取組につきましても、地域内での消費促進及び商工業者支援という施策目的を十分に実現するための必要な経費であるものと考えております。

以上でございます。

月足議員　御説明いただきまして、ありがとうございます。先日の議案説明におきましても、経費については諸処の課題について、各議員からも不安な点、そして指摘などございました。町の方からも厳しい疑問の声があるのも事実でございます。

今後、またこのような交付金措置が来た際に備え、より効果的に生かせるよう経費削減手法について、事前に今回挙がったような諸課題に対応するような会議体の設置等を考えられますでしょうか。

総合政策部長　交付金の活用手法や内容につきましては、本町といたしましては全庁的な取組として、各課において交付金の趣旨にのっとり、必要な施策を検討いたしております。その検討内容を基に、政策企画課において取りまとめを行い、交付金額に照らし、財政課とも調整の上、庁議の場において支援内容を共有し、意見を聞いた上で決定しております。そのため、別途、会議体を設置することは考えておりませんが、特に商品券事業につきましては、マイナンバーカードやデジタルを活用した方策について、今後に向けて検討してまいりたいと考えております。

一方、マイナンバーカードやスマートフォンをお持ちでない方も一定数おられることから、その対応も検討が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、様々な立場の方や考え方がある中で、短期間で支援策を検討することは苦労を伴っているのが実情でございます。

以上でございます。

月足議員　御答弁いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、ひとり親家庭等応援手当についてお伺いいたします。

説明資料では、その目的効果として、物価高騰の影響を受けたひとり親家庭等、困窮世帯の負担軽減を目的に支援するとありました。

しかしながら、物価高騰による影響については、全国民、全町民の悩みであると考えます。ひとり親家庭等応援手当としたその経緯と効果的であると考えた理由、金額の根拠などございましたらお示しください。

健康福祉部次長　このたび、児童手当の対象児童１人当たり２万円を給付する国の物価高対応子育て応援手当に加えまして、町独自事業分といたしまして、児童扶養手当受給のひとり親家庭等に児童１人当たり１万円を給付するという、ひとり親家庭等応援手当を設定した理由でございます。

まず、ひとり親家庭等への支援に係る国の臨時的な給付金につきましては、令和５年度までは実施されておりましたが、昨年度の令和６年度には実施されておりません。その状況を踏まえまして、今回の国の重点支援交付金の推奨事業メニューの事業例にも「ひとり親世帯への給付金等の支援」が含まれており、かつ、今回実施する国の子育て世帯への２万円給付である物価高対応子育て応援手当と一体的に実施することで、事務費や振込手続が共通化でき、効率的かつ迅速に支給可能であることから、このたび、町独自のひとり親家庭への支援事業として追加することを決めたものでございます。

また、金額につきましては、同時に実施する国の物価高対応子育て応援手当の支給単価２万円を参考とし、限られた交付金の財源の中で、全住民に支給される商品券や中学校給食の減免、また、各種事業所への給付金など、町の他の様々な支援事業とのバランス等も考慮した上で設定したものでございます。

以上でございます。

すえおか議員　まず、重点支援地方交付金に基づき、医療・社会福祉施設に対して支援給付金が交付される予定になっています。この中で、民間の保育所や認定こども園など、計10か所に対して約200万円の予算措置が行われると認識していますが、ただ、保育事業としまして、今年、民間学童施設が開業した中で、民間学童施設に対する支援給付金がなされないのかという疑問を持ちまして、その検討段階で支援交付金が民間学童施設に使われるかどうかの検討状況と、どのような検討が加えられた結果、10施設のみの補正予算になっているか、説明をお願いします。

教育こども部長　重点支援地方交付金の民間学童保育施設への補助に関する検討についてでございます。

国から本町へ配分される重点支援交付金の限られた財源の中で、教育委員会といたしましては、中学校の給食費に約6,000万円、民間の保育所等に200万円の要求をいたしましたが、事業を選定するに当たりましては、国が推奨する事業メニューを参考に、当該交付金のほかに国や大阪府からの補助が受けられない事業を選定したものでございます。

民間学童保育施設への補助につきましては、既存の子ども・子育て支援交付金において、国から物価高騰などで厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう、学童保育施設への補助事業が新たに拡充されると情報を受け、当該交付金の活用を念頭に、今回の重点支援地方交付金による活用を見送ったものでございます。

いずれにいたしましても、大阪府から子ども・子育て支援交付金拡充についての通知を受領した際には、遅滞なく交付できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

すえおか議員　物価高騰対策商品券事業費についてお聞きしたいと思います。

まず、事務等委託料の物価高騰対策商品券等事業配布業務の3,000万円の内訳はどうなっているかをお聞きするとともに、この3,000万円の事務等委託料の配布事業に、運営費、コールセンター、換金業務など委託業者に委託を行うことが想定されていると思いますけども、先ほどもいろんな議員からも質問ありましたけど、上下水道の基本料金の減免など委託手数料がかからなかったり、ほかの現金給付など委託手数料などが少ない形の事業に比べて、事業予算２億3,499万9,000円に占める委託料の比率12.7％になっています。特にコールセンター方式は、制度の意思決定権がある役職者から委託業者のオペレーターは距離が離れており、マニュアル対応を繰り返さざるを得ないということや、委託費も多段階を挟み中間コストの増大も懸念されます。

一方で、過去に商品券事業を町職員でやったという実施実績があることや、業務フローに熟知・蓄積もあり、過去よりスムーズに自前で実施することが原理的には可能だと考えますが、外部の委託業者に入札するのではなく、期間限定の業務として、選挙業務などを参考に会計年度任用職員を期間限定で補充したり、部署を横断して業務の補助・サポートなどを行うなど、島本町独自の人員配置を行うことによって、運営、コールセンター、換金業務などの委託料を削減する体制を整えることができなかったのでしょうか。委託料を減らすために町独自で行うという体制について、役場全体の検討状況はどうだったか、お答えいただくとともに、委託料削減のための本事業の予算案というのは現在提示されていますが、できるだけ自前を増やしていく中で予算案を変更する可能性についてお答えください。

この２点についてお願いします。

総合政策部長　まず、体制整備につきましては、これまでも会計年度任用職員の採用や部局を横断した体制整備を行った事例はございます。具体的には、令和２年度に国の新型コロナ対策の一環として、特別定額給付金を全住民に給付した際には職員10人規模のプロジェクトチームを編成し、これに期間限定の会計年度任用職員の皆様を加えた体制で全ての事務を直営で実施いたしました。当時は、緊急事態宣言が発令され、全庁を挙げて不急業務の休止など、平常業務を縮小する中で給付事務に注力することも可能でしたが、現在の状況で同様の直営体制を構築することは職員の負担が大きく、通常業務の執行に支障が生じますことから、専門スキルのある事業者に委託するものでございます。

事業者委託により、一定の教育を受けた方がコールセンター専属で対応できることや、換金業務についても専属で対応できるなど、職員が通常業務をこなしつつ対応することでは大きな差がございます。また、交付金が充てられる事務費につきましても、会計年度任用職員の人件費は対象となりますが、正職員の人件費は、当該業務に係る時間外勤務手当を除き対象外でございます。

このようなことから、委託料削減のために本事業の予算案を変更することは考えておりません。

以上でございます。

すえおか議員　お聞きした3,000万円の内訳について答弁をいただいていないので、答弁をお願いします。

都市創造部長　失礼いたしました。

事務費と委託料の内訳といたしましては、あくまで現時点での見積りの金額ではございますが、運営管理を行うスタッフの人件費などの運営管理業務費として約500万円、コールセンターや換金窓口などに従事するスタッフの人件費などの事務センター人件費として約600万円、通知文、商品券、封筒などの印刷物製作費及び商品券発送の郵便料として約1,800万円、コールセンター用の電話機や換金等の実績を管理するパソコンなどの備品関連費として約80万円となっております。この内容に基づき、効率的な運営に努めてまいります。

以上でございます。

すえおか議員　物価高騰対策商品券について、過去に類似事業を行ったときに、本町にある児童養護施設の児童たちには利用しづらいなどの状況があると聞き及んでいます。商品券が500円単位になっており、小遣いなどがないため、端数を切り捨てて使わなければならない、また、職員が付き添って期間内に全ての商品券の予算を消化するためにお店を回ることをしなければならないなどの業務の増大や、使い切ることが困難な事例も存在したと聞き及んでいます。そのため、児童養護施設や自分で使うのが困難な高齢者施設へ入所している入居者など、利用者に関して直接現金を給付するなどの特別措置を行うことを検討するべきだと考えますが、町の見解をお答えください。

都市創造部長　これまでの対応といたしましては、児童が含まれる世帯の世帯主に対して送付するのと同様に、児童養護施設の責任の下、施設の裁量において、児童本人あるいは施設で生活費等に御利用いただくことを可能として、代表者である施設管理者に各児童の商品券をお渡ししておりました。御指摘の施設入所者への現金給付による特別措置につきましては、事業スキームの統一化による事業の効率性や公平性を一定確保することを重視する中で、現時点においては実施しない予定でございます。

しかしながら、今後、当該施設での現状や他市町村における状況などを調査する中で、特別措置の実施が望ましいと判断した場合においては、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員　ここまで、現金給付について実施の是非を問われましたけれども、やはり現金給付でない今の商品券の形については、事務経費がかさんでしまうことと、もう一つ、実施時期が非常に遅れてしまうということに、私は問題を感じています。

その点も踏まえて、この商品券の事業を実施した場合、給食費等については別枠として考えますけれども、実施時期についてどうなっているのか。その他、商品券以外の手数料、事務費がどうなるのかについても、少し御説明いただければと思います。

取りあえず、１問目、ここまでとします。

都市創造部長　商品券事業につきましては、手数料に関する内容も含めますが、外部委託する費用として、商工会への登録業務の委託料及び今後入札を予定しております委託業者への発送等の業務に関する委託料がございます。商工会への委託料につきましては、登録に関して町内各事業所の申請から登録、データベース化に係る人件費をはじめ、各事業所との手続に関する郵便代やチラシの編集、印刷に係る事業に関する費用などがあり、合わせて約80万円程度を見込んでおります。発送等の業務に関する委託料につきましては、商品券事業全般の運営に関するものであり、特殊な加工を要する商品券のデザインから印刷、同封する書類や封筒の作成、発送する商品券や書類の封筒詰め、郵便局への持込みに関する業務、対面での受け取りを前提とした発送に必要な郵便料、約半年間に及ぶ事業期間を通じて、住民や事業者からの問合せやクレーム等に対応するためのコールセンターの運営に必要な業務、事業所から商品券及び受付書類を預かった後、事業者への送金に必要なデータベースの作成業務、並びにこれらの業務を総括的に管理するために必要な労務などがあり、全体でおよそ3,000万円を予算計上しております。

なお、発送の時期は令和７年度末から令和８年度当初頃を、商品券の使用期限は令和８年４月から８月末頃を予定いたしております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　商品券以外の事業につきましては、年度内の支給に向けて速やかに事務を進めてまいりたいと考えております。

事務費につきましては、郵便料であったり、一部、口座振込手数料が発生いたしますが、それ以外は特段ございません。

以上でございます。

永山議員　分かりました。

やはり、ここまでの御答弁で一番引っかかるのは、商品券事業とすることについてです。先ほどの答弁の中で、現金支給については、メニューに明示がないこと、やむを得ない事情があるような場合に、一定限られているというような御答弁がありましたけれども、他の自治体ではこれを実施しているところも複数見てとれます。本町でできない理由はないと考えます。もしできないのであれば、これはやむを得ない事情が本町にはないというようなお考えなのか、この点について、改めて御答弁をいただきたいと思い

ます。

また、先ほど御答弁の中で、現金は貯蓄に回ってしまう、ばらまきになりかねないというような答弁もありましたけれども、単なるばらまきになってしまうという批判については、これはどのような根拠をもってこのように考えておられるのか、この２点について、町の見解をお伺いしたいと思います。

もう一度、繰り返しますと、現金の支給はやむを得ない理由がある場合に限られているというようなことをおっしゃいましたが、島本町としてはその事情が今ないというお考えなのかという点、もう１点、ばらまきになってしまう、貯蓄に回ってしまう、どのような根拠でこのようにお考えになったか、この２点について伺います。

総合政策部長　まず、現金給付をしないことにつきましては、先ほど他の議員でも御答弁をさせていただいたとおりでございます。緊急性という意味合いでは、年内にできれば給付できるのが一番だと考えておりますが、先ほど来、御答弁申し上げておりますように、生活支援だけではなく、町全体の経済の活性化も含めて、今回、商品券事業を選択させていただいたということが町として一番でございます。

そういった中で、実際に現金給付をされている自治体もございますが、様々自治体によって違うと思います。大きな自治体では現金給付がされても、その中にはたくさんの商店や使う場所があるということで、自治体内で消費されるということが考えられますが、本町のような小さな自治体につきましては、商店も少ない中で、恐らく多くが町外に流出するのではないかということを考えますと、現金で給付してしまうと町内の経済の活性化にはつながらないという判断をさせていただきました。

それと、一部は貯蓄に回るということでございますが、当然、金額的にもそんなに大きくないので、使っていただけるものと思いますけれども、現金になれば、一部については貯蓄に回るという可能性は否定はできないと考えております。

それと、単なるばらまきという部分については、そもそも国において、当初、２万円を国民に給付するということも報道等では出ておりました。それには結構批判があったということで、それが取りやめられたというような経緯も把握をしておりますので、国が取りやめた現金給付を本町として積極的に配布するということについては、同様にばらまきになってしまうという認識でございます。

以上でございます。

永山議員　町内に他の自治体に比べてたくさんの商店等がないという事情に鑑みたという点については、一定理解するところです。

貯蓄に回るという点、金額からしてもそれほど高額ではないので、そういう御判断だということは分かりますけれども、コロナ禍で給付された給付金について、生活費の補塡に回したという方も53.7％あった。これは、ニッセイ基礎研究所が2022年６月末に調査した結果ということですので、現状、流動的に使える資産、お金が厳しいという現状の下では、より生活費の補塡として使われる可能性が高まると私は考えていますので、

この点もやっぱり御配慮いただきたいというふうに考えます。

あと、もう１点、別のことを伺います。

今回の事業メニュー全体を通してということになりますけれども、メニューは子育て世帯に手厚い内容になっているのではないかと思っています。例えば、国の子育て世帯について、支給するという枠が決まっている２万円以外でも、給食費の無償化に一部充てられたりということがあります。そうなりますと、例えば、非課税世帯以上のボーダーラインに位置するような世帯については、なかなか支援が薄いようにも見受けられています。この点について御検討があったかどうか、どのような視点で均衡というのは図られているのかという点について、お伺いしたいと思います。

総合政策部長　コロナ禍以降、国が示す支援メニューにつきましては、非課税世帯への給付金などが多かったものと認識しております。御質問のボーダーラインに近い世帯の範囲を本町独自で確定することは、必ずしも簡単ではございませんが、本町といたしましては、今回の物価高騰については、所得階層や年齢階層などにかかわらず、幅広く全ての住民の皆様を対象に支援を行うことを念頭に、商品券事業が効果的と考え、予算計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

野口議員　それでは、私からは、商品券事業についてお伺いさせていただきます。

商品券事業につきましては、住民の方や商店の方からもいろいろな御意見を聞かせていただいております。かなり課題があると思うんですけれども、商品券、今までも使われていたんですけれども、その割合についてというのと、その割合になった経緯、スケジュールは先ほどほかの議員の方がおっしゃっておりましたので、あとは、発行される基準日について、お伺いさせていただきます。

都市創造部長　商品券の割合につきましては、１人当たり6,000円のうち、全ての登録事業者で使用可能な一般券が4,000円分、コンビニエンスストアを除く500平方メートル以下の店舗のみで使用可能な地域再発見が2,000円分を予定いたしております。

スケジュールにつきましては、予算可決後、商工会へ事業者登録に関する業務を依頼するのと併せて、発送等業務の入札の準備にかかり、１月末頃に事業者を決定し、その後、商品券の印刷、発送を考慮すると、最短でも年度末から令和８年度当初頃から送付を行い、住民の皆様のお手元に届くのは来年４月から５月頃を想定いたしております。

また、発行の基準日につきましては３月１日を、使用期限は４月から８月末頃を、事業者の換金は９月末頃までを予定いたしております。

以上でございます。

東田議員　この物価高騰対策ですけど、長引く物価高騰で、個人であり、家庭であり、事業者の皆さんであり、いろんな方にいろんな影響が出ていると思います。商品券事業ですけども、先ほどから他の議員の質疑とか聞いていますと、現金給付もあったんじゃないかという意見もございます。現金給付であれば、個人的であれば使い勝手がいいとい

うのは全然否定はできないとは考えているんですけども、お一人ひとりの方の生活を下支えするというのと同時に、やはり町全体としての利益、お一人ひとりの全体像もやっぱり考慮しなければならないと考えております。

その上で、先ほどからの答弁でございましたけども、町の中で消費していただいて、町内の経済を循環するということですけども、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標でも、地域内の経済の循環を目指すというのがうたわれております。地域内の経済の循環を目指すというのは、具体的にどういうことなのかというのがお聞きしたいと思うんですけども、今、物価高騰でいろんな業種で原材料の高騰で仕入れが上がる。その結果、価格転嫁したいけど、ここで価格転嫁してしまうと競争力にも影響してくるので、思い切れないという声はよく聞きます。

その上で、島本町の中の事業者、飲食店であれ、小売業者であれ、小規模な事業者が多いので、この影響というのはさらに大きいんじゃないかと思っているんです。この物価高騰の中で、事業者の皆さんがもし耐え切れなかったりすると、結果的に島本町全体、町の皆さんの利便性であるとか、にぎわいであるとか、そういうのも影響してくるんじゃないかと考えているんですけど、その辺りについての見解をまずお伺いします。

それと、先ほどからの商品券事業の事務等委託料の3,000万円。この3,000万円という額面だけ取ると、確かに大きいと思います。しかしながら、額面が大きいですけども、大切なのは、事業に見合った対価であるかどうかというのがまず論ずられるべきかと私は考えておるんですけど、そして、これが事業に見合った対価であるかどうかというのは、最終的には入札であるなりなんなりで、公金の支出として適正であるかどうかというのは証明しなければならないのかと思うんですけど、その辺りについての見解もお伺いしておきます。

総合政策部長　今回の国の交付金につきましては、生活者支援だけではなくて、事業者支援ということもメニューとして示されております。本町としては、両方の支援をやっていきたいわけですけども、なかなか事業者に給付金を全て配布するとなりますと相当な費用が発生いたしますし、当然、交付金の範囲内では対応できないという中で、生活者の方に商品券をお配りして町内で消費していただく、約２億円近くの商品券を配布する中で、町内で消費をしていただくということは、町内の各事業者、商店の皆さんに循環されるということを念頭に、今回、制度設計をしておりますので、この２億円というのが大きいのか小さいのか判断できませんけれども、少なくとも国から下りてきた交付金について、町内で消費されるということは、一定の効果があると理解しております。

それと、事業費の対価でございますが、3,000万円が高いかどうかというところでございます。以前にも商品券事業を実施しておりますけれども、その当時から、年々、人件費も上がっております。ガス代、電気代も上がってきているということで、非常に事業者としても、以前のようにはいかないというのが現状だと思います。ただ、予算ベースで計上させていただいておりますので、今後入札によってどういう結果になるかは今

申し上げられませんけれども、一定これよりも低くはなるだろうと考えております。ただ、先ほど来、御答弁しておりますように、これまでのやり方を続けていくのではなくて、今後、デジタルの活用であったり、工夫は当然必要だと考えております。

そういったことも含めて、より住民の方に還元できるような事務のやり方を今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　確認になるんですけども、この商品券事業で、町内で使っていただいて、町内で経済循環するということです。そして、この物価高騰がいろんなところにも影響を及ぼしまして、この結果、町の利便性、住民の皆さんの利便性であるとか、にぎわいであるとか、そんなところにも悪影響を及ぼしかねないぐらいの状況であると思っています。それを町全体として守っていくためには、町全体で経済を循環していくという考え方でいいのかということと、他の自治体で現金給付だったりいろんなことやっているところございます。現金給付すると使い道が自由になってしまいますので、個人的には使い勝手がいいというのは否定はできないですけども、本町の特性で考えると、本町の住民の方が他の自治体に行ってお金を使うというのはよくあるんですけど、他の自治体の方が本町に来て、飲み食いしたり、買物をしたりというのはあまりないです。本町の住民の方が外でお金を使うばかりで、お金が流出していくばかりで、流入するというのはなかなかない。このような状況も当然考えるべきだと思うんですけど、その辺りについても検討された結果、この商品券事業をされたのかというのをお伺いしておきます。

総合政策部長　今、議員がおっしゃられましたとおりだと思います。町全体でやはり町内の経済を回していくというのは基本的なことだと思いますし、先ほど永山議員の御質問にも御答弁いたしましたように、大きな自治体であれば、使う場所も多数あって選択肢も広がるわけで、そこで消費されるということが考えられますけども、本町のような小さな自治体では限られたお店の中で、他の自治体で使いたいという声があるのも事実としてございます。そういった意味合いで、町全体で経済を支えていくんだということについては、この商品券を通じて、住民の皆様にも理解していただけるようなことも必要ではないかと考えておりますので、引き続き、住民の皆さんにも御理解いただけるような形で商品券事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

西山議員　先ほどより、他の議員の方からも御質問が飛んでおりますように、物価高騰対策商品券事業でございますが、生活者支援だけではなく地域活性化、そして、小規模事業者としても、やっぱり商品券事業というのは有効的だという御答弁もございました。全体の内訳を見ましても、地域を活性化するための小規模事業者の方の支援という意味では、この商品券の内訳でしかお救いすることができないかという内訳にもなっております。それを見越して、住民の方々、確かに現金を頂いたほうが使いやすいという理由は確かに分かりますが、商品券というのは地域の通貨という意味合いもございます。経

済を活性化するためには、商品券でやっぱり地域を上げていくというのは、確かに有効的であるかと思います。

商品券回収率についてお伺いいたします。

前回、前々回と年数は分かりませんけども、何回か商品券を発行されていると思います。どれぐらいの回収率で戻ってきているのか、お伺いいたします。

都市創造部長　過去には、令和２年度、令和４年度、令和５年度と類似事業を実施させていただいております。券の回収率、イコール券の換金率で申しますと、いずれも約97％となっております。

以上でございます。

中田議員　先ほど来、様々な意見が出ておりまして、お尋ねですけども、今回の重点支援地域交付金の拡充においては、地域の実情に合った的確な支援が行われるようにとの国の意図があると思いますが、本町の地域の実情という観点から、町長はうちの町の特性をどのように捉えているかということ。そして、本町における小規模事業者の人口について伺います。

町長　交付金事業における地域の実情という観点から、本町の特性についてのお尋ねでございます。今回の国の交付金は、当初、現金給付を含む物価高騰支援が検討・議論される中、その後の国政選挙後の情勢なども踏まえ、自治体の裁量により、支援手法を選択できる制度として、食料品などの生活者支援と事業者支援の二本立て構成で整理されたものと理解しております。

これを踏まえ、本町の特性でございますが、まず、住民や事業者の皆様が物価高騰の影響を受けているという点では、近隣の自治体と大きな違いはないものと認識しております。

次に、住民全体に幅広く支援を行う場合の考え方として、住民１人当たりとする方法や世帯単位での支援などがございますが、本町は１世帯当たりの人口が大阪府全体と比較しても多い状況にございます。また、食料品の購入などにつきましては、町域内にスーパーマーケットなどの小売店が点在しているほか、地元の小規模店を町の生活の一端を支える重要な存在となっているものと認識しております。

さらに、本町では、コロナ禍以降、複数回、商品券事業を実施しておりますけれども、いずれも非常に高い換金率であったという実績から、本事業が多くの住民の皆様に利用され、既に一定浸透していると思われることも特性の一つと言えるのではないかと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　本町におけます小規模事業者の人口等についてのお尋ねでございます。令和３年経済センサスにおける町内での20人以下の小規模事業者数については、370事業所でありますが、事業に従事している人口については把握いたしておりません。なお、前回の商品券事業において登録のあった小規模事業者数は157事業所でございました。

なお、本町は、ベッドタウンという地域性であり、総人口に占める小規模事業者人口の割合は比較的少ないものと認識いたしておりますが、個人事業主や中小企業への支援は、事業主への生活支援の側面にとどまらず、産業全体の振興や町の魅力創造など、町全体の活性化にも影響を与えるものであると認識いたしております。

以上でございます。

大久保議長　この際、暫時休憩をいたします。

（午前11時00分～午前11時15分まで休憩）

大久保議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

中田議員　先ほど御答弁いただきました。本町の特性という点について、町長からではないですが、都市創造部長から、「本町はベッドタウンという地域性である。そして、総人口に占める小規模事業者人口の割合は比較的少ないと認識している。」という御答弁がありました。これこそが、多くの方が会社等にお勤めのサラリーマン世帯の方が多いというベッドタウンというところがうちの町の特徴ではないかなと思っております。なので、今回の物価高騰対策というものもその特性に合わせて、そういった方々ができるだけ使いやすいような仕様にするということ。そういう観点から対策を決めていくということが必要ではなかったのかということ。再度、この点については、町長もしくは総合政策部長に政策判断の在り方として伺いたいと思います。

それから、商品券事業について、先ほど来、様々な意見がありまして、私も事務費のことは以前から指摘しておりましたが、気になっております。すえおか議員も言われたように、商品券事業費の約13％、3,000万円もかかっております。住民１人当たりにすると1,000円もかかる計算です。物価高騰対策という観点からすれば、できるだけ事務費がかからない事業にすることが望ましいと考えております。これについてはずっと皆さん御質問ありまして、商品券ではなく私も現金給付にしたらどうかと思うのですが、これの質問については割愛します。ほかの方への答弁に関して、町内の経済対策にもなるということは繰り返し言われておりますが、今回の物価高騰対策という国の意図の中には、経済対策というのは含まれておらず、あくまで物価高騰に困った住民の方、事業者の方をどうするかということであり、経済対策は今回の交付金の本旨ではないということは押さえておいていただきたいと思います。そして、また先ほど来、ほかの方の答弁で、現金給付にすれば、一部は貯蓄に回る。単なるばらまきにすぎないということを言われておりますが、商品券もある意味同じではないかなと。もともと国の政策的にばらまきという観点は否めないところがありまして、そこを言うのであったら、同じではないかとも思います。また、商品券で浮いたお金を貯蓄に回したら、それも同じことが起こるのではないかという観点からすると、商品券事業にこだわるというところのありようとしてはちょっと疑問に思うところです。この点、もし何かありましたら御意見いただきたいと思います。

それから、現金給付の時期等については、ほかの方からも指摘がありましたので割愛

しますが、現金給付であれば、もっと住民の手元に届くのが早いのではないかと思うのですが、この点どのようにお考えか。また、事務費というのも、先ほども質問あったかもしれませんが、今よりも浮くのではないか。それを別の支援に充てるというのが物価高騰対策を皆さんの手元にできるだけという点では良いと思うのですが、この点について再度伺っておきます。

総合政策部長　まず、本町の特性としてベッドタウンということで、多くの方が町外に働きに行かれているという現状の中で、使い勝手としてということですけども、当然、休日もあるわけで、町内での消費というのは、全く商店がないわけでもございませんので、そこについては、先ほど来、ほかの議員にも御答弁をさせていただいておりますとおり、町内での消費ということで、経済の活性化ということですけども、それについてはやはり商店がそれで潤えば、経済の活性化につながるというふうに思っておりますので、そこについては経済の活性化につながらないということにはならないと思っております。

商品券と現金が同じというお考えでございますけども、商品券については、町内で使用できる限定の商品券でございますので、現金とは異なると私どもは理解しております。

それと、現金であれば、当然、住民の手元に届くのは早いということはそのとおりだと思います。ただ、現金でも、口座登録の手続などそういった事務も発生いたしますので、断定的には現金給付のほうが早いということは現時点では申し上げられないと考えております。

また、現金給付にすれば事務費が少なくて、別の支援に充てられるのではないかということでございますが、商品券と現金給付では事務費が浮くということでございますけども、本町として比較分析はしておりませんが、一概にどちらが事務費が安いということは現時点で申し上げられませんが、確かに現金給付であれば、印刷費用や郵便費用は圧縮できますが、口座登録に係るコストや振込手数料が必要になり、職員の人件費も考慮いたしますと、単純比較は難しいと考えております。

先ほども御答弁いたしましたように、単なるばらまきになってしまい、一部は貯蓄に回るということについては、否定はできないと考えておりますし、町内の経済対策にもつながると理解して、今回の商品券事業を実施するということを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

中田議員　ありがとうございました。

町内の経済対策、経済の活性化にならないと私が言っているわけではなく、今回の交付金の本旨はそこにはないですねと、物価高騰対策というところに一義的な意義があるというところについての違和感ということを申し述べたまでです。

それから、質問としては、ほかの議員からも指摘がありました水道の減免等を採用しているところも複数ありまして、これであれば事業者も含めた全住民が対象となりますし、システム改修費など事務費はかかると思いますが、他市町村の事例を見ても、それ

ほどかさむものではないと考えられ、交付金の活用の在り方として有用だと思うということを質問しようと思っていましたが、これもほかの方に同じように答弁されておりますので割愛します。ただ、その答弁の中で、単純に世帯当たりの人数が多いので、不公平感がということを言われていたと思いますが、単純に世帯当たりの人数が多いというだけでは、不公平の程度は大きくならないと思います。ばらつきが大きければ不公平感も高まりますが、単純に多いということだけでは不公平にはならないということ。その辺りは計算されて答弁されているのかというところはちょっと疑問に思いました。

それから、今回、商品券事業は小規模事業者支援を兼ねているということですが、今回の国のメニュー、生活者支援と事業者支援、物価高騰に対してという中のどの部分に該当するのでしょうか。「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」というのがメニューの一つにありますが、もしこれだとしたら、これに当てはまると解釈するには相当な無理があると考えますが、どうなんでしょうか、伺います。

総合政策部長　まず、水道の基本料金についてですけども、世帯人数に関係なく一律の支援ということですので、基本料金については、１人世帯であっても、４人世帯であっても同じ金額になります。ですから、人数が多いということは、基本料金は変わらないわけですけども、使用量は変わってきます。そういった意味合いでは、１人と４人世帯では不公平に感じるのではないかというふうに思いますし、国のほうも国民１人当たり3,000円という規模感での交付金が示されております。そういったことからすれば、１人当たりをやはり考えていく必要があると思いますので、世帯人数に応じた形で配分をするというのが通常ではないかと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長　小規模事業所宛ての支援に関するお問合せでございます。

今回の商品券の事業につきましては、食料品の物価高騰に対する特別加算分が対象となるため、生活者支援を主な目的として実施することとなりますが、同時に国が示す重点支援地方交付金推奨事業メニューの一つとして、「エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援」という内容が示されており、物価高騰の影響を受けておられる町全体の事業者の皆様、特に中小企業への支援として、当該メニューの中で想定される事業に該当するものと認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）について、何点か質問させていただきます。

１つ目、議案書86の10ページ、款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費、節　負担金、補助及び交付金、交付金、介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金418万円についてですが、今回は４回目の事業となり、過去３回は465万円、450万円、482万円を予算計上されていました。そして、今回は４回目となり、また、過去３回の決算実績と比べても、今回の予算418万円は相当少ない額となっております。なぜ従来

よりも少ない予算計上となっているのか。その理由をお教えてください。

２つ目、同じく、議案書86の12ページ、款　商工費、項　商工費、目　物価高騰対策商品券事業費について問います。過去３回実施された商品券事業のうち、２回の事業者応援商品券事業では郵便料が800万円ほど、換金等業務が委託料として１億4,000万円ほど計上されていました。また、前回の物価高騰対策商品券事業では、店舗登録等業務で60万円、換金等業務で２億2,200万円ほどの予算計上となっていました。今回は、節委託料、事務等委託料、配布等業務3,000万円、店舗登録等業務80万円、そして、節負担金、補助及び交付金の交付金として、物価高騰対策商品券２億400万円と従来とは予算配分が異なっています。本事業はどのような観点から予算配分を変えられ、どのような流れで事業が行われるのかお教えいただくとともに、結果として住民や事業者にどのようなメリットがあるのかお教えください。

健康福祉部次長　まず、介護サービス事業所等給付金の金額規模についてでございます。今回の介護サービス事業所等給付金につきましては、議員御指摘のとおり、令和６年度までに実施していた同事業より、予算規模としては数十万円程度少ないものとなってございます。今回、金額が少ない理由としては、主に介護サービス事業所分の入所施設等の単価を前回より低く設定したためでございます。

今回の国の物価高騰対策におきましては、介護サービス事業所に対する支援といたしましては、重点支援地方交付金と医療介護等支援パッケージのこの２つの枠組みがございます。このうち、今回の本町の事業所給付金につきましては、重点支援地方交付金を活用して町で実施するという事業でございます。

一方、もう一つの医療介護等支援パッケージを活用いたしまして、大阪府が実施する介護サービス事業所への補助事業がございまして、こちらでは入所施設の食材費の補助や訪問・送迎に係る燃料費等の補助が行われると聞き及んでおります。

これらの大阪府が実施する別の支援内容も勘案し、本町の給付金におきましては、主に光熱水費相当分に対する支援として介護事業所分の単価を設定し直したため、従前より予算規模としては少なくなったものでございます。

以上でございます。

都市創造部長　商品券に関するお問合せでございます。

前回までは、委託業者から各事業所へ送金する事務も含めて委託を行っておりましたことから、商品券の額面分を委託料に積算しておりました。今回につきましては、換金業務のうち、町内の事業者が商品券を持ち込んだものの枚数を確認し、受付書類を基に審査し、事業者へ換金するためのデータベースの作成までに要する事務費を委託料に積算しております。委託事業者から提供されたデータベースを基に、各事業者へ送金する業務につきましては、町が直接行うことを想定していることから、性質上、交付金として予算計上させていただいたものでございます。これは、委託業者の中には送金のために必要な口座開設に相当の時間を要し、場合によっては新規の口座開設自体が困難なケ

ースもあるとの御説明をいただいております。

これらのことを受け、今回、入札を想定している中で、入札に参加できる事業者を可能な限り増やし、競争原理を高めることにより、経費の圧縮を図るとともに、遅滞なく事務を行った上で、住民の皆様のお手元にお届けするという観点から手続の見直しを行ったものでございます。

以上でございます。

福嶋議員　答弁ありがとうございました。

商品券事業のほうですけども、以前の事業実施時において、事業者への送金に関し、販売から入金まで相当なタイムラグがあり、店舗のほうとしては金銭工面に苦慮したような話も聞いております。その辺りへの配慮、改善はどのように考えておられるのか、お教えください。

都市創造部長　事業者への送金を行うに当たり、できるだけ早急に入金する必要があるということと、事務効率を考慮しながら、換金の締め日を毎月10日、20日、30日と月３回に設定し、それぞれの10日前後に送金させていただいております。

また、事業者が営業時間内に換金場所まで出向くことが難しいという声も伺っておりましたことから、郵送による申請の是非や入金の方法の改善についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　今の話ですと、業者が金券を持って換金してくださいと言って、最大20日、最短でも10日、11日かかるというような話だったと思います。その中で、換金の締日を基準にされているんですが、事業者としては、お金を持っていったら即現金が欲しいぐらいの勢いだと思うんです。今の時代。そういう中で、10日間でまとめて商品券を処理するというのではなく、日々日々それを閉じて、そして、適宜、換金処理することは可能かと思います。今の１日から10日、11日目から20日ということで、それぞれ10日スパンでちゃんと回っていっているのであれば、最低でも10日間で業務が平準化されている、そういう理解になっていきます。それをできるだけ一日一日、可能な限り平準化させながら、ちゃんと閉じて、そして、翌日には処理が終わって、それで換金処理していく。そして、今回は、島本町の補助金であるということから、島本町が送金作業を行うわけですけども、その辺、送金の手数料はかかるかもしれませんが、それも多分、国から補助が出る項目だと思います。ということで、日々日々、金券の処理を閉じるようにして、それを早急に島本町には情報を渡し、そしてそれを伝送処理していくというような手続に取っていくことで、島本の経済がよりよく循環するようになると思うんですけども、島本町のお考えを改めて問います。

都市創造部長　締日を設けないことで、事業者への送金が早急に行うことができるものの、事務効率が悪くなり、委託する場合は、委託料の増加や職員が直接する場合においても、他の業務に支障が生じる可能性もあると考えております。

しかしながら、事業者への配慮に努める必要があることから、事務効率を考慮しつつ、事務の見直しについても検討しながら制度設計を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）について、人びとの新しい歩みを代表し、反対の立場から討論をします。

今回の補正予算は、国から下りてきた重点支援地方交付金及び物価高対応子育て応援手当を活用した事業についてのものです。重点支援地方交付金については、その使い方が自治体ごとに分かれるところですが、本町は、金額で見ると全体の約８割弱が全住民向けの商品券事業に、２割弱が中学生の保護者向けの給食費に、残りの数％をひとり親家庭支援や事業者支援として保育・医療・介護、障害者福祉等に充てる案となっています。

今回、反対する理由は、これらのうちの商品券事業に関してのものです。2020年から始まった事業者応援商品券事業は、今回４回目だと思うんですが、この間、日本の物価高騰は、2022年頃から本格化しています。2024年から25年にかけては年２％超えの高い水準が続いています。家計の実感として見てみるともっと負担感は大きいのではないかと思います。特に、食料品を中心に物価高騰は家計を圧迫しています。この状況を考えれば、少しでも住民に行き渡るお金が減らない方法を考えるべきです。この点については、第二弾の2022年の際から指摘してきたことです。しかしながら、今回も商品券事業の事務コストは変わらず、総額の約13％に当たる3,000万円が想定されています。住民１人当たりにすると1,000円です。これにより、本来、住民の物価高騰対策に充てられるべき金額が目減りします。こうした状況を踏まえ、他自治体では、できるだけ事務費がかからないように、市民に届けられる額面が減らないように、市民がそれぞれの生活状況に応じて活用できるようにと現金給付をするところも増えてきている中で、今回の答弁では、今後は事務コストのかからない方法を検討していくということも言われていましたが、本町は今回も漫然と同じことを繰り返しています。赤券、青券の比率に多少の変化はありますが、それは小手先のごまかしです。また、商品券の一部の人を限定することの問題点もこれまでに同様に指摘してきました。深刻な物価高騰の状況を踏まえれば、多くの人が使いやすい仕様にすべきです。

予算編成までの時間が限られていたことや、そもそも国がやるべきことが自治体任せになっていることへの負担感といった事情は一定理解しますし、今回も国に要望していくということでしたので、それはぜひやっていただきたいと思いますが、今回のエネル

ギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、実情に応じてきめき細かく対応するという趣旨に照らすと、今回の商品券事業は十分に検討されたとは言い難いです。これまでは意見するのみで予算に賛成してきましたが、状況がこれほど変わっているにもかかわらず、そして、問題を指摘してきたにもかかわらず、漫然と同じことを繰り返していることは問題であると考え、今回は反対といたします。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

月足議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）に対し、賛成の立場から討論を行います。

事業の一つでございます物価高騰対策商品券事業について、様々な意見を述べられましたが、地元商店より、今回のような形での支援策を期待する声は従前から受けており、他の大規模自治体と比べますと、地域内の商店・店舗の数が限られておりますので、小さな町、島本町だからこそ、この効果を実感していただきやすく思います。島本町全体としての経済を前向きな形で循環させる意味においても、この実施内容について評価いたしております。他の事業についてもおおむね適正であると判断いたします。

ここで、今回、スケジューリングについて、少しお話しさせていただきます。今回、補正予算は、国の総合経済対策に伴い、国からは可能な限り、年内での予算化に向けた検討をという通知があったことも鑑みて、年内の予算化という大変迅速な対応が求められたことと理解しております。日程としては、12月16日、参議院本会議においての補正予算成立を受け、同日、島本町12月定例会議終了直後行われました町からの議案説明時点においても、国からの重点支援地方交付金の確定額が示されていないという困難な状況下での事業設計であったことも認識しております。

以上のことから、定例会議後の議案説明から本日の審議に至るまで、事前準備はあれど、事業内容を組むに当たり、非常にタイトなスケジュールであったと認識しております。とはいえ、町民生活に直結する経済対策を速やかに実施するためにも、この迅速さについては重要であり、調整等に御尽力いただいた点についても評価いたします。

しかしながら、質疑でも申し上げたとおり、交付金をいかに効果的・効率的に町民へ届けるかについては、多角的な視点からの議論が必要だと考えます。議案説明時より、もっと経費を削減できる方法はないのだろうか、もしくは、他の手法が適しているのではないかといったあらゆる意見が聞かれました。いただきました答弁にもございましたが、町の皆様にも様々な立場の方や考え方、思いがあることかと存じます。

先ほど述べましたが、今後も国の政策により、今回のような迅速な対応、タイトなスケジュールでの難しい事情設計が求められる事態は想定されます。都度行われる議論のみでは検討時間は限られておりますので、最適な施策が展開できるよう、事前の会議体などの設立についてもお伺いさせていただきましたが、今回出されました意見・要望については、今後も全庁的な検討及び調査研究、繰り返しとなりましたが、事前からの議論等の継続をしていただくことを強く要望いたしまして、賛成の討論とさせていただき

ます。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

すえおか議員　今回の物価高騰対策で、町内に商品券を配布するという事業なんですけども、月足議員もおっしゃったように、この物価高騰の中で町内事業者の売上げが落ち、町内経済にとっても大きなマイナス要因になっているということは重々承知の状態です。ただ、物価高騰対策なんですけども、やはり生活困窮している住民たちにいち早く支援を行っていくことが一番重要な観点になると思っています。

私事ですけども、２日前も非課税世帯からちょっと上の収入のある方から相談を受けて、国保料が１万6,000円、月の給料が10万円ちょっとでこの額を請求され、本当に払えなくなって２か月滞納してしまっているという相談も受けました。昨日も厚生労働省に電話したんですけども、住民税の基礎控除が変わっていないから、軽減措置の基準も変えられないという中でずっと据置きになっているという状態で、国の施策というのも、この物価高騰の中で追いついていない。これまでだったら生活可能だった所得帯の人も生活が本当に困難になっているという実情もあります。全世帯に給付措置、商品券配布も含めて届けるというのは取りこぼさない、いろんな制限設けますと例外の人たちが生じてしまうのをできるだけ防ぐという趣旨で、全住民にこれまで現金給付なり、商品券給付なり、措置がまずなされてきたと私は認識しています。

その上で、3,000万円の負担ですけども、これをできるだけ縮減するんだ。そして、町が直営でやってできるだけ早く住民に届けるんだ。そのような最大限の姿勢を町が示して、かつ、町内事業者の支援も両立するという方向を最大限追求するようなスキームを町が提案していれば、まだ納得感が得られた中で、外部業者に委託すればいいんだ。3,000万円、本当は住民に行き着くお金も委託して、そこから出せばいいんだという安易な形の方法を取っていると認識せざるを得ません。なので、本当に生活者支援という中で重点を置く中では、できるだけ多くの額を、それも早く住民に届けていく姿勢をこの経済対策の中で十分考えていただきたい。そして、児童養護施設、高齢者施設の中で住んでいる住民はなかなか使いづらいという実情も話しました。例外措置とかも含めて、総合的に考えるスキームがまだできていない中で、この予算に賛成することはできないということで、反対の討論とさせていただきます。

大久保議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河上議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

町内で使える商品券につきまして、物価高騰により生活が圧迫される全ての町民と町内の事業者支援、そこから生じる町内での経済循環が期待できることを考えると評価できる判断であったと考えます。

また、このたびは、どの世代も取りこぼさないということから、紙ベースでの商品券としたと伺いました。誰も取りこぼさないという思いは大変すばらしいものではありま

すが、紙ベースとなるとそれだけ人手と作業とかかることから、支援に充てられた分の一部は還元するどころか、支援のためという形で消費するということで消えていってしまいます。極力この手数料を抑えるよう努力されたということ、それも伺い、理解はしておりますが、デジタルとの併用など調査研究がより求められるのではないかと考えます。当議案に関する質問にいただいた答弁にて、島本町における町立体育館移転などを挙げ、財源が確保できれば非課税世帯を例に挙げ、追加の支援も考え得ると述べられていましたが、もちろん基金に限りがあり、最低限下回るべきではないラインもあるということは理解しておりますが、それこそバランスの話なのではないかと思います。交付金の分配についても、交付金の限度額を念頭に、バランスの取れた支援策を提案したとありましたけども、子育て世帯に比べ、そうでない世帯への支援がどうしてもバランスのいいものとは抱きづらい印象です。

また、重点支援地方交付金の内容の組立ての段階で、さきに述べたバランスについては十分考慮できたのではないでしょうか。町民との向き合い方ですが、物価高の町民の暮らしにどう向き合うかが問われていると考えます。来年度予算では、さらなる支援が求められるのではないかと述べ、賛成の討論といたします。

大久保議長　次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）に対し、賛成の討論を行います。

長引く物価高騰に対応するための重点支援交付金を活用しました物価高騰対策でございます。物価高騰対策商品券事業、中学校給食高騰対策事業やひとり親家庭等応援手当事業、様々なメニューで物価高騰対策に今回補正予算が上げられております。その中でも、ひとり親家庭に対応されるというのは、町独自の事業として大変評価したいと思います。そして、内容につきましては、それは皆さん多ければ多いほどいいですし、使い勝手が良ければ良いほどいいのは当然のことであると思います。

しかしながら、やはり町全体の利益を考えて、この限られた財源をいかに有効に活用するかを当然考えるべきであると思います。

商品券事業につきましては、町内の事業者に使っていただくということで、経済の応援にも当然なります。しかしながら、単純に経済の応援じゃなくて、やはり町全体で経済を循環させる、町全体で町内の事業者を守っていく。このようなことをしなければ、結果的に住民の皆さん全体の利便性の向上やそのようなものに寄与することができないと思います。

他の自治体とかでバスの事業者とかが撤退して、住民の皆さんの足が困ったというような報道も多く聞きますけども、あれもやはり使用者が少なくなれば、当然事業者は持

ちこたえることができない。そのような結果、住民の皆さんの利便性が衰退してしまうことになると思います。

現在の物価高騰が長く続く中で、私、多くの事業者であるとかいろんな団体の方とお話ししますけども、やはり原材料の高騰によって厳しい状況が続いていく。それをエンドユーザーである皆さんに価格転嫁していくのが非常に厳しい決断に迫られている事業者の皆さんが多いと思います。当然利益を求めて上げたいですけれども、上げたらお客さんが離れてしまったらどうしようと、そんな状況に陥っているような事業者は大変多い。そして、本町のような小規模事業者の方が多いような町では、その影響は深刻なんじゃないかと思っております。そのようなことを考えると、やはりしっかりと町内で経済を循環させる。そして、町内の皆さんがしっかり守っていただくという取組が必要であると思います。そして、それがひいては町全体の利益、住民の皆さんの利便性の向上、また、にぎわいなどにもつながっていくと思いますので、この商品券事業というのは、全てが良いとは言いませんけども、妥当な判断であると考えております。

そして、手数料の3,000万円という部分ですけども、額面で言いますと3,000万円、当然大きいです。このお金をもっとほかに使えたんじゃないんかというような意見も当然あると思いますけれども、どうも額面だけが先行して、この中身についてはあまり議論されてないんじゃないかと思います。どんな事業者であっても、当然、仕事を受けたら対価は発生しますし、その対価が適正であるかというのは、公金の支出、これはやはり入札であるとかそのようなものでしっかりと証明していただきたいと思います。

そして、だからと言ってこのままでいいとは申しませんし、他の自治体の事例なども踏まえて、少しでも安く、少しでも効率よく事業についてはブラッシュアップしていただきたいと思います。引き続き、しっかりと皆さんの暮らしを支える、そして、町全体の利益も考えた上で、このような事業を進めていただくことをお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

大久保議長　続いて本案に賛成の方の発言を求めます。

西山議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、物価高騰対策支援事業といたしまして、様々な議論が出ました。今回、島本町、住民の皆様、事業者全体に行き渡る事業の在り方として、今回、行政からもこの内訳が示されました。この内訳を見る限り、施設であるとか、学校であるとか、子育て支援等々、広く満遍なく分配されていると判断いたしました。

中でも、物価高騰対策商品券事業の内訳についてでございます。他の議員の方からも大変質問が飛びましたけれども、3,000万円近い経費がかかるという話でございましたが、商品券の回収、換金率97％という高さの御回答をいただきました。この97％の回収率、約２億円近い金額になりますが、こちらが島本町内地域の通貨として、地域に戻ってきたというお金でございます。もし、現金にこれが換金されてしまいますと、他市の

ほうに流出される可能性は大変大きい金額でございます。これが島本町内で経済の活性化という意味、地域の経済を回す、こちらに使われるお金ということは大変有意義なことであると考えております。

確かに経費の削減、また、事業者へ早く現金が回るシステムにつきましては、先ほど他の議員からも御指摘がございましたとおり、引き続き考えていかなくてはいけない要点ではあることを付け加えまして、賛成の立場での討論とさせていただきます。

大久保議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員　第86号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）について、討論を行います。

国の物価高騰対策において、重点支援地方交付金を活用して全世帯への１人6,000円分の商品券配布や中学校給食費の無償化、ひとり親家庭への町独自の児童１人につき１万円加算や介護サービス事業者、そしてまた医療機関等への給付金など実施され、この項目については評価するものとします。

また、様々な御意見が出ておりました、主には商品券事業についてです。今回、第４弾であり、これまでも実施について、私の周りの方々も、住民、そして事業者におきましても大変喜ばれているところです。これにつきましては、町の活性化や住民の皆様への物価高騰に対する支援と併せて、業務の上で、同じように物価高騰のあおりを受けておられる町内事業者への応援は必須と考えております。

また、皆さんから御質問もありました事務費につきましても、高額なものになっておりますが、これにつきましては効率的に運用していただけるようお願いしておきます。

これまでもこの商品券につきましては、実績を上げてきているところでございます。全世帯、全住民に行き渡るもので、長引く物価高騰の中で、町の活性化、そしてまたよりよい循環による経済対策にもつながるものと期待するものです。

以上、今回の町のお考えにつきましては、評価するものとして、賛成の討論とさせていただきます。

大久保議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第86号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

大久保議長　起立多数であります。

よって、第86号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第３、第87号議案　島本町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第87号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

大久保議長　起立全員であります。

よって、第87号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、12月臨時会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大久保議長　御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和７年島本町議会12月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、２月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

（午後０時01分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第８６号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）
第８７号議案　島本町議会会議規則の一部改正について

令和７年島本町議会１２月臨時会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
第８６号議案	令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）	１２月２５日 原案可決
第８７号議案	島本町議会会議規則の一部改正について	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年１２月２５日

島本町議会議長　大久保たかゆき

署名議員（５番）河上りさ

署名議員（８番）福嶋保雄

令　和　７　年

島本町議会１２月臨時会議議案

島　　本　　町

令和７年島本町議会１２月臨時会議議事日程

議事日程第１号

令和７年１２月２５日（木）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　第８６号議案　令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）

日程第３　第８７号議案　島本町議会会議規則の一部改正について

第８６号議案

令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）

令和７年度島本町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３８０，０１９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７，５５１，６６４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和　７　年１２月２５日提出

島本町長　　山　田　紘　平

第　1　表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金		2,995,987	380,019	3,376,006
	2 国庫補助金	719,439	380,019	1,099,458
歳　　入　　合　　計		17,171,645	380,019	17,551,664

（歳　　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3 民生費		6,986,221	139,413	7,125,634
	1 社会福祉費	3,258,686	137,413	3,396,099
	2 児童福祉費	3,350,755	2,000	3,352,755
4 衛生費		1,169,780	5,311	1,175,091
	1 保健衛生費	490,996	5,311	496,307
6 商工費		248,636	235,295	483,931
	1 商工費	248,636	235,295	483,931
歳　　出　　合　　計		17,171,645	380,019	17,551,664

第２表　　繰越明許費補正

（追　加）

款	項	事業名	金額
商工費	商工費	物価高騰対策商品券事業	２３４，９９５千円

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

（歳　入）　　（単位：千円）

款	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
15 国庫支出金	2,995,987	380,019	3,376,006
歳　　入　　合　　計	17,171,645	380,019	17,551,664

（歳　出）　　（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				
				特　定　財　源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3 民生費	6,986,221	139,413	7,125,634	130,825	0	0	0	8,588
4 衛生費	1,169,780	5,311	1,175,091	0	0	0	0	5,311
6 商工費	248,636	235,295	483,931	0	0	0	0	235,295
歳　出　合　計	17,171,645	380,019	17,551,664	130,825	0	0	0	249,194

２．歳入

（款）　15.国庫支出金　　（項）　2.国庫補助金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　額		
1 総務費国庫補助金	232,987	249,194	482,181	1 総務管理費補助金	249,194	地方創生臨時交付金	249,194
2 民生費国庫補助金	184,813	130,825	315,638	1 社会福祉費補助金	130,825	物価高対応子育て応援手当支給補助金	130,825
計	719,439	380,019	1,099,458				

３．歳出

（款）　3.民生費　　（項）　1.社会福祉費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	324,635	4,188	328,823	0	0	0	4,188	11 役務費	8	通信運搬費 8 郵便料 8
								18 負担金、補助及び交付金	4,180	交付金 4,180 介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金 4,180
10 物価高騰対策支援事業費	0	133,225	133,225	国庫支出金 130,825	0	0	2,400	11 役務費	825	通信運搬費 440 郵便料 440 手数料 385 口座振替手数料 385
								18 負担金、補助及び交付金	132,400	交付金 132,400 物価高騰対応子育て応援手当 130,000 ひとり親家庭等応援手当 2,400
計	3,258,686	137,413	3,396,099	国庫支出金 130,825	0	0	6,588			

（款）　3.民生費　　（項）　2.児童福祉費　　（単位　：　千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	1,598,802	2,000	1,600,802	0	0	0	2,000	18 負担金、補助及び交付金	2,000	交付金　2,000 民間保育所等物価高騰対策支援給付金　2,000
計	3,350,755	2,000	3,352,755	0	0	0	2,000			

（款）　4.衛生費　　（項）　1.保健衛生費

1 保健衛生総務費	144,277	5,311	149,588	0	0	0	5,311	11 役務費	11	通信運搬費　11 郵便料　11
								18 負担金、補助及び交付金	5,300	交付金　5,300 医療機関等物価高騰対策支援給付金　5,300
計	490,996	5,311	496,307	0	0	0	5,311			

（款）　6.商工費　　（項）　1.商工費　　（単位 ： 千円）

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 商工振興費	246,276	300	246,576	0	0	0	300	18 負担金、補助及び交付金	300	交付金 300 シルバー人材センター物価高騰対策支援給付金 300
3 物価高騰対策商品券事業費	0	234,995	234,995	0	0	0	234,995	3 職員手当等	112	諸手当 112 時間外勤務手当 112
								10 需用費	50	消耗品費 50 事務用消耗品 50
								11 役務費	33	通信運搬費 33 郵便料 33
								12 委託料	30,800	事務等委託料 30,800 物価高騰対策商品券事業配布等業務 30,000 物価高騰対策商品券事業店舗登録等業務 800
								18 負担金、補助及び交付金	204,000	交付金 204,000 物価高騰対策商品券 204,000
計	248,636	235,295	483,931	0	0	0	235,295			

１　一　般　職

（１）総　括

区　分	職員数（人）	給与費				共済費（千円）	合　計（千円）
		報　酬（千円）	給　料（千円）	職員手当（千円）	計（千円）		
補正後	243 (447)	669,013	936,423	926,150	2,531,586	435,403	2,966,989
補正前	243 (447)	669,013	936,423	926,038	2,531,474	435,403	2,966,877
比　較	0 (0)	0	0	112	112	0	112

［注］（　）内は、短時間勤務職員【外書】

	区　分	時間外勤務手当（千円）
職員手当の内訳	補正後	85,592
	補正前	85,480
	比　較	112

（２）給料及び職員手当の増減額の明細

区　分	増 減 額（千円）	増 減 事 由 別 内 訳（千円）		備　　考
給　料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		普通昇給に伴う増加分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	112	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	112	時間外勤務手当　　112 千円　　物価高騰対策商品券配布対応

［注］会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増減額は除く。

第８６号議案参考資料

繰越明許費に関する資料

（単位：千円）

事　業　名	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
物価高騰対策商品券事業	0	234,995	234,995	234,995
予　算　科　目	(款)商工費　(項)商工費　(目)物価高騰対策商品券事業費			
細節の内訳	現計予算額	補正予算額	補正後予算額	繰越予定額
諸手当	0	112	112	112
消耗品費	0	50	50	50
通信運搬費	0	33	33	33
事務等委託料	0	30,800	30,800	30,800
交付金	0	204,000	204,000	204,000

繰越の理由

国の補正予算を活用して事業を実施し、年度内に完了しない見込みであるため繰り越すもの。

第８７号議案（議員提出議案）

島本町議会会議規則の一部改正について

島本町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和　７　年１２月２５日提出

提出者　島本町議会議員

ナカジマ　洵　智	すえおか　友　行
月　足　まさや	河　上　り　さ
東　田　まさき	清　水　貞　治
福　嶋　保　雄	山　口　博　好
西　山　ようこ	中　田　みどり
永　山　優　子	川　嶋　玲　子
野　口　日利美	

提案理由

表決における電子採決システムの導入に伴い、所要の改正を行うもの。

島本町議会規則第　　号

島本町議会会議規則の一部を改正する規則

島本町議会会議規則（昭和６２年島本町議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第８１条を次のように改める。

（電子採決システム等による表決）

第８１条　議長は、表決を採ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

２　電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。

３　第１項及び第８７条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

４　前項の場合において、議長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を

採らなければならない。

第８７条ただし書中「起立又は挙手の」を「電子採決システムによる」に改める。

附　則

この規則は、令和８年２月１日から施行する。

第８７号議案資料

島本町議会会議規則の一部改正について

１　提案理由

表決における電子採決システムの導入に伴い、所要の改正を行うもの。

２　議案の概要

会議における表決について、電子採決システムにより行うこととするよう改めるもの。

３　新旧対照表

４　施行期日

令和８年２月１日

第８７号議案　参考資料

島本町議会会議規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
（電子採決システム等による表決） 第８１条　議長は、表決を採ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 ２　電子採決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。ただし、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない者は、反対のボタンを押したものとみなす。 ３　第１項及び第８７条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。 ４　前項の場合において、議長が起立者若しくは挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。	（起立又は挙手による表決） 第８１条　議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 ２　議長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。
（簡易表決） 第８７条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決を採らなければならない。	（簡易表決） 第８７条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員３人以上から異議があるときは、議長は、起立又は挙手の　　方法で表決を採らなければならない。

令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）（案）説明

それでは、第８６号議案「令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号)」について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、国の補正予算を活用した物価高騰対策に係る予算について提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ３８０，０１９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を１７，５５１，６６４千円とするもので、款項別の内容については、８６の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第２条の繰越明許費の追加については、８６の５ページの「第２表　繰越明許費補正」にお示ししている１件となり、その内容については、８６の１４ページの次に添付しています「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

続いて、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

８６の９ページからの歳入です。

第１５款　国庫支出金　第２項　国庫補助金　第１目　総務費国庫補助金　第１節　総務管理費補助金２４９，１９４千円の増額については、町で独自に行う物価高騰対策に係るものです。

第２目　民生費国庫補助金　第１節　社会福祉費補助金１３０，８２５千円の増額については、物価高対応子育て応援手当に係るものです。

続いて、８６の１０ページからの歳出です。

第３款　民生費　第１項　社会福祉費　第１目　社会福祉総務費　第１１節　役務費８千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金４，１８０千円の増額については、障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所等への給付金並びにその申請等に係る事務費によるものです。

第１０目　物価高騰対策支援事業費　第１１節　役務費８２５千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金１３２，４００千円の増額については、国の制度である物価高対応子育て応援手当及び町の独自施策であるひとり親家庭等応

援手当並びにその事務費によるものです。

第２項　児童福祉費　第２目　児童措置費　第１８節　負担金、補助及び交付金２，０００千円の増額については、民間保育所、認定こども園及び小規模保育事業所への給付金によるものです。

第４款　衛生費　第１項　保健衛生費　第１目　保健衛生総務費　第１１節役務費１１千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金５，３００千円の増額については､医療機関及び薬局への給付金並びにその事務費によるものです。

第６款　商工費　第１項　商工費　第１目　商工振興費　第１８節　負担金、補助及び交付金３００千円の増額については、シルバー人材センターへの給付によるものです。

第３目　物価高騰対策商品券事業費　第３節　職員手当等１１２千円の増額、第１０節　需用費５０千円の増額、第１１節　役務費３３千円の増額、第１２節委託料３０，８００千円の増額及び第１８節　負担金、補助及び交付金２０４，０００千円の増額については、物価高騰対策商品券事業の実施に係る事務費及び換金によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和７年度島本町一般会計補正予算（第８号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町議会会議規則の一部改正について（案）説明

それでは、第８７号議案「島本町議会会議規則の一部改正について」御説明申し上げます。

提案理由は、表決における電子採決システムの導入に伴い、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

第８１条及び第８７条ともに、会議における表決について、起立又は挙手による方法から電子採決システムによる方法により行うこととするよう改めるものです。

施行期日は、令和８年２月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町議会会議規則の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。